

平成 16 年 度

# 予算特別委員会会議録

開会 平成 16 年 3 月 12 日

閉会 平成 16 年 3 月 17 日

上 富 良 野 町 議 会

# 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録（第1号）

平成16年3月12日（金曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	仲島 康行 君
委員	中村 有秀 君	委員	金子 益三 君
委員	村上 和子 君	委員	長谷川 徳行 君
委員	渡部 洋己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

## 欠席委員（0名）

## 早退委員（0名）

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収入 役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
総務 課 長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
税務 課 長	越智 章夫 君	町民生活課長	米田 末範 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	農業振興課長	小澤 誠一 君
道路河川課長	田中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣脇 和幸 君
会計 課 長	高木 香代子 君	農業委員会事務局長	谷口 昭夫 君
管理 課 長	上村 延 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君
特別養護老人ホーム所長	林下 和義 君	上下水道課長	早川 俊博 君
町立病院事務長	三好 稔 君	関係する課長補佐、係長等	

## 議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	菊池 哲雄 君
係 長	北川 徳幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

事務局長(北川雅一君) おはようございます。  
予算特別委員会に先立ちまして、議長、町長から  
ごあいさつをいただきたいと思います。

最初に、議長、ごあいさついただきます。

議長(中川一男君) おはようございます。

本当にきょうは、春が来たのではなくて冬が戻っ  
てきたという天候でございまして、なかなか体調は  
ついていけないというところでございますが、きよ  
うから4日間、予算特別委員会ということで、御参  
集いただきましてありがとうございます。

予算というものは、富の分配であります。国、  
道、町とこの富をいかに町民、地域住民に分配して  
いくかと、そのきょうは大事な日でございます。そ  
して、この予算案を執行することが上富良野町民に  
対しての安心・安全、また利便、そういうものをも  
たらすものなのか、皆さん方が町民に成りかわり、  
慎重なる審議をし、裁定を下していただければと  
思っております。

大変これからの4日間長丁場でございますが、慎  
重審議をしていただきたいと思います。今日は御苦  
労さまで。ありがとうございます。

事務局長(北川雅一君) 続きまして、町長から  
ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) 皆様おはようございます。

ただいま議長からお話ありましたように、今定例  
会2日目におきまして御提案させていただきました、平成16年度の予算審議のための予算特別委員  
会ということで、御多用の中御参集を賜り、御審議  
賜りますことまずもって心から厚く御礼を申し上げ  
たいと存じます。

平成16年度の予算編成に当たりましては、執行  
方針で述べさせていただいておりますので、細部に  
わたりましてのお話は避けさせていただきますが、  
大変に厳しい財政運営の中で、皆様方の町民の  
方々の期待に沿う部分を先送りせざるを得なかつた  
部分もあるわけではありますが、そういった対応の中  
で、継続して編成できる、財政運営ができる方向を  
模索しながら、平成16年度の予算を策定していただ  
いておるところでございますので、よろしく御審  
議を賜りまして、御議決賜りますことをお願い申し  
上げ、開会に当たりましてのごあいさつにかえせて  
いただきます。どうかひとつよろしく願います。

事務局長(北川雅一君) では、正副委員長の選  
出でございますが、3月3日の定例会で、議長を除  
く17名をもって予算特別委員会を構成しておりま

すので、正副委員長選出につきましては、議長から  
お諮り願います。

議長(中川一男君) 正副委員長の選出について  
お諮りいたします。

先例によりまして、委員長に副議長、副委員長に  
は総務文教常任委員長ということでございますが、  
よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には西村昭教  
君、副委員長は向山富夫君に決しました。よろしく  
お願いします。

事務局長(北川雅一君) 西村委員長は、委員長  
席の方へ御着席願います。

それでは、委員長からごあいさつをいただきま  
す。

委員長(西村昭教君) おはようございます。

平成16年度の予算特別委員会ということで、委  
員長に就任をさせていただき、初めての委員長とい  
うことで、ふなれな部分もございますけれども、皆  
様方の温かい御協力のほどをよろしくお願い申し上  
げます。

非常に財政は厳しいわけでありましてけれども、そ  
ういう中で我が町も非常に厳しい中で、町長を先頭  
にそれぞれの所管の課長を中心に、16年度の予算  
が提出されたわけでありましてけれども、そういう苦  
労もこの予算の中にはあろうかと思っておりますので、ひ  
とつその点も十分考慮に入れた中で、皆さん方の慎  
重なる審議をお願い申し上げる次第であります。

非常に厳しい状況の財政状況ということでは、や  
はり町民にもある程度それなりの負担も強いる部分  
もあろうかと思うわけでありけれども、これからの  
財政状況を見ますと、当然そういうこともやむを得  
ないと、あるいは本来のそういう姿にあるべきなの  
かなというような気もするわけでありましてけれど  
も、そういう中でひとつそれぞれ予算案が数字とし  
て決まっております。むしろその取り組む内容  
について、本当に町民の立場に立って行政効果を最  
大限に発揮できるのかどうかと、そういう観点で御  
審議をいただければ非常に幸いかと思うわけであり  
ます。ふなれではございますけれども、きょうから  
4日間誠心誠意進めてまいりたいと思っておりますので、  
よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。一言  
就任に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。よろ  
しく願います。

それでは、ただいまの出席委員は17名であり、  
定足数に達しておりますので、これより予算特別委  
員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御説明申し上げます。

本特別委員会の案件は、平成16年度第1回定例会において付託されました議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本特別委員会の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、3月12日から17日までの6日間とし、本日議案第1号の補足説明と事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目の、15日は、議案第1号の事項別明細書の歳出第8款からの質疑を行います。

3日目の16日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の17日は、本特別委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日配付の議事日程のとおりであります。

なお、本特別委員会の説明員であります、町長を初め四役と一般会計につきましては、当日の議案に関係する課長、課長補佐並びに係長等とし、各特別会計及び企業会計につきましては、その会計に関する課長、課長補佐並びに係長等の出席といたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと存じます。

説明は、自席にてさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整に当たりましては、議会運営に関する先例により、2分科会単位で予算案審査意見の取りまとめをいただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

次に、お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いが委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の扱いは委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願いを申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言をお願いいたします。

なお、委員におきましては、質疑区分ごとに一問一答方式で、1項目ごとに質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付資料について説明の申し出がありますので、許可します。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） おはようございます。

それでは、さきに配付してございました、予算特別委員会の事前配付資料につきまして、私の方から一括して説明を申し上げたいと思っております。

議案の配付日、2月の27日でありますけれども、表題が予算特別委員会事前配付資料というもので資料1から資料5までつけまして配付してございますので、そちらの資料をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか、おわかりですか。

それでは、ただいま申し上げました資料をごらんいただきたいと思っておりますが、目次に記載しておりますとおり、資料1から資料5までの内容になってございますので、私の方から概要を一括しまして順次申し上げてまいりたいと思っております。

最初の資料1についてでございますが、ここでは、国の平成16年度の予算等の内容を網羅してございます。特に2ページ以降には、国の方針に基づく地方財政対策の内容を載せております。また、4ページの下段では、ごらんいただきたいと思っておりますが、1兆円規模となりました国庫補助負担金の見直し状況を掲載してございます。

また、次の5ページの中ほどには、地方交付税総額の状況について載せております。さらに6ページの下段の表でありますので、ごらんいただきたいと思っておりますが、ここでは三位一体改革の国庫補助負担金

の見直しによりまして、上富良野町での影響等を載せてございますので、ぜひ参考に願いたいと思います。

次、資料2の方に移ります。資料2におきましては、財政資本について載せてございます。

ここでは御案内のとおり地方交付税などの一般財源が大幅に減額されてございます。また、今後も引き続きその額につきましては削減傾向で推移しますことから、このままの状況では今後も悪化し、極めて厳しくなることを予測してございます。

また、この表の下段におきましては、財政比率の用語につきまして解説を付してございますので、参考にさせていただきたいと思います。

次に、資料3に移ります。

資料3におきましては、第4次上富良野町総合計画実施計画についての内容を網羅してございます。この資料の掲載方法につきましては、昨年度と同様であります。期間につきましては、ローリングしてございますので、平成16年度から平成18年度までの3カ年間で実施計画書としてまとめております。

まず、内容を申し上げますが、1ページから2ページにかけては、第4次総合計画の施策大綱に定めております四つの施策体系ごとに、3カ年間で各年度別の予定事業の金額、さらにはその財源の内訳を総括的に記載したものでございます。この部分の詳細の内容につきましては、6ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんを願いたいと思います。

それと、3ページから4ページ、5ページにかけて、各年度別の収支見込み状況を資金計画書として掲載しております。特に3ページの平成16年度の内容につきましては、今回御提案します予算の状況を各区分ごとに決算に至ります状況を見込みまして、決算見込額に置きかえまして、内容を網羅してございます。決算額については、括弧書きで掲載してございますので、括弧の外書きについては当初の予算額ということで、比較対比でごらんをいただきたいと思っております。

ここでも国の具体的な三位一体改革の影響を大きく受けまして、その額は単純に収支バランスを図ることのできない範囲でありますことから、平成17年度以降におきましては、現段階では財源が大きく不足しますし、さらに、財政調整基金につきましても未調整の状態で掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

したがって、現在の財政構造のままでは、収支バランスをとり続けることができませんことから、これらへの対策としまして、町政執行方針でも

述べておりますように、この4月の新体制の中で、新たな財政構造改革に取り組み、その成果をできる限り早期に反映する必要があるところであります。

さらに、不足する財源の状況に応じまして、最終的には基金を取り崩すなどの判断を問われることになるところであります。

なお、今後の予算の編成に当たりましては、基本的には収支均衡を図っていくことを基本としているところであります。

次、資料4に移ります。

この資料4につきましては、御案内のとおり行財政改革実施計画、現行計画の効果額一覧表として掲載してございます。内容につきましては、第3次の行革大綱に基づきます実施計画で決めました項目ごとに、この期間、3カ年間の成果内容について掲載しているところであります。

御案内のとおり現時点での成果総額については、3億1,000万円となっておりますが、まだ決算期を迎えていませんことから、今後の決算に基づきます最終の成果報告につきましては、改めまして時期を見ながら何らかの形で報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、資料5に移りまして、内容を申し上げます。ここでは総じて厳しい地方財政の現況にありますことは、上富良野町においても同じでありまして、町の将来をも大きく左右する緊急かつ最重要課題となっておりますことから、本町が将来に向けまして、持続可能となる財政構造に改めるための基本的な考え方の素案を示すものでございます。

さきに町長が執行方針でも示してございますように、この4月からの新執行体制におきまして、構造改革をできるだけ早期に具現化し、また組織挙げまして取り組み、将来に向けまして少しでも希望の持てる環境の中でまちづくりを継続しなければならないと考えているところであります。この財政構造の改革に当たりましては、歳出の見直しを中心となるなど、選択肢が大変限られてくると思っておりますが、議員を初め多くの町民の方々から意見を伺い、また町民の皆さんとともに議論をし、実践することが重要と考えておりますので、議員各位の忌憚のない御提言・御助言等をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

なお、この件につきましては、取り急ぎ3月10日発行の町広報誌を通じまして町民に対し広く意見を募集する記事を掲載しましたことから、今後寄せられる意見内容を踏まえまして、反映できるものにつきましては、できるだけ反映をして基本方針や具体的計画を定めていくこととさせていただきます。

以上が、このたびの予算特別委員会におけます、

審議の参考としていただくための事前配付しました資料の概要の説明でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 以上で、資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言をされるようお願ひを申し上げます。

また、説明員は挙手の上職名を告げ、委員長の許可を得た後に説明員席で起立の上説明をお願いいたします。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

4番 梨沢委員。

4番（梨沢節三君） 説明を聞いておまして、これは16、17、18、この予算の状況をみますと、非常に厳しいものがあります。それで、今、行政改革ということでやっておられるのですが、その行政改革というのはどこに焦点を置いてやっているのかと。まず、これはこの予算書非常に御苦労さまでした。とにかくない予算の中でいろいろやって、中にはおかしなものもちょっとありますけれども、それは数の中だから仕方ないでしょうけれども大変御苦労さまでした。それで、やっていてむなしさを町長与えているのではないですか。職員にやらせていて、むなしさを与えていると私どうも行政改革というのを、国の構造改革である市町村合併というのがどんと来ているのですよ。これに対する町としてどうするかというものが決まらなかったら、行政改革にせよ何にせよ決まらないと思うのです。決めたところでどうなるのかという、さきの議会で同僚議員の一般質問に、55%が北海道でも合併協議会が立ち上がっていると。多分この3月終わると60%を超えている。6月になれば80%を超えているという、そういう状況になっていく中で、町長は自立宣言をしているのですよ。平成17年3月まで、いわゆる特例債のある間は合併しないということ宣言をしているわけですよ。これ来年なのです。職員は今この作業をやっていて、言いたくても言えないのです、議員は何をやっているって、目が私に怒りつけているのですよ。目も見られない、恐ろしくて。腹の中がよく出てきております。このところをはっきりしなかったら、要するに構造改革どんどんやっていいよ、自立だよということで、決まっていやるのならいいですけども、このところが決まらない、町民の声も聞いていない、議会も言っていないのに町長だけ言っていて、それでいいのかと。合併なら合併でまた私言いたいところなのです、勝手に下げたり、手数料・使用料を取っ

て、そんなことやることないのですよ、そのままで行けばいいのですよ、ずっと。そして、5市町村見比べていけばいいのです。相手がいないとか、そういうことを言うておりますけれども、今言われた広報3月号を見ますと、合併に関する意見20件来ておりますよ。まだ合併というのは決まっていないと、20件ということは2,000人以上の人がそう思っているはずですよ。そういう中で、このところを、予算書はこれから入っていきますからいいけれども、まず予算書に入る前のここが大事だと思うのですよ。自立宣言ということは合併をしないということをはっきり言われたわけですよ。では状況が変わっていった先ほど言ったように、今現在55%であると、合併協議会が立ち上がっているのが、そしてこれが終わっていった6月には80に行くという状況になったとき、変わらないのかなと。変わった状態で一生懸命やってですよ、いろいろなどころ圧縮して行って、合併といたときに辛い思いするのはまた職員なのですよ。

そこで、これは町長ばかり責めてもあれなのですが、矢祭町というのは合併を宣言して、私も土曜講座行っておりましたから、土曜講座行っておりました……。

委員長（西村昭教君） 梨沢さん、先ほどの今の質問ですけども、資料の説明に対しての質疑でありますので、それに関係がなければ、この後の予算の執行の中で質問をすることは御自由ですけども、もう少し明確に資料に対しての何か中身に質問があるのであれば、それについてきちっと質問していただきたいと思います。お願ひいたします。

4番（梨沢節三君） 今ねそこなのです、入り口なのです。入り口についての考え方について言っているわけなのです、入り口の。

委員長（西村昭教君） わかりました。簡潔明瞭にお願ひいたします。

4番（梨沢節三君） これから入っていきますねということによっておりますから。（「簡潔明瞭にお願ひいたします。」と言う者あり）だから、そういうことにならないということなのです。今言っていることは、職員の心の代弁をしているし、それから、これから議会もこうですよということも言って、かつ予算というものについての考え方ということを私は今言おうとしているのです。（「そうしたら、それに入ってください。」と言う者あり）だから、あなたと話す気はないのですよ、私は。

委員長（西村昭教君） 私も話す気はありませんですけれども、簡潔明瞭にお願ひいたします。

4番（梨沢節三君） こういう今議会のことを言おうとしたわけなのです。議会も皆さん、町民の代

表ですから、いろいろありますよ。この矢祭町というところに先ほど言ったように、和寒町の議員が行って、やっぱり8,000人ぐらいですよ。そして議員の数は5人ぐらい、5人にしましたと。あなたたち自立してやるのならこれぐらい考えなさい、こういうことなのです。事々そういうことで腹を据えて町民が一体となってやるのならいいのですけれども、そうでなかったならば、ただ町長が町長だけの考えでもって、今、町長だからそれはそれでいいですけれども、今大変な状況が来ているということ踏まえて、この予算というものをつくっていかないと誤るのではないのでしょうか、この町の進み方。これがさっき言った55から60、80。そして、やっぱり合併でしたといったときに、そのときに辛い思いするという状況生まれないのでしょうか、町長にお聞きいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、本質的に何を問われたのか、ちょっと明確にわかりませんが、1点、ひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

私が合併特例法のある期間は合併しないということは、それは申し上げておりません。特例債をもらうことを目的にした合併はしませんということはお話していますけれども、特例法のある期間中は合併しないということをお知らせしておりますので、他の委員さんも、もし今の梨澤委員さんのような理解をされていたら、ひとつ誤解であります。私は合併特例債を目的として、それをもらうために合併をするということは考えておりませんということをお知らせしておりますし、また、加えて現時点で私は自立の道を宣言しておりません。合併を協議する相手がいないので、合併を例えば、選択しなければならぬという状況になったとしても、相手がいないから自然と自立の道を今は現時点は自立の道を進んでいかなければなりませんよということをお知らせしておりますので、御理解いただきたい。

それから、もう1点、合併する、しないにかかわらず、予算編成はしなければなりませんし、構造改革はしなければならぬと私は思っています。合併するから構造改革は要らないということではないと、合併するしないにかかわらず、自立することにかかわらず、現状の国の地方財政の方向性を見きわめた中で、私はそれにのっとった構造改革をしていかなければならないと。そのために先ほど総務課長が説明させていただきましたような手法で、私が就任させていただいて3回目になるわけであり

ますけれども、この4月から新たな部署をつくって、行財政改革の抜本的な取り組みを進めていきたいと。そして、そのことによって継続的な財政運営ができる基盤づくりをしたいというふうに思っておりますということでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。ほかに。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 第4次総合計画の関係の7ページから8ページ、実施計画なのですね。この中の豊かな心の人のまち、その他ということで113、上富良野高等学校卒業生就学資金貸し付けの関係なのです。これ事業年度が13年から20年となっております。しかし、この条例は平成13年から17年3月までの卒業生という時限立法のもとで条例がなっているのです。そうすると18年が240万円、それから19年度、20年度が180万円ですね。そうすると条例が時限立法でこうなっているのに、何でこういう形で計上されたかと。基本的にこの進学貸付金の関係は、時限立法そのまま継続するという判断か、もう一つは、19・20年度が180万円ということになると、いうなれば90万円。90万円の落とすということなのか、現実的に時限立法条例の範囲の中で、僕はこの計画を出すべきだという判断をしているのです。その点で基本的なことなのでお尋ねしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問にお答えします。

これは委員がおっしゃるように、条例内容については時限的な状況になってございます。しかしながら、御案内のとおり、学歴を積むに当たりましては、新入学につきましては、今申し上げましたような期間で打ち切りますが、在籍中については継続するというところでございますので、新規の貸し出しについては今申し上げますような期間で時限的に取り扱うということでございます。

そんなようなことで、一定期間についてはその後貸し出しをするのも、既に認定をしたものについては貸し出しをするもの、それから、回収をするという資金の運用面がございまして、そういう観点でここにのせたということをお理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番。

11番（中村有秀君） それはある程度理解できるのですよ、17年3月卒業生が進学資金貸し付けを受ければ、その後出ていくのはわかるのだけれども、例えば18年度と金額が若干落ちてきているという

ことは、あくまでそれでは年度別に、例えば4年制、2年制の場合ありますから、17年卒業して18年で終わる人もいるし、それから順次ということで、基本的にはもうこの時限立法は17年の卒業者までということで、理解をしてよろしいですね。確認いたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 今、委員がおっしゃるように、現段階では条例の明記どおり運用する考え方でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それであれば時限立法が17年3月卒業者まで切れるということになりますと、この中で当年卒業したけれども、受験に失敗したとか、希望に沿わないあれだと翌年に出てきますね、18年。そうするとこの18年の卒業者も貸し付けの対象になるかどうか。一応条例から言えば、翌年の当年度と翌年度ということも含まれてますから、その点ももう1点確認したいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 中村委員の考え方は、次年度に及ぶのかという意味かと思うのですが、18年度については、あくまでも年次を17年度で区切ってございますので、18年度以降については適用ないというふうに条例を解釈するようになると思われまます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） この条例の中に当年度、例えば、17年3月卒業、それから翌年の卒業者も対象にするということになっているのね、新たにです。だから、17年の3月の卒業者までということは基本的になっているけれども、そういういろいろな事情で翌年のということもはっきりうたわれているのです。ですから、私は17年度卒業したけれども、18年度に就学をしようという人も対象になるのですねということで、確認をしたいのです。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 9時37分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き再開いたします。

教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 中村委員の上富良野高校の教育振興についての、その中の就学資金の問題なのですけれども、私たちの担当する部局といたしましては、とにかく魅力ある学校づくりということ

で、一つの区切りとして5年の時限立法で理事者をお願いして、配慮して条例を制定していただいております。

その中で、今、委員から質問のあるように、例えば1年間、例えば大学行くときに、予備校やなんか行った。例えば専門学校にも転学するというような者については、そういう生徒についても1年間は拾ってあげようということで解釈しておりますので、ただ、この条例がすばんと今断言してやめるということには、私たちの担当者としては事業効果があれば、その時点でこの条例についての再検討したいということで考えておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他に質問ございませんか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま冒頭に説明いただきました資料に関連してお尋ねさせていただきたいと思います。

これは実施計画書にかかわりまして年度別の資金計画書が示されておりますが、17年度、18年度の資金計画の中で、歳入に不足を来したままの収支の差額がのままで予算が計画されておりますが、基金の繰り入れ等によって対応するような説明が書かれております。これをベースに実施計画の中身が策定されているものと思っておりますが、私どもの受ける受けとめ方としては基金に繰り入れがなされようと、あるいはほかの財源が手当てなされようと、多少のローリングはありにいたしまして、この年次計画に基づきました実施計画が実施されるものというふうに解釈して、これから町民に対する接し方がそういう形になるかというふうに理解しております。それで、なぜその基金の充当するというような考えがあたりでしたら、歳入のところで繰り入れに計上していただけなかったのかなと、非常に赤字と申しますか歳入欠陥をそのまま数字として示されたままの計画書では、私としては非常に信頼が起きづらいというような解釈をせざるを得ないので、そこら辺の考え方、特に17年度、18年度については2カ年にわたって連続歳入欠陥を起しておりますので、そこら辺の考え方について、まず町長にお聞きしたいと思います。

それに関連いたしまして、17年度、18年度に変わる段階で、歳出の中で投資的な事業費が、このところずっと20億円を切らない形で推移してきている中で、18年度に極端に10億円台に一過に落ちてしまうというような数値を見ますと、それだけでなく非常にその町の活力が私としては低下してきているのではなからうかという状況の中で、投資的



経費が10億円も一挙に減額されるという計画で、町の活力はどのように町長として保つと。さらに活力を生ませようというようなお考えをお持ちなのか、お尋ねさせていただきます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員の御質問にお答え申し上げます。

この収支計画でございますが、委員お話ございましたとおり、17、18と収支が不均衡の中で提出をさせていただいているわけでございます。

従来ですと、収支均衡の中でこの提出を図っていたところでございます。今日の状況の中におきまして、相当厳しい状況が生まれております。平成16年度におきましても、私ども当初考えておりました国の財政の構造的な中で、交付税が約3億円も狂ってくるというような状況の中におきまして、なかなか自分たちが考えている中の読み取りができないと、見通しがなかなか立たないという中で、財政運営を強いられるような状況に陥ってきてございます。

そういう観点から、本来であればプライムバランスが収支均衡とれた中で運営していくということが一番望ましいわけでございます。そういう中で、将来のいわゆる緊急的、あるいは特別に事業をやらなければいけないということも起きてくるということで、基金等のその積み立てをしながら対応していくというのが原則かというふうに思っております。

そういう中で、現在の町が置かれている財政状況をそのまま町民の皆さんにお示しする中で、この財政運営を見ていただくということが、私どもとして町民の皆さんに情報を出していくことが必要なのだというふうに思っております。そういう中で町長の執行方針にもありますとおり、この不足分についてはどういうふうに改革をして収支・プライムバランスをとっていくかということ、ともに考えていこうじゃないかというようなことで、こういう手法をもちましてこういう実施計画を変更させていただきました。基本的には基金も当然毎年当初予算におきましては、財政調整基金というのは大体4億円ないし5億円以内で積んでおりますところから取り崩しをさせていただいて、当初予算におきましては歳入が不確定要素ございますから、そういう面で基金を使わせてもらうような予算組みをやってございます。この収支計画の中におきましては、目的基金等につきましては計上をしておりますが、一般財源となります基金等につきましては、ここの中では計上をしてないということでございます。基本的には改革の構造的な改革とその財政調整基金との見合いの中

で、この予算組みを考えていこうということで、このような形で、収支計画を決めさせていただいております。

今、委員の方から御発言ありますとおり、以降17、18がいわゆる投資的な事業をここに掲げてございますが、このとおりに行くのかという点がございすけれども、あくまで実施計画というのは以前からもそうでございますが、毎年その時代の財政状況等を見た中で、ローリングをしていくということの基本をさせていただきますので、掲げている事業が必ず実施されるという認識では、私ども持ち合わせておりません。

ただ、その中で事業におきましては当然継続的にやらなければならない事業につきましては、優先順位が高いものという位置づけで考えてございます。中におきましては、当然繰り延べして苦しくなってきた場合には、ここに掲げておりますけれども、1年ずらすとか、先に延ばすとかということの中で運用をしていかなければいけないということは、これは従前と同じ姿でございます。そういうことで、資金計画の関係については、御理解を賜りたいと思います。

それから、投資的経費につきまして、非常に落ち込みが大きいということで、町の活性化に対する懸念ということが不安視されるわけでございます。私どもといたしましても、当然24億円あったものが10億円台に落ちるということで、町の経済の活性化という面では、私どもも不安を感じているところでございます。しかしながら、現下のこういう財政の状況においた中で、どうしてもその財源を捻出できなければ、そういう投資的な事業になかなか向けれないという現状がございす。それでいいのかということにはなりませんけれども、できるだけそういう面にも考え方を持って、やはり町の経済の活性化という主眼を置いた中で、できるだけ限られた中で対応をしていくということの基本にはしてございますので、そういう面におきましては、いろいろとまた町民の皆さんからも御意見をいただいた中で、この財政運営をどうしたらいいかという点の中で、それらの御意見を承った中で、判断をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 御答弁いただいたのですが、どうもずっと落ちるものが感じられないのですが、ここの計画書に収支不足に対しては行財政改革の果実だとか、この基金によって充当するというふうに説明書きされているものですから、これだけ明確に書いてあるのであれば、私は繰入金として計

上して何ら差し支えあるものではないと思いますし、そして、今、助役がお答えになられたような非常に副入が余りにもあるようなことになりますと、この実施計画書自体が我々町民と接する中で、町の将来の事業計画がこのように推進されようとしてますよという説明する中でも、非常に信憑性が薄らぐというのですか、確証が持てなくなるというような、例えばここが歳入不足にならないように、例えば基金繰り入れであっても明確に財源は基金ですよというふうに担保されていれば、説明できる我々は一つの材料として説明できますけれども、これがこのような形で示されますと、どこかにしわ寄せが、ローリングとは言え、かなりハードな厳しいローリングがなされるというふうに、どうしても判断せざるを得ないのですよ。

ですから、やはりこの収支はきちっと責任持った示し方をさせていただくことがいいのではないかとということで、改めてお尋ねさせていただきます。

それと、投資的事業が非常に10億円も、半分以上に50%程度に落ち込むということに関連しまして、これはぜひ町長にお尋ねしたいのですが、要するに背に腹はかえられないと、要するに町の活性化が10億円も投資的経費が削減されることによって、見込まれなくなることによって、町の存亡の危機をやっぱり感じざるを得ないというような感じ方があるとすれば、一つの手法としては背に腹はかえられない、こういう表現が適切かどうかわかりませんが、合併という選択の中に特例債という一時のぎかもしれないけれども、そういう手法も選択肢の中には排除できなくなるのかなというようなことも、ちらっとよぎるものですから、そこら辺、そういうようなことも排除できないのか、それはもうこの今の実施計画の中では、仮にそういう落ち込みがあったとしても町長として念頭にないのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上、2点お願いします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

実施計画というものが何なのかということにつきましては、今、助役の方からお答えさせていただきましたので、割愛させていただきますが、17年、18年について、がついているわということではありますが、御案内のとおり基金には限度がございます。ここで基金を全額埋めてしまったら、もう翌年18年は基金がなくなるというような、財政的に非常に厳しい状況であります。

そういう中で、先ほど来何度も申し上げておりますように、構造改革をしながら行財政改革を進め

て、この17年のの部分で18年度のの部分で、少しでも改革によって経常経費等々の捻出を図って、基金を埋める額を少なくしてというようなことで、今これから進める行財政改革でもって、最大限対処していきたいというねらいがあるということで、御理解いただきたいのと、もう一つは、この実施計画でこのように組みましたけれども、御案内のとおり国は三位一体改革で、16、17、18と、この3カ年間で4兆円と、交付税4兆円、補助金、助成金4兆円という減額を進めてきていると。そういう中にありまして、17年度三位一体改革がどう動くか、まだ国の地方財政の方針が示されていない状況で、いつも申し上げているようにことしの交付税はことしの7月にならないと額が決定しないような、今地財状況であります。

ですから、町としては今までの状況からいくと、こういうことになる、こういうことになれば、これだけのはできるけれども、これだけの事業はできるのだぞという計画を立てざるを得ないという部分について、ひとつこの実施計画につきましては、国の三位一体改革の方向性によっては、まだ厳しく変わってくると。3億6,000万円の17年度のものがそれ以上にふえるかもしれない。それは国の17、18にかけての3兆円、3兆円という三位一体改革の中で、どういう方向性を示されるかによって変わってくるということも含まれているということで、御理解をいただきたい。そのために最大限行財政改革をして進めていきたい。

それから、もう一つは、行財政改革を図ることによって、18年以降の投資財源が大幅な減額になるという部分については、少しでもを埋めながら投資財源を確保するような改革を進めていきたいなというふうに思っておりますけれども、何としても財源がなければ、たとえ投資財源を生み出すにしても、なかなか生み出せ得ないというのが現状でありますし、従前の今までのように潤沢に公共投資を進めていくということは、なかなか難しいという状況になってくるのが、これからの地方財政の状況でないかというふうに認識しております。しからば、議員は苦しいのだったら合併せよという御意見のようでもありますけれども、その選択を考えよという御意見でありますけれども、何度も申し上げておりますように、今、上富良野町が合併を研究してみようかなと、合併について考えてみようかなと思っても、相手がいないわけです。そういう状況でこの合併について勉強する考えてみようといっても、相手がいないわけですから、自立で対応していかなければならないというふうに思っております。加えて合併すれば、しからば財政が潤沢

になるのだろうかということをお考えますと、私は国そのものの財政が厳しくなっている状況で、今は合併特例法による特例債という借金をすることによって、インフラ整備というものが進められるということですが、それらは償還していかなければならない。そのときに合併した自治体が償還していく中にありまして、しからばこの上富良野町という北のこの地域が、一辺地となってしまうまいかというような、そういうような危惧もあるわけですが、そういうことがどうなるのだということの協議ができ得ないというところに、私としても何となく、合併すればこうなりますよという部分を協議でき得ない部分にもどかしさを感じているわけですが、現状ではそういうようなことで、自立でこういう形で苦しい財政運営を町民とともに考えながら財政運営をしていかなければならないという状況はしばらく続くであろうというふうに思うところでありますので、委員の皆さん方にもひとつ御理解をいただき、またいろいろな面で知恵を出していただき、御指導いただければというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 投資的事業が不足することに対して、お尋ねしたわけですが、合併を進めるといふような意味で私発言した気持ちは全然ありませんが、そのように解釈されているようでございますが、私は、こういうように非常に大きく投資的事業が落ち込む中で、町の活力を維持するためには、町長の考えの中に相手がいる、条件がどうのこうのという、その入り口ではなくて、そういう今特例債という手法も示されておりますので、そういうようなことも排除しないのかということをお尋ねしたわけで、もう1回お答えいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えします。

何度もお答えしております、何度も。この特例債を借りるために、それを目的に合併するということは、私は考えておりませんということで、何度もお答えしている。苦しいけれども、そういう形でその特例債を借りるために合併しようという考え方は持っていないということで、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ここにさっき入っていきかけたのです。先ほど、町長にいろいろ言ってますけれども、私は一貫して町長は合併してもしなくても町長やっていかなければだめですよという気持ち

でおりますから、気分壊さないで、忌憚なく話し合います。

それで、またいいところ同僚委員質問してありますけれども、まず、平成17年というのは来年ですね、合併来るのですよね。そして、こういう状況になるのですよ、合併したところに交付金は多くやりますと、しないところは減りますよ。それで、これの状況がわかるのは今言われた7月ということで理解してよろしいですか、これが1点。まずこれをお聞きします、7月にわかるのかということです。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 今、委員の発言にあります交付税の関係については7月の月上旬に算定期間を毎年やってございますので、その時期に確定するものと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） そういうことで、この7月というのはそうすると、町長にお聞きしますけれども、非常に大事なところに来るのではないのでしょうか。先ほど国も言っておりますし、担当者も言っておりますように、合併したところには交付金は手厚くやりますと、はっきり言っています。これは課長補佐言っているのですから、国のですね、我々研修に行ったときに。それで、合併しないところは減りますよと、こう言っているから、このところでの判断でもう一つ、ここでまたお聞きしますけれども、再建団体になるには、これマイナスどれぐらい行ったらなるのか、お聞きします。これ1点。まだありますよ。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 再建団体の関係については、もう委員も御承知かと思いますが、法律に基づいて再建する場合の一つの目安がございまして、市町村におきましては標準財政規模の20%を超える額で赤字額が発生した場合には法に基づいた再建手続をとるというルールになっているかと思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） そうすると、その交付金が来た段階で、これは見えるというぐあいに理解してもよろしいのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 今、梨澤委員のそういう端的なことにはならないと思っております。当然にしては、決算を迎えた段階で赤字になるかどうかについては、時間的な猶予もございまして、いろいろな手法を講じながら予算においても収支均衡を図ることを努力してございますので、端的にそういうことになるということでは、私も理解はしてございませ

ん。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） しかし、大きな要素であるというふうに私はとらえますね、これは、交付金がどのくらい来るのかということによって、どうなるのだという大きな要素になるというふうに受けたいと、私は思います。

それから、次に、先ほど町長、三位一体でもって云々と言われましたけれども、この市町村合併というのは地方分権から始まっているのですよ。何も特例債どうかでなくて、地方分権、権限移譲なのです。そして、ただ、財源移譲で金だけ来ません。権限の移譲と一緒に来るというように私は理解します、どのように理解するか知りませんが、そうすると、職員もふやさなければならぬし、お金も必要になる。お金と権限は来た、しかし、職員もふやしてやらなければなりませんよという状況が生まれます。片や、合併したら、3万以上、あそこは別ですけども、南富と占冠、あそこはそれなりに面倒見ますとは言っておりますけれども、しかし、合併しないところには手痛く来るはずなのです。ね、頑張っているところ、隣とかうちあたりには、もしこのままで自立で行った場合ですよ。

そうすると、この三位一体のどうかということも、これは話にならないのではないのでしょうか、仕事は来る、それに伴ってお金が出るのだから。ただお金だけが来るということにはならないのではないのかと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に資料の中でも申し上げておりますけれども、三位一体改革の関係につきましては、うちの試算で約4,500万円のほどの補助金の削減対象額になってございます。それで、交付されるのが2,700万円ほどの試算で、その資料の中で示されているわけございまして、既に1,800万円がこの三位一体改革の中で国の1兆円の改革の中で、国の1兆円の規模でやったときに、うちの影響を受けるのが、ことして1,800万円影響受けているということでございます。これは国の方ではどういふふうに言っているかと言うと、地方交付税の中に入れてありますよと、こうやって言われているのです。この地方交付税の総額が抑制されている中で、この1,800万円入れてあったとしても、消える状態だというふうに私ども認識してございます。

そういう中で、今後、4兆円の削減をやるということでございますから、税源移譲をしましよということになってきますと、こういう今年度でさえ町

として1,800万円の影響が出てくるということでございますから、あと3億円の中で、補助金がどういふものが地方に税源移譲になってくるかという点で、変わりますけれども、少なくとも大きな影響を受けるということを想定をしておかなければいけないだろうというふうに考えてございます。

当然、前段の御質問にございました地方分権につきましては、権限の移譲はやりました。税源の移譲はできないということで、今三位一体改革の中でそれをやるようございまして。その税源移譲が仕事とマッチした中で税源が来るのであれば、町村としてはそれなりに対応できると思うのですが、今言った中で、なかなかこういう財政が国の方でコントロールされている中においては、極めて難しいのではないだろうか。いわゆる国の方の法定事務を中心としたものが、この町村の仕事の中に多く入ってございます。そういう中で自主財源となります地方交付税の削減だとか、そういうものがされてきますと、本当に地方分権のいっているところの本旨に従って、地方が本当にやっていけるかどうかという点が、私どもは非常に疑問視しているわけです。そういうところを十分留意した中で、やはりそう言ってもやはり国が税源をコントロール中におきましては、その中でやっていかなければいけないということでございますので、そういう動向を見ながら、このまちづくりを進めていかなければならないというふうに考えておりますので、そういう面では先ほどからこういう厳しい状況の中にあって、どうこの上富良野町のまちづくりを進めていっていいかということも、町民の皆さんとともに、ことし町長の施政方針の中にもありますとおり、構造改革元年と位置づけた中で取り組みをしていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 地方分権、さっきも言いましたけれども、権限移譲に伴って来るのですよ。であるのなら対応できるようなことをおっしゃいましたのですけれども、それは厳しいのではないですか。権限と財源、財源も来ますけれども、果たしてやれるか、その辺は非常に疑問ですね。

それから、一番最初に町長に質問したとき、特例債を当てに合併するのではないですよということが、これ自立宣言で私は大半がそうだったですよ。そうではなくて言ったって、よくわかりました。かえってよかったですよ。

それで、ところがそうは言いましても、今、同僚委員が言いましたように、それから、これは町民に痛みは嫌ですよ、特例債で何かあるの、建設業だと

か、土木建設業であるとか、そういうのは活気がつきますよと。そうしたら買い物もしてもらえらねということ、それが今見えないのですよね。先ほどから同僚委員言いましたけれども、入り口の相手がいない相手がいない、だから、それが見えないものですから、しかし、それとなく新聞で聞いているから町民の皆さんはそこのところあるのではないのでしょうかということ、もう受けとめているのですよ。

それで、先ほど町長は特例債のやつは格好いいのですけれども、自立で行くよと言いましたけれども、やはり痛みを言うのであれば、この特例債というものも来ます、町というか役場はなくなっても、特例債そのものは生きてきますよという、そういうような提示をしていかれたらいかかなと思うのですけれども、どうでしょうか。わかりますか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の特例債の関係でございますけれども、私どもの考えとして、市町村合併した場合に特例債の手厚い支援があるということでございますけれども、基本的にこの中で恐らく特例債の財政支援というのは75%、7割ぐらいの支援はあるでしょう。3割が町で持ち出さなければいけないのです。要するに、新しい事業を起こす、合併して合併の理想に向かった中で、こういう事業を起こすためにこの特例債を使うということで、やっていくことはいいかと思えます。それは一つの判断だと思いますけれども、基本的には要するに借金がふえていく状態を想定しておかなければいけないわけです。その借金ふえていく状態でいかに返していけるかということ、その中で判断をしていかないと、この辺のところ単に国から財政支援があるから、その特例債に沿って合併考えればいいのだという端的な話では、私はないというふうに理解しております。そこのところが重要なことで、何かあめ玉がぼんとくれるような感覚で、町民の皆さんに情報を流すということは危険でないかというふうに思って、判断を誤るものだというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 資料の説明についての質疑でございますので、全く関連がないということにはなりませんけれども、今まで似たような質問のやりとりですね、詳しく出てくることは結構なのですけれども、16年度予算のことについての審議に入る前の資料説明ということで受けた経緯もございますので、合併の問題の関連にしては、またこれからの議会の中で審議する機会があるうかと思えますので、極力避けれとは言いませんけれども、16年度予算の審議の委員会だということとひとつ念頭に置いて、御質問をお願い申し上げたいと思

ます。

最後に、4番梨澤節三君、最後ですけれどもお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 16、17、18、そして17年にその合併が来ているということで、する、しないですよ、する、しないですかね。そして、今、その中でもって特例債の活用というのはならないのかなということですよ。そしたら、今、助役は特例債というあめ玉だけに飛びついてと、こうおっしゃいましたでしょう。町民はそんなばかりではありません。特例債使う、それから改革するところをやれと言っているのですよ。どこやれと言っているかわかりになります、要らないところはもう外せと、5万人に役場一つでいいのだよ、役所一つでいいのだよということなのです。これを言っているのですよ。

しかし、ここ審議しているのは、ここは町長、三役、それから議会とあって、みんなこれがなかったら物言えない人ばかりですから、なかなかここ入れないのですよ。だけど特例債だけではないのです、要らないところを削れと。もう要らなくなった不要のものあるであろうということ、きちっと町民は見ています。ここずっと予算書見ても、要らないものいっぱいありますよ。これはいいです、これはいろいろ関係があるからですね。だけど、このあめ玉だけ町民は見えないということですよ。そこのところ自分の都合のいいように、さっきの説明聞いても、自分のわかった範囲で説明すると。それで終わりということではない。だから私もこうやっているのですよ。あめ玉とこの要らないところ削れというのが表裏一体なのです。町民は見てますよ。ここのように受けとめていますか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、梨澤委員おっしゃるそのために、16年の4月1日から組織新しくして、行財政改革推進担当をつかって、町民とともにむだな部分を排除する、行財政改革を抜本的に取り進めようと、委員の考えのとおり今改革をしようとしておりますので、ひとつ力をかしていただきたいということで、お願いしたいと思います。

それから、あめ玉何とかという合併の、私はもうあれはみんなあめだと思っています。だけでも永劫未代に続くあめでなくて10年たったら消えちゃうあめなのです。だから10年までもつかもたないかもまだわかりませんが、国は10年もつと言っているのですから、もってくると思うのです。もうお互いの自治体が目いっぱい町債なり借金を抱え

て、その借金を抱えた人たちが合併して、一つになって、そして、また合併の借金をして借金ふえたと。そうすると10年間はその分70%見てくれると。ところが10年後から5年で段階補正します、もとへ戻しますと。そしたら10年間はあると思うけれども、11年目から今度その分が減ってくるわけですよ。そうするとまだ借金は払わなければいけないわと。ところが交付税減ってくるわと。そうなったときにはまた10年間は何とか息ついて、10年以降は大変厳しくなると。

ですから、合併しても、一般質問である議員から言われたように、合併してもしなくても厳しいのは五十歩百歩だと、私はそう思っておりますので、そういう認識の中で町民の皆さん方が、やはりこれは開村以来の上富良野町を維持していこうという考え方が、多くの考え方が出るのか、あるいは今梨澤委員の言うように、そういうようのもうあれだと、市役所なり役場なりを三つも二つも要らないのではないかと、一つにしようじゃないかという方向で行くのか、それはこれからやはり議論をしながら住民の皆さん方の考えをまとめていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先ほどの説明でも一問一答ということなので、2点ほどありますけれども、まず、葬祭場の関係で出したいと思っております。

事業コードでは334番ですが、平成18年度実施設計中富良野町との広域設置ということでございます。ことし、昨年、それぞれ中富良野町議会の議員さんと我々議員会との交流研修の中で、そういうこともかならず課題として上がってきております。したがって、一応18年度1,500万円という実施設計予算がとられているということで、当然中富良野町との討議・調整が行われての結果だろうと判断をしております。

したがって、恐らく場所等はまた今後の課題ということだろうと思っておりますけれども、中富良野町が負担をする実施設計の予算というのは、どの金額になっているかということで、お尋ねをいたします。終わった後、もう1点ございますけれども。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。一応実施計画の中で実施設計費ということで、形でのせていただいておりますけれども、中身的には総論的な話し合いで、中富良野町が非常に老朽化して建てかえをしてほしいという点がございまして、それと、この件につきましては、かなり以前からもそういう話がございまして、もう10年ぐらい経過をしております。それぞれ

中富としてはそういう中で我慢しながら使ってきている経緯がありまして、非常に早い時期に建設をしたいと。この葬祭場については上富良野町との共同でやりたいということは前々からおっしゃってございました。

当町といたしましても、うちの葬祭場がどの時点までもつか、その辺のところも中富の方にはかなりもつますよという点でお話を申し上げながら今日に来てございます。

当初、火葬認可の関係で、3炉概算の計画を持ってございましたが、実体的にいけますと、3炉が必要でないのではないかとというようなことで、2炉で十分間に合うのではないかとという点で、状況変化も生じてきてございます。そういう中で、具体的には18年度、一応計画の頭出しだけはしておきましょうという点だけで、ここの実施計画の中では位置づけてございます。基本的にうちの方がまだまだもつものですから、その辺のところの兼ね合いが非常に難しいもので、中富良野町としては早く新しくやりたいというような願いもあるものですから、そういう点も配慮しながら、一応頭出しとしては18年実施計画ということで考えております。

ちょっと細かい点になりますけれども、中富良野町では火葬場に皆さんがお集まりして一時待機しているという点がございまして、そういう面で非常に不便だという点がございまして、上富良野町の習慣としては、葬祭場から一たん帰ってきますというような流れになっておりまして、もしそういう面で中富良野町としてそういうことができるのであれば、今の現在のやつをもう少し長持ちさせるか、あるいは向こうを閉鎖して今のところでもいいのではないかとというようなところが、いろいろ課題がありますので、今、そういう課題を整理した中で実施年度につきましても、一応は実施設計費としてあげてございますが、確定的なものではないということで、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 助役の説明である面で理解をできたのですが、私この葬祭場の関係で以前教育民生を担当したときに、道北だとか何力所か広域でやっているところのデータを集めた記憶があります。そうすると、上富良野町の1年間に亡くなる方は大体100人にちょっと出るか、若干減るかぐらいなのですね。そうすると、今、助役の言うように、3炉は要らなくて2炉で、中富良野の死亡者はまたがって下がりますから大丈夫だなという判断をしております。ただ、私たち議員会が中富良野と協議をし、中富良野の葬祭場を見たら、本当に一日も早くという気持ちの環境になっているなという

ことはわかります。2階へ上がる、また助役の言う、中富良野さんは2階で休憩する。その2階の階段が狭くて、急で、本当に中富良野の議員の皆さん方が上富良野と中富良野の議員会の交流で研修だけで、何か一つ実のなるものをつくらないと、ただ話した、言った、聞いただけではというような、中富良野の議員さんの皆さん方の切実な話も聞いております。

したがって、うちもつけけれども中富良野さんは限界をまだまだ我慢しているということなのですけれども、うちの財政状況もありますから、それ若干流動的だということではございますけれども、あくまで両町で協議をし、この1,500万円の実施設設計費が中富良野もある面で応分のものを、一応18年度に計上しているのか、するのかという点をお聞きをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

一応使用実績等におきまして、6・4ぐらいの状態なのです。そういう中から設計費もそのぐらいのことで計上させていただいております、中富良野の方でこれを計上しているかどうかについては確認してございません。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） もう1点、空き店舗活用振興対策補助の関係です。

事業年度は16年度ということで単年度になっております。しかし、我々議会でこの予算説明を受けた段階では、一応3年を目途としてやると。そうすると、17、18年度に対する町の補助等は一切考えてなくて、商工会が自主的に進めていくということで理解をするのか、3年を目途とすれば、17年、18年度についても何らかの補助ということで考えておられるかどうかということで、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

3年程度ということで、当面家賃、それから空き店舗の維持費等々で、月10万円程度で年間120万円程度だということに思っておりますけれども、そういった額でございますので、この計画の中にはそういったことで計上はいたしておりませんけれども、おおむね月10万円程度の助成は3カ年程度はいたすということでございます。

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了したいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、暫時休憩いたします。

再開時間を10時50分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

審議再開の前に、先ほど町長の答弁の方に訂正で申し出がございましたので、それを許可いたします。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 先ほど、15番向山委員の質問で、市町村合併について財政的に厳しい状況の中で、市町村合併についても一つの選択肢でないかという御質問をいただきまして、私もそれを認識しながらお答えさせていただいたつもりでありますけれども、何か向山委員が合併を推進しているというような答え方をしたということではありますが、決して私、そのような受けとめ方をしているのではなくて、委員の質問のとおり、それも一つ考えてみてはどうかというふうな質問だったということで、認識をいたしておりますので、誤解があるとすれば訂正させていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） これより、議案の1ページから7ページまでの質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数を告げて発言されるようお願いを申し上げます。

なお、何度も申し上げますが、要点を明確に、かつ簡潔に御質問されるよう協力をお願い申し上げます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移ります。

次に、一般会計予算事項別明細書、歳入、第1款の32ページから第9款、37ページまでの質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 32ページにかかわって、町民税等の変更等があったかというふうに思いますが、今回の国の制度の中で、均等割と所得割との税額の変更があったかというふうに思いますが、それによってかなりな税負担が伴うという状況も生まれてきております。今回の制度の変更の中身等についてお伺いしておきたいというふうに、まず思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） 米沢委員の町民税におけます、改正があったのではないかという点についての御質問にお答えを申し上げます。

町民税におきましては、均等割で税率が改正される予定でございます。額につきましては、現行2,000円でありましたが、これが3,000円に引き上がる予定でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 3,000円になるということの状況の中で、またお伺いしたいのは、今回の同時に配偶者等の特別控除、あるいは老人の特別控除等の改正も行われたと思いますが、その増税にかかわって配偶者の老人者の控除に当たっては、大体どのぐらいの1人当たりの税負担になるのか、この点はどのように試算されているのか、この点お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） まず、1点目の配偶者特別控除の件でございますけれども、この税制改正は昨年行われてございます。配偶者控除の上乗せ部分が廃止になるものでございます。これの住民税の課税につきましては、平成17年度分からでございます。ただ、所得税に対しまして、今年度の平成16年1月1日からの適用となるところであります。

町民税におきましては、15年度換算で申し上げますと、約2,100万円ほどの増加になる予定であります。

それから、もう1点の老年者控除でございますけれども、これはこれから地方税制の改正が行われる予定でございますけれども、一応当町の町民税におきましては、平成18年からの適用でございます。これにおきます15年度ベースで換算した税額におきましては、280万円前後と予想しているところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今、担当の課長から述べられたように、今の所得が落ち込むという形の中で、新たな町民税等の国の制度であります。負担になるということが明らかになりました。

そこで、さらに次のページへ行ってよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 今、町民税の関連でどなたか質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 町民税の関係で町税ということで、ひとつお尋ねを申し上げたいと思いま

す。

非常に徴収の関係では頑張っていたいただいていると思いますけれども、一つは、財務規則の第41条による不納欠損処理の関係なのですが、恐らくこの年度の中でまた行われるであろうと。いかに今町税では個人で80万円、それから固定資産税では繰越分が120万円ということでございます。

それで、平成3年から14年度まで、不納欠損処理が4,400万円あるのですね。それから、平成11年から14年度まで見ますと、834万円あるのです。非常に徴収に努力をされているけれども、現実に不納欠損処理が出ているということで、恐らく不納欠損処理に対する処理については、厳正的確にやっているとは思いますが、例えば平成14年度を見ますと、滞納額2,050万円のうち478万円が不納欠損処理をしているのですね、約23.3%なのです。徴収率は上がっている上がっているというけれども、現実に滞納額がこういう形で処理をされているという非常に問題があるような気がしました。ましてやまじめな納税者がこんなことで、言うなれば、今、平成3年から14年度を見ますと、町民税、固定資産税関係で4,400万円枠ですよ。

ですから、これらに対して滞納繰越金の80万円、固定資産税は120万円、これを何とかやっばり上げるような努力をしていただかなければならないのではないかと気がいたします。それで、14年度の町民税の滞納額が1,100万円、固定資産税は2,050万円あるのですよ。そうすると、恐らくこれも不納欠損処理の時期がどこかで来るのかなという気がいたします。そういう点でまじめな納税者がどうしても払えないいろいろな不納欠損処理の第41条では、7点ほど挙がってはおりますけれども、この点で徴収率を向上するということと、不納欠損処理を厳正的確にやっていただくということで、まず1点お願いしたいのと、もう一つは、法人町民税の均等割の関係です。

私も以前お話を申し上げましたけれども、標準税率と制限税率がありまして、それで一応税法では制限税率1.2までよろしいよということが言われております。したがって、今、財政が苦しいということで、いかに歳入をふやして歳出を減らすかということで、考えていかなければならないのではないかと思います。

それで、今回の法人の均等割の関係は199法人があるといえます。そうすると、制限税率1.2まであれですと、例えば1.1について198万円の税収がある。1.2にすれば396万円と。ただ、現実に富良野も美瑛も制限税率の1.2をやってお



ります。中富良野さん、南富さん、占冠さんはあれでございますけれども、したがって、上川管内の状況を見ますと、標準税率は12町村、それから制限税率は市は全部やっております。あと美瑛も含めて8町村が制限税率でやっているということでございます。それで、基本的に不納欠損処理を少なくする、それから徴収率の向上を上げる。そして、もう一つは、法人町民税の均等割の関係の改正も視野に入れてやっていかなければならないのではないかとこの気がいたします。

それで、以前町長にお話をしたら、非常に経済が停滞しているかということで、お話をされておりました。しかし、町民税の調整額と滞納額をちょっと比較をしました。それから11年度は6,800万円のところ滞納額は35万円、不納欠損はなし、12年度は6,251万円に対して滞納額が51万3,600円、わずか0.8%です。13年度は4,700万円に対して68万8,000円で1.5%、14年度は5,043万円に対して86万8,000円で、1.7%と。言うなれば徴収率は99.5、99.2、98.5、98.3と非常に高率なのです。

今回の法人町民税を見ましても、一応調定額に対する99%ということで見ております。したがって、私は、町長の言うこういう冷え切った経済状況だということは理解はできますけれども、美瑛もされているということも含めれば、この点について考えていく要素があるのではないかとということで、町長の所感をお願いいたしたいと思っております。

また、担当者で不納欠損の関係、町税の徴収率向上について、またあわせてお願いいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、1点目の不納欠損につきましては、十分それらの分をしんしゃくしながら対処しておるつもりであります。ただ、死亡した、あるいは行方不明になったというようなことを中心としながら、不納欠損を最大限生じないように回収に努力を、委員おっしゃるように今後を進めなければいけないと。不納欠損処理に当たっては、そういった手続上の課題等々を含めながら、十分吟味した上で対処したいと思っております。

また、法人均等割の問題であります。これは先にもお答えしたように、我が町の法人が非常に小さな法人が多いということもあるわけですが、今、お話ありましたように、これからの行財政の抜本的な改革の中で、歳出についても十分対応しますけれども、歳入についても改革の中で検討をしていく課題であると。それらも含めてこれから対応していかなければならないというふうに思っております。

ので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀委員。

11番（中村有秀君） 今、町長の言う不納欠損処理ができるという項目が7点ほどこの規則のなかにあります。それであれば、行方不明、死亡、この関係で不納欠損処理した件数と金額、すぐでなくてもよろしいです、これを平成11、12、13、14年度ということで、後ほど明らかにしていただきたいと思います。

それから、町民税の関係ですね、確かに、今町長の言う弱小法人というのが多いということも事実です。言うなれば、資本金が1,000万円以下のところという、この税法で決められている号別では9号になるのですけれども、これが今、上富良野は約146ぐらいあるのですね。これは均等割は5万円なのです。だから、1.2にすれば6万円だし、1.1にすれば5万円なのです。ですから、基本的にJAもそういうことでやっている、うちとJAと大きな変化はないような気がするのです。これはあくまで検討課題ということで、町長言うように、歳出も考えるけれども歳入も考えるということで、一応検討ということでお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英委員。

9番（米沢義英君） 町長の行政改革ということで、今の答弁の中で将来税率を改正するということが、検討するということなのですが、今の企業の状況を御存じだと思います、上富良野町の。単純に町長は歳入と歳出構造を合わすという形の中で言われているけれども、これにかかわっているいろいろな問題があるわけですよ。その場しのぎで本当に上富良野町の業者が生き抜くための、そういう対策をとりながら、そういう問題にどう取り組むのかということであれば、その収益向上に比較的問題がないのかというふうに思いますが、しかし、そういう展望も示さない中で、ただ、単純に税収が不足するから受益者に求めるという理論はならないと私は思いますが、この点について将来そういう展望も含めて、本来今のやっぱり不況の構造というのは、国の制度とそこに大きな問題があるわけです。そういった中で自治体はいろいろな制度を駆使しながら、少しでも地域経済を活性化させようという形の中でやっているわけで、この点をはっきりさせないで、ただ収入が不足するから財政構造を変革のために税率を上げて負担を求めるといふ理論にはならないと思っております。この点についてもう一度明確な答弁を求めたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 上げると決定したと言っていないのですよ、何も。これからの行財政改革の中で歳入の面も歳出の面も見直すべきものは見直し、改正しますよと。そして、議員おっしゃるように国の施策の中で地方財政が厳しくなると、これは我々も市町村会を含めて国に対して地方財政の推進については要望し、展開しておりますので、値上げすると決定したものでなくて、そういうものを見直し、検討する。そして、財政構造も含めた中で抜本的な見直しにしますよと。そのためには町民の皆さん方との意見も聞きながら、町民の皆さん方の意思も確認しながら、そして、議会の皆さん方とも委員の皆さん方とも、意見を調整しながら決めていくよということ、改革をしていくよということ、を言っておるということで理解していただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他に関連でございませぬか。ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移らさせていただきます。

次に、歳入、第10款、38ページから第13款、43ページの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 13款1項6目4節、41ページ、住宅使用料。

町営住宅のこしの使用料が6,038万1,000円、滞納の繰越分が63万6,000円と、こうなっておりますけれども、これは昨年に比べまして33万3,000円低くなっているのですけれども、私は昨年並みの予算でいいのではないかと考えてますけれども、それで町営住宅管理条例の41項の第41条の、その明け渡しのところの基準を見ますと、6項目あるのですけれどもその中に3カ月以上家賃を滞納したときに、明け渡しをしていただく。それから15日以上、町営住宅を使用しないとき、こういったときは明け渡ししていただくことなのでも、この滞納の繰越分ですね、これ3カ月以上家賃を滞納しまして、それで明け渡ししていただいた人は、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それと、生活保護の方は減免制度はございますが、何人ぐらいいらっしゃるのか。また、15日以上使用することがなくて、明け渡しに至ったという人が何人いらっしゃるのか、そういったところは適正に行われているかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 13番

村上委員の御質問にお答え申し上げます。

明け渡し基準に基づいて退去をされた件数があるかという御質問だったと思いますけれども、それにつきましては、現在まで該当はございません。15日不使用に基づく退去についてもございません。

生活保護の関係でございますけれども、生活保護に関しましては、当然にして生活費にかかわる部分については国から支給されております。したがって、公営住宅料につきましても納めていただいておりますので、生活保護者だから公営住宅料がかからないということではなくて、国の方から支給されたものを当然にして住宅料としていただいております。

なお、住宅料の総枠でございますけれども、昨年とことと比べまして、平均しまして所得の部分が落ちておるといことで、1戸当たりにつき300円程度低くなっている状態でございます。

あと滞納の部分につきましても、大体件数的に昨年と同様、約40戸程度の方々がいろいろな理由で一部を納められておりますけれども、なかなか全額納付には至っていないということでございませぬし、先ほども申し上げましたとおり、3カ月滞納で退去ということにはなかなかないという現状でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） それでは、3カ月以上滞納した人はいないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

それと、入居に当たって選考委員という方がいらっしゃるわけですが、今14年度で20名ぐらいですか、それから15年度で40名、合わせて60名ぐらい待機者が入居したいということになっておりますけれども、抽選でということになっておりますが、最近その抽選会というのはいつやられたのでしょうか。それと、今3カ月以上滞納した人はいないわけでしょうか、そのところちょっとお願ひしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答えします。

3カ月以上の滞納者につきましては、ほとんどが3カ月以上の滞納となっておりますけれども、その方たちがいろいろな事情ですぐに納めない、いわゆる分割納入という形で納めてきておられますので、いわゆる退去と、それから自分で退去となった件数についてはございません。

それと、入居者選考委員会においての部分と、そ

れから抽選の件でございますけれども、いわゆる待機者が委員おっしゃっていますように約50人近くおられます。それで今までは受付順で順次あいたところを紹介してまいりました。それで、ことし、15年からいろいろな待っている方の不平、緊急を要する人とかいろいろございまして、これは公平をやるためにはやっぱり抽選が一番均等だということで、その実施について検討してまいったわけでございますけれども、申し込み順から選考に切りかえるのがありまして、今まで申し込んだ方々に対して、その経過について1戸1戸その事情がこういうふうに変えましたということの説明と、御納得をいただくような手続をの事務に相当時間がかかっておりまして、本年度におきましてはちょっと抽選におけます入居につきましては未実施ということでございますけれども、平成16年度におきましては年に5回ぐらいの部分は行ってまいりたいというふうに計画をいたしておるところでございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） ただいま課長の御答弁で、3カ月以上の方はいるのだということでございますが、それであるならば、町営住宅の管理条例とか、それから入居者の選考基準が何かちょっとお聞きしますと、あいまいで、もっと厳正にやっただくようにお願いしたいと思っております。公営住宅の住宅管理条例というのがあるわけですから、きちっと明け渡し条項というのもきちっと6項目もあるわけですので、やっぱりそこらもうちょっと明確に、もっとわかりやすい透明性を持って厳正にやっただきたいものだと思いますけれども、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 委員御指摘のとおり大変滞納者が固定化するといいますが、そういった状態が長く続いている者がおられますので、公平・平等の見地からしても、さらにそれらの方については納付の約束書とか、滞納の部分についての契約的な納入計画書の提出だとか、いろいろとやってきておりますけれども、実際においてなかなかそれが守られてないという状況にございますので、最後の法的な部分に訴えるというのは、もう当然これから考えていかなければならないと思っておりますのでございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 今、課長申し上げただけけれども、この滞納の問題で、これ12、13ぐらいでこれ30万円からの方がお二人いたはずなのです

けれども、これらの収納率はどうなったのか。それで、その訴訟を起きたいということで、これも30万円予算組みして、また今年度も何かしっかりとそのような予算が取られているみたいなのですけれども、この30万円ある人たちはどうなったのか、それともそのままお金を払わないで、今もそのまま入っておられるのか、この点ちょっとお聞きしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 小野委員の御質問にお答え申し上げます。

滞納額が30万円を越す者がおられるわけでございますけれども、これらの方につきましても、従来から先ほど申し上げました納付等の契約書の提出等々をあれしておりますし、また臨戸徴収等も行ってきております。実際的には全く納めないわけではなくて、何千円か何万円かを内金としてちょうだいしているのが実態でございます。また訴訟費用の30万円の計上につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町としてはこういった法的手段も持てますよということの部分で計上させていただいておりましたから、16年度に当たりましてはその部分の執行についても取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところであります。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） それは、課長、そういうことはもう以前から聞いていることなのですが、これは嫌なぐらい聞いているわけなのですけれども、とにかく滞納している方がこういうことによって側の人か払っていかないというのが、今例になってきているのですよ。あの人たちが払わないのだからそんなに無理して払うことないのではないかとというような言い方が、何というかわさというが知らないけれども、そういう状態で伝わっているのですよ。そんなものですから、ついでにおれも払わない、いいんだ、いいんだということで、滞納がどんどんどんどん滞納がふえていく可能性はもう出てきているのですよ。

ですから、教訓の立場で、やっぱり訴訟を起してきちんと、明け渡しするのなら明け渡しがちとさせて、そしてもう明け渡しをさせて、1銭も30万円も払わなくても、きょうから収納率を上げる立派に払える人を入れたら、町に収入が入ってこないですか。30万円の金を5円くれ、10円くって再度再度行っているということは聞いてます。一生懸命やっているのは私たちも聞いているのですよ。でも、それがもう例になっちゃって、ほかの人まで払ってくれない、その他の問題もたくさんあります

けれども、もう少し強行な姿勢でやるべきではないかと私は思うのですが、どんなものでしょうか、もう一度お聞かせください。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 小野委員の御質問にお答えします。

30万円以上の者につきましては、それぞれみな所属内容、全部仕事の内容、家族の扶養状況、収入状況も全部こちらも把握して、納めることが本当に困難なのかどうかということも調査をいたして、その徴収に当たっておりますので、それに付随して私も納めないというふうな人についての部分については、現に我々も厳しくその辺の取り扱いもいたしておるところでございますし、また、法的に退去させたらどうかということもございますけれども、御承知のとおり借地借家法というのがございまして、強制的に町の条例等に基づいて、それで出ていってくださいと言うことはできますけれども、実際にその強制的に例えば出ていってもらうということはなかなか、いわゆる裁判、その執行を待たなければ本人が同意しない限りはなかなか回答してもらえないというのが、今こういう実態になっていまして、全道的にもそんなことから、これからそういった訴訟の部分でふえていく傾向にございますし、先ほど申し上げましたとおり、町といたしましても公平等の原則をかんがみまして、説得等に取り組んでいくということもございますので、御了解願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 関連ですね、11中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、町営住宅の管理条例のかかりで出ておりますけれども、今、村上委員、小野委員からも出ておりましたけれども、それで、私、住宅使用料の収入未済額、滞納額が幾らあるかということちょっと調べてみました。そうすると、11年度は406万円、12年度は386万円、13年度400万円、それから14年度では498万6,360円という金額になるのです。ただ、これが15年度に行けば500万円を突破するのではないかとということで、危惧されます。

それで、まず一つは、現在の滞納額、現年度と15年度と、それから過年度に分けて件数と金額がわかれば、明らかにしていただきたいと思います。

それから、滞納繰越金が年々ふえてきております。14年度で見れば371万円ということがございます。これは滞納額に対する収入予算というならば、滞納繰越金の歳入に見込んである額、15年度予算書で見れば64万5,000円、今回は63万

6,000円とございます。そういうことで、恐らく12年度、13年度の滞納繰越金の徴収した金額、12年度は91万5,000円、13年度87万6,000円徴収しているのですよね。そうすると、14年度は29万2,200円という非常にダウンをしています。確かにその中身がそれぞれ違うとは思いますが、できればこの12年度、13年度のレベルまで滞納繰越分の徴収を何とか頑張っていたきたいと思います。

それから、滞納額ですね、現年度を除いて年度別に先ほど申し上げましたけれども、滞納者数、それから滞納額を明らかにしてほしい。

それから、次に、町営住宅管理条例施行規則第5条で、入居請書というのがあるのですね。そうすると町営住宅入居請書、私は町営住宅に入居をするに当たり、町営住宅管理条例、その他の法令を準拠し、私の責に応じて云々ということで、連帯保証人と連帯して賠償の責を負いますということになっているのですけれども、連帯保証人に対する請求行為等が、恐らく当然この請書の中には入る本人と、それから連帯保証人の本籍地、住所、氏名、生年月日から全部記入されていますから、ですから、当然このことも滞納額がこれだけ多いわけですから、やっていると思いますけれども、その実施状況はどうかということです。

それから、町営住宅の管理条例施行規則の第10条の家賃、敷金の徴収猶予申請書というのが様式第13号の2にあります。その裏面には全部分納する関係等も全部入っております。

したがって、今、答弁によると、これは実施をしているということもございますけれども、それらがこの滞納者全部にこのことの適用をし、的確に処理をされているかということで、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、次に、管理条例の第18条敷金があります。それで敷金は家賃の3カ月分相当額ということになっておりますので、敷金として預かり金の件数と金額は幾らかということ。それから、もう一つ、この敷金の運用等ということで、第19条に、町長は敷金の国債、地方債、または社債の取得、預金、土地の取得金に充てるという、安全確実な方法で運用しなければならないとなっておりますので、この敷金の運用状況をお尋ねをいたします。

それから、次に、公営住宅管理条例による駐車場使用料の関係です。

これも使用料は公営住宅の使用料と同じように、明け渡し、もしくは使用の許可を取り消すということで、使用料を3回以上滞納したときということで、この第62条の2項の中にあります。それで、

私、町営住宅の使用料をずっと見ましたら、11、12、13は調定額どおり満額に入っているのですね。そうすると、14年が9万8,500円、未済ということで滞納になっております。したがって、収入未済額、滞納額9万8,000円が、ことしに入ったのか入らないのか、もしくは入ってなければこれは何人で何カ月分かということで、お尋ねをしたいと思います。

それから、次に、駐車場使用料の滞納者が家賃の滞納をしているかどうか。それから、3点目は、この管理条例の第62条による駐車場の使用を取り消し、または明け渡しということで、この9万8,500円の人が対象か、もしくは3カ月ということで、15年度の中にまた出てくるかもしれません。そういうことで、それらを請求をしたかどうかということで、ちょっと質問等ということですが、関連でございますので、その点申しわけありませんけれども、御答弁をお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） いろいろ資料的なものがございまして、今すぐちょっと答弁できないものもございまして、まず、1点の滞納の収納率でございますけれども、ことしにつきましては、滞納額は530万円の40戸というふうに予算計上いたしております、収納率につきましては12%ということで、今計上いたしております。

また、15年度分につきましては、1月末で36万円程度、率にしますと13%程度の収入となっておりますのでございます。あとの部分についてちょっと後ほど、また数字を御報告させていただきたいと思っております。

滞納の整理に当たって、敷金をいただいておりますけれども、当然にして滞納者が退去するに当たっては、敷金からその分は全部相殺してちょうだいいたしておりますのでございます。

また、連帯保証人の関係でございますけれども、これも正式な数字は後で御報告いたしますけれども、私が今ここで承知している範囲では、数人の方に請求を、それは親でございますけれども、親の方からいただいたケースがございます。

あとの部分については後ほど数字を御報告させていただきたいと存じます。

委員長（西村昭教君） 休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、再開します。商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 委員の御質問にお答えします。

駐車場の滞納者でございますけれども、15年度についてもございます。それから、駐車場の滞納と、それから家賃の滞納と同じかということでございますけれども、住宅の方は支払われておいて、駐車場が未納というケースがあります。

あと滞納にかかわる徴収の猶予の部分の申請がなされているかということでございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、当然それもいただいておりますし、滞納の納入計画書もセットになっておりますので、それらもあわせて、それに基づいて提出をいただいておりますけれども、なかなかそれが実行が100%されていないということも、実態としてございます。

委員長（西村昭教君） 中村委員、数字のことについて今すぐ即答できませんので、後ほどお知らせするというので、御理解いただきたいと思っております。よろしいですね。

委員長（西村昭教君） 収入役、答弁。

収入役（樋口康信君） 中村委員の敷金の運用関係でございますけれども、敷金につきましては、歳入歳出外のこと取り扱ってございます。それで、普通預金の中で保管しているのが状況でございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他に関連でございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、施行規則第5条の入居請書の連帯保証人の関係なのですが、現実には親からもらったケースあるということですが、私はとりあえず今滞納された方々、極端に言えば3カ月以上ですけれども、ある面で今の状況から考えれば非常に難しい面もあるかもしれません。ただ、その滞納の人たちの保証人に私は的確に、これこれのあなたの保証人になっている方が、いつからいつまで家賃が金額何ぼというようなことを、やはりきちっとどこかでやらなかったら、現実に先ほど小野委員もおっしゃったように、ずるずるずるずると極端に言えば、まあまあ払わないまま何とかなるわというような感じが、これだけの累積な滞納額に僕はなってきたと思うんですね。

ですから、先ほど駐車場の使用料についても駐車場は納めなかったらもう使えないよと。当然どこかの路上駐車になるかと思っておりますけれども、そういう

ような厳しいことをしていかなければ、本当に今町の町税だとか使用料だとか負担金だとか、町立病院の関係とかいけば、僕はもう7,000万円以上の滞納額にはなるのではないかという感じがいたします。

したがって、そういうことを何とか歯どめをどこかでしなければ、やはりだめでないかと。確かに払えない人もいるのも事実だろうと思います。しかし、どこかと言うと、そういう甘さがあるからこのような累積の滞納額になってきたのではないかという感じがいたします。

したがって、私はやはりこれらの管理条例に沿った形で、皆さん方が職務として条例施行規則に決められたことを肅々と僕はやっていくべだと思うのです。でなかったら、まじめに払っている人、何だ払わなくてもいいのかというようなことが、蔓延してくると、言うなれば町のこういう管理体制が問われることになってきますし、まじめに払っている人から言わせれば、おい、何だということになっていくと思います。

ですから、公営住宅の明け渡し請求の中に、第3項に、町長は規定に該当することに同項の請求を行ったとき、請求時の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行うまでの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2割に相当する額以下の金銭を徴収することができるということにうたわれているわけですから、ですから、私はこれをしていかなければ、非常に各種使用料、負担金等が滞納額がどんどんふえてくるという感じがいたします。そういう点で、数字的なデータは後ほどお願いいたしたいと思いますが、最後にこれらの滞納額の処理に対する町長の考え方をお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

委員の御指摘のとおり、こういう時代的な要素もあって滞納がふえている状況でございます。そういう点につきましては、公営住宅に限らず全体の公共料金等につきまして、増嵩の推移に至っているということで、そういう面におきましては、その徴収に強化をするというようなことで、課長職も強調月間設けた中で、臨戸徴収に当たっているところでございます。

また、委員の御指摘のとおり、そういう保証人等に対しましても、一応は状況の中では見て、当たって、請求行為だとかやっている経緯にもございます。すべてやっているわけではございませんが、中におきましてはそういうようなものやっております。方向としては、こちらの方にやはり強い態度で

臨んでいくということが必要でございますので、そういう面いろいろと御意見ある中で、今後ともその徴収には鋭意、こういう厳しい財政状況を踏まえた中で、その取り組みをしていきたいというふうに思っております。方法等につきましては、またその改善する点があるかどうか、その辺等を十分検証した中で、その対応についての強化という面を構築した中で進めていくようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

5番小野忠委員。

5番（小野 忠君） 私、聞きたいのは、例えば滞納訴訟を起こすのだということで30万円、一応訴訟費用を取ったわけなのですけれども、これらはまず弁護士さんにお話しした費用だとか、そんなことで30万円は使ってしまったのですか、その点1回、ちょっと助役さんにお聞きします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

一応強行徴収という点で、訴訟を起こした中で徴収を図るという中で、一応年間の中に何件か出てくるという中で30万円の計上を毎年させていただいておりますが、その訴訟に至った経緯がございませんので、最後は不用額として次年度への繰り越しの形になっているところでございます。

委員長（西村昭教君） 関連の方、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 先ほど私質問いたしました中で、御答弁いただいてない項目がありまして、直近の選考委員会での抽選なんかは、いつ行われたのですかということに対しまして、お答えいただいてないのですけれども、よろしくお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） していないという答弁だったはずですが。

それでは、商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

抽選会でなくて、入居者選考委員会の件でございますよね。これは一番直近ではたしか15年の春1回行った経緯というふうにちょっと記憶をしておりますけれども、ちょっともう1回確認いたしますけれども、年に1回程度しか開催しておりません。

と申しますのも、いわゆる新築の団地等であきが出た場合のところにおきましては、当然その委員会において選考していただくわけでございますが、通常の申し込みについては、条例に基づきまして所得

だとか、家族構成だとかいったことの部分で、事務の受け付け処理をしておりますので、その部分についての審査は委員会の審査は経ておりませんので、年1回程度の開催となっておりますのでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 家賃の問題でお伺いいたしますが、現在、所得階層別で見ますと、どういう所得階層の方が公営住宅に入っておられるのか、所得階層別にわかれば、今、資料がなければ後でもよろしいですから、お伺いしたいと思います。

今回のこの滞納問題というのが大きく社会問題になってきてます。一生懸命納められている方もいます。何回行ってもなかなか応じないという方もおられますが、基本は今のこの条例に基づいてやっぱり少しでも納めてもらうように、やっぱり即すというのが自治体の基本的なあり方ではないかというふうに考えています。そういう意味で、職員の方も相当努力もされているのだらうというふうにあの実態聞いて、話聞いております。そういう意味では、現状としてどうしてもこの故意に納めないという方がおられるのかどうなのか、そこら辺を改めてお伺いしたいというふうにもまずお伺いいたします。

次に、お伺いしたいのは、母子世帯に対する公営住宅の入居の問題であります。

国、あるいは道においても地方自治法においても、こういう世帯に対してはきちりと条文の中で、いわゆる職業の安定や生活保障、それを促すためのそういう入居の制度が即さなければならないということが明記されておりますが、上富良野町においては、そういった部分の入居申し込みがあっても、公営住宅の入居する場所がないという形の中で、高い家賃に入らざるを得ないと、そういう実態が今あります、実際。そういう意味では、そういう条文に基づいた上富良野町の対応というのは、いわゆる国や道、地方自治法に基づいてそういうことがなかなかされてない部分があると思います。公営住宅の事情もあると思いますが、優先的にそういう方を入居させるというような方向というのは考えられないのかどうなのか、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢委員の1点目の個人の中で、悪質な者がいて滞納者がいるかというふうな御質問の部分でございますけれども、今、滞納リストの中におきましては、そういったいわゆる悪質という部分については、おらないというふうに判断しております。

ただ、行ってもなかなか会えないというふうな部分がありますけれども、本人としまして、納める意思はあるのだけれどもというような部分でありますけれども、それらについて悪質かどうかというような判断もしなければならぬところでございますけれども、いわゆる一般的な悪質なものについては、おられません。

それから、2点目の母子等のそういった部分の対応でございますけれども、従来、公営住宅法の旧1種、2種の時代におきましては、そういった低所得者層の方のためということで、そういった制度が設けられておまして、そういった位置づけで公営住宅もありましたけれども、改正によりまして、もうそういうのがなくなりまして、今は要するに一定の所得であれば申し込みして入居ができるというふうなことになっておまして、公営住宅サイドで特別母子の方だけを特別優遇といいますか、枠を設けて入れるということについては、今の中ではちょっとでき得ないのかなと。ただ、別の部分でそういったものがあればとは思いますが、今、現状の公営住宅の法の中においては、そういった枠組はちょっと難しいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 地方自治法等には、そういった部分の町とは解釈の違いがあるのかもしれませんが、そういう施設があつて、そういったときに安定的に入れるようなという形の明文化されていると思うのですが、その点についてはどういう解釈なのかお伺いしたいと思います。あと所得階層別には、今、恐らくないということですから、後で示していただきたいと思っております。

滞納については悪質な方がいないということありますから、当然これはまじめに納めている方については、この不平等ということもありますが、基本はやはり機械的に行政がこれらに対処するのではなくて、実態に即してきちり条文に基づいて対処するというを前提にされるべきだと思いますが、この点もう一度明確な答弁をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 先ほど申しました母子等の優遇に関しましても、法律には国民はすべてひとしく云々ということでございますけれども、今、うちで持っている住宅の部分については、そういった部分については設けていないのが実態であります。

それと、もう一つ、今、2点目の使用料の徴収の件でございますけれども、悪質者は先ほど言ったようにおらないのですけれども、ただ、未納額に対し

ての、例えば分割納入の額が我々通常考えている額以下であれば、ちょっとこれはなかなかそういう判断がちょっとできない場合もありますので、これからそういったことの部分については、もう少しそういった厳しくそれを判定していかなければ、なかなか未納額についての部分も解消されないと思っておりますので、もう少しその部分についての引き上げというか、厳しくやらなければなっていけないというふうに、ことからは取り扱っていかうかというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 先ほどから、滞納滞納と未納もそうなのですけれども、町民税から始まって固定資産税、今は家賃ですね、そして水道あたりも恐らくあると思うのですけれども、これらおのおの課はあるのですけれども、これらでんでに請求するのか、それともお互い課同士で、未納の人たちは同質なのか話し合ったことがあるのか、調べたことがあるのか、そこら辺ちょっと、横のつながりを持って実際の状態、この人は払える能力があるのなのか、そこら辺は調べたことがあるのか、できれば一本化してやった方がいいような気がするのだけれども、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 渡部議員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

先ほど、中村委員の方にもお答え申し上げましたが、プロジェクト等におきまして、全体の滞納の状況把握はしてございます。そういう中で、それぞれその中でどういうふうに対応していくかというようなことも、ある程度話し合いながら協議をして、そしてそれぞれ個々に回っているところでございます。そういう中で情報交換というか、個別のこういう家庭についてはこういうことだとか、そういう情報の交換はやりながら、鋭意徴収率の向上に努めているところでございます。

今、まちづくり課長の方でもお話ございましたとおり、悪質でない中においても、分割納付という点がございまして、その辺のところを誠意持って対応してくれているのですが、どうしても追いつかない面があります。背景にはやはり今のその点に非常に経済的な面で苦しさがあるのかなというふうな押さえであります。

そういう面で分割納付が極めて小さい額であるという点も、その滞納額がふえている要因にもなっている傾向にもございます。当然悪質な面等につきましては、今、税務課中心となりまして差し押さえだとか、そういう強行的な中で、取り扱いをしている

ところでございますので、なお一層その徴収率の強化には努めていきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） それでは、使用料及び手数料ついて、関連をこの辺で、ありますか、今の手数料とそれから使用料について。今のこの関連で質問のあるは方ございませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、他に質問で。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 43ページの戸籍住民登録手数料のところでございますけれども、今、新しい取り組みとして住民カードの発行がなされているわけございまして、私も先日つくっていただきましたけれども、この手数料の500円ということは適正な価格であるというふうに判断をいたしているところでございます。

そういった中にありまして、改善点ということでお話をさせていただきますけれども、この新しいシステムの導入でパソコンにより住民カードの発行がなされているわけでございますけれども、これに伴いまして、写真を写して、名前を書いてつくっていただくのですけれども、最後に暗証番号を入力するわけなのです。この暗証番号の入力する場所ですね、これが職員の方から見えないのです。こっこの住民窓口の方から、私たち見ていませんから、暗証番号を入力してくださいというようなことで、たしか4桁だったと思えますけれども、入力するわけですけれども、こちらはお客さんが対面にいるわけですね。覚えた人には職員の方が親切に、ちょっと見ないようにしておってくださいよと、こう声をかけてますから、その辺は懇切にやっているなというふうには思えますけれども、今後はこういう職場の模様がえが4月1日からなされるという、そういったことございまして、そういう暗証番号を入力する位置といいですか、適正に場所に配慮いただきたいなということでございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 岩崎委員の御質問にお答えをしたいと思います。

御発言のとおり、現状非常に場としては必ずしも適切ではないというふうには、私どもも理解をいたしてございます。現状この4月以降、10月までの間につきましては、暫定的に庁舎利用の問題もまだ最終整理ではございません。10月以降になろうかと思えますが、それらについては本来的に全くそのブースを設けてというところまで至るということについては、今の状況からかなり厳しいものがございまして、可能な範囲でその守秘対策として進めたい



という考え方を持ってございます。

現状でも必ずしもその数字がストレートにぱっと見えるということではございませんが、これらについては職員の方も気をつけながら、周りの方々に対応させていただきながら、現状の対応を進めていきたいというふうに考えてございますので、御理解をちょうだいしておきたいと思えます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 関連ですか、その他ですか。今について関連ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、他に。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 40ページの農林業使用料のところちょっとお聞きしたいと思います。

この農産物加工実習施設使用料なのですが、目的を言って、示して使用許可は出ていると思えます。見るところによりますと、いつも同じ団体が使っているような気もあるのです。それで、やはり本来の趣旨から外れているようなところもあると思えますので、本年度も需用費として122万6,000円の計上がありますが、やはりサークルで使ったり、そのサークルでパンを焼いて食べるとか、そういうことに使われていることもありますので、やっぱり需用費に対して応分の使用料をもらってはいかがと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 長谷川委員の御質問にお答えいたします。

ここにあります使用料につきましては、ここで鍋釜をここで販売するようなときには使用料をいただきますと。実際皆さん使われているところについては、現在のところ無料でございます。御質問のように、同じ団体が使われているのではないかとこのふうなことでございますけれども、これにつきましては現在、230日程度の開催日程というか、使用日程を組みまして、調整をしながら使われているのが現状でございます。

それから、将来的には支出というかこれにかかわる経費が120万円ぐらいありますから、将来的には考えなければならないということで考えております。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 本来の目的で使われているのならいいのですよ。本当に本来の目的、何とこのかちょっと趣旨忘れましたが、それで使われているのならいいのですけれども、お茶のみ会に行って、使って、そこでパンを焼いて食べるとか、いろいろなものをつくってますが、豆腐をつく

るとかやってますけれども、やっぱり今財政が苦しい苦しいと言っていて、同じような人ばかり使っていて、それで応分のお金を取ることも必要でないかなと思うのですけれども、将来的でなくて、やはりずっとこういうことやっているのですから、いろいろな効果が出てくるかもしれないですけれども、その辺の判断をちゃんとして、やっぱり取るべきだと思うのですけれども、どうですか。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 長谷川委員の質問にお答えします。

この基本的な使用目的というのは、地元の農産物を使って食品のそういった研究、これが一つあります。それから、地元のいわゆる農村農業のそういった食料というか、食事の改善というか、これに資するというような考え方もございますので、現在のところ使用料を取るといようなことにはなってございませんけれども、今後食品を開発して販売と結びつく、こういったものもございまして。そういった意味では経済行為も伴いますので、ある面では使用料をいただかなければならないと、そういう状況も出てきますので、そこに応じて使用料の徴収等については検討させていただきたいと思っています。

委員長（西村昭教君） これで、関連ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、その他で、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 13款1項7目2節の社会教育使用料の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。（「ページ数をお願いします。」と呼ぶ者あり）43ページでございます。

今までの決算書を見ますと、セントラルプラザを利用した社会教育関係団体の利用料金の実績が決算書にはのっているのですね。例えば平成11年度は15万6,000円、12年度23万6,000円、13年度20万8,000円、14年度21万5,000円ということで、決算書がのっております。当然社会教育関係団体がセントラルプラザを利用したということで、なっていると思うのですけれども、これだけ毎年あの実績があるのであれば、予算書の中にここにのせるべきなのか、もしくはどこかの項目が違うところののせているのかということで、まず1点お尋ねします。

それから、2点目は、公民館にある陶芸窯の問題なのです。

よく私も公民館を利用するのですけれども、朝からびっちりあの陶芸窯が電気が入ったままになっているときがしょっちゅうあるのですね。それで、相

当の電気消費量ではないかということで、ちょっと見ましたら、使用電力は200ボルト、1500キロワット、43アンペア、最高使用温度が1,300ということになっているのです。

それで、富原のテニスコートだったか、それから島津の野球場もいかなれば照明料ということで、使用料のほかに払うわけですね。現実に一般的な電気ならあれですけども、こういう形でただ公民館が主催で、陶芸教室をやるとかなんとかというのならいいですけども、今言った場合、ここのケースで愛好される方が使っているということになると、この点がどうなのかということで、一つは1時間当たりの電気料は幾らになっているのか、それから年間の使用時間はどうなっているのか。

というのは、私はあそこは陶芸窯の使用する記録簿があるかどうか私承知してません。あそこへ行ってみましたが、それらしいものはないですけども、それらの措置がどうされているかということで、当然陶芸教室だったら愛好者があったり、個人利用があると思います。

そういうことで、使用記録簿の中で電源を何時に入れるのか、オンにする、それからオフにするというものがきちっとあっていいような気がいたします。この単なる30分、1時間ではないのですね、焼くというのは、ですから、相当の電気料を食うのかなという気がするので、素人考えでわかりませんので、この使用電力のこのデータは電気料を含めてあれすれば、すぐ出てくるのかなという気はいたしますので、それらについてお尋ねします。

それから、もう1点、保健体育使用料の関係なのですが、16年度の予算書は、球場使用料、それから照明施設の使用料ということで、それぞれ採用されています。それで、私ずっと11年度から14年度の決算書を見ますと、テニスコートの照明施設料が富原運動公園広場の使用料の中に、恐らく合算されていると思うのですね、テニスコートの使用料というのは決算書に出てきてませんので。それで、今後決算書の中には富原公園使用料と、それからもう一つはテニスコート照明使用料ということで、島津の野球場と同じように、その点を明確にしていただければ、我々いろいろなものでも調べる場合に、当然使用状況がわかるということでございますので、その点要望をいたしたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 中村委員の質問の答弁につきましては、午後より行いたいと思っております。

昼食休憩に入ります。

午後の再開を1時といたします。

午後 0時07分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

午前中の中村委員の質問に対し、答弁をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の公民館の窯の関係でございます。

この窯につきましては、以前から御指摘を受けているところでございまして、この窯の電気料でございますが、想定の話でありますけれども、1時間当たり約450円程度かかるのでなからうかというような想定をしております。これが素焼きと本焼きで約17時間要するというところでございます。また、この料金の徴収につきましては、私ども公民館の関係ですけども、電気料を正確にどのぐらいかかるのか、子メーターでもって計算するようなことで、今考えているところでもございます。

また、この電気料につきまして他の施設、学校等もありますので、さらに今検討をしているところでございます。

二点目のセントラルプラザの料金関係でございますけれども、収入につきましては、社会教育使用料の分館使用料の中で東中会館、日東会館、草分防災センター、セントラルプラザの料金を見込んで計上しているところでございます。

3点目の富原のテニスコートの関係でございます。決算につきましては、運動公園という中で収入を見ているところでございます。このテニスコート、野球場、運動広場につきましては、今後決算の中でも各施設ごとに明記できるような形で会計課の方とも協議したいと思っております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 公営住宅に関する御質問にお答えしたいと存じます。

まず、滞納繰越の部分でございますが、今、手元にある数値で御報告申し上げます。まず、平成7年度から御報告申し上げます。

平成7年度につきましては、1件で6万7,800円、平成8年度は2件で11万5,900円、平成9年度が6件で74万1,460円、平成10年度が4件で26万2,000円、それから11年度が11件で113万500円、12年度が10件で47万7,000円、13年度が13件で91万9,0

00円、トータルでここまでで、47件の371万3,660円となっているところでございます。

それから、連帯保証人に対する督促の関係でございますけれども、文書による督促は行ってなく、電話で大半が保証人となっております親御さんに対しまして、納入の督促を行って対応しているところでございます。

次に、車庫の未納に伴う明け渡し件数につきましても、実施件数はゼロ件でございます。

それから、敷金の件数でございますけれども、これ2月末でございますが、件数につきましては349件でございます。金額につきましては、1,585万5,620円となっているところでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 中村委員の町税の不納欠損処分についての居所不明者、それから死亡者についての件数、それに額について御報告を申し上げます。

平成11年度、居所不明者6件で13万7,800円、死亡者はありません。それから12年度、居所不明者が9件で18万9,600円、死亡者が6件で38万2,000円でございます。それから平成13年度、居所不明者が16件で58万2,300円、それから死亡者が5件で18万4,300円でございます。それから平成14年度、居所不明者48件で576万100円、それから死亡者が14件で36万4,300円あります。

なお、平成14年度の居所不明者の中には、裁判所、それから国税局の差し押さえ等で財産処分されて、その後居所不明、会社等も存在がしなくなったものを含んでいる数字でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 答弁漏れがございました。

米沢議員の御質問でありました所得階層につきましての数字でございます。平成15年度にかかわるものでございます。

まず、所得階層1、これはゼロから12万3,000円の区分でございますが、この者が全体の78.5%を占めております。あとそれから、特出すべきことは超過者、要するに基準を超過による者が6.3%ございまして、ほとんどはこの1の部分の階層に属する方々が入居しております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今のことについて伺いたしますが、全体的に所得階層の低い方が当然入居されていると。こういう状況の中で社会的要因の中で生活が大変困難になっている部分というの、当然その滞納の理由の中にあるのだらうと思います。

もう1点申し上げたいのは、公営住宅法が変わって、近傍者のいわゆる民間家賃と同額の家賃に設定しなさいという形の中で、年々いわゆる建てかえと当時に家賃が上がるという状況になっているわけです。実態見てたら、こういう所得階層の少ない層が入っていて、民間それなりの減免制度もあるにしても、減額制度があるにしても、実態見ましたら、かなり大変な生活実態だというのが明らかになっています。そういう中で、いわゆる矛盾が今起きてきているのだということを、私は話したいわけでありませう。

一方で、近傍者の形で民間家賃を求めながら、実態としてはいわゆる低所得者層が多いというふうな状況の中で、かなりな厳しい状況に置かれているということは明らかだと思うのです。そういう意味では、そういう実態も踏まえつつ、機械的に私が言いたいのは、条例があるからといって、それに従うのではなくて、そういう社会的要因もやっぱりあるわけですから、そういう判断のもとにこの滞納においてもきちとした対処をします。あくまでも納めてもらうというふうな努力なくしてこの問題は解決しないのではないかというふうに思います。確かに機械的に裁判所に訴えて、口座差し押さえだということであれば、一番簡単です。だけれども自治体とその町に住んでいる人間関係をつくるということですから、お互いの理解を促しながらやるという前提が必要だと思いますが、町長はこの点についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的に今委員がおっしゃっている背景のもとに、私どもはそういう中ですべて強行的なものをという考え方を持っておりません。当然滞納者の中において誠意を持って納めてもらうようなことについては、鋭意そういう尊重しながらやっていただいている。中に約束を守らないという点では、あります。それも非常に厳しい状況を迎えている中で約束が守れない人も中にはおります。そういうところを斟酌しながら徴収に努めているところでございます。ある程度長期間に同じようなことを繰り返して努力をしない者等につきましては、やはりある程度の条例に沿った中で、厳しく対応していかなければならないというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

その他で、以上でよろしいですか、今の関連は、ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、それぞれ担当の課長から町営住宅の年度別滞納の件数と金額、それから町税の不納欠損の行方不明、それから死亡等の年度別の件数、金額、これ後ほど文書で配付をしていただきたいと思います、委員全部にですね。

それから、もう1点、連帯保証人の関係なのですが、僕は今課長の言うように、親御さんと言ったけれども、保証人が全部親御さんとは限らないでしょう。それから、言うならば、文書出していない、電話でしたということだけれども電話での要請と、それから文書での要請とやっぱり受け方が僕は違うと思うのですね。

ですから、猶予願いのあれのところでもいいけれども、文書は発送したのなら文書発送した日にちをびしっと書いてやっていただかなければ、電話でやったって、言った、言わないのことに僕はなっちゃうと思うのですね。ですから、できればそういう形でやっていただきたいと思います。

それから、きょう最後の質問に対しての、今教育委員会からの答弁があった、そのことについて。

今、課長の回答では、今分館の入っていると言うけれども、14年度の決算書の中には、はっきり分館32万1,270円、それからセントラルプラザ21万5,838円とちゃんとなっているわけさ。

だから、そうであれば、この中に明らかに僕は出すべきだなという気がするのですね。ですから、後はもう決算書の中で当然出てくることだから、予算の中にも一つの目安として出すべきでないかということを行っているのです。

それから、もう1点、陶芸窯の関係です。

実際に素焼きと本焼きあって、要する時間は17時間と、1時間当たり電気料は450円ということなので、現実には私は何回も公民館出入りしている関係でそうやって私に言う人がいるのですね。現実にはあれだけ電気料使っているのにどうなのだという話を言われたもので、これはやっぱりある面で全部が全部ということはないと思うのですよ。例えば島津の野球場もあれだけ全部あれしてるのに、20分300円、テニスコートが200円ですか、だからそれを全部電気であれするというにはならないと思いますけれども、ある面で受益者負担ということで、これらのことを考えていかなければならないのではないかと。ただ単に、これから教育委員会主催で陶芸教室を開催するとか何とかということになれば、それはそれで一つは、そういう陶芸を含め

ての文化なり芸術ということであるから、それは僕は免除の規定に基づいてまた運用をしていただきたいと思いますが、現状を見るとそうでもない分野があると思いますので、その点も考慮して、ほかの施設との整合性も含めてやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村委員がおっしゃられたとおり、そのような方向で今後取り扱ってまいりたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の窯の電気料の関係につきましては、今後生涯学習の関係、それから通常のサークルの関係もありますので、料金につきましては十分検討してまいりたいということでございます。

それから、セントラルプラザの収入の関係でございますけれども、予算の関係でございますので、財政の方とも協議したいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 38ページの地方交付税にかかわってお伺いいたします。

今回予算計画書の中にも、16、17、18という形の中で、歳入でいえば地方交付税が交付金そのものがいわゆる現状維持という形の中で設定されております。この間の答弁の中でも、今後歳入構造が国の財政支出の中でどうなるかわからないという形の答弁されております。そういう意味では4次の総合計画の交付金の部分でいえば、当然この交付金の設定というのはその減額要素を見据えない中での16、17、18という形で設定されているのかなというふうに思いますが、これは当然国の財政規模によって、この歳入構造も当然変わるということで、押さえてよろしいのか、その点。

それとあわせてお伺いしたいのは、今回の財源移譲という形の中で、所得譲与税の予算が計上されています。交付金等の減額については国保の部分で見るという形になっております。もしくは臨時財政特別債等で、その減額分については今までも見るというふうになってきたかというふうに思いますが、今回のこの税移譲の中での自治体のその減額分がほぼカバーできるような税源移譲財源という形の押さえられているのかどうか。

国の内簡を見ましても将来この部分においても、どうなるかわからないというような指針が出ており

ますが、それはそうであるのかどうなのか、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の2点の御質問にお答えします。

まず、1点目の交付税の関係で、国の対応いかによっては今後どうなるのかという御質問かと思いますが、委員も御承知のとおり、委員も言っていましたように、この資金計画におきましては、平成16年度の予算の状況を基本に踏まえてまして、それ以降の年度につきましては、町としましての特殊要因につきましては加味しまして推計をさせていただきます。

前提条件としましては、本年度の国の交付税に対します対応をベースにさせていただきますので、17年度以降、国の措置のいかによりますとしましては、この推計額がまた変更を生じるということで御理解をいただきたいと思えます。

それと、国の三位一体改革の状況につきましては、きょう冒頭申し上げました資料に載せているところでございますが、所得譲与税以下での措置につきましては、御案内のとおり交付税におきまして措置をされているというようなことで、仕組みが作られてございますが、町長も申し上げてございますように、町としての実感としましては、その削減相当額が交付税において純増しているという実態は持ち得ないというようなことであります。これは御案内のとおり交付税の総額そのものを国が目的を持って抑制をさせていただきますので、そういう関係から町におきましては、そこに確たるふえたものがあるという実感はございません。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 先ほども聞きましたら、保育所の運営費等についても、いわゆる一般財源化するということに話も聞きました。そこでお伺いしたいのは、国が地方自治体を維持するためのいわゆる必要な財源を、従来も交付税という形で見えました。しかし、今回税移譲という形の中であつたにしても、それが果たして税移譲にふさわしいような、また地方自治体が維持できるような財源ではないというような答弁かというふうに思います。そういう意味では、やはり本来国が示していた交付税の基準化にしても、やはり水準化にしても維持できるだけの交付金を支給するという形にしても、明らかに問題点があると。こういうしわ寄せが今答弁の中にもずっとありましたが、滞納者の問題に行ったり、いわゆる社会的な要因であるにもかかわらず、あたかも原因者である本人の努力もありますが、しか

し、そこに目を行ってしまって、何がその一番根本的な原因があるのかということ、やはり今の財政上の仕組みでいえば、もう自治体同士の交付税削減した分、それを結局違った形で持ってきて、みずからの足を食って、その財源で今自治体が運営せざるを得ないというような状況になっているのではないかなと思えますが、この点でやっぱり改善・指導すべきものは国に対しても改善すべきだと思いますが、この点。

さらに、保育所の国庫負担金等の一般財源化によって、削減額が規定のとおり入らないのではないかとということでもありますから、それを自治体の持ち出しというのも当然出てくるのではないかとこのように思いますが、この分の今回の予算措置というのはどういうふうに国でまた見ているのか、自治体で想定して財政措置したのか、この点についてお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

交付税の目減り現象と、国の方では積算上は交付税の中で見てますよという点でございます。先ほどもお答え申し上げておりますとおり、交付税の総額が抑制されている中に、どうもその見返り分というのがふえている状況にはないという私どもの実感をいたしております。

そういう中で、当然保育所のご関係でございますけれども、一般財源として交付税の中から当然財源を手当てしていかなければいけないということでございます。配付資料の中でもここで掲げておりますとおり、2,900万円保育所の補助金としていただいていたのが廃止になりまして、その振りかえをしたと。そして、所得譲与税の中で人口1人当たり1,674円の積算をしてきてございます。その差額を先ほど言いました交付税の中で見ますよということでございますが、実態はこの数字でいきますと1,800万円、交付税ふえていないのだから目減りではないかという、私どもは実感をいたしております。

そういう中で、いろいろと地方にとりましては大変な状況を迎えております。この辺の交付税の関係につきましても、そういういわゆる財源保障機能だとか、財源調整機能だとか、そういう役割を担っているわけでございますので、そういう現行の制度を維持するような形で、やはり町村会を通じながら、全国的な中で国の方には要望しているところでございます。そういう課題点を持って、運動の展開をしているということで御理解をいただきたいと思えます。そういう問題点の押さえの中で、ただ受けてい

るだけでなく、それなりの地方としての働きかけをしているということで、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 次に、移りたいと思います。

次に、歳入の第14款、44ページから第15款、53ページまでの質疑に入りたいと思います。御質問のある方。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 53ページ、観光費補助金のところで、新しい新規事業といたしまして、道の方から989万6,000円ということで、これは町長の施政方針の中で質問させていただきまして、町長は予算委員会の中でお答えしますということで、これ国の緊急地域雇用創出特別対策事業としてということなのですけれども、これで雇用が一体何人ぐらい生まれるのかなということで、質問したいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

本年度予算計上いたしております大雪山系の登山道保全事業の国の緊急雇用対策事業につきましては、町長の執行方針に述べておられますとおり、大雪山連峰を取り囲む上川町を初め、4町が共同して取り組むことで、国の方の事業が認められたものでございます。

これにつきましては、まず、雇用者全体では4名の人員で行うこととなっております。うち3名が新規雇用ということで、条件づけておまして、4名中3名が新規雇用ということでございます。おおよそ延べ412日間の日数の事業でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 国でこういう施策が出ましたときに、この事業を当てはめたのではないかと思いますけれども、もうちょっと雇用が生まれる事業はなかったのでしょうか。こういう計画をなさるときに、大綱の事業というのは挙げてきたのでしょうか、そういうところからその中から幾つかの大綱事業を挙げた中でこの大雪山の登山道の保全の事業ということになったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 国の緊急雇用対策の事業につきましては、町が今までやってなかった新規の事業ということで限定されており

ます。過去におきましては、町におきましてはパークゴルフ場の整備だとか、大きな公園の整備だとか、図書館のシステムの整備だとか等々、そういった部分の新規に取り組む事業について、この事業を適用して新規雇用を図ってまいったわけでございます。

あくまでも町が従来行っていなかった事業を町内のそういった事業者に行わせるということでございますので、どこの事業でもやれるというわけではなくて、町が今まで行っていった以外の事業を行うということで、なかなか事業発掘といいますが、採択なる事業がなかなかすぐには見つからないというか、そういった状況でございます。たまたま先ほど申し上げましたように、ことしは国の方の政策枠で大雪山連峰を取り囲む上川町ほか4町でやるよということで、この事業を各町村において取り組むこととして予算をいただいたわけでございます。そんなことで、事業そのものが、どこでもどこでも創出できるといったものでなくて、新たに町が今まで行ったことに対する取り組みを行うということの部分でありますので、そういったことで御理解をいただければと思います。

委員長（西村昭教君） 関連でございますか、なければ、次受けたいと思います。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 補助金に入っているの、決算委員会のときに請求していただいた平成14年度の補助金交付資料一覧、これ平成15年のこれを請求したいと思います。ありますか。

委員長（西村昭教君） 質問ですか、今のは資料請求ですか。補助金の資料請求ですか。どの部分ですか、全部ですか。質問の趣旨がはっきり。

4番（梨澤節三君） だから、言ったでしょう、平成14年度補助金交付資料一覧をいただいていると、平成14年。だから15年のをいただけますかということですか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 決算特別委員会を通じまして出した資料の15年度版については、御案内のとおりまだ決算期迎えてませんので、決算期迎えた段階で資料調整の後、何らかの方法で、まだ先になりますので資料提供に努めたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移りたいと思います。

次に、歳入、第16款の54ページから、第21款63ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 61ページ、公用車損害保険金45万円でございますけれども、これにつきましてちょっと御質問したいと思います。

これ何台分の保険金なのでしょう。それと、1台とか2台減りまして掛金はそう変わらないものなのでしょうか。それと事故を起こしても、こういう保険というのは、自治体で掛けているこの公用車の損害保険といえますのは、掛金が全く変わらないのですか、毎年。昨年もたしか45万円だったと思うのですけれども、その点ひとつお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 13番村上委員の2点の御質問にお答えします。

まず、1点目のこの61ページの公用車損害保険金についてであります。これにつきまして、公用車が事故に遭った場合、もしくは事故を起こした場合に、町が修繕等その損害に対しましての町が受ける保険金でございますので、昨年同様45万円見込んでございます。

もう1点につきましては、事故が発生した場合に、民間の保険であれば保険料等については高騰するというようなことになるかと思いますが、町有車両の保険につきましては、そういう仕組みになってございません。そのようなことで保険料が増高することは、基本的にはない仕組みになってございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 村上和子君、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 関連はございませんね、他に。

それでは、4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 56ページの、これ町長にお尋ねしたらいいのでしょうか、国内外交流基金というところがあるのですね。国内はいいのですよ、国外なのです。これはもうずっと私合併のこと言っているけれども、これ自立していくと、これやっていけるのか、合併になったときには五つというのがこうあるから、これは今新聞で騒がれています。この辺のところを町長、ここをどのようにお考えになりますか、国外交流ということについて。だから、要するに今自立でいったときは財政はかなり厳しくなると。それから合併したときには5市町村が国外交流をやっている、ここをどのようにお考えになりますか、来年ですから、来年3月にこれぶつかってくるのだから、考え方を聞きするのですよ、予算というよりも考え方。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

今まで報道等で合併協議会の中で、任意協から法定協になって、いよいよ合併の段階になってきた。そのときに友好提携を結んだり姉妹提携を結んだ自治体の対応はどうするかという、それぞれ合併する市町村の中で協議を進めていくということでありますので、我が町もそのような協議をする段階になって、そういう合併の状況になればこの国内外も含めた我が町としては、三重県の津市との友好提携と、それからカムローズ市との友好提携、これをどうするかということは、その協議会の中で協議されるものと認識しております。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 町長、そのお考えはどうかということを知っているのですよ。やっぱり町長責任者ですからね。それで今までの状況、流れは知っております、そういうところでもって検討をしていくと。逐次なくしていくとなっているのですよ。逐次なくしていくとなっているのですよ、合併したところ。その辺のところも入っているのですけれども、町長のお考えをお聞きしておきたいということで、今聞いているわけなのですけれども。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 再質問にお答えします。

協議会の中で協議されると。ただし、私としては、そういう状況になるかならないか、まだ想定したことないのですけれども、三重県津市との友好提携というのは歴史があるし、カムローズとも今歴史ある交流をしているわけですから、これはでき得るだけその協議会の中では継続して、もしその協議会の中で出て、この新規になったとすれば、仮定でありますけれども継続していくように努めたいと思います。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで歳入に対する質疑を終了いたしたいと思います。

ここで、説明員が交代いたしますので、自席しばらくお待ち願いたいと思います。

暫時休憩します。

午後 1時37分 休憩

午後 1時39分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

次に、事項別明細書、歳出、第1款、64ページから第2款、105ページまでの質疑に入ります。

5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 85ページ、ちょっとお伺いをいたしたいのですけれども、これは企画調整課、振興係ですね。この魚の住む環境づくり事業補助、この問題なのですけれども、これらは予算委員会の予算書にも提案されてません。それから、この一般会計予算説明資料にもこの分はのってません。この北の大文字イベントはのっているのですけれども、この魚の住む会、これ去年は27万円、ことしは25万円ですか、この補助金がのってないのに、ここにのっているのですけれども、これらがちょっとわからないから御説明をいただきたい。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

85ページに魚の住む環境づくり事業補助ということで、25万円のせてございます。ただ、説明資料等につきましては、大きな事業というようなことで、この魚の住む事業補助につきましては、少額というようなことでそちらの方の説明には入ってないということで、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） それがおかしいのではないですか。これ去年もこの魚の住む会というものは、もう既に財政も苦しいのだからボランティアでやるべきではないかということ、かなりこの予算委員会でも言ったわけなのですけれども、何か文句言われるやつはそくっと抜いて、そしてこの予算書、例えば説明書も予算案にも全然のってないのだよ。だから、これはちょっとおかしくない。だから、それを私聞いているのですよ。いかにその25万円といえども、そこら辺ごまかさないとちゃんと行ってくださいよ。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

要するに配付資料の実施計画の中にのってないぞという御指摘かと思いますが、基本的に予算書がこれ本物でございまして、実施計画の小さい事業等については、のせてございませぬ。こういうものすべてのせておりませぬ、小さい金額は。一定の金額以上のものをのせてございませぬ。そういうことで主要事業というのを見ていただきたいと思えます。こういう種類のやつというのはものすごい数になりますから、一定のところでのせてございませぬ。のせるやつについては、一定のところでは区切っているということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） それはちょっと助役、おか

しいのではないですか。したら、北の大文字イベント、これ16万5,000円かい、165万円かい。これらこう並べてつけているのだよ。それなぜこの予算書だれも反対しているわけではないのだ、何でそれら細かいもの、この中に3点ぐらいあります。そのうちに次々に行きますから、でも、これ3点ぐらいあるのですよ。まず何でこんな指摘されるものは絶対しないという形ですか、おかしいではないですか、これ。きちっと行ってくださいよ。

委員長（西村昭教君） 小野委員、まことに申しわけないのですけれども、質問の趣旨も十分わかりますし、説明の方も皆さん理解されていると思うのですが、一般の説明資料というやつは抜粋してのせてあるということで、小さな数字のやつはのせてないという説明なのです、今。ですから、のせてなかったということではなくて、そういうことでのせなかったということの意味でございませぬ。

5番（小野 忠君） それはちょっと変でないかい。でも、私たちはそんなばかだから、わからないのだよ、実際の話ね。だけど、それはちょっとこの予算案のときにも、これらが全然説明もなかった。だから、ことしはこれらは補助金を切ったのだなと、私たちが思った。ところがこの教科書いただいたら、堂々と書いてある。ですから、こういう小さい補助金といえども、これ2万円切つてあるわね。これどうしても必要性なものなのですか、この魚の住む会というのは。

委員長（西村昭教君） それがおかしい。それが質問の趣旨です。はい、わかりました。答弁をお願いします。

企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 御承知のとおり、魚の住む環境づくりにつきましては、平成6年度ぐらいから助成をしております。目的といたしましては、町の特殊性から町内の河川で魚が住める環境にないというようなことで、その稚魚放流、また環境美化をするということで、この団体に補助をして、上富良野町に魚が住めるようにということで、助成をしているところであります。ただ、その中で、今団体もいろいろと変遷をしてきております。そういうようなことで、企業評価をさせていただいた中で、本年度は25万円ということで、予算を組まさせていただきますところであります。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 結局そういうふうな前回の去年もこういう言葉だったの。そうしたら、どこへ魚を放しているかということなのですよ。これ質問ですよ。そして、放したときに、日新のダムは放流しちゃうのですよ、全部流して。その上に網をかけて全部拾ってしまう、網で。それをあそこで焼いて



食べているでしょう。そんなばかげたことをやっておるのに、どうしてこれが去年か一昨年もこれ指摘したはずですよ。それがどうしてこういうふうに予算化されていくのかなど。そして、こういう補助金が、ほかにたくさんあるものは一つもしないで、こういうところにただ焼き魚をしなさいというお金を、ただ補助するのですか、もう一遍これ答弁してください。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 放流をしている場所ではありますが、今、質問の要旨にもありましたが、ピリカフラヌイ川、これは清富小学校の前であります。これは清富小学校の子供たちにも協力いただいて、その魚の生態を観測していただくということが目的でこの清富小学校のところで放流をまず1カ所はしてございます。そのほか、東中にありますベベルイ川、また神谷川、この3カ所に放流をいたしているところであります。また、今の御質問の中に網ですくってというような表現がありましたが、近年はそういうような事実、過去にはあったのかを私は確かめていませんが、そういうお話をお伺いはいたしているところでありますが、近年についてはそういうことはないということで、我々は承知をしているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） その説明もずっと聞いてきていて、本当にこれ必要なかということなのですよ、実質、魚を育てている、そして魚釣っているのですよね、あそこ。前に研修に行ったところあたり大きな川ありまして、魚釣るべからずなのです。それでね、よくわかりますよ、御苦労されているの。これ私は町内会長をやっているから、いただきまして見ましたら、素案で補助金検討部会、ぜひ参加したい、できれば参加したいと、こう順番にあって、こういう方々のお力かりたいと思うのですよ、町民の。でない、なかなか切れないのかなと思うのですけれども、やっぱりこうやってやらないとできないでしょうかね、あなたたちでもって、町長の決断でもいいのですけれども、やっぱりカメラだとか、魚だとか、その辺だったか、まだあったのですけれども、その辺のところ、今のこの魚あたりになかな議員みんな、なあんだと言ってますよね。その辺のところやめるわけにいかないですかね、修正できませんか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） それも含めて今、行財政改革の中で補助金、助成金等、大きな金額、大きな件数を持ってありますので、これらについてもこの

16年度これから検討していきたい、それにも町民の方の声も聞きながら、参加していただいて対処していきたいと思ってます。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 先ほど、同僚議員が質問しておりましたけれども、この説明資料によりますと、予算の歳入歳出の予算の概要では、おおむね50万円以上というふうにしてのせてありますけれども、事業調書の方にはそういうのはのってないので、少額というのは幾ら基準なのか、幾つで小さいところのってないという問題が出たのだと思うのですね、その辺のところは幾らぐらいに考えられていますか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 8番吉武委員の御質問にお答えしますが、予算の説明資料でお配りしてございます主要事業につきましては、100万円をめぐりにのせてございますが、金額は過少でも非常に中身の濃いものもございまして、その辺に配慮しながら調整をさせていただきますが、今、いろいろ御意見いただきましたので、十分参考にしながら今後十分な対応できるように検討したいと思います。

委員長（西村昭教君） 他に、魚の方はございませんね。

それでは、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 75ページ、2款、1項、5目の11節の需用費ですか、消耗品費289万6,000円、これ公用車の集中管理消耗品でないかなと思うのですけれども、町長は町長専用車でないとおっしゃいましたので、公用車の中で主に町長が乗ることが多い車も管理していらっしゃると思うのでございますけれども、なるべく1台の車に乗り合わせる、共有化を図るようにされまして、公用車の減らす計画もあるようでございますけれども、1台とか2台でしたらそんなに消費費とか余り変わらないと思うのですよね。それで乗り合わせて共有化にするということと、その公用車の町長の専用車でないとおっしゃって、一般にも早くから利用していただいておりますよとおっしゃっておりますので、そこら辺をもうちょっと明確にされるようにしていただきまして、そして、思い切って景気のいいときでしたら事業を起せばそれに車もついていたと思うのですね。そしてそれらの維持経費も落とすことができたのではないかなというふうな感じはするのですけれども、もっと思い切った車の乗り合わせ、共有化を何とか図っていただいて、台数をもっと減らすようお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 13番村上委員の御質問にお答えします。

この件につきましては、一般質問でお答えしますように、町長専用車というよりは他の職の者を含めまして、共有利用をしているのが実態でございます。

それと、公用車の台数の削減という形の御意見いただきましたし、私ども担当としましても集中管理体制の中で総台数も減らすという形で取り組んでございますが、一部まだ現課で管理している車両もございますので、それらさらに集中管理体制を拡大することで総台数についても抑制を図りたいというふうに考えてございますし、今、少し問題なのは、現車両につきましては登録年式が古くなってございますので、どういう形で更新をするかということもいろいろ課題になってございます。これら総合的に費用が効率化図れるように、御提言いただきましたリースバック等につきましても、十分検討しながら効率のよい体制に整えていきたいと思っておりますので、その点ひとつ見守りいただければと思います。

委員長（西村昭教君） 村上さん、よろしいですか。

それでは、車の関連でありますか。

それでは、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 車なのですけれども、車は本当にタイヤがあって初めて動きます。そういう意味ではこの町の行財政の運営も住民とも対話があって初めて動き出します。どちらかが欠けてもだめだというのは当然のことではありますが、それで、行政改革という形の中で、いわゆる当初予算の実施計画の中にも、答弁担当課長からももらいましたが、17、18という形の中で歳入の交付金が3億1,200万円ですね、組まれています。そういういわゆる歳入構造が当然変化し得るという形になっています。そういう意味で見ましても、歳出構造でも人件費等が現状維持ということありますから、なかなか厳しい、減らすといっても人を減らすかなんとかということになります。私はそこで町長の決意としてお伺いしたいのは、この間、答弁聞いてましても、どうも腑に落ちない点と率直に申し上げたいのは、行政改革今後推進をという形の中で、そこで具体的に町長車、あるいは公用車等も見直すということの答弁をされております。しかし、私は町長である以上、町民のトップである以上、町長みずからがこの部分はもう削減しますとはっきり断言して、またそういう地位にあるわけですから、そういう声がなかなか聞かれてこない。もしも、私は町長にはなりません、あなたの立場だったらこういう部分は

もう既に歳入構造、歳出構造見た場合に、当然この部分は削らなければならないと、こういう形の中で具体的な対案を住民に示して、それでは論議始まりましょうという形がやはりなければ、いくら行政改革こういう中で見直すと、確かに今までも見直してきました。その努力というのも一定それぞれ大変だったと思いますが、しかし、そういった今部分がどうも欠落しているのではないかと、自然発生的にただ将来的にやっぱりなくするのだというのでは納得いきません。町長車という形でこれは公用車だと、きのう答弁漏れておりましたが、町長車という形で専属のやはり運転手もついて、そして確かに他の用でも使っています。しかし、町民の有権者の圧倒的虚偽、これは町長車か公用車かといったら、それは町民の税金でつくった、買ったのだから公用車でしょうと。だけど町長専用車ですか、どうですかといったら、それは町長専用車でしょうという形は圧倒的です。そういう詭弁を使ってはだめなのです。やっぱりきっちり廃止すれば、また当然財源が浮くわけですから、残業手当等の、そういった財源を、今いろいろな子育て支援だとか、あるいは農業支援だという形の中で、例えばきのうも出ましたけれども、きのう災害つづれたと、こういうところに出せるわけです。私は具体的にこういう対案を今町民が聞きたいのです。そういう対案を町長自身がきっぱりと、この公用車の問題でいえば町長専用車ですと、廃止しますと、町長みずからが一般の公用車に乗って運転して、町民の皆さんの前に出かけて行って対話しますと、これが今求められている町長像だと私は考えますが、廃止されますか。こういう予算を今回なぜのせなかったのかと、財政これだけ厳しいと言っておきながら、この点まずお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員のすばらしい御意見を承りました。

まず、第1点目の町長車、公用車の廃止であります。私は廃止する気はございません。これを廃止するということは、町長として、私として経験した行動、これをものすごく制約してしまう。行動の範囲を狭くする。ですから公用車として廃止する気はございません。しかし、運用の仕方でも節減だとかいろいろ対応の中でその調整というものはしていかなければいけないと、見直しをしていかなければいけないという認識であるところであり。そのためには改革の中で対応したいと。

それから、もう一つは、町長みずからこれをなくす、あれをなくすということで、締めてということですが、確かに私自身もこの部分、あの部

分という想定する部分があります。しかし、そういう形でなくて、私はトップダウン方式で物事を進めるのではなくて、やはり皆さんからの意見が出てきたものを吸収しながら、いうならばシャワー効果でなくて噴水効果で対応していくと、皆さんの声を聞きながら対応していくということを私は政治信念として今日まで進めてまいりました。独裁者になろうというようなことでなくて、いろいろな面で職員の声を聞き、町民の声を聞いて、その中で行政執行していくと、判断をしていくという手法をとっていきたいと。委員のおっしゃるように、私の指示命令で独裁的に対応していくという考え方は持っておりません。あくまでも噴水効果、下から盛り上がる、住民から盛り上がる、ともにつくっていく、そういう行政執行をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 噴水効果ということまで論ずる気は余りないのですが、噴水というのは血管でもそうですが、やっぱりきっちりと血管そのものを、動脈そのものも強くなければならないのです。そのためには必要な栄養だとか、事前にそういうものが当然必要ですよね、町長。私は言いたいのは、トップダウン方式でやるということではないのです、そういうものを具体的に提起しなさいと。したら、恐らく何らかの返答があるでしょうと、そういう対話の試行を求めなさいということで、この間町長もいろいろと懇談会もやっています。それをさらにもっと深める内容での懇談会方式というものも含めてやれば、当然意見も出てきますが、それとあわせてあくまでも私、確かに町長車の必要な部分もあるでしょうけれども、しかし、委託確かにそういう方法もあると思います。やはり求められているのはこの間見ても、残業手当等によって相当な出費等が出ているわけです。当然必要ですから、それに伴って手当は支給しなければなりません、しかし、この流れ見ても必要ない部分、あるいはもっとやっぱりもう出ているというふうに思っています。

そういう意味で、見直しをやればやはり財源の縮小というのであれば、そういったところからやっぱりやる必要があるし、一般の公用車使っていくらでも自分で運転して行って、できるところあるでしょう。確かに地方へ行くのであれば汽車に乗ったりとかいろいろあるでしょう、一般の自動車も使って、運転して行ってもらって同乗してもらって行くということもあるでしょう。そういう手法をいろいろ取り混ぜながらこの廃止の方向で、私は専用車という形の廃止の方法でなくせばいいのではないかということです。その点もう一度答弁願います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 専用車としては今は対応していないと、公用車として対応しておるということで、これを廃止するという気はないと、私はそういうつもりであります。ただ、先ほど何度も言いますように、運用の面で対応は十分検討を加えなければいけないと思っています。

残業だとか常勤だとかという部分ではありますが、私は就任して以来、それらのことについても十分配慮しながら、今、当時と比較すると超勤につきましては、3分の1以下、4分の1ぐらいに縮小しているという認識を持っております。

委員長（西村昭教君） 関連はこれでよろしいですね。

それでは、5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 町長、多分車は公用車なのだけれども、あれ5万円しかないのですよ、車は。もうあれは年数がたってますから5万円くらいしかないのですよ、もう、価格査定は。ですから、あれいつまでも乗ってもしようないのだから、とにかくやっぱりいずれ、ここ1年、2年の間には新しくしなければ乗れないと思いますよ、遠くへ行けないのですよ、あれもう。私たち、あれ60年車ぐらいですから、そういう点、やっぱり今後やるんだったらびつとした車買ってやってくださいよ。そんな廃止しませんよなんて言わないで、とにかく車はよくしますよと、そして人件費は何とか抑制していくのだと、こう言ってくださいよ。何かそこら辺、町民の皆さんにちょっと聞きづらひは、それ聞いておたらね。そういう点でひとつ、私は要望で終わりますが、答弁求めてもしようがないから。

委員長（西村昭教君） それでは、車に関してはこれで終わらせていただきます。

他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 77ページの委託料のところ、ちょっと質問したいのですけれども、庁舎清掃等に469万円かかっております重油タンクの清掃ですとか、そういった特殊な技術を要する部分に関しては、これはもちろん外注委託しなければいけないとは思いますが、先ほど以来、いろいろな部分で行財政改革をしていく中で、住民と痛みを伴っていくというのであれば、やはり自分たちが働いている職場ぐらいは自分たちでこれは清掃していくという基本を、今後貫いていくことができないかどうか、ちょっと1点お聞きします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番金子委員の御質問にお答えします。

庁舎清掃の関係につきましては、若干内部からもそういう角度の意見をいただいておりますし、どうあるべきかについては十分検討が必要だと思えます。ずっと以前については、庁舎の清掃については職員を配置しまして対応してございましたが、時代の変遷の中で、最終的には外部の力をかりることで費用効果を上げた経過にございますが、今、こういう財政事情の中で、どういうことが一番いいのかについては十分検討しなければならないと思えますが、従来の昔の姿に戻すということになれば、また一方で人材を確保するとか、頭数的な問題もありますので、過渡的に対応することと、それから今後体制をどう整えていくかということと分けて検討しなければなりませんので、十分この辺は検討したいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか、金子君。

12 金子益三君。

12 番（金子益三君） 清掃のことに關しては、私は別な今の清掃係長をつくれということを提案するのではなく、自分の身の回りのところぐらいはやっていながら、年に何回か掃除しなければならぬところを外注すれば、もっと安く済むのではないかという御提案をさせていただきます。

もう1点、その委託料に關してのところ、ちょっと御質問なのですが、各々例えば、67ページのこれは13節の庁舎警備ですとか、そういったところを各ほかのところも出ているのですけれども、これの算出基準みたいなものというのは、どういふふうになっているのかちょっと教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 金子委員の67ページの委託料の關係であります、庁舎警備につきましては御案内のとおり、平日の執務時間外から翌日の執務時間始業時まで、それから、週休日、祝日等の間につきまして、外部の会社に人を庁舎内に配置することで業務をお願いしてございます。

したがって、その時間におけます職員の配置におけます時給と申しますか、そういう単価を時間に乗じまして、直接費用的なものは求めてございます。あと当然、人を雇用するに当たりましては、それぞれ社会保障等の所要の経費がかかりますので、そういうものも加味した中で積算してございます。

それと、あと関連しまして、想定できないいろいろなもろもろの費用、それから、その体制をとるため、受託会社が一定の費用も伴いますので、そういう費用も構成しながら、予定価格を設定して外部にお願いしているという、おおざっぱに言いますとそ

のような構成になってございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、関連でございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移りませう。

11 番中村有秀君。

11 番（中村有秀君） 83 ページ、車は車でも交通安全の關係で質問をいたしたいと思ひます。

平成16年度の主要施策の概要ということで、安心のまちづくり、この中で交通安全關係については死亡事故ゼロ500日、1,000日目指しているということで、1件でも事故発生を未然にされた参加型の交通安全活動の推進ということで訴えております。したがって、今度平成16年度の町の交通安全推進委員會の補助、それから、町の交通安全協會の補助の關係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

交通安全推進委員會の補助の關係ですけれども、今回301万円という、ずっと平成11年度を見ますと447万円、12年度483万円、13年424万円、そういうことで、平成11年度と比較すると170万円の減、マイナス32.8%というような状況になっています。

それから、交通安全協會も平成11年度87万円、それから15年度は94万円というのは特出しているのですけれども、これは何かの事情背景があるかと思ひます。今回は69万円ということで、前年の比較をするとマイナス25万円、26.6%ということでのマイナスということに。それでせっかくこの安心のまちづくりということで死亡事故をゼロ、それから500日、1,000日ということで、それぞれの担当の皆さん方が頑張っておられます。このような大幅な財政上非常に厳しいということだろうと思ひますけれども、この補助金の削減による事業、それから活動の展開に十分こたえられていられるかどうかということと、それからもう一つは、削減をしたその支出の要素はどこなのかということで、2点お尋ねしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思ひます。

まず最初の、活動に対応可能かという点でございませうが、現在のそこにも、執行方針の中でも町長の方から述べさせていただいてございませうが、交通安全にかかわりませうも、いろいろな意味で地域の皆さん方の御参加をいただきながら展開していく、すなわちメインのスローガンといたしてございませう交通安全は家庭からというところで、それらを展開し

ていきたいというのが考え方でございまして、決して急激にその答えが出てくるということではございませんが、各地域へ対応していろいろな団体等の方々から啓発をさせていただきながら、その方々によって、また家庭の中に交通安全等を持ち込んでいただく、さらに地域の中に持ち込んでいただくという展開を、いわゆるソフトの面で展開をしたいというのが大きなその願いでございまして、それらに移行をしていただいている分もぼつぼつと芽が吹いてきているというふうに理解をさせていただきまして、今後ともその辺の内容で推進を進めていきたいということでございます。

次に、補助金の支出の側にございますが、委員御発言のとおり、財源的な異常な厳しさというのが現にあるということは第1点として申し上げておきたいと思っておりますし、先ほど申し上げました各御参加をいただきながらということにつきまして、展開をさせていただこうということが主たるものでございまして、特に推進委員会の補助にかかりましては、この下部組織としてございます推進委員会というか指導員の専従の方々、隔日立哨というものを登下校にかかりましてお願いを申し上げて、それらの毎日の展開から変化させてまいったというのが大きな部分でございます。

交通安全協会にかかりましては、いろいろなそれらの対応の中で、どちらかという、若干ずつ財源的なベースの厳しさの方を御理解をいただきながら、現在に至っているということで御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 余り前書きがちょっと長いような気がしたのですが、まあまあ地域から、それから家庭から、この運動が定着をしているということについては、ある面で理解をできますけれども、本当に交通安全推進員の皆さん方、非常に朝な夕ないろいろなイベントのときも頑張っておられて、本当に死亡事故ゼロを500日、1,000日を合い言葉にして頑張っておられますが、このような急激な、特にこのことで十分対応できるということで、僕言うのは、それではどこを減らしたのかということが聞きたかったのです。こんなに減らして大丈夫かということは、例えば交通安全協会の関係からいけば、15年の予算は94万円、今回は69万円ということですから、25万円マイナスということだから、だから僕は15年の94万円は11年度からずっと見ますと特出しているから、何かがあるのかなということも一つ聞きたかったのです。

ですから、それらも答弁がないので、そうすると、一遍に26.6%も減らすというのはいかがなものかというようなことで、不足の部分、運動展開ができない部分が出てくるのではないかとということをお私には心配している、それぞれのセクションで皆さん頑張っておられるから、何とかこういう今の時代ですから、できるだけ交通事故をなくそうということで頑張っておられるので、できれば減らすよりふやすポジションだと思うのです。ただ現実には財政状況があれだということで、こんなに大幅に減らして活動が十分できるか、それから交通安全推進やなんかのスタッフの皆さん方の十分な意見を聞いた中で、活動が十分展開できるかという危惧をしているものですから、その点、大丈夫なら大丈夫だ、少ないけれども、我慢するなら我慢することでもよろしいので、それらも含めてお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。大変申しわけございません。

まず、交通安全協会にかかりましては、実は平成15年度分につきましては、女性部の20周年の記念式典のために提出したものが、15年度のみということの対象で25万円ございましたので、その分の減額でございます。

それから、推進委員会の補助にかかりましては、先ほど申し上げましたように、登下校にかかりますところの一般論で申し上げてございしますが、専従の指導員の方々に隔日立哨をお願いして、その中で指導を中心をお願いを申し上げるということで、そのさらに各学校ごとも含めて、それらの内容を御理解をいただきまして、家庭の中に持ち込んでいただくようにPTA等を通じてお願いを申し上げ、そのことによって絶対大丈夫かということについては、私も絶対大丈夫ということ論じていくことができるかということになれば、非常に微妙でありますけれども、やはりこれらの種のものにつきましては、一人一人皆さん方で、ともどもにこの交通安全というものを持っていただかなければ答えになっていかないということだけは、自信を持って私自身も申し上げたいというふう思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 交通安全関連で、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 去年もお伺いしたと思いますが、交通指導員の方が街頭に立って子供さん見ておられます。そういう意味で回数が減ったということで、生徒さんとの対話ができるのだけれども、そ

の対話の回数は減ったと。小さな金額で削って、大きなものを失ったということを言っているのですけれども、やはりそういう問題が、聞いたら実際あるわけで、やっぱりそういうところにはきちっとした手厚い財政措置、そんなに300万円も400万円もという形ではないのだろうと思いますよ。

ですから、そういう配慮をして、きちっとしたやっぱり帰り道の安全対策という点でも、本当に貴重な役割をされているわけで、こういったところにただ杓子定規に一人一人の家庭から交通安全を守りましょうなんて、もう100遍も1,000遍も聞いているのですよ。それはわかった上でそれぞれが取り組んでいるわけですから、そういう隠されている部分をきちっと見て、やはりそういった対処をすべきだというふうに思いますが、これは改善されたのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

対話として、その中で効果が上がる上がらないという部分については、私はその大きさといいいますか、それは確かにいろいろな面であろうかと思いません。隔日であった場合には落ちる、毎日であった場合は効果が高くなるということについては、必ずしも言い切れないと私は思っています。あくまでお互いの交通安全にかかわってのお話をいただきながら、この通学の子供さん方に対応していただいているというふうに思っています。もちろん委員御発言のとおり、その対話の中から生まれるものというものは、当然にして家庭の中に持ち帰られているものもあるかと思えます。

そういう中での効果というものについて、今まで落ちてきているというふうには私どもとしては認識はしてございません。それなりに効果は上がっているというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 質から量へという言葉ありますよね。やっぱり質から量に転換するのですよ。これはいくら社会が、地球がなくなっても、その法則というのは変わらないわけですよ。一貫してこういったものをやはりどういう立場に立って予算づけをするのかということで、確かに部分的には見えない部分、消化できない部分ありますよ、そういった部分は。

ただ、やはり交通指導員の話聞いても、やはりもうちょっとそういう部分についても了解を得て話が進められたのだとは思いますが、やっぱり協力できる部分もありますと、私たちにも、奉仕い

ただかなくても協力できますと、やっぱりそういうところをきちっと示していただければ、それなりの対応もできますという話ですから、やはりそういうところをきちっと行政側としてとらえるということが大切だと思います。担当の課長が全くやってないというわけではありませんよ、一生懸命頭抱えてやっておられるのを、よくわかります。

そういう意味で、やはりそういった意味での財政措置をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

それでは、交通安全に関連して、ございませんか。

（なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、次に移りませぬ。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 69ページの行政改革、これ今の話にも絡んでくるのですけれども、行財政改革でもってさっき言いましたよね、住民。そういうことで住民とも話をしたいということ町長は言った。それで、こういう方々が入ってくるわけですよ。それでわかりませぬよ、町民が行政改革、財政改革たって、なかなかわからないですよ。私がこれひとつ経験してうんと思ったのが、組合費を天引きでやっているのは、あれは道議会議員が教職員のあれはだめだよと言ったのを見て、私言ったのですよ、ここで、組合費を集めるのはだめですよ。そしたら、いやそんなことないでしょうということで、今までたしかずっと来ているはずですよ。私たちのあれもそうですよ、議員会費、天引きやっている、あれも同じなのですね、同好会的なものだから、本来なら、はい、くださいとやらなければならないですよ。そういうのから見て、今度の電算システムに入ってきて、いよいよそれがやらなくなりましたよね、たしかなかったはずですが、我々の議員会費も今度手払いするようになりましたから。事々そういうことでして、なかなか行政改革というのは難しいと思うのですよ。それで、これをするのもいいのですけれども、わかるのは職員の中のことは職員が一番わかります。議会のことは議員が一番わかります。現在のことはですよ、先輩は前のことをおわかりでしょうね。例えば、議会やなんかで海外研修なんていうのは、凍結しようよという声、何回か出た、今回も出たのですよ。だけどやっぱり入っていますよ、ここに。

こういうことで、これをわかるのは議会のことは議員、それから職員のことは職員がわかるのですよ。だから、職員はもう若い人、それから先輩、後

輩関係なく、いやここはそう思うということをごんごん書き出して、一問一答でやると全部押さえられますから、みんなわかり切った先輩が上におって、それはこうこうこうだよということになるから、それだけでなく、全部書き出して、そしてこういうところにお見せして、どう思いますかということをやるとな形、あわせて議会も入れてもらえばなおいいのしょうけれども、そういうことでやらなかったら、この行財政改革、町民会議運営費というのがあのですけれども、そういうような形でやらなかったら、わからないと思いますよ。いきなりこの会議に、どこ変えたらいいですかと言ったって、絶対わかりません。職員であった人はあれですけども、なかなかそういう人は言いませんし、道警問題ではないですけども、何だあいつということになりますから、言わないと思うのですよ。だから、今の人たちが問題を全部出してやるというようなことについては、どのようにお考えになりますか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えしますが、もう既に委員も町内会長という立場で資料も詳しくごらんいただいていることについては、大変力強く思うところがあります。

町につきましては、もう町長が町政執行方針で述べますように、今言われるような町民も当然交えまして、ある意味では町民の目線で行政を議論することは極めて重要な要素がありますので、そういう形の中でその受け皿となる組織化をしまいたいというふうに思います。この点につきましては、今のところどういう形ですかについては、まだもっといろいろな方からの御意見もいただきながら具現化をしまいたいと思いますので、ぜひ御協力もお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 事々、今言ったように、ありませんかとただ言っても、出ません。だから何とか問題点をうんと出して、それでもって選別していくという、それが情報公開にもつながりますし、ああ、開かれてきているなということにもつながるかと思しますので、こうせいとは言いませんけれども、今、お答えになったようにいろいろなところからの提言を受けながらということですので、この方たちを絶対無にしないでいただきたい。町民を無にしないでいただきたいというふうに思います。決意のほどでも聞きますか、行財政改革の。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

既に委員のところにはアンケートの点も行ってい

るかと思ます。町長が執行方針の中で申し上げておりますとおり、新しい改革に向けた取り組み、骨格ということで、この特別資料の中でも配付させていただきました。柱立てをして取り組むということの決意を、今そのアンケートにもありますとおり町民に周知を図ったところでございますので、その辺のところ御理解をいただきたいと思ます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 行政改革推進という形で予算ついておりますが、構成もこちらで15名の住民代表等も含めてという形になっておりますが、スケジュール的にどういう手順を踏んで今後なされようとしているのか、テーマはここにも書いてありますが、各種事業の見直し、経常経費等の見直し、人件費や職員の資質の向上等が書かれておりますが、こういう点での部会に分かれて審議されるという形の方針だと思いますが、そのスケジュールがどのようになるのかお伺いしておきたいというふうに思ます。

あともう1点お聞きしたいのは、恐らくこういう状況の中では、住民の当然行ってきた行政のサービスというのも当然のこの対象の中に入っております。具体的に今、もう既にこういう具体的なところまでは行ってないにしても、こういうものは将来的にはやっぱりサービスの軽減、もしくは廃止につながるのではないかとというようなことも考えておられるのか。

それともう1点、さらにお伺いしたいのは、職員の配置の問題であります。この間の一般質問の中で、これから専門職員という点でも必要だと。また、これから今まで職員を採用してない部分があったから、これからいろいろなやはり継続的な行政を進める上で、一定のやっぱり職員の採用も必要だということを言っているわけです。言っているのであれば、どのような立場の中で将来職員の採用をされようとしているのか。今はやめておりますが、これは非常に重要なことですから、行政は継続されているわけです。町長がその後退任されるかどうかわかりませんが、いなくなったとしても新しい町長がまた継続されます。そういう意味では自治体がある以上は、その行政を運営していかなければならないという形になるわけです。

そういう意味では雇用の拡大からも一定数の人員の採用というのは必要だと思いますが、ただ、苦し紛れにあのときの答弁の中で一定の専門職を得た人を採用すると言っているのではないと思ます。そういう構想があるからそういう採用を必要だということをおっしゃったと思うのです。人間というの

は発言する以上、そういう構想があって口に出るわけですから、その町長の構想があれば、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的に具体論のお話の話でございますが、ここに掲げてございます基本的な考えの中の7項目のところに、基本事項を掲げてございます。組織機構におきましても行政改革推進事務局ということを設定しまして、この基本事項に沿いまして具体論を定めていきたいというふうに思っております。従来はどちらかということ、行政側の行政改革方針で出しておりましたけれども、そういう中で町民の皆さんの御意見もいただきました。でもこの新しい改革に向かいますとは、改革の素案づくりから町民にも参画していただいて、取り進めたいというのが考えでございます。そういう中で、ここの基本項目の中の具体論につきましても、これから進めていくという考え方でございます。

それから、組織機構の改革についての御提言の話ございましたけれども、当然財政が苦しいから職員をそのまま採用しないということ、毛頭考えられていません。新しい定員管理適正化計画の中で、そういう面について、やはりそういう組織に穴があくようなことではうまくないので、この辺のところをどういう位置づけの中で、どれぐらいの中で職員を採用していくかということも、いろいろ財政と見合わせた中で取り組んでいかなければならない課題だなというふうに思っております。そういう中で、基本項目の中にはそういうことも織り込んでいるということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まだ具体的には決めてないということで、これからということだというふうに思いますが、町長にお聞きしたかったのですが、助役さんお答えしたのですけれども、私、この定員管理についても、やはりこの空白も既に生まれているわけですよ。やはり行政の事務を推進する上で、この空白期間というのは非常に恐ろしいことで、いろいろ対応の仕方はあると思います、手法によっては。

ただ、やはり今助役がおっしゃったように、きちっとした定員管理という方向での、その財政との運用で変わるのかもしれませんが、削減するときも弾力的な運営をなささいということを私は申し上げたと思いますが、そういう意味でもっと全面的にどういう行政の水準を求めるのかということと、もう

表裏一体なのですよ、一つなのですよ、これは、職員の採用というのは。

そういう意味で町長の執行方針見ましても、聞きましても、この間の答弁聞きましても、そういったどういう行政の水準ということでは60億円だと。しかし、その60億円の当時の58年、60年見た場合に、まだ施設がないとかいろいろ問題ありましたよね、今よりは。そういう時と比べて現在は、もう既にいろいろな維持管理の施設もふえていくということもあります。そういう意味で、当然普通私が考えても、例えば、こういうものが民間委託するのではないかと、こういうものはやはり自分でやるということ、やっぱり町長の頭の中にもう既にでき上がってなければ、ただ推進会議に任すということで、それはいいと思いますよ。

ただ、町長自身がその前にしっかりとした骨格を頭の中に持って、それを自主性に任すということであつたらいいのだからと思うのです。そういうのではないのに、ただゆだねると、いわゆるあなた任せということではないのかもしれませんが、そういうふうにしかり私聞き取れないのですよ、町長のこの間の答弁見ましても、やっぱりこれはまちづくりの推進と職員の採用等含めて、町長どういうこの行革という形で言えば構想を持っておられるのか、この点もう一度明確にさせていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、構想がないというのではなくて、構想は持ってますよ、いつも申し上げておりますように歳入構造に合った歳出構造のまちづくりをし、行政においては組織機構においては、簡素で効率的な組織をつくっていく。そのためにどうあるべきかと、これからの20億円に及ぶ歳出構造を削減するためにはどこどこをどう削らなければいけないのか、そういうものは持っています。しかし、先ほど来言っているように、私がこうするぞということで申し上げるのでなくて、住民の皆さん方、町民の皆さん方とともに、今、じゃ20億円を削減しなければいけない、その分科会の中で財政の部分でなったときに、こういう今の町の財政構造ですよというものを説明しながら、じゃ、どこでどう対応し、住民の皆さん方はここまでは耐えられるかと、我慢しようかと。じゃ、ここの部分は行政がやるのでなくて住民みずから行動したらどうだろうかとか、いろいろな部分を含めながら進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、例えば市町村合併のこともそうでありますけれども、町長はどう思っているのだ。しかし、市町村合併についても私もそうお答えさせていただ



ておるように、今はこういう状況、行財政改革についても今までは先ほど来、総務課長並びに助役からもお答えさせていただいておりますように、私が就任して以来の行財政改革は内部で、私も含めて検討し煮詰めて、こういう改革をしたいですけれども、どうですかということで、行政改革懇話会に提示して、懇話会の町民の皆さん方の意見を聞いて、そして、いや、もっとここをふやせよと、もっとこれをこうせよというような意見を聞いて調整させていただきながら、2回の行革を進めてまいりました。今度はもう抜本的に、もう原案をつくって見せるのではなくて、つくるときから町民の皆さん方の参加を得て、こういうことに手をつけよう、こういうことに交代をしようというような手法をもって対応していこうということで、組織機構の中で担当部署をつくって改革を進めていきたいということでありませぬ。私の頭の中にはあります。しかし、それを私はこう思ってます、こう思ってますということで並べてみたところで、私は発言したのものについては責任を持たなければならないし、住民の考えとイコールにならなければならない。そういう観点からすると、大きな課題についてそう安易に考えを並べることが正しいとは思っておりませぬ。

委員長（西村昭教君） それでは、ほかにございませぬか。関連ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移ります。それでは、ございませぬか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 79ページの企画費のところでお尋ねしたいと思いますが、上段の方に掲げられております開発道路白川美唄線の建設促進期成会並びに旭川十勝道路の促進期成会のことで、両事業の両計画の今日の現状と、それから今後における見通し等について、まず最初にお尋ねさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 向山委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

開発道路白川美唄線につきましては、御承知のとおり現在東川町周辺の整備が進められているところであります。ただ、非常に進み方が遅いというようなことでありまして、そこら辺の要望過程やなんかにつきましても、今後見直していきたいと。また、その整備の中身につきましても、再度協議をした中で国の方に要望していきたいというような状況で、非常に遅くなっているというのが現状であります。

また、一方、旭川十勝道路につきましてはの推進状況であります、御承知のとおり富良野道路、旭川

十勝道路につきましては旭川から占冠まで120キロ、その間富良野道路20キロが、今整備されようとしている状況で、そのほかにつきましては、今のところは余り動きがないというのが現状であります。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） それで、両事業とも上富良野町にとって白川美唄線はどういうようなかわりを持ってくることが想定されるのか、それから一方、旭川十勝道路について、これについては富良野市でもいろいろ議論がなされているようでございませぬが、促進期成会ということでございませぬので、当然上富良野町として促進するというようなスタンスで参加されているのかなというふうな解釈するわけでございますが、私なりに町民の方々といろいろお話ししたり、あるいは私なりに想像するに、現在以上の237号線がこれ以上に整備されることは、交通環境は改善されるでしょうけれども、非常にそういう高速道路網が整備近くでされることによって、観光で身を立っていこうという町であれば、非常に町の中のいろいろお話を聞く限りにおいては、果たしてその促進を後押ししていいのかどうかというような心配をなされている業界の方もおられるようでございませぬし、そこら辺も含めて上富良野町のスタンスとして、その事業がすぐ目の前に迫ってくるというものではないでしょうけれども、基本的にどのようなスタンスで促進期成会という形に参加されてるのかということで、もう1回お尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） まず、開発道路の白川美唄線の方であります、この白川美唄線につきましては、今、一部東川町のところが整備されているところです。それで、上富良野町と今非常に期成会の中でも問題になっていませぬのは、その間、やはり大きなメリットがある町村と、メリットの薄いところと言いましたらおかしいのですが、当然この上川町の白川までなのですが、白川まではなかなか整備される見通しが立たないだろうと。そうしたときに、今の東川、東神楽、それから美瑛町というようなところがこの整備されることによって上富良野町にとってもそのルートができることによって、かなりメリットが出てくるのかなということで、そこについての協力やなんかはしていきたいというふうな促進期成会の一員として、活動を展開しているところでありませぬ。

また、旭川十勝高規格道路の整備計画であります、これにつきましては、今、委員から御質問がありましたように、道路というのは当然その中間点

にあるところにとって大きなメリットがあるかという、そうではなくて、やはりそこに北海道全体を考えたときの旭川、占冠、そして十勝に抜けていくという、そのルート、そのときに当然我々の町としたしましては、その高規格道路やなんかができるということになりますと、救急医療、それから農産物の輸送やなんかはかなり短期間で搬送やなんかはできる、そういうようなことが大きなメリットかなというふうに考えて、これもこの期成会の一員として参画させていただいて、そういう観点で促進をしていこうという考え方でおります。

委員長（西村昭教君） よろしいですが、向山さん。

関連で、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 白川美唄線については、これ道議会でも問題意識にしておりますが、いわゆる経済的なメリット、あるいはかなり長期にわたっての財政投資という形の中で、相当な経済的な浪費ではないかという形がうたわれております。そういう意味で、担当の課長もおっしゃいましたが、ルートができれば多少なりとも経済的な行為が起きるのではないかという話であります。しかし、今、経済的に流通のルートも大きく変化しています。そういう意味では、市場も大きく変化しています。農産物の促進が図れるのではないかとということで、いろいろな道路ができました。今、もう既にできています。

そういう中で、本当にそういった道路ができて経済行為ができるのかと。確かに部分的に活性化になる部分はあるでしょう。しかし、今、農産物でいえば外の輸入でやっぱり価格低迷につながると、流通の大きいいわゆる変化でなかなかその経済行為も思うように、売上げも目標達成しないという形になったときに、果たしてこの道路ができることによって、経済的に上富良野町の経済が潤うのかということの問題、私は認識なのですが、ここで伺いたいのは、このルートができることによって上富良野町に、それではどのぐらいの経済的な恩恵・メリットというのが起こり得るのか、この旭川の道路期成会の問題でもそうですが、わかっていれば御答弁願いたいと思います。たとえ2万5,000円の問題でも、やはりこれ10年続ければ25万円です。やっぱり大きな問題ですから、やはり早めにやはりやめるべきものはやめるという立場からの要請も当然必要ではないかというふうに思います。この点、伺います。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 今、米沢委員の御質問であります。経済メリット、ここがもし仮定としてこの道路が美唄から白川に抜けたときに、ど

れぐらいの経済メリットがあるのか試算があればということなのですが、まことに申しわけございませんが、そこら辺の試算については持ち合わせがございませんので、そういうことで御了承をいただければと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、ほかに、関連ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移りたいと思います。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっと念押しということも一つあるのですが、95ページの納税貯蓄組合の補助ということで、前にこれは1回むだでないかということを経問させていただいて、当時一番多いときは1,000万円ぐらいあったのかなと思えますけれども、800万円、600万円とずんずんと減ってきて、今三百十何ぼですか。これだけ減ってきているときに、その組合そのものの不満というのが実際にないのかなと、ちょっと質問の仕方がおかしいのかもしれないけれども、これは廃止にしないというつもりでいるわけでもないですから、だけでも不満もあるのではないのかなと実は僕は思うのです。聞いてないからわかりませんけれども。そういうふうな声が入ってきているかないかというのと、これたしか17年度から廃止という計画でいると思うのですけれども、これはもう17年度廃止ということで理解してよろしいのかなと、その2点、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員の御質問にお答えをさせていただきますが、このことにつきましては、納税貯蓄組合の組合長の方々も、また住民会長さん方も、もう理解をある程度示して納得していただいているものと、何度も説明をいたしておりますので、今、過般の住民会長会議でもことしでやめさせてもらいますよということで、お話し申し上げておりますので、それに対して大きな声が上がってこないという部分で、もうあきらめていただいたのか、我慢していただいたのか、理解していただいたのか、納得していただいているものというふうに認識しておりますので、住民会長さんに説明したように16年度をもって終了にしていきたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 今、町長、住民会長にお話しするという、私、町内会長なのですけれども、私の町内会長やってあって、ちゃんと税務全部あります。そして、ここに住んでいるという証明の印鑑も

町内会長がやります、住民会長ではないですよ。それから、ごみの問題も町内会長です。ごみの問題から、そういう証明から町内会長やっていて、住民会長というのは何なのかなという疑問あるのです。今、言われたところ、それは伝わってきませんよ、納税のそれについて。納税もうちにおります。私は納税もやりました、そんなこと何も伝わってきていないのですけれども、この辺はどうなのですか。町長でなくてもいいですよ、わかる人でいいですよ。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸達雄君） 4番梨澤委員の説明、住民会長さんから町内会長さんに伝わってきてないということですが、住民会の総会だとか住民会の役員会だとか、いろいろな中でそういうことが伝達されていくものでないのかなという認識いたしておりますので、そこはそれぞれの住民会、他の住民会では、おれのところには、うるさいほど連絡が来ているぞというところもあるかもしれませんが、そこらあたりはひとつ住民会組織の中で御理解いただきたいのと、納税貯蓄組合につきましては、年に1回総会を開いております。そのとき私も出席させていただいて、ごあいさつさせていただいております。その折りにもこの話はしておりますので、納税貯蓄組合長さん方はある程度御理解をいただいているのかなという認識しております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、その他に移ります。ございますか。

それでは、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 67ページの委託料のところの車両休日運行、これにつきまして220万5,000円の予算でございますけれども、何か今利用している団体によりまして、いろいろ制約もされているということを聞いているのですけれども、何時間ぐらい、どれぐらいの団体と何時間、どれぐらいの利用があるのか、ちょっと資料をいただきたいのでございますけれども、それとこれらの利用につきまして、少し以前とは違う何か縮小といいましょうか、そういうふうに変更されたのでしょうか、その点もちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 13番村上委員の御質問にお答えします。

67ページの委託料の250万5,000円の件だと思いますが、これについては御案内のとおり、平成10年からこういう外部に運転業務をお願いすることで、それぞれ団体、町民の方にバスの運行でのおこたえをしてございますが、いかんせん、定期バス、それからほかのバスのあいてる時間に運行す

るといことで、年間運行時間につきましては、1,000時間超える時間でございますが、限られた範囲での対応しかでき得ません。あと団体については福祉関係の分野の団体が多いこと、それからケースによっては学校行事等で運行することが多い、それらが中心に今言います1,000時間を超える時間で行ってございます。単価につきましては、消費税込みで2,100円になるかと思っておりますが、それに相当する額、時間帯を今回予算お願いしてございますし、関連する資料につきましては、必要であれば後ほどまた何らかの形で御提供をさせていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、関連ではございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次ありますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 79ページの構造改革の特区推進費と、非常に大きなものっているのですよ。内容を見ると旅費で、普通旅費と特別旅費ですか、これをちょっと御説明いただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この旅費につきましては、構造改革特区が今国の方で進められております。その中で、我が町においてこの構造改革特区を受けたいというようなものが、今案件としても1事業所の方から提案をされているところでありますが、そういうことで、今申請をしようということ動いているところであります。そのためには国の方に、また、もしくは札幌の方にヒアリングとかがありまして、そういうものに対して、行って説明をする、またこれが認められた部分につきましては、そのときに内閣総理大臣の方から特別に受領というのか受け取る形になると思っております。そのときの予算であります。

委員長（西村昭教君） 関連ですね。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 大変意欲的な企業かなと思うのですね。差し支えなかったら教えていただけますか、農業であるとか、土建業であるとか、商工業であるとか、もし差し支えなければ、その辺のところは。無理に言わなくてもいいですよ。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 候補のお名前については、避けさせていただきませんが、教育の関係でということ御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。  
関連でございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、その他に移ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 83ページの名誉町民の年金について、今回削減されましたが、将来的には廃止という形での方向でよろしいのか。この点についてまずお伺いしたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

最終的には廃止かという方向に進むのかということですが、現時点では名誉町民の自主的な御理解を賜りまして、減額措置をさせていただいておるところであります。私としては当分この対応を進めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 当分の間ということ、ちょっと生存している限りという形の中だということに押さえていいのか、今後はこの適用になる人が出てくる場合も想定されます。そういったときには私はすぐに廃止してほしいですが、そういう事情もないのかもしれないので、将来的には廃止すると、今回は減額で措置したが、将来的にはこの方がまだ生存されている方というのは失礼だが続けるが、その後については廃止するというふうに受けとめていいのか、伺います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まだ、上川管内町村会におきまして、廃止している町村もありますし、応分の対応をしている町村もございます。そういう状況を見きわめながら対応していきたいと思いますが、私がこれから先何年町長を就任させていただけるのか、いるのかわかりませんので、私としては、今私の任期中にはそういう考え方を持っていないと、このままの継続をさせていただきたいと、このままで廃止ということについては考えていないということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 将来的には見直すと、町長が任期中についてはまだ続けるけれども、その後については引き継ぎ事項の中にきっちり、それであれば盛り込んでいただいて、そういう確約というか先の話ですから、失礼な話ですけれども、これ財政

改革の一環ですから、非常に大切なことですから、これは議事録にも残ることですから、お伺いいたします、きちっとのせていただけますか、それでは、廃止という方向で。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 廃止するかしないかということは、まだ私としては結論を持ってませんし、私はこのままで任期中は継続していくということしておりますので、廃止をするということで今委員と約束することはできない。ただ、町長事務引き継ぎの段階においては、そういう御意見があったということは、その部分の事務引き継ぎの段階では対応でき得る時期が来れば、なるというふうに思いますが、その時点には廃止をしておるかもしれませんが、しないかもしれませんが、そこらあたりは今のところ確約でき得ないということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） それでは、米沢君、よろしいですね。ほかにございせんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは85ページの自治会活動推進費ですね、ここの報償費で文書配布と行政協力謝礼ということで、多分これ町内会長に来て、あなたの口座に入れますか、どっちの口座に入れますかと来ているのですけれども、それだと思のですよね。それで、これだんだん補助金も少なくなってきておりますから、それから納税組合のあれも減ってきておまして、文書配布というのは直接はやっぱり班長がやっているのですよ。それで、町内会長というのは3人班長いたら、そこへ束ねて持って行って、実質やっているのは班長なのですよ。

ですから、この文書配布ということについては、当然ですから配っておりますから、これは町内会の口座の方にきちっと入れていただきたいというふうに思いますけれども、どうですか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 4番梨澤委員の質問にお答えいたします。

文書配布の謝礼につきましては、以前から町内会長にお支払いする予定で、その振込先をどちらにしたらいいかの照会はしてございます。これからもそういうことでよろしいかと思ますし、ただ、私どもも若干お聞きしてます中では、今委員が発言されたような、地域内でのいろいろなやり方があることも承知してございますが、町としましては引き続き町内会長さんにお支払いするというを前提に、そのどこの口座に振り込みすることがいいのかを照会をしていく考え方でいますので、その点ひとつ御理解いただきたいと思ます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 言っていることわかりません。それぞれ町内会長は役員会でもってきちっと報酬決まっているのですよ。私のところは町内会長2万円、それから会計、それから班長1万円というぐあいに決まっているのですよ。このところをそこに行政から町内会長にと来ると紛らわしくなるのですよ。だから、住民会長のところに一時何十万円というのをばっと入っていて議会でもかなり問題しまして、今は住民会の会計の口座に入るようになってきてますね。入っていないところもあるのかもしれませんが入れませんが、入るようになってきています。

ですから、痛くない腹探られたくありませんから、町内会の会計の口座にきちっと入れるということで、やっていただきたいと思います。役員会できちっと報酬というのをいただきますから、だから町内会の町内会長にということではなく、町内会にということで、そうすると、班長が実質班長やっておりますから、それについては町内に還元されるということになるのですよ。個人によこすということがないようにしていただきたいということなのです。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 御質問にお答えしますが、町内ではいろいろと御事情があって、いろいろなことがあるのかと思いますが、私ども行政では行政と町内会との関連のやりとりでございますので、あくまでもそれを代表する町内会長に、どのようにしたらいいかについて照会をさせていただいておりますので、今後もそれを基本に取り進めるようにしてまいりたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） それあくまでの行政の都合なのです。住民自治ということでしたら、そういうことにはならないのですよ。やっぱり決まっておりますとおりでやっていかないと不透明なところが出るのです。というのは、私は来たのは、これは会計へこれ来ているよと言って、それで私の名前書いて、印鑑ついてこっこの口座にとやりました。しかし、言いたくはないけれども、そうでない町内会長もいるのですよ。そうすると、また町内会の自治でもって、やっぱりたがたがたということになりかねない、金額はわずかですけども、なりかねないのです。だから、やっぱり町内会長ではないのですね、町内会という、その会計の口座に入れてほしいということによっておられますけれども。

委員長（西村昭教君） 梨澤委員、今、聞かれていますことに、総務課長もそのとおりに答えているの

ですよ。ちょっと誤解されているところがあると思うのですが、というのは、町内会長と相談をして、どこに振り込んだらいいかを決めさせていただいているという答弁です。

4番（梨澤節三君） そこを言っているのですよ、私は。それをやると不透明になりますよ。だから、町内会長によっては私のところにくださいと言っている人も今までののですよ、現実に。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

再開時間を3時半といたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時30分 再開

委員長（西村昭教君） 再開いたします。

先ほど、梨澤節三君からの質問がありましたので、続行いたします。簡潔明瞭にひとつ御質問をお願いいたします。

梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） さっき話しましたね、要するに行政から来る金は、町内会長個人に来るのではなくて、町内会組織の口座の方に入れるようにしてはいいかがですかと。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えします。

従来から町内会に振込先の照会をしてございましたし、今後もそれを基本にしたいと思いますが、きょう委員からいただきました地域のいろいろな実情があると思いますので、それらを少し私どもも再検討しまして、どうあるべきかについては考えてみたいと思います。あくまでも今までやってきたことについては、私ども行政側からすれば特に大きな問題ないというふうに思いますが、受ける側の自治会組織の方で何かそれが問題だということの要素があるようにもお聞きしましたので、その点十分検証もして、判断を加えたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、その他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 79ページの基地調整室にかかわってお伺いいたしますが、いわゆる駐屯地内での空砲訓練の問題ですが、確かに駐屯地内ということで、敷地内ということではありますが、気象条件によってはかなりな振動が聞こえるという状況あります。また、頻繁に夏場でしたら駐屯地の敷地内で空砲訓練を小銃の空ろ砲訓練なんか行っています。

そういう意味で、基地内とは言えど、やっぱり生

活圏にかかわる部分もありますので、こういう部分は即時やめるよう要請すべきだというふうに考えます。

また同時に、夜間のヘリの出場回数も最近ふえてきているかというふうに思います。そういう意味でこの点についても、夜間飛行については安全性の問題も含めて、騒音の問題も含めて、やめるべきだという形で要請をお願いしたいと思います。この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問お答えをさせていただきたいと思います。

まず、基地内における空砲等の関係であります。また夜間飛行、こちら辺について御意見がありました。それで、一応地域の方からまたいろいろな苦情等がございましたときには、当然にして部隊の方にうちの方から、また要請するとともに、またそういう住民の方からの御意見があった場合については、基地調整室長とも部隊と一緒に、そのお宅を訪問して理解を得るようお願いをしているところでありますし、そういうことについては今後についても御意見があったら、またお寄せいただいた時点でそちらの方と十分お話し合いをさせていただくというようなことで対応を図ってまいりたいと考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

次に移ります。

それでは、他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 99ページ、選挙の看板というか公報版というのですか、なんですかあれ半分ぐらいに減らしたのですよ、上富良野は、半分ぐらいに減らしたのですよ。それで、投票率どのようになっているかなというのがちょっと気になるのですけれども、今わからなかったら後で結構ですから、その投票率の関係、あれを減らしてからの投票率というのを教えていただきたいというふうに思います。今わからなければ、いいですよ、後で。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えします。

多分町内に設置しますポスター掲示場のことだと思いますが、あれにつきましては、いろいろな事情から見直しをしました。一番大きな要素については、地元の選挙につきましても、この議会におきまして選挙広報を発行する条例が制定されましたことから、選挙民の方にはいろいろな方法で候補者のいろいろと人なりをお知らせすることができるということが、一番大きな要素であります。いずれにし

ましても、そういう形で今大きく減じているのが実態であります。

あと、投票率の関係につきましては、それ以前から残念でありますけれども、年次的に投票率は下がってきてございます。私どもの選挙管理委員会としましても、そのポスター掲示場の箇所を減らしたことで、投票率の低下につながったというふうに評価はしてございません。私ども管内的に見ますと、総じて高い数字にありますが、そう言いつつも年次的には低減しているのが実情であります。今のところ、国の選挙、それから地元選挙、おしなべて下がってきている状況にあることで認識をさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これ一党一派に偏ったことではないのですよね、私言おうとしているのは。要するに、今、この政治離れとか選挙離れとか、そういうのに流れてきているというのは、これ理解しております。その中で、ではやっぱり投票率を上げて、国政選挙も、ことしは町長選挙ですから、関心を持ってもらって、投票率を上げなければいけないのです、何とかして、その辺についての対策はどうお考えですか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 選挙管理委員会の書記長として御答弁させていただきたいと思いますが、4番梨澤委員の今投票率向上の関係につきましては、これにつきましては、本町のみにかかわらず、全国的にそういう傾向にあることで、私どもは認識してございますが、おかげさまで国におきましても期日前投票という制度が、昨年12月から制度的には新しい仕組みが取り入れられてございまして、この年度の2回の選挙については初めて、本町におきましてもその期日前投票という制度で選挙がとり行われるわけではございます。

それと、投票率の向上につきましては、御案内のとおり、各地区の住民会長さんから御推薦をいただいております。人方で構成してございます。明るい選挙推進協議会の方々におきまして、選挙期日前の街頭啓発なども行ってございますし、そういう意味では、ある意味では努力をしているというふうに思います。それと相まって、投票制度等が時代に合うように改善されてございますので、向上になればと思います。低下の歯どめになるものと信じてございますので、それらについては今後この年度の中で十分検証してまいりたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、第1款から第2款の105ページまでの質疑を終わります。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

午後 3時43分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

次に、歳出第3款、106ページから139ページまでの質疑に入ります。御質問ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 113ページ高齢者事業団育成事業の関係でお尋ねをいたしたいと思いません。

まず、従来平成15年度まではですね、道補助金で高齢者事業団育成ということで補助金が出ておりました。今回16年度の道の支出項目を見ますと、高齢者事業団訪問開拓員設置ということになっております。したがって、今回16年度の歳出の関係でいきますと、552万円ということで、この中に訪問開拓員ということでの形の支出を中に入っているかということで、まず1点お尋ねします。

道の補助金もずっと70万円で来ましたが、今回5万円減額で65万円ということになってきておりますけれども、高齢者事業団の従来歳出予算の状況を見ますと、平成11年が684万円、以下が650万円、641万円ということで、昨年は626万円の予算、今回は552の万円ということで、70万円近く減ってきております。実際は高齢者の事業団に参画する人たちはどんどんふえてきているわけですね。そういう点で、高齢者事業団としても新たな仕事の開拓ということで頑張っているということでございますけれども、この626万円から今回552万円に削減したという内容をお聞きをしたいと思うのです。

というのは、先ほど申し上げたように、事業団に参加する人たちとかどんどんふえてきているということで、この前アンケートを実施をしております。その中で私もよその事業団の事務局長と友達で東川なのですけれども、おりますと聞いたところ、もう年賀はがきの書くことからいろいろな、書く人は書く、それから犬の散歩だとか、留守番だとか、いろいろな分野で仕事の開拓をしているというようなことでございます。従来草を取ったり、公園の整備をしたりという、木の剪定ということばかりではなくてということで、やらなかったらだめなのだ

というような言い方をされてましたので、こうした事業団の指導する立場で、今後もそういう形でやっていただきたいということで、まず訪問開拓員の関係、それから削減の関係、それからもう一つ、事業の展開の関係ということで、3点について伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の高齢者事業団の運営補助の関係での御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の道の高齢者事業団の補助の関係について、この運営補助の補助金の中には、道補助を財源にして充当させていただいております。昨年より額が、補助金が減っているという御質問につきましては、事業団につきましては、事業委託を受けたその事業収益がございしますが、これらの中で管理料という部分もございしますし、運営にかかわる管理料やなんかも見ただ中で、なおかつ繰り越しも毎年生じているということでございますので、これまでは運営費に関する活動のいろいろな需用費、消耗品とかいろいろな部分での費用につきましても町の方で補助をしていたところなわけですけれども、これらについては事業団の自立的な運営の中でお願ひしたいということで、この補助金の内容につきましては、事務局の職員の人件費、2名ですが、これと事業の配宅、要するに受託する仕事のいろいろな企業を回ったりというPR等の活動費の部分の補助を、この中で見込んでございます。

3点目の御質問でございますが、町が本町の高齢者事業団の受託を受けている仕事の内容等については、主として農作業の受注、それから役場の公園の草刈り・清掃とか、そういう部分が一番多い仕事の受注の内容となつてございまして、多少事務的な部分での依頼もあるやに伺つてございます。主として、そういう農作業の関係とか、冬におきましては、社会福祉協議会等の委託を受けた除雪サービスというのを展開してございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私、今、受託事業のことを現状でなくて、今、現実に私はあそこへ行って聞きましたら、やっぱり事業団に入って仕事をしたい、働きたい、少しでもお金といたらおかしいですけれども、そういう気持ちの人もだんだんふえてきている。それから、もう一つは、今不景気で、土木業者なんかから、もう年齢的にあれされたという人もやっぱり入ってきているのです。そうすると、今までの仕事以外に、やはり事業の拡大を、受

託する仕事の拡大をしなければならない。そのために恐らく事業団としても私の家も剪定をさせていただいたので、アンケートが来ました。態度がどうか、それから新たな何か意見があればというようなことでもありましたので、もしそういうことで、やはり指導する立場として事業団に入る人たちが多くなってきている、そして仕事を多くするにはどう指導していくのかということを知りたかったのです、現状ではなくて。

ですから、その点にアンケートの結果を集約されたのが聞かれているのかどうか、あれは2月の15日まででしたか、そういう点でやはり担当課として、やはり高齢者の福祉ということも含めて生きがい、働きがいのある元気で老後といいますが、それからそういう経験を生かした形で、活動の場を与えるということで、今までの仕事の範囲では僕は難しいなど、なお拡大する。そのために今どう事業団の訪問員という名目で、なおそういう形のもを強調しようと思って、そういう名目で僕は入ってきたのではないかと。従来の高齢者事業団育成ということから、入ってきている要素もそこにあるのではないかとということで、考えているので、その点ちょっとお聞きしたかったのです。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 中村委員の再質問にお答えさせていただきます。

私もちょっと、先ほど答弁の趣旨が若干食い違った部分もございますので、以前から事業団とは事業団の育成という面で仕事のいろいろな内容の部分のニーズといいますが、そういう面で高齢者の方もいろいろなサラリーマンの方の退職者の方だとか、いろいろなニーズも出てくるだろうということで、この事業団で自分が得意にするノウハウという、それを生かして事業団で活動をしてもらうという部分で、そういう意味で従来からそういう会社を勤めて、やめた後の事務的な部分の仕事をしたいという方の受け入れについては、事業団についても私どもお願いをしていたところでもありますし、また仕事の内容につきましても、できる限りそういう面で側面的な情報や何かがありましたら、連絡し合ったりしながら運営に支援をしてきたところでございますが、今後も高齢者の生きがいという面での部分で引き続き高齢者に対するそういう情報等の提供とか、あるいはアドバイス等もさせていただきたいなというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 一応方向づけはわかりました。それで、私は提案をしたいのですけれども、従来の形で高齢者事業団の働いている人たちが、口

コミでどうですかというケースもありましょうけれども、今後受託事業の拡大ということで、例えば剪定は1時間何ぼですとか、それから庭の草取りは何ぼですとかというようなことだとか、東川の事務局長の話の年賀はがきだとか結婚の案内状だとか、そういうものも1枚何ぼだとか、そういう具体的な事例を出して、やっぱり宣伝をしていると。いうなら高齢者事業団はこうやって自分の経験を生かした生きがいのためにやってますよ、御協力くださいと。そういうような何かやっぱり方法的なアクションを起こして、町民にわかってもらうような方法を、何とかつくっていく指導をしていただきたいと思います。要望でございます。終わります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、その他で、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 115ページ、保健福祉総合センター管理運営費の中での報償費のところ、愛称募集公募、公募者記念品これ5万円とありまして、保健福祉センターを今度また別の名前を、愛称を募るのだと思うのですけれども、どのような方法で広報なんかであれされるのか。

それと、一層ユニークな名前、例えば美幌で、ばあちゃんもじいちゃんもルンルンで、バジルとか、それでなければプラザ、今、商工会館がセントラルプラザと言ってますので、ふれあいプラザとか、そういう何というのでしょうか、施設の既存の施設のつながりをというのも、一つのあれかと思うのですけれども、ユニークな名前をつけていくというの。というのは社会教育総合センターとか、例えば今ままで農業構造改善センターなんて、どこかなと思いましたが、島津のふれあい会館とか、静修の会館なんかなのですけれども、ここでやっているということは、地域住民の文化とかレクリエーションだとか、健康づくりだとか、いろいろ利用されているわけなのです。だから、名前ちょっと愛称名を募集するわけですけれども、途中で変えるというのも大変だと思いますので、過去においては補助事業の名前を全部残しまして、それで農業構造改善センターなんていうのでしようけれども、ひとつこの公募につきまして、どのようなお考え、どのような方法でおやりになるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 13番村上委員の御質問でございますが、保健福祉総合センターのオープンに当たっての愛称の御質問でございますが、委員のおっしゃるとおり、本当にこの施設につきましては町民の方々に親しまれる施設として大いに健康づくりやなんか、介護予防も含めてですが、



こういうような施設を多く利用していただけるという意味合いからも、そういうような名前ということで、先ほどおっしゃいましたように、町の広報で公募したいなというような考えでございます。本当にいい名前がつけられるように多くの方から御応募いただければなと期待しているところであります。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、その他でございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 民生費107ページの貸付金のところで、社会福祉金庫運用資金貸し付けとあります。これ多分町民が何か設備するときに借りのお金かと思えます。どのようなことであるか、ちょっとお聞きいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 14番長谷川委員の社会福祉金庫の運用資金の貸し付けの御質問でございますが、この資金につきましては、町の方から社会福祉協議会に管理をゆだねまして、そして町の資金と社会福祉協議会の資金両方で、この福祉金庫を運用しているのですが、実際これらの借りる対象者というのは、低所得の方が収入がまだ給料までなくて、給料日まで間が遠くて、しかし生活費がどうしても必要な場合というような、そういうようなときに保証人をつけて、そういうような資金の制度でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） やはりかなり運用されておられるのですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 申請される方もかなり多いように承っております。ただ、やはり先ほど保証人もつけてということなのですが、やはり焦げつかないように多くの必要なその資金をお借りする必要のある方には提供できるようにということで、そういう回数やなんかについてもその辺は社会福祉協議会では努力しているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、他に。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 113ページ、老人福祉費の問題で、いわゆる敬老費関係及び老人福祉バスの関係でお伺いいたしますが、今回、老人の無料バス制度が改正されるというような運びになるかと思えます。聞きましたら、今回10月の条例改正というか、そういう改正になるのかなというふうに思いますが、基本的に現行の制度の中で続けるという形の

要望も出ておりますが、この点について、従前どおりの制度でできないものか、この点についてお伺いしたいというふうに考えております。この間、敬老会の見直し等を行い、地域住民開催という形にもなりました。そういう意味では、確かに老人福祉という形の中で、一定の施策も展開されてはおりますが、一方で、またいろいろな諸経費のお年寄りの負担等がふえるという状況もありますので、そういう意味で楽しみのやはりこういう制度を残すという方向で検討すべきだというふうに思いますが、基本的な考え方についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

ただいまの質問は町営バスの運行の改善というふうに関連しまして、市街地の循環バスの構想の絡みもございまして、その中で、今、敬老バスの制度で70歳以上の方に敬老バスを渡して、この町内でのバスについては、町営バスについては無料というような形で実施してございまして、これにつきましても、この循環バス運行の試行に向けた中で、やはりある程度応分の御負担をいただきたいなというような考え方も今一つこの運行改善の中で、検討課題の一つとしてなっておりますので、それらについて、今後これらの見直しの部分について具体的な部分を今検討をさせていただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひこの点について見直しで、どちらに見直しになるかわかりませんが、現行の制度の存続をぜひ続けていただけるように、ここでお伺いしたいというふうに思っています。結構楽しみで、友達を誘いながら、会いながら行っている方もおります。ほかの制度があるからいいのではないかという形の理論が恐らく返ってくると思えますが、手厚くしているからいいのではないかということで、返ってくるかもしれませんが、その制度制度によって、その内容等もそれぞれ当然違うわけですから、そういう意味ではこういう制度を存続させると、一方で敬老会等の経費を削減しましたから、こういった部分についての予算の移行も含めて、十分対応できるような予算編成を行うべきだと思いますが、この点についてもう一度お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 地域開催の敬老会の件につきましては、従前町の主催でやっておりましたが、15年度から地域敬老会ということで、移行させていただいておりますが、いろいろな御意見はございますが、やはりこれからは地域福祉という

視点でいくときに、最寄りの身近な近くの地域の中でそれぞれの地域の方々の支えの中で、そういう趣旨が地域福祉の理念でございますが、こういうことの中で、この敬老会が各住民会単位で開催をいただきましたけれども、いろいろな御意見あることも私も聞いてございますが、主として住民会長さん初め福祉推進員の皆さんのいろいろな御苦労で催しを入れてやったり、それぞれ本当に住民会の皆さんの御支援でこの敬老会が15年度、全地区で行われたということに対して、本当に敬意を表するのですが、引き続きこの地域敬老会の趣旨につかまして、町民の皆さん方にも意見のある方もおられるということを知っておりますので、この地域敬老会の趣旨につかまして広報でも、また今年度の時期になりましたら、趣旨についてPRをさせていただきたいというふうに思っております。

敬老パスの関係につかましては、先ほどもお答えしましたが、やはり確かに高齢者の方の社会参加という部分での、今までこの敬老パスという部分では、利用されていた部分では効果というのがございますでしょうが、この新たな市街地の循環バスを運行させる試みという中で、この敬老パスのあり方について、見直していかなければならないというようなことで、有料化の課題についてもちょっと検証させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 敬老会とパス、よろしいですね。

それでは、その他で。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 117ページです。負担金・補助及び交付金の地域福祉推進事業の関係についてお尋ねいたします。

これは平成13年から地域ふれあいサロンということで、モデル事業実施ということで進められたというふうに記憶をしております。したがって、13年度は107万5,000円で3地区、14年度は125万円で従来の3地区に新たに5地区で8地区、それから15年は、従来の8地区に新たに7地区で15地区ということで、15地区の皆さん方が私も何回かうちの地域の中に参加をさせていただきました、非常に喜びと生きがいを持ちながら楽しんで、本当にふれあいサロンの雰囲気があります。

それで、お尋ねしますけれども、13年度実施で3年間のモデル事業ということで、進めるということでも聞きまして、13年度実施は大町、富原、東明が実施をしているということで、それから14年は島津、本町、栄町、丘町、日の出、15年度は中町、緑町、草分、東中、宮町、西富、江花というこ

とで、ちょっと聞いてまいりました。

したがって、私は非常に皆さんが使ったから喜ばれておられるということで、このモデル事業が3年間ということ、特に今回3年を終えた大町、富原、東明の措置はどうなるのか、いうならば、このまままた継続をしていくのか、あくまで3年間のモデルで終わったから、あとは自主自立でそれぞれの住民会、もしくは老人クラブで進めていただくということにしてるのか、その点お答えをいただきたいと思うのです。

それから、もし予算的に非常に難しいということだったら、若干下げてでもやっぱりその場の継続を、年寄りの方は年3回以上ということでも聞いてまいりましたので、そういう楽しみを持っております。したがって、できればこのまま補助を継続してほしい、もし財政的にこれからまだほかの住民会の皆さん方がそのモデルに参加をするということになると、財政的にあれであれば、若干補助を減らしても、自分たちの参加料を若干出してでもいいから継続してほしいと、そういう御意見等も寄せられておりますので、これらの3年間の時限と、それから今後の方針についてちょっと明らかにさせていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の御質問であります。地域福祉推進員の中で、ふれあいサロンモデル事業というものを平成13年度から実施してございますが、これについても多くの地区が参加することになって、15年度現在では15地区でございます。その最初に実施いたしました3地区が、当初このモデル事業の3年間という一つの形の中で終了するが、これにつかましてもこのふれあいサロンについては、非常に委員がおっしゃっており、私も閉じこもり予防とか、あるいは痴呆予防とかという部分で、非常に住民の利用される方からも評価の声が聞くことがございます。この地域触れ合いについては引き続きこの地域福祉の推進という面で、この施策は必要でないかなというようなことで、理事者の御理解の中で、この事業については3年目終了しますけれども、当初の予定で終了しますが、引き続き更新という意味合いで3年間は進めたいなというような考えで、ただし補助の基準につかまして、当初の予定でなくて、やはりある程度地域の主体性でもって運営をしていただきたいというふうな考え方の中で、今まで定額でございましたけれども、これを人数割とか均等割ということで、そんなような基準の中で取り組んでいただきたいなというようなことで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 中村さん、よろしいです

か。

関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 低率という形で、当然低くなるという話だというふうに思いますが、やはりこれ聞いてましても、やはり必定の予算というのが伴うわけです。御存じのように、こういった事業についてはやはりきちとした財政措置の裏づけがないと、できない事業になってきております。そういう意味で、どこら辺まで押さえようとしているのかわかりませんが、そういった方針なんか持っているのであれば、きちっと早くに示していただいて、その方針のもとに、将来こういう方に行きますよという方向性というのもきちっと示していただかないと、その前年度で来年度はこういうふうに行いますよということになったときに、大変苦慮するというのが現場です。やった以上は、言葉ではお互いに協力し合いましょうということは本当に響きがいいのですよ、心地いいのです。だけでも、裏を返せば財政改革という形の中で削ってくださいと、せっかく町が率先して行った事業であれば、やっぱりそれはそれなりの効果ということも当然出て、見ているわけですから、やはり財政負担が伴わないようなその定率にするにしても、きちとした賄えるような運営、もしくは人材派遣においてもそれ相当の対応というのが必要だと思いますが、この点について答弁をお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の御質問ですが、このふれあいサロンにつきましても、事業主体といえますか、窓口が社会福祉協議会でございます。町が補助金を支援をさせていただいて、社会福祉協議会が各住民会とのいろいろな窓口となって実施しているのが現在でございますが、そんなような状況の中で、この社会福祉協議会とも協議しながら進めていかないとならない課題でございますが、委員おっしゃるとおり方向づけ、財政的な部分も含めた部分では考え方は各地区にその辺は当然あらかじめお知らせしておかなければならない部分がございますということ、承知してございますので、そんなようなことで進めさせていただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

それでは、その他で。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) すみません、ちょっと前段でダブったかと思いますが、115ページの保健福祉総合センターの建設事業の備品施設購入費の内容についてお伺いいたしますが、よくこの備品購入に

当たって、地元の格安という形の中で、どうしても逃げる可能性があります。地元のやはり業者を対象とした中で当然やられると思いますが、この点はきちりとした方針持っておられると思いますが、この点について地元の地域活性化という点でもお伺いしたいというふうに思います。どのような対応をされるのか、入札等の対応だとかいろいろあると思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の備品購入の件でございますが、特にその銘柄というものは指定しないで、どの銘柄でも扱えるようなことの仕様でもって見積もり合わせといいますが、入札行為をさせていただきたいというふうに考えてございますので、町の扱える業者が扱えるようなことの規格品でもって指定して、入札見積もりをしていきたいというふうに考えてございます。

町外にだけしか扱えないとか、そういうようなことのないような考え方で、要するに競争の原理の中で見積もり合わせの方法を考えてございます。

委員長(西村昭教君) 助役の方からも答弁をお願いいたします。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にちょっと補足させていただきますが、米沢委員の趣旨のとおり、町の業者に、できるだけできるものは発注をかけていきたいというふうに思っております。そういう中で、それぞれ予算の中におきましては、そういうことは打ち合わせ中でございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(西村昭教君) 関連ですか、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) その見積もり合わせといういろいろな手法をとられる場合だとか、あると思うのです、少額のもので。そのときによくいわゆる経費の節減という形の中で、第一段見せるのですよ。例えば、いすだとしますよね、2万円で買いますと。もうちょっとあなたのところは3社ぐらい呼び出して、もう1社だとしますよ、呼び出して、2万円出しているけれども、A社はもうちょっと安くならないかという形の中で、やっぱりたたくことがあるのですよね。そうすると、過去にもそういう例があるのです。そういう場合に、やはり競争の原理はわかりますけれども、この今の経済事情で確かに町の財政もきついというのはわかりますが、一定のやっぱり経営を成り立たせるためのそういう政策というのでも当然必要だというふうに私は思っているものですから、やはりこういう企業、一般の民間の企業とは違いますが、求められているところは同じなのかもしれないませんが、やっぱり公共物という形の中で、多

少競争原理働いたとしても、やっぱりきちっと生活業が営めるような対策の手法というの、その制度の中に盛り込んできちっと対応していただきたいというふうに考えております。それだけです、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げますが、基本的には見積もり合わせて、自由にそんなに裁量の余地でやる考えはございません。あくまでも基本的には予定価格を立てますから。その中で予定価格を超えてやる場合に、今言ったようなことはあり得ると思います。予定価格のない競争原理の中で、予定価格の範囲内におさまれば、その一番最低の業者に発注をかけるという原則論は変わりません。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 関連でございます。

町の業者も相当の努力を図りまして、企業努力の中でやっていきますが、やはり購入する物品等のリストでありますとか、ある程度のおよそのものというのを短い期間の中で公表されましても、その中で企業努力を鋭意いたしましても、なかなかそこら辺に至らない点がありますので、お忙しいのは重々理解いたしますけれども、そういった物品購入のリストであったりとか、そういうものを事前に、なるべく早い期間の中で御提出する努力をしていただきますと、地元の企業もそれなりの努力がまたできるかと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 金子委員の御質問にお答え申し上げます。

今、委員の趣旨を踏まえながら、執行してまいりたいと思えます。

委員長（西村昭教君） この件に関してはございませんね、もう。それでは、その他でございせんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 基本的なところをちょっと、保健福祉課ということで、107ページ、福祉に関して保健福祉課は総勢何名ですか、そして、その中に保健師さんが何名。それから、もう一つ、社会福祉協議会は何名ですか、ヘルパーさんは何名か、基本的なところをちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 梨澤委員の御質問でございますが、今、配置されております保健福祉課の職員でございますが、出先も入れている御質問ですか、済みません、保育所とかそういうのを含むと

思いますので、ちょっと今すぐは、後ほどお答えさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

4番の方の答弁については、後でお答えいただくということで、その他でございせんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 118ページ、119ページにかかわって、いわゆる老人福祉費の利用料負担軽減という形で補助が出ております。介護低所得者の利用者負担軽減、それと在宅サービスの利用促進補助という形の中で出ておりますが、これは前年度から比べて受益者の負担率というのは変わっていないのか、引き上げられたのか、この点について御答弁お願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の介護保険の低所得者の利用者負担軽減措置等の、あるいはサービスの利用促進補助という部分での御質問でございますが、この上の二つの低所得者の利用者負担軽減とそれから社会福祉法人等の負担の減免等の部分については、これは国の補助制度の中での仕組みでございまして、これは対象者の増減によって数字が変わってくるものでございます。最後の三つ目の入ってございますが、在宅サービスの利用促進補助、これにつきましては、町独自の部分ではございますが、これは当初、介護保険の在宅サービスの利用促進という面が一番目的でこの制度をスタートさせていただきまして、本年度でちょうどことし5年目を迎えるわけなのですけれども、ある程度在宅サービスの利用については、利用率という部分では促進が果たされたという、一つの部分も感じてございます。

したがいまして、今、昨年度との比較でどうなのだという部分の御質問につきましては、そういう利用がある程度促進されて目的がある程度達せられてきたなというような観点から、今まで20%の2割の助成率でございましたが、これを1割の助成率に見直しをさせていただきまして、対象者は280人を想定させていただいてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 平成14年度の決算等においても、大体219名ぐらいという形になっておりますが、今後こういった部分の利用促進という点では、さらにふえる可能性がありますし、こういう在宅サービスにつながるという形の中で、大いに喜ばれている制度でもあります。国の制度も将来的に改悪の方向で今動いておりますが、やはりこういった

部分については従前どおりの負担率でやはり行って、少しでも軽減対策をとるような、そういう対策が必要だと思いますが、今回は目的が達せられたという形の中身で軽減率については、負担率については、2割負担に引き上げたということから、1割に引き上げたということなのですが、やはりこういう制度は大いに原点に戻って促進するための、町の貴重な高齢者福祉の立場からも重要な位置づけだと思います。そういう意味で、なぜ今回引き上げられたのか、達成というのはいつ、こういう問題というのは達成があるかどうかというのはさらにずっと先の話で、今達成感があるかという話ではなくて、その時々、その1年、その日充実を要望しているわけですから、この点もう一度答弁願いたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢委員の介護サービスの利用促進の関係でございますが、それではすべて100%ということではございません。その辺ちょっと私の言葉が過ぎたかもしれません。ある程度利用率というのが12年度、介護保険制度の中での在宅の介護サービスの利用率が上がっておりまして、結果的に保険給付費もこれによって毎年伸びてございますが、そういう視点で見た場合に、在宅の介護サービスについては利用が伸びてきて、ある程度定着してきたなというようなことで、当初これ介護サービスの手控えをなされないようにというようなこともあって、そういう利用促進というねらいがございました。

そんなことで、応分の部分で2割補助から1割補助に見直しを本年度検討させていただいたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） よく話はわかりました。

というのは、なぜわかったのかということ、あなたたちの理論というのは、そういうものなのかというふうに改めて感じたところです。やはり実態はこういった制度があることによって、逆に利用促進という形にもなった部分もあると思います。また同時に、当然利用者もふえますから、その部分の利用増ということがあるのかもしれませんが、やはり原点に立ち上がったときに、今の高齢者の実態等を見たときに、こういう制度があるから利用したい、あるいはこういう層で乗かってケアプラン等もいろいろと立ててみたいというようなものだというふうに、わからない部分もありますが、私から見ればそんなふうに映るわけです。そういう意味ではやはり当初の促進するという立場から、これからこれが増えます高齢者がふえるから、言うなれば総費用がふえる

と。だから、応分の負担もやむを得ないのではないかと、負担してもらおうということだと思うのですね。

ですから、私はそういうところに町の行政のやっぱり福祉に対する考え方というのがあると思います。この部分を見ても、そんなに大した金額ではないのではないかと、負担した場合についてはですね。そういうことを考えたときに、町長、これは非常に大事な問題で現行制度をやはり引き続きこの予算の中に反映させるべきだというふうに考えますが、町長はどのように考えますか。今、担当課長がおっしゃったように、十分充実した内容で、もうこれ以上負担というのは一定負担してもらわなければならないという考えですか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

対極的に今米沢委員のおっしゃるように、福祉関連予算、あるいは扶助費関連予算というものは、最大限継続して削減しないで、伸びることは無理としても現状維持で継続していきたいという基本姿勢は持っておるところであります。やはりなんといつても財政運営であります。そういった中で、見直すべきものは見直して対処していかなければならないというふうに思っておりますので、ここの部分を、あそこの部分をということではなくて、その目的を達成し、あるいは対応した部分については、今、所管課長から説明したようなことで、削減もやむを得ないというふうに思っておりますし、今現在御提案させていただきます御提案につきましても、提案のように対処していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 予算の組み方というのは、そこに町の予算の組み方のおかしいなというふうなところを思うわけですよ。委託料の問題も含めて見ましたけれども、そういった部分を見直すことによって、こういう金額というのは幾らでも生み出せるわけです。予算編成に当たっても、お金がないということはわかりますが、しかし、予算のやりくりをどこで詰めるのかということの話だと思うのですよ。こういうわずかな予算についても十分賄える財源を、具体的に清掃の委託料の見直しだとか、前からずっとっておりますから、こういう部分を思い切りやると。そして、町長車のこの運行形態も変えると。だからそういったところに行き着くのですよ、町長。そういう生活、今住民の人にしたら本当に大変な生活やられているわけですから、それだけではありませんけれども、いろいろ見直しをやれ

ば、こういうわずかな少額な金額は生み出せる財源あります。なぜそういうことをやらなかったのかということをお伺いすると同時に、もう1回お伺いいたしますが、こういういい制度があるわけですから、なぜ負担率をさらにふやしたのか、これは国やあれは財政内簡という形で、課長内簡という形の中で、手数料、補助金の見直しという形の中で進めた、こういうことでないですか。答弁願います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、いつも申し上げておりますが、歳入がそのまま変わらないで、ここの部分を節約すれば、この節約した部分をこちらへ持って行って使うということはできるわけですよ。歳入そのものが減るわけですから、節約して歳出を減らしていく。ですから、減らしたものをこっちへ持ってきてプラスするという歳入のものがありませんよ。そこを米沢委員は簡単に、こっち減らしてこっちへ持ってくればいいということですが、そういった部分も含めながら、財政運営をさせていただき、予算をつくらせていただいております。委員との見解の違いの部分があるかなと思いますが、どれを優先し、どれを対応するかと、私も福祉、扶助費、そういったものについては、最大限対応していきたいと、特に委員おっしゃるようなことをすべてして、住民の方に喜んでいただきたい。町長はこういうことをしてくれたいと喜んでいただきたいというのが本心であります。特にことはそう思っているわけでありませうけれども、そうでき得ないという財政運営ということ、実際にかまどを預かってみると厳しいのだということをお伺い御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう答弁で納得するわけにはいかないのですね。それだったら、今の公共事業投資のいわゆる道路だとか関連の事業の縮小、見直し、こういうものも含めて、やっぱり議題にのせてやればいいでしょう。何ほどもできますよ、それ。だから、そういったところに町長の今回の予算編成のあり方についても、確かに財政難だ財政難だと言うけれども、具体的に住民とのかかわりで、私は1人の要求でもあれば、幾つでも、どこでも、この要求を実現するために頑張り抜くつもりです。

とりわけ、こういう制度というのは、やはり守って、それを事業促進するという作業があるわけですから、こういう大切なやっぱり岩を切り崩すということになれば、またこの介護保険制度の、他に制度があるから大丈夫だということをおっしゃるのかもしれないけれども、やっぱりこういうところに町のやは

り考え方というのが本当に恐ろしい考え方と、住民のやっぱり思っているところとのかけ離れてるところが見受けられるわけです。そういう意味で、この辺に必要な財源は担当の課長にお伺いしますが、どのくらいですか、従前のしたら、10%削減。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員とは何度言い合っても考え方が違うのかなというふうに思っております。そういう観点から、先ほどある委員は、これだけ公共事業を縮小されたら地域がつぶれてしまうぞという御質問をされております。今、委員は公共事業を見直してこちらに向けられと。その端的なここの部分、ここの部分でなくて、私は全体的なまちづくりの中で、全体的な視野の中で見きわめて対処せざるを得ないというふうに認識しておりますので、委員がおっしゃるこの部分はこう削れというのは、委員のお考えは承りました。しかし、私としては、こういう形で考えているということをお伺いしたいと。金額的には、担当の方からお答えさせます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） この在宅サービスの利用の補助の部分では、ただいまの昨年の率を下げることによって、60万円程度の額が削減ということになります。

委員長（西村昭教君） 米沢君、ちょっと待ってください。先ほどから皆さんも聞いておられるとおり、見解の立っている視点がちょっと違うようで、なかなか平行線だということがございますので、まだ質問あるようなので、最後1点だけ許可いたしますので。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ということで、60万円ですよね。60万円ということでは本当に職員の皆さん考えてください。幾らでも捻出できるでしょう、60万円だったら。道路1本削らないとできないお金ですか。そういったところに今回の予算編成の問題点があるということをお伺いしているのですよ。このことを訴えておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 在宅サービスの関連ということで、この福祉というのはまだまだこれから重要な位置づけになっていくと思っております。それで、こういうことです、いろいろ今コンピューターシステムになってきてますね、いろいろなものこれからやっていくということで。

それで、在宅ということについて、電話でもって

も体調をつかめるといふ今時代に入っているのですよ。その辺のところを幸いここに入りますから、新保健センターに入りますから、その辺のところをどのようににらんでいるのかなど。ただ、入だけですよ、今までどおりですよではなくて、こういう光ファイバーでどうかこうとかというような、そういう時代になってきているのに向かって、在宅でそれこそ町民全部でもここで掌握できるよというようになぐあいにまでお考えになるのかどうか、お聞きします。わかりますかね、言っていることは。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（田中利幸君） 梨澤委員の御質問でございますが、近年、医療技術と情報通信機器の進歩から、在宅で例えば脈拍ですとか血圧ですとか、こういったコンピューターを使った双方の情報管理というのが日常的にできるような技術革新があったというふうには認識をしておりますが、それは将来の分野として考えるときが来るのかなというふうには思いますが、今、現在では緊急通報装置を260台設置をしながら、できる限りの安否確認をしているところでございまして、今後の課題というふうには考えております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 今、緊急通報システムと言われましたよね。それで、私も年寄りいるのですけれども、ごとんといったら、そのボタン一つ押せなくなるのですよね。その辺のところを大きな問題だなというふうには思うのですよね、1人でお年寄りの場合ですよ、ことごとくいつかときですね、苦しいと言ったときには、もう何もできなくなるのですよね。その辺のところの手当て、さっきのあれとはちょっと変わるかもしれませんけれども、その辺の手当て、どのようにお考えになりますかね。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（田中利幸君） 梨澤委員のただいまの御質問ですが、緊急時の病状変化というところでいきますと、なかなかつかみづらいのが実態でございます。町としては先ほど言いましたような緊急通報装置を260台、あと電話サービスと言いまして、月曜日から金曜日までボランティアさんが行っている安否確認、さらには郵便局に委託をしておりますが、郵便局員が配送の際、独居老人の安否確認をやっております。さらには、配食サービスでお弁当を置くだけではなくて、対象者の方の安否を確認をさせていただいているところです。

その倒れたときに、すぐに発見は無理かもしれませんが、こういった4事業をもとに安否の確認を現在やっておりますので、不十分な点はありますが、その辺でカバーができるかなというふうには思っ

ございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、お諮りいたしたいと思います。

きょうの予定が終わらないと思いますので、本日の会議を、この程度とし、延会といたしたいと思います。これを御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

明日の予定につき、事務局長から説明いただきます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） では、明日3月13日、3月14日は、休会となります。3月15日は、本特別委員会の2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、本日の予定日程が延会となりましたので、3月15日も引き続き議案第1号上富良野町一般会計事項別明細書の歳出、第3款から審議いただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時48分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月12日

予算特別委員長          西 村 昭 教



# 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録(第2号)

平成16年3月15日(月曜日) 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員(17名)

委員長	西村昭教君	副委員長	向山富夫君
委員	清水茂雄君	委員	徳島稔君
委員	岩崎治男君	委員	梨澤節三君
委員	小野忠君	委員	米谷一君
委員	岩田浩志君	委員	吉武敏彦君
委員	米沢義英君	委員	仲島康行君
委員	中村有秀君	委員	金子益三君
委員	村上和子君	委員	長谷川徳行君
委員	渡部洋己君		

(議長 中川一男君 (オブザーバー))

## 欠席委員(0名)

## 早退委員(0名)

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	越智章夫君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	田中博君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	高木香代子君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	上村延君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ホーム所長	林下和義君	上下水道課長	早川俊博君
町立病院事務長	三好稔君		

関係する課長補佐、係長等

## 議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) おはようございます。

本日の議事日程につきましては、3月12日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、3月12日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の事項別明細書の歳出、第3款から審議いただき、以下、さきにお配りいたしました日程を進めてまいりたいと思います。御了承願います。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) それでは、質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 3款の関係で、水中運動指導士資格ということで、117ページの関係です。

当初の計画では囑託的な形で指導員をということがありましたけれども、今後こうすることで指導者の有資格者を育成するということを進めていくということで、やるのだということで、この点を1点確認をいたしたいと思います。

それから、もう1点は、西児童館の運営の関係です。131ページです。

委員長(西村昭教君) 今の質問、答弁、保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 11番中村委員の御質問でございます。

水中運動指導士資格者の講習の助成の関係でございますが、これにつきましては、当初資格のある者の指導者を委託派遣ということで考えてございますが、いつまでもということではなくて、やはりこういう指導的をやるような人を町内で養成して行って、将来的にこの保健福祉総合センター内の健康浴プールの指導等の協力とか、いろいろな面で活動してもらおうという考え方で、この資格講習については一応現時点では、16年度のみということで考えてございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。関連ありませんね。それでは、その他で、関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 例えば、指導員の配置とい

う形の中で、今後予想されるのは、複数配置だとか病気、それに伴ってやっぱり対応できないという場合は、当然考えられていると思いますが、そういうものも含めて将来的に独自で配置するということであれば、何名ぐらいか、当然複数配置ということが基本になると思いますが、そういうことも想定された予算づけになっているのか、お伺いいたします。今年度は1名ということだと思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御質問でございます。

水中運動指導士の関係でございますが、当然1人だけということではなくて、その方が休みとかいろいろな部分で出れない場合の当然代替の対応ということで、常時指導士というのは開館しているときにはおるとということで、その辺はそういうような考え方で運営してまいりたいというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

それでは、その他に、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) それでは、質疑を終わります。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

3款を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時06分 休憩

午前 9時08分 再開

委員長(西村昭教君) それでは、会議を再開いたします。

次に、歳出、第4款、140ページから163ページまでの質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 154ページのごみ埋立管理費、旧ごみ埋立地の周辺整備ですけれども、これは東中のごみ捨て場だと思うのですけれども、これの現況の整備状況、それから今後の環境整備の計画等をお願いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 岩崎委員の御質問にお答えをしたいと思います。

東中のごみ埋立地にかかわりましては、現在その土砂ですべてを埋め尽くすという形をとってございまして、計画的な整備を行ってございますが、現在、北海道等の調整によりまして、現在それぞれに埋め立てを進めていただいておりますが、まだま

量的には時間がかかるものでございまして、これらが終わるのが相当量時間を要するかなというふうに思っております。現在のところ、総体量では30万立米まで埋めていかなければ最終に至らないという状況でございます。それ以降の問題につきましては、まだまだ最終的な答えになってございませんが、基本的には緑化として整備を進めるという形で御理解を賜っておきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 今後については緑化ということですけれども、どのような内容でもって整備されるのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 基本的には植林という形を整備していくということでございますが、今、まだそこには全く至ってないというところがございますので、御理解いただいております。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ちょっと内容が見えてこないのですけれども、その植林ですけれども、そういう具体的に今後計画が示された段階には、どういう木を植えて、どのような公園にするのか、また現況に戻すのかという内容についても、お知らせをいただきたいとします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 岩崎委員の御質問でございますが、あくまで公園等にしていこうということではなくて、一つの可能であれば林地の方向に整理をしていこうという形でございますので、その樹種等についてはまだ定めてございませんので、御理解をいただきたいと思っておりますが、まだまだあと十数年かかるのではないかなというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でありますか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 10年もかかるということで大変なものではないのかなと思うのですが、あそこ埋め立てをして、有害物質が流れてくる可能性も無いとは言えないのではないのかなと思うのですけれども、その辺は今現在とこれからどのような対策を練っていられるのか。現在、実際出ているか出ていないかわかりませんが、絶対安全だという方向づけというのは全然あるのかどうかということをちょっと聞かせてもらいたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 仲島委員の御質問にお答えをしたいと思います。

閉鎖以来、毎年水質検査についてはすべて行ってございまして、これらについては現在のところ全く異常がないという状況でございます。今後ともこれらについては調査を進めながら行くということでございますが、これまでの状況からいって、有害なものが流れてるという状況にはないということで、今後もその検査については引き続き行っていく予定でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連ございませんね。それでは、他で。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 153ページの負担金・補助及び交付金の関係でございます。

というのは、昨年まで公衆浴場確保補助ということがありました。それで、先般の第1回定例の前半の中で、平成15年度の一般会計補正予算という第6号で、当初予算160万円が浴場を運営する方が廃業されたからということで、40万円減額がされてます。

それで、私がお聞きしたいのは、この補助は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律によって、浴場経営者に補助すると。この第1条の目的には、この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことができない施設にあるにもかかわらず、著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とするということが目的にあり、第3条には、国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等、必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機関に確保しなければならないということで、年間ずっと統計を見ますと、160万円補助をしています。

私は聞きたいのは、現実に浴室を持たない世帯数が当然あるわけです。ですから、その世帯数はどのくらいあるかということで、まず承知をしているかどうかということが第1点。当然公営住宅にも浴室ができる装置はしているけれども、設置されてない方もいらっしゃる。それで公営住宅の關係の浴室の設置してない戸数についてお伺いしたいと思います。

それから、次に、今まで公衆浴場ということで、日の出湯さんに1回370円で皆さん入浴されて、昨年12月31日で廃業をされてます。そういうことで、今までこの公衆浴場を利用していた町民の皆さん方の公衆衛生の向上、それから健康増進のために、廃業されたということでのどのような対策を町

として立てていたかということ。

それから、3点目は、老人身障者センターにお風呂があります。これは夏は、月、水、金、それから冬は、月、金ということで、夏は3回、冬は2回ということでございます。これらのふろの関連して利用状況がどうなっているか。当然公衆浴場がなくなった、お風呂がない、そうすると、近くということになるとフラヌイ温泉に行くか、吹上温泉まで行くか、もしくは老人身障者センターにある浴室を利用するということになるのかなと思います。その関係でその利用状況について、恐らくふえているということで私も現場を見てきましたけれども、現場の管理人の話も聞くと、やっぱり若干ふえているということですが、その点についてどのような利用状況になっているかお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の前半の部分の御質問でございますが、特措にかかわりましてはあくまで民業の浴場に対して、その経営の支援をそれぞれこの法律によって行われるということで、私どもも廃業までにつきましては応分の支援をさせていただいてまいったところでございます。

その中で、お風呂のない戸数はどれくらいあるかということですが、恐縮であります。これについては数値を確保いたしてございません。ただ、浴場の方の利用の形態の中から予測をするところではありますが、開設日に関しまして平均7人ぐらいの利用になっているということが、私どもの方のデータとして確保しているものでございます。

ただ、この7人の方々がお風呂を持たないということであるかどうかということについては、言い切れないものであるということで、御理解を賜っておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3点目の御質問ですが、現在、老人身障者センターに浴室がございますが、これは独居・高齢者等の触れ合い交流のという趣旨で実施している浴室でございますが、その利用の状況でございますが、先ほど月水金ですが、1日大体多くて15人というふうに聞いておりますが、そんなにふえているということは、ちょっと私どもその話は承知してないところでございますが、大体15人の範囲内で利用されているということでお聞きしております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それと、今、一つ答弁で公住の関係のどれだけあるかということでしたが、それちょっと今、所管がありませんので、後で答弁いただくということで、よ

ろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 現実の問題として、お風呂がなくてという人がいるわけですから、そうすると、町民生活課としてはこのような人たちは廃業されたら、今度は健康増進、それから公衆衛生の観点からどうするかという措置を、やっぱり保健福祉課が所管をしている施設とその点の連携をとって、結局廃業されたから、それであればこういう施設もありますよと。今、佐藤課長の話では、独居老人だとか、それから老人クラブ、いろいろな形でのということだけでも、現実にはお風呂がない、ましてやフラヌイ温泉に行けば500円、もしくは600円払うということになると、切実な問題なのですね。

それで、私はそこを利用している人に聞きましたら、早くこれを知っていれば、年齢がもう70歳以上の人ですよ、知っていればここへ来るのにと意見が寄せられたのですね。そうすると、現実の問題として老人身障者センターにある浴室が、こうだからこう利用できますよというようなことの町民の周知が十分できたのか、たまたまそこを利用する人がわかったら行くだけだということではなかったのかなという気がするのです。

というのは、浴室を見てきましたら、本当は浴室本来的には、男性、女性、浴室二つあるのですね。そのうちの一つがもう全部埋められているのですよ。埋められているのはどうかということ聞きますと、管理人の人は、結局利用者が少ない、言うなれば12時から午後4時までの時間帯でということ、お湯を全部入れるということになると、やはり不経済だから埋められたのではないのかということで、言われました。

だから、今、課長の言うように15人か前後ということで、僕が聞きましたところ、多いときは30人ぐらい、平常は大体20人ぐらいがおいでになると。その中に従来日の出湯さんを利用されている人たちが、やはり五、六人いらっしゃいますよという話なのですね。ですから、現実にお風呂がない人がいるわけですから、そうすると、横の連携といいですか、浴場がなくなったからこういうことが利用できるよというような、やはり米田課長のところはなくなったから切りますよと、それでいいかもしれませんけれども、現実にはそういう町民がいるということになると、保健福祉課と十分連携をとりながら、そういう体制を僕はとるべきでないかという気がします。それで、町広報をずっと見ても、それらの周知等が一切ないということでございます。

したがいまして、やはり町民の健康を守る、それから公衆衛生の向上ということであれば、両方の課

のこうなったからこうなのだという対応策は十分あっていいのではないかという気がするのです。その点でお聞きをいたしたいと思います。その連携が十分でなかったのか、それからやはりそういう点での町民への周知が必要でなかったのかという点で、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問でございます。

連携の部分につきまして、十分であったかということにつきましては、十分ではなかったなというふうに思います。ただ、事業者の方の方からそれらについては、場内で廃業するというのを掲載して下さっていたということがあったものですから、ついそれに従っていたということが一つございます。利用の中の多くの方が、主として季節的においでになる方が主体的に多かったというお話もちょっと聞いていたものですから、ついその部分での処理を考えていたということで、実際に世帯の中でお風呂がないという高齢の方々については、身障者センターの方を御利用になっている可能性の方が高いというように方に思っていましたものですから、そのような措置で進んできたというのが事実でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか、中村委員。

11番中村有秀君、

11番（中村有秀君） 新しい施設が、今度保健福祉総合センターができるということでございますから、なお利用者が多くなるのかなという気がいたします。それで、15年3月に作成された利用計画書の中では、340日お風呂を開きますよ、1日40人で1万3,600人をということでございます。

ですから、一つはそういうある程度基礎数があったことだと思うのですけれども、現実の問題、そこでくつろぐだとかなんとかということでもやりましょう、それから交流・懇談の場ということだったのですけれども、現実的に今私が老人身障者センターの管理人に聞きますと、とりあえず目的は風呂に入りに来るのだと。風呂に入ったらもうすぐ帰りますよと、そういう人たちはどちらかということ、本来の目的はそうだけれども、ですから、やはりそれだけお風呂を目的に来ているということだから、風呂を必要としているのですよ。ですから、そういうことであれば、なお知らない町民も僕はいらっしやると思うのですね。特に今、12月31日だから、冬期だから、公営住宅の遠くという方はなかなか大変だから、

息子のところだとか娘のところだとかというような形で、お風呂のない方は僕は利用されているだろうし、近所でお風呂沸かしたからどうぞというような、こういう隣近所のコミュニケーションの場で、そういうこともされていると事実だろうと思うのですね。

ですから、私は、縦割り縦割りと言いますけれども、こんなことを保健福祉課と町民生活課の方で全然連携がとれないで、私の仕事はこっちはこれでクリアだ、これはこれだという形は町長のいつも言う、共に創る町、ふれあいの町なんていうことと現実には離れているのかなと。人数は少なくともそういう配慮をすべきでなかったかと。今、米田課長の方から十分連携がとれなかったということの言葉でございますので、今後ともその点で、今秋までに行けるけれども、その点の周知を何らかの形で浴室のない人たち、それから特に老人世帯の皆さん方についても、そういう周知を図っていただくということで確認をしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 再度協議を進めたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ですか、8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 今、浴場の件でありますけれども、風呂がない人は大変不便を感じていると思いますけれども、それなりの目的があって浴場をつくっているのでしょうかけれども、風呂のない人は一般の人はみなそこを利用するということになりまして、これは無料で入れてもらえるのか、それとも有料になるのか、そこら辺の判断の基準が難しいと思うのですね。お風呂がなくて入りにくる人が、その身障者センターにそういう必要があって来ると、ちょっと分け方も難しくなるのですけれども、その辺のところはどうなるか御検討もいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 吉武委員にお答えいたします。

今の老人身障者センターでやっている、先ほど中村委員にもお答えしましたが、一般の人を対象にしている浴室ではなくて、高齢者とか障害者の方を対象にした方の御利用をいただいている施設で、これについては無料でございます。しかし、今度の保健福祉総合センターの中に予定しております浴室につきましては、健康浴プールの体を温めるための目的と、もう1点は、こういう一般の方も含めた、一般

の方もそのプールを利用されますので、そういう高齢者のみばかりでなくて、そういう方の施設を利用される方の浴室ということで有料を考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

その他でございますか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 140 ページの乳幼児医療費の問題でお伺いいたします。

今、道ではこの点の改正を行おうとしています。所得制限をさらに設けるといってもありますが、今後町も、道の改正がどうなるかわからない部分もありますが、もしもこの制度をさらに充実させて、通院も就学前まで拡大したいという方向で方針を打ち出しましたら、町としてもその補助制度にのっとって実施する計画があるのかどうなのか。現時点では不明な点もありますから、はっきり言い切ることにはできない部分もあるかと思いますが、これは重要な問題でやはり小さい子供さんのうちから健康管理をきちっとやるということもあわせて、やはりこういうものが積み重なって健康管理の基礎にもなっているというふうに考えますので、ただ単にお金がないというのではなくて、そういう立場からも健康の増進の一環としても対処すべき範囲があるのではないかとこのように思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

これにつきましては、町長の執行方針の中でも述べてございますが、この制度、いわゆる道のその方向によってさらに私どもとしても検討を加えさせていただくということで、現状の段階ではそのような状況であるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9 番米沢義英君、

9 番（米沢義英君） いろいろ検討といっても前向きな検討と後ろ向きの検討がありますので、いつも検討するといつて後でできなかったというのが比較的多いような気がします。いろいろと苦慮されているというのも実態でしょうけれども、そういった意味ではやはり率先してそういう制度がより前へ進んだ場合、それを活用するということがより最良ではないかと思いますが、この点についてもう一度、検討する余地があるということですから確認しておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問

にお答えをしたいと思います。あくまで担当のレベルということで、まだ全く理事者と行ってございませぬので、その点を御理解をいただいております。といけないと思っておりますが、可能な範囲、道の方向にに応じていきたいという考え方を持っておりますが、これもあくまでいろいろな状況を勘案しなければいけないということも現実でございますので、あくまで事務方としてはその方向に提案をしていってみたいというふうに、これはあくまで理事者の裁断をこれから仰がなければいけないというところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、その他で。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 144 ページにかかわって、予防費の新寝たきりゼロ作戦という形で、これも補助事業にのっとって進められているかと思いますが、これのいわゆる対象となる月、年、補助事業の期限というのですか、それはいつごろまでになるのか、それとあわせて、今後、やはり強化すべき点、この介護保険の町の方針にも書かれておりますが、地域病院とのかかわり、もしくは情報提供を速やかに、個人のプライバシーにかかわるものは伏せながらも、お互いにそういった寝たきりをなくす、あるいは介護にかかわる部分の情報提供をお互いに流しながら、充実さらに発展させていくというような、事業目標も立てられているかと思いますが、今年度どういう事業目標にのっとり推進されるのか、この間の成果というものも含めて、またその医療現場との地域病院との連携、そういったものがどういうふうに行われているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢委員の御質問でございますが、お答えいたします。

まず、1 点目の新寝たきりゼロ作戦の補助の期限ということですが、この事業については、当初6 年計画でこの事業を展開しておりますが、16 年度をもって一応事業を終了させていただきたいということでありますが、2 点目の病院等との情報交換の部分でございますが、今まで蓄積してきましたこの新寝たきり事業の事業展開、今までの成果やなんかを踏まえて昨年度、健康上富良野21 という生活習慣の改善という部分での健康増進のプランを出しまして、15 年度からこれの実践に取り組んでございまして、この新寝たきりゼロ作戦の事業成果、これまでわかってきました課題やなんかを、さらにこの健康21 の中で今年度については健康寿命延伸と

か、若い方の早期の死亡に対する健康の指導やなんかの予防とか、あるいはそういうような医療費の縮減を目的とした部分での取り組みやなんかを、町立病院とも町民の方の今までのデータをもとに、連携を深めながら介護予防や保健予防の取り組みに努めていくようなことで、取り組みを本年度については行うというようなことで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、地域病院とのかかわりで、町立病院においてもそういった蓄積されたデータというのか当然備わってなければならぬという部分もあるかと思えます。ただ、手法としては保健福祉課が中心になって、その部分のきちりとしたデータを抱えながらという方法もあるかと思えますが、ただ、地域公的病院としての役割と言え、そういった部分でのやはり押さえ方というのもされているのかどうか、ちょっとわかりませんが、実態としてそういう方向で寝たきり、いわゆる若年層の健康管理という形であれば、そういう対策も同時に並行して進められている部分だと思いますが、実態としてはどうですか。町立病院との共有、あるいは地域病院とそこまでは見てみたら、なかなかいってない部分もあると思えますが、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 今の御質問につきまして、町立病院との連携部分につきましては、介護保険の費用をあげている費用額を分析しましたところ、ここ1年の間に糖尿病による介護保険の費用を上げているのが、ほかの疾病に比べて3倍ぐらいになっていましたので、この部分については国の方でも最重点課題ということで対策を進めていることもありまして、今年度につきましては、町立病院の方と75グラム糖負荷検査という検査と、内臓脂肪を検査する検査ということで進めてきていました。それで、来年度につきましても、医療機関と連携をした形で保健部門が進められないと、発見をして病院の方をお願いをして、そこできちりとした指導がなされて、またそれが地域の中で生活習慣改善の対策として、地域の中で進められていくというふうな、両方の形で進めていきたいということで、その部分の強化を特に図っていきたくと思っています。

それで、もう一つ課題としまして、2,500人ぐらいが検診を受けられた方の中で、1次予防と言いまして血管が傷んでない方というのが、男性が35%ぐらいしかいらっしゃいませんので、若い時期に血管が傷んでしまっているという実態もありますので、この部分につきましては職域の検診の中身を

もう少し若い層が受けている検診の中身まで切り込みを入れていきたいと思っていますので、職域の検診を請け負っている医療機関と、また検診体制についても進めていきたい。そして職域の中に出向いて学習活動をしながら検診の結果というのを住民の一人一人が自分で読み取れる形にしていきたいという形で、寝たきり予防事業を進めていきたいと思っています。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でございませんか。なければ、その他。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 141ページ、町立病院等補助ですが、これ町立病院ではないのですよ、関連でもって、どこでも聞くとところがないから、協会病院の建設であるとか、そういうことについて町に打診が来ていると。町からたくさん協会病院に行っていると、町としては断っているというのが報道されているのですよ。そうすると、協会病院に行っている方たちに、あなたは紹介がなければだめですよとか、ない場合には何千円というのがかかる。今、現に医大でやっているのですけれども、そういうような状況はお考えでいるのかなど。その辺のところどのようにお考えになっているのか、一切協会病院というのは富良野市のことだから、知らないですよということであるのか、その辺のところまずこの1点お聞きします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 4番梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

協会病院とのかかわりについては、先日の一般質問の中でも議員の方からいろいろ御心配されてのお話もございました。そういう中で、当然協会病院第2次の医療地域におけるセンター病院としての役割を果たしていただくということを担当でございますので、そういう中で上富良野町立病院とのかかわりについてどうあるべきかという点については、圏域の中で議論を進めているところでございます。直接建設の関係につきましては、これ自体は今富良野市さんの中で検討を進めているということでございまして、これもお話ありましたとおり、建設については特に中に入ってこちらの方に要請あった経緯にはございません。あくまでも医療のあり方として、この圏域における協会病院のあり方はどうあるべきかということの中での、担当者会議等を進めてきているところでございます。

そういう中で、新しい病院の中でその方向性が今後確立されていくというふうには理解しております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） まず、センター病院、上富良野町立病院は窓口で、こちらがセンター病院ということですね。これは救急だけですよということを言われるかもしれないですよ。それで、お手伝いもしないのだったら言うところのびちっとした紹介とか、そういうことが必要ですよというようなことに言われる、かわいげない町だなということではなないのかなということ、今町の方が報道を見て心配しているのですよ。そういう心配があるものだから、それでお聞きしていることなのです。町立から受け入れるのはセンターというのは救急医療を受け入れるセンターではないのですか、一般の方がばつと。

我々は旭川医大には前によく行ってました。まっすぐ行ってました。何でもなかったです。しかし、今はいきなり行くということにはなっていないのですけれども、その辺のところをわかりやすく御説明をお願いします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4 番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、協会病院は北海道が指定した富良野圏域の地域センター病院としての位置づけがされております。

それで、北海道の指定の中でセンター病院というのは何をするのかという一つの地域に対する対応についての規定がありまして、これらの部分を協会病院は担わなければならないと。ところが今のところはそれはないわけですが、今、梨澤委員が心配されている、また町民の方も心配しているということだと思うのですが、我が町が例えば富良野協会病院の建築資金を支援できなかったから、上富良野町の患者は協会病院は受け入れませんということには私はならないと。それをするにはセンター病院としての位置づけも含めて、協会病院の経営が成り立たなくなるわけです。

ですから、我が町からは町立病院の患者も含めて余計持っていくわという施策の展開はするかもしれませんが、上富良野町の患者は受け入れないというようなことには私はならないという認識を持っています。しかし、我が町として決して支援しないというのではなくて、先ほど何度も申し上げるようにセンター病院としての責務を果たしてくれと。そうすればまた我が町の町立病院にプラスになると申しますか、課題をセンター病院が背負っていただける、そういうような対応がなされるということであれば、応分の支援については考えますよというふうにお答えをさせていただいておりますので、そこらあたりを御理解いただきなと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、その他で。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 156 ページ、環境衛生費の減量化推進という形で、今の粗大ごみ等リサイクルやっている地域もあります、修繕しながら。やはりごみの減量化を進めるという点では、こういう政策もとりながら少しでも埋め立てや焼却をふやすということが基本だと思いますが、そういう具体的な今後方法で今やられているかどうかわかりませんが、修繕できるものは修繕して、買い取ってもらおうというような具体的な対策も必要ではないかというふうに思います。

もう1点は、やはりこれからのクリーンなエコという形で、環境を中心としたまちづくりということが言われています。上富良野町もこれから建てる施設等については、そう簡単には建ちませんが、そういったやはり町のイメージもつくり変えるような、やはりそういった公共施設からも何らかの手法でそういう取り組みを行う、もしくは環境の日を設けて、お祭りをやって、そこでもう一度町民の皆さんにも環境についての取り組み方を部分的にやっておられると思いますが、さらにそれをやはり前面に出してやるということも必要になってきているのではないかと。これからのまちづくりを考えた場合、農業においても商業においても、すべてがこの立場からのまちづくりの取り組みということが多く望まれています。

そういう意味で、そういう方向でまちづくりも含めた検討を再検討すべき時期ではないかというふうに思いますが、この点にお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、粗大ゴミにかかわりましての再利用という件であります、私ども今処理をさせていただいているのは最終的にリサイクルもかなわない状況でちょうどいをしてしているという切りかえをいたしてございます。

町としてそれを再利用できるような体制にしているのかという御提言だろうと思うのですが、非常にこれは難しい問題が相当量ございます。その製品の安全等の確保をどこが責任を持っていくのかということについては、これは非常に難しい問題です。単純に申し上げれば、自転車が出てきた。その自転車の再整備御利用いただくという方法はないのかということだろうと思うのですよ。これについては、その自転車によって発生する事故はどうするのだという問題が必ずあります。現状では再整備をした段階で御利用いただくということは非常に難しい



ということで御理解をちょうだいしておきたいと思  
います。あくまでお出しになる前でそれをそれぞれ  
の考えをいただかざるを得ないというのが、今の現  
状であるというふうに思います。

それから、2点目のクリーンなまちづくりという  
ことでございまして、これは大変広い問題として出  
てくる内容かなというふうに思います。廃棄物の処  
理にかかりましては、積極的に今可能な限りリサイ  
クルをお願いを申し上げているという状況でござ  
いまして、分別収集はそのねらいのものであるとい  
うふうにひとつ御理解をいただきたいと思いま  
す。

最終的に処分するものについて、処分させていた  
だいているということで、これが非常に少なくなっ  
ているということも現実にもその効果をあらわしてい  
るものだというふうに理解をしております。ただ、環  
境の日等の関連につきましては、相当広い範囲  
で論議をしていくべきものかなというふうに理解  
をいたしますので、これは御提言があったというこ  
とで、今後の方向の中で景観条例等も今進んでい  
るようでございますし、これらと総体として論議を  
していく題材ではないかというふうに思います。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） このクリーン推進員です  
ね、これについてお尋ねしますけれども、クリーン  
推進員になった方大変一生懸命やるわけなのです  
よ。一生懸命やると非常に反感買いまして、それで  
私町内会長やっているから投書入ってくるのです  
よ、こんなこと言って怒られたというようなこと  
で。それで役場の方は教育していないのかというよ  
うなことで、それお見せしたりしましたけれども。

私はある程度きつく言わないと進まないであらう  
という考えは持っているのですけれども、言われた  
人はたまったものではないわいというようなこと  
で、本当はできれば各1戸1戸みんなごみ集積場の  
責任者やればいいのですよね、月に1人1件ずつや  
れば一番わかるのですけれども、その辺のところを  
クリーン推進員、ちょうど年度がわりですから、今  
度新しくなられる方々にその辺のところきちっと進  
めなければならぬ。それから、しかし相手を尊重  
もしなければならぬという難しい、その辺のところ  
をどのように推進員の方に説明をされて委託をする  
のか、お聞きをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 梨澤委員の御質問  
でございます。

クリーン推進員の皆さん方に町としてもお願いを

申し上げますのは、分別にかかわってその  
地域内での御指導をちょうだいしたいと、先導的に  
お願いをしたいということで、地域の中に分別の意  
識の啓発をお願いしたいということが基本になって  
ございます。いろいろと私どもにもお寄せをいただ  
く方がいらっしゃいます。直接おいでいただいて地  
域のクリーン推進員さんが非常に内容を厳しく  
チェックされるので、問題だというふうにおいでに  
なったときに、お話を申し上げましたが、分別であ  
りますとか、それから排出日の遵守でありますと  
か、それらについて一生懸命おやりいただいている  
推進員さん方に御協力をちょうだいしたいというこ  
とをお話申し上げます。クリーン推進員さん  
が一生懸命な余り、かえって地域の中で悪くなる  
というお話を聞きますが、それは地域の中の皆さん  
方の協力体制が基本になっていくものであるとい  
うふうに私自身は思っておりますので、その御不  
満をお寄せくださった方にはいろいろとお話をさせ  
ていただいて御理解をちょうだいした件数は相当量  
でございます。それぞれ相当量を地域の中でも排出  
の収集対象物の決められた日に、決められた場所にお  
出してくださいということについては、非常に整って  
まいってきているということも現実でございますの  
で、今後クリーン推進員のあり方ということにつ  
いても、検討を加えながらいきたいというふうには  
思っておりますが、非常に効果が高くその御協力を  
をちょうだいしてきているというふうに私どもとし  
ては評価をさせていただいているというのが現実で  
あります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） おっしゃるとおりなのです  
よね。大分浸透してきているのが間違いないのです  
よ。ただし、クリーン推進員が新しくかわるわけな  
のですよ、1年交代でやっていますから、かわった人  
はわからないのですよ。役場の係はかわらないでい  
ればそれはずっとかかるわけですよ。何年もやって  
いけばもうベテランになるのですよ、かわるのです  
よ。ですから、そういうこと言っているわけな  
のですよ、みんなかわるわけなのですよ、町内会長も  
みんなかわって新しくなって、そしてまた振り出し  
から始まるという状況になっていくから、こうこう  
こういうようなことでもって推進員の方はやってい  
ただければというようなことでもって、示してあげ  
るのが親切ではないのかなと。周りでちゃんとやら  
ない方がおかしいのだよということには、なかなか  
そんなことやったら世の中に犯罪者もいなければ、  
悪いのいなくなるのですよ、ならないのですよ。  
やっぱり悪いのいるのだから。そういうときに対応す

るためにはどうしなければならないのだという、その辺のところのマニュアル、基本的なところを新しい、どうせ教育されると思いますから、そういうところをやっていたきたいなということです。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 梨澤委員の御質問でございます。

基本的には地域内でそれぞれ御推薦をちょうだいしてお決めいただいているというのがクリーン推進委員のシステムでございまして、それぞれに地域の状況によって引き継ぎをしていただきながら進んでいるという部分も数多くあるかと思えます。クリーン推進員からいろいろな状況についてわたしどもにも御質問をちょうだいしながら、それに対応してきていることも数多くございますので、可能な範囲クリーン推進員さんの役割というものを、もう一度どんな形かで御啓発をしていくような考え方もって進めたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

その他で、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 159ページ、委託料の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

クリーンセンター施設管理維持というところでございます。委託料が7,460万9,000円ということで、特にクリーンセンターの施設維持管理の関係です。11年度の決算で、4,250万円、12年度で5,100万円、13年度5,400万円、14年度5,900万円、15年度の予算は総枠でなってますので承知をしませんけれども、今度は7,320万4,000円ということで、11年度と比較をすると3,067万円の増、いうなれば42%ふえております。恐らく広域のかかわりの処理の関係等があるのかなと思えますけれども、現実の問題としてその内容についてまず、なぜこれだけ上がっているのかということをお聞きしたい。

それから、2点目は、機械警備以下の関係を機械警備はもう11年度から14年度までの決算を見ると全部63万円なのですね。それから浄化槽管理も6万7,200円で14年度と同じ金額、電気保安は4万7,140円ということで、これもずらっと同じ推移です。それから、消防用設備保守も12万3,900円で同じ数字なのですね。ちなみにそれではよそのいろいろな施設のこの委託料の管理について見ますと、どうも似たような同じ数字が若干違う数字が全部並んでいるのですね。そうすると、私は前にあれだからこのままなのか、現実にその内容について十分承知をした形でその金額が決算になってあらわれてくる、もしくは予算になってあらわれてくるのかということで、疑問を感じたのです

ね。それで、例えば商工会の関係のセントラルプラザの委託料についても、消防用保守点検、11年度から14年度までは9万8,175円、電気保安管理が7万5,600円で、平成12年が60円減っているのですか、あと同じ数字。それからボイラー保守点検も8万1,900円。そうすると、どこも総じてこのような形で来ているという感じを私は受けるのですね。確かにそれぞれ維持管理する面で、人件費の高騰等もあるかもしれませんが、それをそのまま抑えているという形の答弁を理事者はするかもしれません。現実にこのまま数字が横並びということになると、余りにも不自然でないかなという感じを受けるわけです。いうならば行財政改革ということであれば、できるだけこの維持管理費の高騰を避ける、もしくは削減をしていくという方向も僕は検討していかなければならない時代に来ているのではないかという気がするのですね。その点でどうなのかということでもまずお尋ねを申し上げます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員のクリーンセンターにかかわりましての御質問でございますが、施設の維持管理にかかわりまして平成11年度から増嵩してきているということでございますが、御承知のように平成11年に施設全体の維持を委託をいたしましてから、毎年実は新たなものが加わっております。12年にはペットボトルの分別処理が始まりました。それから13年にかかりましてダイオキシン関連の恒常的な測定に関しましては、委託の枠の中で設定をさせていただいております。それから、14年につきましては、作業環境にかかわります法整備がなされまして、これらについての作業環境周囲の各種の測定等も必置項目となってまいりました。平成15年には委員御発言のとおり、広域の関連も、それから町の手数料にかかわりましての徴収等を含めました委託も含めまして、進んでいるということでございます。平成16年にかかわりましては、恒常的な機械の保守点検にかかわりますものもございまして、これらについて委託の中で恒常的に処理をさせていきたいということで、委託費の中で計上をさせていただいたものでございます。これが一つの要因としてあるものであります。

次に、各機械整備等の各種の委託にかかわりましては、それぞれ毎年見積もり合わせ等を含めながら、実際に対応しているということでございまして、それらの内容でこの金額が定まっているということで御理解を賜っておきたいと思えます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番中村委員の2点目の御質問にお答えいたしますが、委託料につきましては、特に施設の管理等につきましては、定期的な業務内容から今委員がおっしゃるように、年度通してみましても大きな変動ないのが実態であります。行政内部ではいろいろと幅広く外部に業務をお願いしている経過の中で、若干その積算過程の中で経費の増減があるのも若干見受けられまして、それらが一応検討課題ということになってございますし、そういう観点で今後におきましては、委託料の積算根拠になります経費の積み上げの過程の中で、特に管理的な業務の中で人がかかわる場合にはその人件費が直接経費ということになるかと思っておりますが、人がかかわる業務の内容に応じましては、同種のものについては一定程度人件費の単価については同水準にするという考え方が必要になるわけでありませぬ。

そういう観点で、この委託料の全般にわたって見直しする課題に位置づけしてございますので、今言いますような点、それから諸経費の見方、これにつきましてなかなか一概にいえないわけですが、直接経費の多寡によりましては、諸経費の適用する率をどうするかについては、これは検討の余地もございますので、そういう点も含めまして、この16年度から全般に見直しをしなければならぬという課題として位置づけしてございますので、その点ひとつこの場を通じまして御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 課長の方から14年度の関係、約500万円ふえているのですね。作業環境整備をしたということですが、これは委託料ですよ。ですから、僕はそういう理屈にはならないと思うのですよ。いうなれば業者に委託したやつは完了、ですから、基本的に僕は広域等も含めて処理するものが分別の関係からふえてきているというのは事実ですから、それは僕は認めたいと思っております。現実にはこういうそんな形で言われるのであれば、これはあくまで維持管理のための委託料であって、設備の関係は僕は別な予算で出てるものだと私は思うのですけれども、その点まずお聞きします。

それから、今、総務課長の方から、委託料の全般的な見直しということで、私も商工会の関係だとか、それから教育委員会の各学校の関係、ずっと調べてみたら、大体同じような数字がずらずら並んでいるのですね。ですから、本当に財源を何とかしようということと、それからもう一つはそういう業者の選定・入札はどのようになっているか私は承知しませんけれども、いずれにしても同じ業者がそのま

まずずっといっているのではないかと心配がするのです。

ですから、そのためには今、総務課長の言うように、委託料の全般的な見直しを今後やると、言うなれば、今保健福祉センターができるは、ずっと見ましたら、維持管理費がもう毎年毎年減ってはいないのですね、ふえているのですよ。そうすると、これはもう財政に圧迫することはもう目に見えているものですから、そういう手法で今見直しを検討するのではなくて、見直しをするということということで、総務課長、明確にお願いをいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の14年度の作業環境にかかわりまして、初度の設備調達につきましては別立て整備をいたしました。少なくとも毎回実は作業環境の、例えば炉内でありませぬとか、炉外でありませぬとかのいわゆる暴露防止法に基づいてダイオキシンの測定をしなければいけないことと、それから身につけるもの、防護服、これらについてはすべて別立てのものを設定していかざるを得ないという法律上の考えがございます。そのほかにマスクでありますとか、すべての消耗品類をこれについては作業場で与えざるを得ないというようなことが非常に大きく変化してまいりまして、それらにかかわりますところが非常に大きいということで、御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番中村委員の御質問にお答えしますが、委託料の全般的な見直しについては、組織の中での課題となつてございませぬし、委託料も含めまして効率化、適正化を図ることについては組織の基本方針となつてございませぬので、委託料を含めまして、16年度に位置づけをしているということで御承知おきいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

その他でございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、ここで第4款の質疑を終了いたします。

説明員が交代いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時13分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

次に、歳出第5款、164ページから第6款、1

89ページまでの質疑に入ります。

その前に、先ほど、中村委員の方から質問のありました答弁を、後ですということでありましたので、それについて答弁をいたさせます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 先ほどの中村委員の公営住宅に関します浴槽の件でございますが、お答えさせていただきます。

公営住宅につきましては、浴槽があるものが今74戸、浴室はありますが浴槽まではついていないものが315戸、それから、浴槽のそういったスペースのないものが42戸、これほとんど緑町でございますけれども、ということになっておりまして、浴室もあって個人の負担でもって浴槽をつけて入浴されている方が、その315戸のうち、実際にまだ正式なカウントはしてませんが、実際まだおふるとして使っていないのが30戸程度かなということで、それと緑町が今42戸ありましたけれども、まだ残っている方が12戸ございますけれども、その12戸のうちの半数以上は自分で何とか浴室の部分を確認してつけられておりますので、30戸ちょっと程度が現在おふるがない世帯というふうになっております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） それでは、質問を受け付けます。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 173ページの委託料の農業情報センター管理運営のところで、ちょっと質問したいと思います。

これセンターの管理は、ふらの農協上富良野支所に委託していると思うのですが、これは全農家に天気予報ですか、日本気象協会とか、NTTと回線をつなぎまして、24時間つないでいるそうでございますけれども、この農家、今何戸ぐらいありますのでしょうか、それと、農協さんの負担というのはどれぐらいの金額になっているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをいたします。

この日本農業情報センターの関係でありますけれども、今農家戸数につきましては472戸ということで押さえてございます。まだ15年度の数字が確定されてませんけれども、そのように押さえてございます。

それから、この負担でありますけれども、総体で維持管理費が年間1,800万円程度かかります。その内訳として町が3分の1、それから農協が3分

の1で、残り農業者が3分の1というような負担をしてございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 農家の人にとっては大変役に立っているものだと思うのですが、米需給調整総合対策事業、これほかの事業に比べて断トツにこの委託料というのでしょうか、農協さんも負担していらっしゃるということですが、当然農家の方も応分の負担をされていると思うのですが、そうしますと、ただいま472戸あるということをお聞きしたのですが、そうしますと、これは昨年が720万円でございます。今回170万円委託料減っているわけですが、ことはこれぐらいしか出せませんということになるのか、これは農家の方が、例えば2万円ぐらい出しているとするれば、ちょうどその応分の負担になるのですよね。そのほかにそのセンターの機械を利用すると、1カ月1,000円でしたか、何かお金を払うようになっているのですよね。これ3年か4年前は1,000万円近く委託料かかっていたような気がするのですが、ことは170万円と、それにしてもほかの事業に比べて断トツにこの550万円というのは高いという気がするのですけれども。

それで、これらの効果、これがどうなっているのかちょっと見えにくいのですが、そこらあたりは、この見直しについてちょっとお考え聞かせていただきたいので、見直ししてはどうかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、720万円の数字出てましたけれども、昨年度につきましては610万円というような、私記憶にございますけれども、何かの項目のちょっと違いかと思って聞いておりました。この効果でありますけれども、一つは、私のところの農業気象情報が、これ一つ大きなメインになってございまして、そのほか作物に対する防除、こういったものが周知をするのにこのファクス情報使われていると、あるいは作物、農協におきましては、それぞれ作物部会がございまして、これらの周知、また青果等の市場価格だとか、こういったものが一つファクス情報使われて流されてございます。

これらにかかる維持管理につきましては、NTTの回線、その他使ってございますので、それなりの相当の費用がかかるということでございます。それから、金額が落ちてきていますのは、当初はこれら进行操作する人件費がかかってございました。2人程度みてましたけれども、これらを1.5人ないし1.

4人とかというふうに削減してきている経過がございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連でございますか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 今の農業情報センターの機器の管理なんですけれども、多分10年ぐらい前からやられていると思うんですけれども、農業者が減りましたよね、戸数が。農業者が離農したりなんかして外してきてると思うんですよ。そういう管理の台数は、今何台ぐらい農協で管理されているんですか。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） この件につきましてはですね、当初530台ほどファクスを入れてございます。現在、先ほど戸数を申し上げましたように減少してきてますので、それと一部破損、こういったものもございます。それらを離農された方、そういった農家につきましては取り外しをしましてですね、部品等の交換もしながらですね、そこに再度利用していただくというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連ございませんね。それでは、他に。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 167ページの農業委員会のことですが、富良野地方のアグリパートナー協議会、それから町のアグリパートナー協議会の内容で、これらの出会いの会と申しますか、交流会での成果についてお尋ねをします。

それから、この予算の中の雑誌・新聞等に掲載したり、また交流会等で使う予算の内訳についてもお尋ねをいたします。

委員長（西村昭教君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） ただいまの岩崎委員の御質問にお答えをいたします。

まず、アグリパートナー協議会の成果ということでございますけれども、御承知のとおり富良野地方アグリパートナー協議会、それから町のアグリパートナー協議会と二つ二本立てで来ております。

町のアグリパートナー協議会におきましては、構成的には農委員長、農協理事者とそれから普及センター、農業の代表者ということで相談員になってございまして、町、それから農協との補助をそれぞれ135万円の補助でもって構成しておりまして、主な支出としましては、結婚相談推進の報酬だとか、あるいはあと結婚記念品、成婚した方の記念品、それから媒酌人に対するの手当等、それから町独自で後継者の花嫁花婿の集いということで、あと五、六

年前に結婚された方の交流会、1泊2日等で行ってございます。

それから、富良野地方のアグリパートナー協議会ですけれども、これは美瑛を含めまして6市町村で構成してございまして、事務局が富良野にございます。その負担的な部分については、6市町村で400万円ぐらいの費用がかかってございます。成果につきましては、53年とかの成果見ますと、成立、結婚ですけれども208名、そのうち協議会写真掲載等で成婚された方が44名となっております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 現在までの成果についてわかりましたけれども、その最近14、15年についてどの程度成立の数であるとか、また現在この交流会を通じておつき合いと申しますか交流をされている状況があるのか、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） ただいまの質問、14、15年の成婚ですけれども、後継者の結婚された方が14、15年で8名でございます。その中で交流会等で結ばれたのが1名、それで今交際しているというのが、今現在はございませんけれども、電話等でおつき合いをしているという方が何人かいるように聞いております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連ですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 農業委員会関連でお尋ねさせていただきたいと思いますが、近年、農業委員会のお仕事が非常に、特に農地の流動化が非常に進まない中で、特に事務方はその調整方に本当に苦慮されているということで、御苦労いただいていることにまずお礼を申し上げたいと思いますが、それで、その農業委員会の組織そのもののあり方が非常に最近物議を醸しておりまして、非常に悩ましい問題になっておりますが、そういう中で、定数がどうあるべきかというようなことが非常にクローズアップされておりますけれども、当町の農業委員会の内部におきまして、そういう定数のあり方がどうかというような論議がなされているのかどうか、その辺まず1点お尋ねしたいと思います。

それから、平成14年度だったと思いますけれども、農業者年金の制度がまるっきり変わって、漏れ伝わってくるによりまして、そのときに相当加入者数に変化があったというように伺ってい

るわけですが、実際制度が変わって、またできましたら、大きく制度が変わったポイントと申しましょうか、そういったところも含めて、現在移行することによって加入者数の推移がどうなっているかというようなこともお尋ねしたいと思います。

それと、私よく耳にすること、お聞きするのですが、非常に受給資格が間もなく目前に迫ってきている農業者の方が、非常に手続をいつすればいいのか、あるいは手続をどういう形ですればいいのかということで、それがもしそういう知識に、あるいは情報に触れる機会が少なく、手続がおくれたりすると給付に非常に不利になるということも聞いておりますが、こういう人が出ないように、農業委員会としてどのような方策がとられているのかというようなことで、大きく三つお尋ねします

委員長（西村昭教君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） ただいまの向山委員の御質問にお答えいたします。

まず、農業委員会の定数問題でございますけれども、12月の一般質問の中でも、定数削減に向けてということで一般質問があったわけですが、一応委員会内部におきましてもうちの部会、2部会あるのですけれども、農政推進部会、流動化部会があるのですけれども、その中の農政推進委員会の中で、3月初めに早速手続問題についての1回目の協議会を開いております、その中におきまして、いわゆる来年7月の改選期に向けまして、定数削減について協議をされたところですが、内容的には削減に向けてこれから進めていこうということで、内部的に資料等を集め、また地域の定数割、地域割等も勘案しながら、また管内の状況等も見きわめながら、今後12月までには削減に向けての提示をしていきたいというふうに、委員会の中で考えております。

それと、もう1点、農業者年金の関係でございます。

御質問であります農業者年金制度の改正、14年1月1日付で大幅な制度改正がなされております。その変わった内容ですが、前までは加入者の納付した保険料で受益者の年金給付を賄うという賦課方式でございました。改正によりまして、将来受け取る年金については、自分で積み立てたお金を年金としていただくという積み立て方式に変わってございます。これは大きな変わり方でございます。

それで、それまでの加入者、14年の1月以前の加入者が320人でございます。それから、その後の加入者でございますけれども、大幅に減りました、15年の4月現在では128名の加入者となっております、その差が192名ほどの差がありま

す。

この内容につきましては、まず、14年1月1日現在で55歳以上の方というのは、これから加入してもメリットがないということで加入はしておりません。この方が今55人ほどおります。それから、そのほかの関係ですけれども、特例脱退一時金をもらうために脱退したのが146名というふうに聞いてございます。これも15年の4月現在でございます。脱退一時金の総額が約2億8,000万円というふうに聞いておまして、1人当たりになりますと191万円というふうな金額になると思います。

それから、制度が変わりまして、極端に減ってございますけれども、今後十分にその内容を周知しまして、制度説明会等も毎年開きまして、加入に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、受給者の関係でございますけれども、受給間近になっての事前周知ということでございませぬけれども、58歳になってからまず1回開いておりますし、その後また60歳、また63際に到達したときに、それぞれ説明会を開いてございます。

それから、給付の金額等はどのぐらいかということでございませぬけれども、それぞれ個人ごとに違いますが、まず35歳で加入したとしまして、60歳まで掛けて65歳になってから給付いただくお金というのが49万円、年間ということでございます。それで、それまでかけた保険料というのが600万円でございます。そして、最終的に平均年代83.15歳ということになりますと、最終的には運用利率を含めまして980万円というお金がいただけるというような形になってございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ありがとうございます。

最初の年金の方は非常に加入者が減少しているということで、しかも2億円以上の一時金で給付をいただいた方が多いということで、非常に憂慮されるわけですが、ぜひ新制度に対する加入者増を推進していただくようお願いしたいと思います。

それから、最初の定数にかかわる部分ですが、12月までに提示したいというようなことで、内部検討が進められているというお話ですが、これは公選も推薦も含めてというような協議がなされているかどうか、1点お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 向山委員の質問にお答えいたします。

削減の協議会の中では、いわゆる公選の中での削減というふうに考えてございます。推薦でなくて公

選の中でということで考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 確認だけさせていただきますと思います。

それでは、推薦枠の方は要するに今回の検討の対象にはしていないということで、理解しておいてよろしいでしょうか。

委員長（西村昭教君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） そのとおりです。推薦は各団体の中での推薦ということで、それぞれ枠があるのですけれども、推薦ということの中では考えてございません。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時55分といたします。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

お願いをいたしたいと思います。第1日目の予定がきょう2日目に入っておりますので、極力審議促進に御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 177ページ、農地流動化促進対策事業補助でございますが、現在流動化になった土地は何件ぐらいございますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

農業振興課長（小澤誠一君） 村上委員の御質問にお答えをいたします。

これ平成13年に農協の合併もございまして、その当時30戸ほど利用者が出ているということでありまして。その中にピーク時で面積だけ申し上げますと、その当時380ヘクタールぐらいの流動化されない土地がございました。現在240町ばかり、ヘクタールぐらいまだ流動化されない農地がございます。140ヘクタールぐらいがこれまでに流動化されてきています。あと240ヘクタールについては今後、予算にもございますけれども、何とか流動化させて農地の荒廃化その他を防ぎたいというふうに考えるものでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ですか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） この流動化というのは非常に大変な問題なのかなと思うのですが、実は私、

ちらちらと話を聞くところによりますと、ここの土地を私は売って、もうやめたいのだというふうに農業委員会の方に話に行くと。したら、だめだと。なぜだめなのだと言うと、安くてもいいから売ろうとしてとにかく自分の経営を考えるとにはもう限界であろうと判断するのだらうと思うのですよ、農家個々で。それをとめてるとい話を聞くと、なぜかと言うと、ほかの土地が全部安くなってしまつと、それではまずいから売らないでくれと、こういうふうにしてとまっている土地があるそうです。

これはなぜそうなるのかと言うと、問題は町長の話の聞かなければならないと思うのですが、流動化するにその土地をしやすくするかしないかの問題もあると思うのですよ。だから、例えば、その土地の値段にしても中富は高い、上富は安いという問題もある。なぜかと言うと、例えば水田にしても畑にしても、ちゃんとした整備がなされていないと、だからなかなか流動にならないという部分が私はあると思うのです。これは政策的に非常にまずいのではないかなという気がするのですが、じゃ、今までなぜしなかったかという問題もあると思うのです。

だから、今この500万円見ている流動化にしても、貸したいよと、貸した分も補助金を少し見ますよと、こういうことをずっとやっているといつまでたっても売れていかないと。したら、なぜ売れないのだと言うと、土地の整備がなされていないところが一番先の根本が来るのだと思うのです。その点、町長どようにお考えになっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えいたします。

確かに今言われるような農地価格、非常に下がっております。しかし、私は委員御指摘のとおり、土地の基盤整備をしたものについては、私はそれなりに高い評価をしてもらっているのではないかと。いうふうに私も存じます。

しかし、一方、整備をされてないそういう農地も実はございます。ましてや、農地を求める方にとっては安い方がいいには、これは当然のことだと思えますけれども、一方、今御指摘のように、総体的にやっぱり農地価格を下げています。いってみれば試算をみずからされているというような状況も確かにあるかと思えます。

そんなことで、上富良野町においてもこういった、今これから水田ビジョン、こういったものも実施されるわけありますから、できる限り道営、国営の事業もございましてけれども、こういったものに

ひとつ一緒になってやることも必要かなというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） それはそういうふうな答えになってくるのだらうと思うのですが、そういう整備というのは長年ずっと国の補助から道の補助があると思うのですよ。これはうちの商工会にしても皆同じだと思うのですけれども、じゃ、今までそういうふうになされていなかったというのは一体なぜなのだと。じゃ、中富が水田を見ても恐らく進んでいると思うのです、圃場整備というのは。その点を今まで行政として怠慢でないのかなというふうな気がしないわけでもないのですよ。だから、いつまでたっても流動にならないと。そういう政策の誤りもあるのではないかと私思うのですけれども、その点はどう考えるのかなと思うのですね。

これから、じゃ、どうするのだと。ことしはどうだ、来年はどうするのだというような基本的な計画が実際あるのかなかという問題も出てくると思うのですけれども、だから考えますとか、検討しますだけではもうほとんど代りな時代なのだらうと思うのですね。向こうが、例えば中富が4万円したら、こっちは2万円しか売れないのだよというような状態になっていること自体が、根本的に間違っていると思うのですよ、僕は。その辺をもう少しきちっとした政策というのを持っていく必要があると思うのですよ。その辺はどう考えていらっしゃるのか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員の御質問にお答えさせていただきますが、確かに委員おっしゃるとおりなのです。ところが行政がやれというわけにはいきませんので、農業者みずからが対応するその意気込みを持っていただかなければならないと。今までも当然地域におきまして、それらの部分について調整をさせていただいたけれども、ある地域では我々はできないということで、調整をさせていただいたけれども、最終的には区画整理等々の対応がなされていないと、そういうようなことから、やはり農地の価格についても大きな変動が出てくるということではありますが、農業者みずからがそれらの意欲を持って対処していただくように、行政としてもその制度を大いに利用して促進をしたいなというふうに思っておりますが、みずから農業者も支払う責任がありますから、その理解を得なければならぬというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、その他、次に移りたいと思います。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 179ページです。家畜

伝染予防事業の関係なのですが、特に新聞紙上ににぎわせている鳥インフルエンザの関係でお尋ねをいたしたいと思います。

平成15年の農業委員会の出されております農業委員会の概要を見ますと、上富良野町の養鶏の飼育状況ということで、昭和63年度に2,200羽いたのが、あとずっと空欄になって平成14年に87羽ということに報告がされてます。したがって、今、養鶏ということでのいる鶏は何羽おられるのかということでお尋ねします。

それから、2点目は、カラスということですが、中国やあっちの方から渡り鳥が菌を持ってきたのではないかということが言われております。したがって、北海道も雪が解けて春が来れば、こういう渡り鳥等の飛来が予想されます。したがって、これらの対策ということで道及び保健所、もしくは町としてどういう指導を受けて、どうするかということかあれば、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の鳥インフルエンザに伴いまして、それらの養鶏者の害はと思いますけれども、私のところには過去には養鶏専門の業者がおりましたけれども、現在、家畜保健所と私どもの調べで、今12戸の農家がございまして、少ないところで3羽、5羽、それから多い人で50羽程度、総体で200羽程度でございます。これはいずれにしても、自家用というようなことでございます。

それから、鳥インフルエンザがカラスにも伝染しているというようなこともございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもと、それから家畜保健衛生所で調べてございまして、それらの養鶏に限ってでございますけれども、鶏に限ってでありますけれども、今の状況ではそういった伝染病になっているというものはございません。今後そういった心配はございますけれども、やはり啓蒙をして早期に発見されたものというのは、早期に家畜保健所やそういうところへ通報するということが、やっぱり私たちの使命かなというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 現在、12戸200羽ということで、自家用ということで承知をいたしましたけれども、カラスの行動距離がということでは、余り心配ないかなという気はするけれども、渡り鳥という関係からいえば、また次の時点の心配が出て



くと思います。それで、今課長の言うように、万が一カラス等が死亡してたり、いろいろ状況があった場合、速やかに届けるという啓発行動を起こすということなので、具体的にそれらについては、恐らく町民にも状況があったら通報くださいということであろうと思いますので、具体的にどうするかということで、1点お尋ねいたします。

以上です。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

今、渡り鳥、あるいは鳥インフルエンザの関係でございますけれども、私どもの3月の広報に実は府県を含めてこういう状況になっていますと、カラスもそうですし、鳥に関係するものすべてにそういった伝染病が予想されるということで、これらについての広報を3月号に掲載してございますので、周知をできたのかなということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に移ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 170ページ、農業振興費の農産物加工実習施設についてお伺いいたします。

近年、この農産物の加工施設については、若干手直し等もされたということもありますが、結構利用状況も多いかというふうに思います。そこで、使っている現場の方に聞きましたら、将来的には近々にでも施設のきっちとした対応をしてもらいたいという話があります。その点について見通しがあればお伺いしたいというふうに思います。

もう1点は、それにかかわって地元の野菜等の地産地消の消費の問題であります。今全国的にも地産地消という立場で進められております。上富良野町では学校給食センターが一部導入されておりますが、他のいわゆる公共施設等、病院、特養等、いろいろあります。もしも拡大すれば地元のいろいろな施設等にもまず広げていくことは大切だと思いますが、とりわけ公共施設を中心とした地産地消という立場から、食材を大いに使ってもらおうという方向をきっちり設ける必要があるのではないかとこのように考えておりますが、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

この施設につきましては、私、平成6年かと思えますけれども当時の集会施設を改修しまして現施設にしたわけではありますが、この建物も老朽化しつつあるということは理解をしてございます。今後それ

らの状況を見なければわかりませんが、今のところ補修をしながら使いたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の地産地消の関係でありますけれども、これらにつきましては、地元の食材、あるいはそのものを使ったものが製品になりまして、学校給食、あるいはそういった施設で使われるのも一つの考え方でございます。大変いいことかなというふうに考えますけれども、そういったことで伸びてほしいなというふうな気はしますけれども、まだその段階ではないと、製品化にされつつありますけれども、いま一步そこへ行けないという状況かと思えます。そういうことも含めまして、今後町の中でそういったものが製品化された場合については、PRをしながら普及させたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 地産地消の面で言えば、製品化というよりは野菜等が実際作付けしております。地域の方も給食センターについては一部導入もされておりますが、やっぱり地産地消という形で今叫ばれております、やはりどこでそのまず基盤を築いていくのかということであれば、やはり病院だとか特養老人ホーム、もしくは軽費老人ホームと、こういったところに農家の人たちの食材の供給をし向けるという初歩的なことを、私は言っているのであって、製品化ということもそれは含んでおりますが、そこへ行く以前にそういったところでの取り組みをもっと活発にして、地元の食材を使うというような方向を検討すべきだと、それがやはりすそ野を広げる一歩になるのだらうというふうに思っております。その点もう一度御答弁願いたいというふうに思います。

あと、食品加工施設については、今後いろいろ課題あると思いますので、十分現場の意見も聞きながら対応していただければというふうに思っております。とりあえずその点をお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

各公共施設の利用ということで、今、お話にございました学校給食センターを中心に、そのようなできるだけ可能な限りそういう公共施設で地場産品を導入できるようなことで、そういう指示はいたしてございます。大々的にということにはなってございませんけれども、それぞれの施設のできる範囲の中で、それぞれ努力をいたしているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) それで、具体的な取り組みを進めると、努力ということで、現場に聞きましたらほとんどほかのところについては使っていないというのが実態だと思います。確かに地元の商店では買っておりますが、やはり実際生産されている農家の方から、やっぱりそういうものを使うだとか、みそだとか醤油だとかという形の中で広げることが大切だというふうに思います。回り回って、確かに商店で買えばそういうものもあると思いますが、やはりもっと農業が大変だということですので、そういった意味の活力という点で、そんなふうに大きなものではありませんけれども、やっぱり地道に地元でやはり動かすということを前提とした取り組みが必要だと思いますが、この点もう一度明確な答弁をお願いします。

委員長(西村昭教君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的な面では、拡充という制度にのってやっていくということになりますと、安定供給ができるかという点、その辺のところは一つございますので、この辺のところをやはり生産者との中でどういうふうに構築できるか、その辺のところを踏まえた中で、公共施設におきまして、そういうような導入を前向きに検討していただきたいと、導入していきたいという考えでございます。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。それでは、関連ございませんね。

それでは、次に、16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) 181ページの有害鳥獣対策であります。最近、特に鹿の害といいますが、これが非常にふえてきておりますが、それで猟友会をお願いして駆除をするのですが、これ人数的にどのくらい、今銃を持つのも非常に簡単に持てないという非常に規制が厳しくて、それで苦情があればいつでも駆除できるのか。

それと、以前から防護さくを電木で対応させてもらっているのですが、そこら辺のなかなか管理もきちっとできてるところとできてないところがあって、そこら辺の実態をきちっと管理していくというのは非常に大変なところもあるのですよ、場所的に、そこら辺実際農業者の意見をどうなのか聞いてみる必要があるのかなという気がするのです、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 渡部委員の御質問にお答えします。

まず、有害鳥獣の関係でありますけれども、実際猟友会におきましては、町の要請に応じまして、鹿

の駆除、あるいはカラス、それから熊も入りますけれども、こういった中で年間延べ5000回程度出動していただいております。その人数18人ぐらいおりますけれども、やはり趣味の範囲はもう通り越しているなという私たちも理解してございます。大変な苦勞をされながら駆除に当たられているというのが実態でございます。

それから、鹿の放牧さくの関係でありますけれども、これ国費事業で導入してございますけれども、基本的には維持管理については農業者の皆さん方のひとつ管理をお願いしたいというふうに考えてございます。

ただ、牧さくも農地周りを全部回してるといってもない。一部崖になったり人が通れないようなところ、鹿が通るかわかりませんが、そういうところについては、牧さくを回してない部分もありますけれども、いずれにしても、農業者の協力をいただきながらひとつ管理をしていただきたいというふうに考えてございます。

委員長(西村昭教君) 16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) これ年々ふえてきているといいますが、だから根本的に駆除しないとだんだんふえてくるのだけでも、これも全面的に駆除するとなったら、保護団体だとかというのがやっぱり問題あるのか、そこら辺ちょっと聞きたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) これ北海道からも指導を受けますけれども、一度に駆除する頭数何頭というふうに決められてございます。期間も当然狩猟期間というか、それらも決められておりますので、その範囲の中で駆除することになります。

それから、これらの手続につきましては、権限移譲がございまして、今まで道知事の許可でございましたけれども、市町村長の許可で素早く対応はできるようになったということでもあります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

それでは、次に、9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 170ページの農業振興にかかわって、農業後継者対策という形で、今、取り組まれておりますが、今回の231万5,000円という形でのっておりますが、とりわけ後継者の育成というのは大事であります。今回の農業振興の第4次の計画の中にも、その具体的にはこれからなのだろうと思っております。そういう意味でいろいろ農業機械を購入したい、土地を拡大したいという形の中で、いろいろなやっぱり補助制度もありながら、活用しているところもあると思

いますが、現行よりもさらにもうちょっと機械買うときだとか、そういうときに対する補助を枠大、持ち出しを少なくするだとか、やっぱりそういう具体的なもうちょっと支援策ができないものかというふうに思いますが、その点。

それと、あと伺いたいのは、農業振興の関係で、もっと上富良野町のやはり地元産品を売るための、農協通して売るわけですが、やっぱり推進室を農業振興課の中につくって、地産地消も含めてなのですが、やはり具体的な力を強くするためのそういった政策の位置づけをもうちょっと強めるべきでないかと。確かにいろいろな事業展開はやっておりますが、もうちょっときめ細やかな、そういうことができないのか、この点伺いたいと思います。

さらに、あわせて若干これとは外れるかもしれませんが、いわゆる雪害対策の問題で、ハウスが倒壊したという問題がありまして、共済等も入っている方もおられるし、税の不均衡があるから補助はできないと。私なりにちょっと調べましたら、共済に入る前にもう倒れたという、そういう農家の方もおります。そういう場合はもしもそちら側の答弁で言えば、対象になるのではないかと、入る意思があって、やっぱり間際で倒壊してしまって、雪が降ったということもあります。富良野市においては、この点は共済に入っているも等しく25%補助したというような話を聞いております。そういう意味では、こういう雪害の中で、やはり倒れた、倒壊した、本当に同僚議員の方も言っていました、やっぱり何らかの形で報いるという形が必要だと思えます。

税の負担の公平さでいえば、いろいろな制度ありますけれども、それぞれいろいろな問題抱えています。しかし、私は今回のこういう問題というのは、許せる範囲の中に入るのでないかというふうに思いますので、この点予算委員会でもありますので、早急に対応できないものかというふうに思いますが、この点答弁お願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問に、農業用ハウスの風雪害被害の件でありますけれども、税の公平性ということで申し上げておるのではなく、私は今共済制度というものを重視する中で、今委員から、共済に入ろうと思ったけれども、その前に倒れたわと。これはもう昨年共済はもう促進して、共済の皆さん方が、担当の方々が促進していたという状況の中で、確かに共済に入っていない方々がいるわけでありまして、私そういう中で、やはり自己防衛、自己がみずから守るということから、それぞれ共済に加入していただければ、被害の対応はでき得ると。さきにお答えさ

せていただきましたように、JAさんが即骨材の2分の1を助成したと、共済は80%負担すると。減価償却等々あるわけでありまして、その中で私は今行政がそれらの部分について支援をするということになれば、共済に入っている方々については、より以上の損害額以上の助成策が生ずる可能性も出てくるし、また共済制度そのものを否定することにも相なるというようなことから考えますと、私としては今回お答えさせていただきましたように、行政の支援は見送らせていただいているということでもあります。

農業後継者対策のことでありますが、後継者対策につきましても、委員おっしゃるよう大変重要な課題でありますので、町は農業後継者の対応について努力をしておりますし、それらの部分につきましても農業振興策の中で対応しております。委員おっしゃるよう後継者に対して特別と申しますか、後継者に対する農業支援策というものを別枠で考えたらどうかということについては一考があるなというふうにも思っておりますが、現在のところは総体的な農業振興策の中で推進をさせていただいていると。

今後、第5次の農業振興計画の中でこれらのものの対処については、今後行政支援策については、第5次の農業振興計画の中で十分煮詰めていきたいというふうに思っております。

あと担当課長の方からお答えをいたします。

組織機構改革につきましては、今つくったばかりであります。今後につきましては、その地産地消等々の推進室担当部署をつくれということでありますが、今のところは考えておりません。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連。9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 地産地消の問題で言えば、今のところは考えていないということで、将来は考えるということで近々についてお伺いしてよろしいですか。将来的には、今のところということですから、今のところだけで近い将来は考えていくということで押さえてよろしいか。これは大変大切なことで、やはり地元のもの、あるいはそれを町外に発信するという形のなかなか厳しい面もありますが、やっぱりそういうような仕組みを望んでいる方もおられますし、そういう意味では上富良野町は基幹産業を農業と位置づけている町でもあります。

そういう意味で、そういったものを生かす手法を考えなければ、本当にこれから生き残れないという状況もあります。今、先進地なんかではどういう品物がやはり市場に出たら一番売れるのかという、市場調査も農協でもされておりますが、自治体独自で

もそういう手法を屈しながら、少しでも高付加価値を与えるという方向の対策というのが必要だと思いますので、この点についてそういうものも含めた感じの検討が必要だと思いますが、この点お伺いいたします。

あと雪害対策の問題でいろいろ問題点があるのかもしれないですが、しかし、今相当な農家の方が苦労されて、確かに共済入ってるはいいいないというのもあるでしょう。しかし、負債という感じでいえば、相当な負債抱えている感じの方もおられます。

やはり今回の災害というのは、そういう意味で予期せぬ事態であるということを考えてときに、そういう立場から支援制度をやはりきっちりと構築すべきだし、実施されるべきではないかと。そういう見舞金制度という形をとってもいいでしょう、そういう形の対策というのをぜひ必要だと思いますが、もう一度この点についてもお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、地産地消、委員おっしゃるように重要であります。ただ、今、農業につきましてはJAふらのということで、今、富良野ブランドということで、今農畜産物につきましては、上富良野名でなくて富良野名で今農業協同組合さんは販売促進をしておるところでありまして、そういう中にありまして、上富良野町というのが単独で対応する部分というのがどうなのかということも十分JAさんとの調整も必要かなというふうに思いますが、何としても上富良野産のものが地元で消費促進されるということは重要であります。

そういうようなことで、私自身も米の消費につきましても、苦労して苦労して対応してきたところでもありますけれども、いつの間にやらJAさんはよその米を入れて上富良野の米がはやっていないというような状況になりました。ことしにつきましても努力をいたしまして半分は上富良野の米を入れていただくと。ところがこれ以上につきましては、上富良野の米はその購入する方に適した袋詰めがなされていないと。よその米はそれに合った余計対応でき得る体制が整備されているというような、JAさんのシステムそのものも是正していただかなければならない部分もありますので、そういった部分も含めながら、今後もJAさんと調整しながら行政がどう対応していくのかと、地域の対応をしていくのかということも十分検討していかなければならないというふうに思っています。

それから、農業ハウスの被害の件でありますけれども、委員がおっしゃるように不慮の事故的な部分であります。そういうために共済制度があるわけで

ありますから、そういうことで今後は共済制度の促進について行政もPRといいますが、共済加入促進について努めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次、関連ですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 雪害のみについて、関連でお尋ねさせていただきます。

実は、日曜日の多分朝の新聞だと思えますけれども、名称はちょっと記憶ございませんが、上川管内の市町村長さん方の何か協議会のようなものが、実は過日自民党の政調会長さんが旭川を訪れたときに、雪害に対して国として支援してほしいということで、その協議会何と名称だったかわかりませんが、強く申し入れをされたというふうに新聞記事で見ました。だけど、町長は上富良野町については共済制度、あるいは農協の助成制度等を考えると、さらにそれに町として応援するということは合理性に疑問を感じるというように、私こうニュアンスで受けとめておりますけれども、町長もそのときに一緒におられたのかどうか、その要請されたときに。それは上富良野町としては特段お願いしたいほどではないけれども、おつき合い一緒にお願いしたということなのか、そこら辺の真意を上富良野町長としての真意をちょっとお尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 当日は私も議長も出席いたしました。上川管内総合開発期成会という組織の中で、管内24市町村で構成しておりまして、その中で、たまたま自民党の政調会長が来たということで要望しました。農林水産副大臣の金田副大臣も同席しておりまして、今、この問題について農業の貸付制度だとか、いろいろな部分で支援したいわということで、農水省の方は今調整をしているようでございます。ただ、それらがどういうふうに出てくるかわかりませんが、北海道で総額約8億円と、上川管内で6億円というような管内だけで大きな被害であるというようなことで、そうした国の支援策を要望いたしました。

そして、これらに対しましては、額賀政調会長には言うならば、いろいろな部分で特別交付税の中で検討も支援も検討してくれということに要望をいたしましたところでもあります。

町としては、農水省の金田農水副大臣の言っているような、貸付金制度だとか、融資制度だとか、いろいろな部分の助成策というようなことも含めた中で対応していただくように要望を重ねているところ

であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 要望の中身は把握できませんでした。

それで、先般の一般質問のお答え、あるいはいろいろ今雪害に対して町長のお考えを披露されているわけですが、町長としてその要望なさって、全く私も同じだと。単純に私の考えで、例えば町も一生懸命やる、最大限の努力をするので、ぜひ道も国もということで、そういう強い思い入れがあったのか、町はできないけれども、国でできることであればお願いしたいというような、スタンスがどういうスタンスだったのかお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 向山委員の御質問にお答えさせていただきますが、当然にして先ほど答えておりますように、行政としてこのことについての支援策は講じようという考え方を持っておりませんということは既にお答えさせていただいております。

ただ、いろいろな農水省が言っているいろいろな面の今後のことによる、例えば支援策というものを国は努力をしてくれと、してほしいという要望につきましても、私はその陳情要望会の中で皆さんとともに対応をしてきたつもりであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいまの雪害の件ですが、これは私も被害者の一人として言うわけではございません。私にどうしてくれというわけではございませんので、その辺をお酌み取りの上お聞き願いたいのですけれども、確かに雪害ということで、人災の部分でゼロというわけではございません。これで農協の職員はすぐその被害調査に来られました。そして、町長、それから所管の職員にお伺いしたいのですけれども、実際その現場で被害に遭われた方、そういったところに訪れて現状を把握しておられると思います。

そんな中で、今回の被害においては本当に災害という認定をしてもいいと思うほどの被害だと思いません。現実3棟も4棟もやられた方もおられます、そういった方の話を聞くと、本当にその苦しみ・落胆ぶりというのはお金では解決できない部分が非常に大きいと思います。そんな中で町として、この間も一般質問の中に町としては見送るのだと、新聞の中にそういう報道があったのを見て、一町民として本当に悲しい思いがしました。確かに富良野は25%の助成ということで、パーセントをうたってますけれども、お金の問題ではなくて、この町として本当

にその災害に遭われた方にお見舞いもできないのかという点では、本当にどうなのかなと、そんな思いがしました。これは金額ではなくて本当に町としても何らかの形で見舞いたいのだと。

さらには、例えばこういう時代ですし、皆さん大変だと思いますけれども、町長のおっしゃられている協働のまちづくりという点では、本当に職員の方々も100円でも500円でもちょっとカンパできないのかと、そういったことで皆さんで本当に募るのだという気持ちであれば、仮に1軒に1万円でも2万円でもいいのですよ。そのお金をあやまって振り込むのではなくて、町長、助役がみずからがのし袋に入れて、いや、気の毒だったなと、そういうことでその被害に遭われた方のところに訪れると、それが協働のまちづくりの原点ではないかなという気はするのですけれども、その辺、訪れたかということ、それから、町長しきりに8割、8割と申されましても、現状ではほとんどその5年以上の老朽化したハウスがほとんどです。そんな農協から5割補助されて、なおかつ8割の共済金もらってと、ああ、左うちわだよなんていう人は1人もおられません。その辺を酌み取って、何かこの町というのは本当に町民に対して冷たい町だなというのが、どうも否めない点があるので、その辺ちょっと御答弁よろしくをお願いします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田委員の御質問にお答えさせていただきます。

私も倒壊したハウスは見ておりますけれども、1戸1戸そこに行ってお見舞いは申し上げておりませんが事実です。見たのはその倒壊したハウスの被害状況は見ましたけれども、1戸1戸訪問してお話はしてきていないということでありまして。それはお見舞いだとかいろいろな部分があるわけでありまして、今委員のおっしゃるように、このことによって利益というか、プラスになるということは全くないというふうに私は認識しております。そういうことでもありますけれども、ただ、制度上の問題、私が懸念するのはこういうことがあれば、町はまた支援してくれるということであれば、国が2分の1の対応をしている共済組合制度というものを自治体が崩壊させていくようなことに相なるという懸念。やはり自己防衛を図って農家の皆さん方がこの共済制度だとか、そういうあるものを大いに利用して参加促進をしていくことによって、自分の身を自分で守っていくという、そういう対応をしていただきたいなど、そういうふうに認識をしているということでもあります。

しからば、委員のおっしゃるようにお見舞い金か

何かということで対応でき得ないのかということですが、これらにつきましても、担当とも調整をした経緯がありますが、今、町がそのお見舞い金を出すということについても、ちょっと問題があるのではないかなというようなことも含めながら、このことにつきましてはＪＡさんと共済というところで対処していただくと、あとは国の融資制度等々の対応の中で考えていきたいと。

それから、もう一つは、ハウスそのものの設置等々につきましては、今町が進めております、そういった部分の制度の対応ということについても、ひとつそれぞれの農業者の検討の中で進めていくことができるのかなというふうに思っております。このことによります農業者の皆さん方に対処としましては、行政報告でも執行方針でもお答えさせていただきましたように、非常に私としても心からお見舞いを申し上げたいなというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ですか、それでは、7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 本当に見舞いという形でも制度上問題があるのかという点では、まさしくないと思うのですよね。これが本当に農業者だけでなく、これを見舞いするかしらないかということは、本当に多くの町民が本当に苦しいときにこの町は助けられないのだなと、こういうことにつながっていくと思うのですよ。だから、そういう点では本当にあの新聞見て本当に悔しいなと思ったのですけれども、ぜひ上富良野町は災害者に見舞いをすると。さらには、職員からもカンパを受けたと、こういうことが新聞にばーんと出してもらえるような状況をつくってもらえないかなという気がするのですよね。そうすると、本当に富良野の25%のさらにその上を行けるような気がするのですけれども、どこかそこから何かともまちづくりをしようというスタートラインに立てるような気がしてならないのですけれども、よろしく願います。

委員長（西村昭教君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田委員の御質問にお答えします。

職員の資金カンパというのは、職員みずからが発想してみずから動くのであって、私の方から指示してカンパするということには、これはもう100%なりません。これは私は職員の長としてこのことについてお前ら資金対応してくれよというような、協力してくれよというようなことで、申し上げることは相ならんと。これはルール上問題があるというふうに私は認識しております。

それから、町が対応するというにつきましても、今、お答えさせていただきましたように、委員

おっしゃるような部分も十分に理解はできますけれども、現状は考えておりませんので御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） この件については、町長のスタンスもはっきりしておりますので、これで終わらせたいと思います。

次に、ございませんか。

4番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 179ページのバイオマス活用フロンティア事業なのですが、これ多分道でやるから町でも参加しないかというので来たような気もするのですけれども、町としてはどのような構想を持ってこれに取り組むつもりでいるか、お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 長谷川委員の御質問にお答えします。

このバイオマス活用フロンティア事業につきましては、ことしの11月に家畜排泄物処理法が一つ施行されますということであります。これは道のソフト事業、いわゆる何をやるかということでありませぬけれども、こういった地域の有機資源、堆肥ですよ、こういったものを活用してこういうものをつくってますよと、そういうPR、堆肥マップをつくるとか、そういうことの事務費であります。それで、そこから今年度まだ堆肥排泄物処理の未設置農家がございますので、ひとつそれらをハード事業でやるということになれば、これらのソフト事業が一緒についてくるという中身でありますので、ひとつ理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

次に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、歳出第5款から第6款の189ページまでの質疑は、これにて終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

それでは、引き続き審議を再開いたします。

次に、歳出、第7款の190ページから203ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 193ページの商工振興事業補助の中の空き店舗対策の件でございますが、私は、空き店舗の活性化につきましては反対するものではないのですけれども、この事業の継続性につきまして、心配があるものですからお尋ねしたいと思います。

まず、このそこをきちっと管理しまして、朝から

晩までだれが預かることになるのか、ちょっと心配なわけなのです。タンポボさんをお願いするというようなことはお聞きしておりますけれども、商工会の方の自分のお店のことがありますでしょうし、まただれか1人そこに張りつけるとなると、また余分に人件費がかかるのではないかとことも考えられるのですけれども、それにつきましてもいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 13番村上委員の空き店舗対策にかかわります店舗の管理というか運営等に関してでございますけれども、これにつきましては、事業実施主体はあくまでも上富良野町商工会が開設設置して行うということでございます。

なお、その中で経過でございますけれども、週2回程度タンポボさんが託老所開設を行うということで、その間の管理もその部分はできるのかなということでございますけれども、究極的な維持管理につきましては、商工会において行うということでございますし、今のところまだそのタンポボさんのほかにいろいろな趣味の会とか、いろんな方々が作品の展示等についても協議を重ねているところでございますから、そういった方々がもしも出展なさる場合におきましては、その方々が出展する期間については、そういったことの施設の中で一緒に管理もできる部分というふうになってくるものというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今、商工会長さんもおられますし、何とかしなければというお考えもよくわかります。それで、今、商工会の方も御自分のお店もでございますし、大変でありましょうと考えますし、そのタンポボさん週2回とおっしゃいましたけれども、今度介護を受ける方がだんだんふえてまいりまして、今、要介護から5までありますけれども、今度要介護は介護保険料の方から外そうかと、こういうふうな方向に向かっているようでございますので、そうなりますと、またタンポボあたりも大変忙しくなるのではないかと。

だから、これを引き受けるときにはこういう状態であったけれども、二、三年たっているうちに状況は変わってきたと、こういうふうになりはしないかということと、町としてもここ二、三年という見通しがどうもはっきりしませんし、かえってこれは商工会の方でまた負担になってしまうのではないかなというようなことが懸念されるわけなのです。

だから、その継続性につきまして、町もちょっと

何か2年とおっしゃったり、3年とおっしゃったり、見通しがはっきり立っていませんし、かえってまた私その商工会の方で負担になったりすると困るのではないかなという。きのう一昨日でしたか、何か今の各お店の危機突破、経営管理講習会ですか、それが17日の7時から行われるということで、今はもう本当に各商店の方が生き残っていくためにどうしようかということで、大変な思いをされているときでありますし、またかえって商工会の方に負担を負うようになって困るのではないかと、その継続性につきまして、ちょっと心配するものですから、もう1回ちょっと確認させていただきたいのですけれども、よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

継続性につきましては、当然にして3年や5年でなくて、もっと長い期間で運営を続けていただきたいということで、町も今のところ3年程度をめどにその開設した施設についての評価を行ってまいりたいということで、当分3年間程度の分については、ある程度の運営についての部分で費用を出していかなければならないということで考えてございますし、また、先ほどタンポボさんが週2日託老所ということで開設予定しておりますが、タンポボさんの組織も23名程度の方々が登録されておるようでございまして今、正式に決まっておりますが、託老所以外の日についても、週に1日か2日程度はそういった施設の部分についての管理といいますが、そういったことについても協力はできるような話で進んでおります。

そういったことで、今、そういった商工会の管理に対する負担についても、そういったことで、地域の方々がそういったことで軽減をしていきたいということでもございますし、継続性についても町としても先ほど申しましたとおり、3年間程度の部分の維持についての部分を面倒見ていきたいということで、長くその施設がそこで影響力を発揮して、にぎわいのある町になっていただくことを目標としているわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。関連ですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これ新規事業を所管委員会1回で、議会1回で通すって、私、前にパークゴルフのとき、委員長やったときは大変な説明受けまし

たよ。それで、練りに練って、そこでけんけんがくがくなことやって、新規事業というのを、それで認めていったのです。それをこの委員会をろくに通しもしないで、私たち九州に行っているいろいろなものを見てきておりますよ。非常に旭志なんていうところは、地産地消というようなことで大変な努力しているというようなことについても、見てきておまして、何のそういうことについて、ただこうやってやるのだから、お前ら認めれというような、委員会軽視ではないですか。委員会どころか議会軽視ではないですか、私はそのように思うのですよ。

ここに新聞で、大変なこの時期に一般新規事業への事前評価システムの導入だとか、この財政難の時代、企画倒れに終わるような事業は認められないという、北海道でもこういう厳しい姿勢でいるのに、ここだって当然新規であるならば、委員会で2回、3回と練った結果でなければならぬと私は思います。そのときやっぱり同僚議員と、これは計画が不十分、今聞いていても何かふらふらふらと。だから、計画が不十分だから再提出ではないのかということだったのですけれども、委員長がこうやって出してきましたから、しかし、こういう新規というものとはこんなものではないと思いますね。それで、お聞きしますが、商工会の積立金は一体幾らあるのか、まずこれをお聞きします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 私、当事者でございませんので、明確な数字は承知しておりませんが、予算等のセッションの中では総会等のやりとりの中では、500万円程度というふうにお聞きしております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 500万円ね。前に私が聞いているところでは600万円か700万円ぐらいあったと言っているのですけれども、目減りしているのは当然ですから、あればよろしいでしょう。十勝岳観光協会はちなみに、約1,000万円近く積み立てて努力しておりますね。

そこで、先ほど町長は、農業者がああいうとんでもない災害に遭う状況になったとき、自己防衛という言葉が使われたのですよ。であるなら、この商業が低迷していて非常に辛いということであるならば、やはり自己防衛というのはこのときにこそ使わなければならないのではないかと、共済制度であるとか、そういうものについて。農家の突発的なことについて自己防衛などということにはつながらない。商工会のこういうものにこそ自己防衛考えてい

るのが、お前たちはというように、まして個々のこれは商業というのは個々の商店の才覚でもって立ち上がるのですよ、商業というのは。これ商工会でこうやってやったからどうなるということではないのです、やっぱり才覚なのです、個々の。私なんかも商店へ行ってますよ。行っているいろいろやってもらったり、買ったりしております。必ずしも大型の方へ行っておりませんよ。そういう努力しているところは努力しているのです。だから、これは才覚で、そこに空き店舗の活用で農家の地産地消でやるという、これにつきましても、非常にげすというか、しんきくさい、何て言うのですかね、まことに細かいです、やってることが。我々行って旭志で見たときは、すばらしいです、みやげ店から何からずらっとあって、地域としてやっておりましたけれども、旭志の村なのですけれども、そこに焼き肉、焼き肉がここあれですよということで、そして顔写真を置いて、こういう生産物買ってくださいと。それでAコープやっておりますね、顔写真を置いてやっていると。そういうことですから、この方々を入れてその空き店舗ということをやったら、周りの野菜売っているところ、痛手受けないでしょうかね。

こういうところからいくと、町長よく町民の皆さんの意見を聞いてとか、委員の皆さんのと云うけれども、私からすると特定の町民の言うこと聞いて、特定の議員の言うこと聞いてというようなぐあいにも受け取れかねないのですよ。ましてや委員会を1回しか話さないでやるということについて、この辺について町長、どのようにお考えですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、この空き店舗事業というのは基本的に要するに商工会が事業主体となりまして、この衰退する商店街の中で空き店舗を活用した中で、集客力の向上を目指して周辺商店街にそのお客さんの足を向けていくということが一つ大きなねらいでございます。

今、それぞれ委員の方から運営についての御議論があったかと思えます。その運営の中身につきましては、これからやるものでございますから、一応の考え方をお示した中で進んでおりますし、そういう中では新しい事業でございますから、その中で試行錯誤というのは非常に出てくるというふうになっております。目標に向かって商工会さんが、その自主的な事業主体として真剣に取り組んでいくということを、行政としてはやはり支援していくべきだということに思っております。御心配される面についてはいろいろあるのだろうと思えます。何回も申し上げますけれども、試行錯誤の中でこの事業は展開



されていくわけでございます。

そういう中で、町としても行政支援するわけですから、その効果等をやはり見守っていかなければならないというふうに思っております。これまでも空き店舗対策について議員各位からも何人が御質問もあつたかと思いますが、何か行政として支援できることがないかというような御質問がございました。そういう中で商工会が主体的な中でこれを取り組みをしようとしているわけでございますので、その辺のところの御支援、御協力をいただきたいものというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 空き店舗活用の内容を見ますと、いきなり個人の家に700万円かけてぼんと直すのです。あれが1,000万円弱補助するところ、そのうち700万円ぼん、それで100万円ぐらいが備品であるとかどうかこうとかと、800万円ぐらい個人の家を直す。いろいろ声聞こえてくるのですよ。そういうのならおれのところも直してもらいたいよということで、しかも公職者が入っているということが町民の声が聞こえてくるわけですよ、公職者のところをなぜそういうことなのだ、ほかにやってもらいたいところいっぱいあると言っていましたね。確かにシャッターしまつてるところがいっぱいありますから、その辺のところ非常に、そんなのを認めてお前ら何なのだ、我々言われるのですよ、議員にしても。それこそ町民特定の議員の言うとおりにお前らなっているのかと言われるのですよ。

だから、私は、これ最初に同僚議員とも言ったのですけれども、計画がちょっとずさんだな、もう1回練り直して我々にきちっとわかるようにやっていただきたいなど。それで、こうやって上げてきてこれ私所管ですから、言っておきますよ、いいですが、これまだ来年8月まで私所管ですから、きちっと月報告やっていただきたい、売上げ、どれだけの方が来店されたのか、売上げはどうだったのか、そういうようなところを所管の委員会、委員会というより議会ではないかな、そこら辺にきちっと報告をしていただきたい。ただ出して終わりということだったら、これはいろいろお話をされてきた町民に対して申しわけなから、こういうことでやってありますよという、そういうことでもって報告を求めます、これが立ち上がったときの、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 4番梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

当然町として補助事業として遂行しますから、実

績報告等そういうものが上がってまいります。そういう面につきましては、議会としてそういう内容について知りたいということであれば、情報として提供をする考え方は持っております。

委員長（西村昭教君） これでもよろしいですね。

それでは、昼食休憩に入ります。

再開時間を午後1時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

今、お配りしました資料につきましては、第1日目に請求のありました資料でございますので、お目通しのほどをお願い申し上げます。

それでは、審議を再開いたします。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 193ページ、負担金・補助及び交付金のこのリフレッシュマイタウンについてお尋ねしますが、所管の委員会でリフレッシュマイタウンというのは、空き店舗とかそういうことについては勉強しないのかということをお尋ねしましたら、いや、これは町全体を見ているという御返事をいただきました。それで、今、市町村合併という大きな問題が来ていて、JCとかそういうようなところはいろいろ勉強をやるうじゃないのとかという声も上がっている中で、この町全部を見てというリフレッシュマイタウンがみふらのはそういうことについては勉強会はやっておりますか、お尋ねをします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 4番梨澤委員の御質問でございます。

リフレッシュマイタウンに関しましては、いわゆる町の異業種の方々が集まって、町おこしに関しての活動等を行っているところでございまして、その活動内容の中には、今お聞きになりました広域についてというふうな活動の部分については明示されたものがございませんけれども、そういった集まりの中でそういった話題が出ているということでは聞いております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 同じく193ページの委託料の件について御質問をいたします。

セントラルプラザ管理委託料ですが、たしか前年

度は682万3,000円であると手元に資料ありますが、前段の先週の1日目の歳入のところで使用料が上がって、委託料が減っていると、非常に昨今厳しい中で、わかることはわかるのでありますが、それに関連してちょっと聞きたいことがあるのですけれども、これ一たん決めたこの管理料に対してというのは、その後町側から御意見等々を出すのかどうかを聞きたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課商工係長。

商工係長（野崎孝信君） 1点目の維持管理の減額の部分ですが、この辺につきましては、昨年より確かに今のおっしゃるとおり減額されております。

この中身については、通常維持管理費ということで、主に燃料費ということで、単価の減額という部分で今まで高かったものが見積もり合わせによって安くしていただいた分、そういった部分と節約した部分、こういったものが主な要因であります。

後段の部分について、ちょっと私意味がわからなかったのですが、差し支えなければもう少し中身をおっしゃっていただければと思います。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） ですから、ちょっと予算の点にも付随するのですけれども、614万5,000円の内訳が恐らく四百何がしが光熱費、それから電話料、通信料等々になっていると思うのですが、これ一たん決めたものに対して、役場の方からもっと減らさないとか、もうちょっと電気こを消さないとか、そういった部分に関してのさまざまな縛りといいたいまいしょうか、ちょっと適切な日本語がわからなくて済みません、そういった部分について関与等々がかなり大幅に入ってくるのかどうか、ちょっと質問します。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課商工係長。

商工係長（野崎孝信君） 今の部分でありますけれども、関与というかセントラルプラザ自体が町の建物ということで、通常の維持管理費は町が全額見ているわけですので、当然その維持管理の中では節約していただく部分、そういう部分で維持の修繕等もかかりますし、そういったことで商工会さんに実際管理をお願いしている中で、あと設備の部分、特に今言った燃料ですとかボイラーの部分、こういった部分実際にどうなのだろうと、他の施設と比べて、そんなようなことから実績を見ながら、何とか節約できる方法がないのかということで、暖房でありましたらそういう業者を呼んで、そういった部分で商工会さんに協力していただける部分については、そういった節約方法の中から協議させていただいて、

単価以外の部分についても、例えば稼働する時間を見直すとか、電気のところについて少しでも消すというか節約していただけるようなところないのかということ、常日ごろからお話をさせていただく中で、そういった維持管理の方に当たっていただいておりますし、また逆に、壊れたところについては随時お聞きした中で、町の方がきちんと管理する上で修繕費を予算要求するなど、そういったことで通常商工会さんの中で管理をさせていただいているのが実態でありまして、うちの方からこれ一方的にこれを削減するとか、そういったことでは決してございませんので、そういったことは御理解ください。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） そうしますと、ほかの建物等につきましても町のいろいろ各庁舎ございますが、その管理委託ありますね、その部分に関しても同じ考え方でよしいということなのですか。例えばその空調の部分をとめたりとか、もちろん必要のないところの暖房はもうとめることは非常に大事なことだと思いますけれども、空調システム全般にわたる部分をとめてしまって、果たしてその建物に対しての損害等々というか維持管理、もっと傷めてつけてしまうことに結果ならないかの懸念があるのですが、その辺いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課商工係長。

商工係長（野崎孝信君） 確かに金子委員御心配の点、そういう施設を傷めてしまうのではないのかという部分については当然心配しなければならないことがありますけれども、その辺につきましても業者と相談した中で、そういったことが支障がないという確認のもとで、例えば常時入っているスイッチを使うときだけ入れるとか、そういった工夫の中で対処させていただいておりますし、また別な建物についても、それぞれ暖房方式が違ったりだとか、個々によってその仕様実態もいろいろありますので、それぞれ工夫されてやっていると聞いております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 次にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 195ページの商工観光まちづくり課の関係なのですが、特に予算項目にはない事項なのですけれども、住居表示の関係です。

昨年12月の定例議会で一般質問をしたのですけれども、その中で住居表示の関係、ないもの、消えているもの、そういうことでどうするのだということでお尋ねをしたところなのです。それで、この住居表示に関する条例の中には、こういう実態であっ

た場合直ちに必要な措置を講じなければならないというのが、第3条の3項の中にあるということと、もう1点は、汚損、それから紛失等で再発行の場合は……。

委員長（西村昭教君） 済みません、中村委員、今の質問は町民生活課の方の関連なものですから、最後の一括のときに出していただければよろしいかと思えます。

11番（中村有秀君） それでは、次の項目に移ります。

197ページ、観光諸行事の負担の関係です。

ラベンダーまつりが430万円、それから火祭りが270万円、それから雪まつりが90万円ということで、特にラベンダーまつりと火祭りが本年度合体をするということになると、一応700万円の予算ということになるかと思えます。したがって、これらの関係で今後合体した場合、恐らくトップは町長になるのか、祭り実行委員会か何かで、それらの予算の配分、もしくは実行委員会のそれぞれのグループがなるのか、それらの対応をどう進めるかということで、お尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問にお答えをいたします。

町のイベントの関係でございますけれども、本年度からいろいろな理由から火祭りとラベンダーまつりを一緒にして行うということで、昨年の末からそれぞれ協議を重ねて、今行っているところでございます。

まず、祭りの全体の運営の関係でございますけれども、町の四季彩イベントの部分では町長がその委員長でございますけれども、今回のそのラベンダーまつり、火祭りの合同に於ける運営委員はそれまでの運営になりました観光協会と商工会の中で会議を開きまして、それぞれ今度新しく生まれ変わるイベントについては、その責任者としては商工会長さんになると、副会長さんには観光協会長さんになるというふうなことで、体制が決まって、それぞれ行灯とか、花火、それからラベンダーまつりの部分の催しの部分の各責任者等々の部分については、その中でまだ名称決まっておりますが、新しいイベントの組織の中で先ほど申しましたとおりのことで、体制を決めて7月に向かっておりますので、御承知をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

その他で、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 同じく197ページ、観光費の中の広域観光事業の全国高等学校写真選手権

大会負担とありますが、これ恐らく東川町さんで行われている全国写真甲子園の絡みの部分だと理解いたしますが、こうした部分はどのように、東川さん自体としても町から各スポンサーを集めたりですか、それから自主団体に大幅な権限を移譲していきながら予算の策定措置も変わっている中で、これは東川さんのためにやっているようなものであれば、もう上富良野としては町がやるべきではなく、もしどうしても広域観光という面であれば観光協会さんの方に委託するべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番金子委員の御質問にお答えします。

全国高等学校写真選手権大会の負担金についてでございます。この大会につきましては、御質問にありましたとおり、東川町さんが主体となってございますけれども、丘の町美瑛、ラベンダーの町上富良野ということで、もう10年前から美瑛と上富良野町が参画して、3市町村の自治体とカメラメーカーさん等々の御支援を仰ぎながら運営してきております。その間、町におきましては美瑛町とお話をし、財政苦しいということで、年々その負担額を引き下げておりまして、本年度につきましても昨年より5万円減の40万円ということで、これが町としてもこの祭りに対しては美瑛町ともお話を申し上げましたが、大きく見れば高校生の方々に将来上富良野町、美瑛町に来ていただけるといったような、理解してもらえというような効果もありますけれども、当町にとってのメリットがなかなか出てこないというふうなことでございまして、16年度をもちまして一応この祭りから撤退したいということで、主催の東川町の方には意向を伝えたいということで、美瑛町とお話をしてきております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連でありますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 16年でということは今課長おっしゃいましたので、私もこの件ちょっと質問してみたいと思っておりますが、今までの4町の負担割合というのはどのようになっておりましたか、金額的に教えていただきたいのですが。余り町の経済効果にはなっていないと思えますけれども、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委

員の御質問にお答えをいたします。

16年度の予算で見ますと、総額が2,500万円ぐらいの予算なのですね。その中で東川町さんが850万円の負担を16年度予定しています。上富につきましては、昨年45万円ですけれども40万円ということで、美瑛町と二つ、40万円、40万円で負担を予定しております。あとは先ほど申し上げましたとおり、カメラメーカーの協賛の部分とか、北海道新聞さんの部分でその費用を補っているところでもありますけれども、町としましてもこのほかに上富良野高校、美瑛は美瑛高校、東川高校、各高校から5名ないし6名のボランティアで、これ3日間この3町を練り歩くと言いますか、写真を撮影して歩くものですから、そういった地元の高校生との触れ合いも兼ねて、そういった今言った3校の高校生の生徒さんにボランティア活動もしてもらっている実態にはございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 195ページの負担金・補助及び交付金、この中の全国ハーブサミット連絡協議会負担金、これが1万円とついているのですよね。それで、我々全国ハーブサミットをここでやったとき呼ばれて、あれだけ盛大に人間関係、人脈ができたものが、今、こんなになっているというのは一体どういうことでこうなるのか、そして、これは栄えないのか、このラベンダーの町上富良野が、ハーブの町として。これは人脈関係も何もかも本当に今切れている、この辺のところをお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） このハーブサミットの関係でございますけれども、これにつきましても、たしか町の100年記念の行事のときに、当町においてそのサミットの会場を提供しまして、盛大に交歓会を行ったところでございますが、道内でここに加入している自治体は我が町と由仁町と北見市の3市町ということなのですね。あと全国的にもそういった形で全国の自治体では12町村、あと協賛の民間の会社等々でこの構成されております。

全国大会につきましては、その自治体の順番といいますが、例えば100年のときにうちが会長で開催しましたと、次の年はずれていって、うちは副会長になっていくというふうなことで、大会を開催し

た市町村がその会長、副会長、理事というふうになん年々役を終えていくわけですね。

そういったことで、毎年開催いたしておりますけれども、この会議はあくまでもいわゆるハーブを通じた地域づくりとか、いろいろな研究している方とかの、いわゆる研究発表会だとか、そういったことを目的に実施されておまして、期間的にもその会議の部分と、あとはその開催している町村のハーブの実態等の施設等の見学等を行って、友好を深めているといったような運営をされているところでございます。それで本町もそういうことで、もう10何年前になりますか、大会を引き受けたわけでございますけれども、なかなかこれも役を終えないとその会もなかなか抜けられないというような状態でございますけれども、全国のそういった自治体等の連絡も情報交換するののも一つ有利ではないかなということでは、ことしも引き続き加入して、そういった活動に供したいということでございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 経緯についてはわかるのですよね。この1万円というのを見ると、まちづくり課ではイラクにまで十勝岳とラベンダーというポスター渡したりしてね、努力しているのもわかるのですけれども、これやっぱり何か考えなければならぬのではないのでしょうかね、十勝岳とラベンダーの町ですから。

これを見ると1万円ぐらいでもって、はがき代ぐらいですよ。そういうことではなくて、ハーブについてもここから盛り返して何かをやるうじゃないかという、そういう意欲といえますか、町民もやる気はあるのだなという、そういう今のだったらどんどん尻すぼみになっていきかねないですよ、せっかくのものが。その辺、十勝岳とラベンダーということについてどういうふうに考えますか。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 梨澤委員の御質問にお答えをいたします。

ここにあります全国ハーブサミットの組織の活動としましては、先ほど申し上げましたとおり、そういった全国でハーブを生産というか扱っていて、町のそういったPRに掲げている町村が集まっての情報交換会とか、施設見学会を通じてのそういった友好を深めているというような状況でございます。

後段におっしゃられました、十勝岳の景観とそのラベンダーの町ということの、もう少し突っ込んだPRというような組織もつくってやるべきでないかというふうな御意見でございましたけれども、町としましてもそういったことはまだ考えてということ

はしておりませんが、観光協会ともよくその辺のことも御協議申し上げまして、少しでも全国的に理解がさらに深まるようなことで、今後取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、このハープサミットの部分とは切り離れた部分で考えております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連ございませんね。次に移ります。ございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 192ページの企業振興対策費という形で、企業誘致にかかわった条例の改正が行われようとしておりますが、今回新たに生産ライン部分の増設についての制度改正という形の中で打ち出されようとしてますが、各この企業誘致の目的というのは、当初雇用の促進も兼ねた地元の何らかの影響・恩恵という形で誘致した経緯があります。この間、財政的にも苦しいという状況でありながら、今度の改正部分についてもやはり一定の補助政策はとっているわけですから、企業にその部分は努力してもらおう。確かに投資効果と収入面でいえば1,000万円ぐらいの収入増というのは見込まれるのかもしれませんが、しかし、こういう経済事情ですから、やはり企業もそれなりの努力をしてもらうという立場に立って、町もただ企業誘致があるからという形の中で条例改正という予算を組むのではなくて、今回見直すべきではないかというふうに考えおりますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢委員の企業振興措置にかかわります御質問にお答え申し上げます。

この件に関しましては、再整備の議会において一部条例の改正の提案をいたしているところでございます。今回の予算につきましては、今まで工場の拡張という定義の部分では、必ず工場の施設について一定の面積をふやす、そしてなおかつ設備投資もあって雇用もふえるといったような条件でない、この企業招致が受けられないということにありました。

御承知のとおり、最近の我が国の技術振興といいますが産業活動の回転が早うございまして、いわゆる物づくりに関しまして、技術が次から次と変わってくるわけでございます。こういった中におきまして、企業におきましてそれらに対応するためのいろいろな設備を更新していく、そして、雇用を守つ

ていくというふうなことの活動がこれからますますふえてくるような状況にございます。

そういったことも踏まえまして、町におきましてもその物づくりの企業を守っていくことが、これからの町の経済にとっても非常に重要であるということもございまして、これまでの雇用に関しても約480名近くの方々の町の雇用の実態も補助事業の中で実績としてあるわけでございます。そういった意味、それから今こういった就職難の部分でございまして、これらの部分の就職する場所の確保、それから企業のさらなる生産活動をさらに進めなければならぬということで、そういった観点からこれらの改正をしてさらなる生産活動、それから雇用の場を確保していきたいというのが町の考え方でございますので、御理解を願いたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 雇用が確かに一定あるでしょう。しかし、その中にはこういう経済事情ですから、町外からも来ている方もおられますし、当然人材派遣という形の中で来ておられる方も実際にいます。そういう意味では多様化しているというのは実情だと思いますが、今の町の経済と実情をあわせた場合には、やはり企業にも当然雇用の一定の条件はあったにしても、努力するべきものは努力してほしいという形で、やっぱり求めるべきであって、それなりのやはり覚悟でこの企業も出てきているのだらうというふうに思いますし、そういった部分で、やはり町の財政事情もきちっと示しながら、やはりとどまってもらうのはとどまってもらうという形にすべきだと思いますが、この現状をどのようにお考えか、実際町と町内と町外の雇用の実態というのはどういうふうになっているのか、あわせてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、この条例につきましては、当初は企業誘致ということでスタートいたしておりますが、近年こういった上富良野町にまで進出してくる企業が少ないというか、ないような状態で、今ある企業をいかにして生産を続けて雇用を確保して営業していただくということが、地域を守ることになるのではないかとこのように思っております。

町外の雇用者もいるのではないかとこの御質問でございました。確かに今一部企業におきましては、

人材派遣会社から約100名ほど町の方に派遣されてきておりますけれども、その企業については全体でも200名近い雇用をしております、そのうちの半数がそういった人材派遣会社の方からの職員だということでございますけれども、この補助の中身としましては、上富良野町に住所を置く社員の方に対しての補助ということでございますし、そういった意味から派遣会社の方々に対しては、町からの補助というものはございませんし、企業がそれだけの活動をしていただいて得た所得、法人割とかそういったものにつきましても、町の収入にもなるというふうなことで考えております。

何回も申しますけれども、町の経済の活性化、雇用の場の確保からも、時代の生産の変化の状況に応じた対応が必要なものというふうに認識をいたしておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 193ページ、商業振興事業、その事業補助、この補助ですけれども、商店の方に非常に元気のいい方がいるのですよ。新たに店舗を建てて、そしてやりたいと。今もしっかりやっているのですよね。めども立って、きちっと。これで採算がとれるというのを多分つかんでいるでしょう、そして新規に建ててやりたいと。それで、この商業振興補助に行ったら、もう枠がないからできませんよと言われたと、こういうことがあるのですけれども、実際そういう状況にあるのでしょうか、お聞きします。

委員長（西村昭教君） 商工係長。

商工係長（野崎孝信君） 今の梨澤委員の御質問であります、この事業、平成13年度から5カ年の事業ということで、ことし、15年度終わりました3年間終わります。16年度、17年度、残り2カ年の事業ということで、町の方もそれぞれ商工会の方を通じまして、それぞれ町の方でもどれだけの方が希望あるかということで、2カ年の分を合わせて実は希望を取っているわけです。

その中で、新たにお店を建てたい方、お店を直したい方、それぞれ希望が上がっております。そういう方の中で特に町の中でも今回御提案の1,500万円の中ですと、当然新築となると最高上限500万円の補助が該当するわけですが、確かに1軒500万円で単純にいきますと3軒しか建たないような状況になってしまいます。その辺のことにつきましても、確実に事業が見込まれるものについて、町と商工会で協議して、それぞれ事情を聞いた中で、急ぐもの、計画性が高いもの、それを16年度の当初

の方から認めていくと、それでまだ土地ですとか、お金のめどがまだはっきりしないものについては、17年度の方にも一部回ってもらうようなことを打診しながら、今それぞれの事業の希望を当たって、今回の予算の中であと2カ年の中で事業を進めたいというふうに、今進めているわけでありませう。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

その他で、最後に9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 企業融資の中小企業の融資にかかわってお伺いいたしますが、この間商工会へ行きましたら、経済事情がこういう事情で、なかなか借りるということにもならないということで、従前の商店に加入する方も減ってきているということでもあります。

そこで、国が進めているセーフティーネットという形の中で、いわゆる利率の低い方に借り入れ移しできるというような制度があるかと思いますが、実際のそういう制度上富良野町で活用して、借りかえしたという事例があるのか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

さらに、お伺いしたいのは、いわゆる空き店舗対策と重なるのですが、地場産品の展示する場所等を設置してほしいという考えもあります。今回はこの空き店舗の中で活用されるということですが、将来的にこういう店舗の設置というのは、こういう小さなものではなくて本当に一定のスペースがあって、やっぱり活用・運用されるという方向での検討されているのか、この点。

それと、202ページの観光事業の雇用拡大という形の中で、大雪山系の保全事業補助という形で、今回ついております。限られた恐らく雇用対象になるかというふうに思いますが、今の雇用交付金なんかも使いながら、上富良野の冬場でいえば除雪の老人の対策事業に雇用拡大するだとか、こういうものだけではなくて、もっと事業展開を別な方向に目を移すというのでも必要ではないかと。こういう補助事業にのっとって歩道の整備というのも確かにいいのだと思いますが、それ以外のやはり冬期間就労対策の一環としても、そういう具体的な対策も必要だと思いますが、その点どのようにお考えか伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工係長。

商工係長（野崎孝信君） まず、1点目のセーフティーネットということで、国の方の関係でございますが、これにつきまして町の方も金融機関と調整しながら、このセーフティーネットによる借りかえ事業を進めています。件数は約10件ほどでして、それぞれ売り上げの減少、昨年と比べて幾ら減った

かというような要件ですとか、金融機関が合併したことによって、いわゆる貸してもらえないと、こういった方々の対応のために町の方もセーフティネットということで町長の意見書を出して、それぞれ融資の借りかえ等に応じている状況であります。

それと、その後段で物産的な部分、将来的な部分であります。これについては空き店舗の中では当然考えてますけれども、今後においては今、駅及び駅周辺地域の商業地域の整備構想という中で、そういった構想も実は盛り込まれてまして、今後財政状況を見きわめながら、地域のそういった駅の周辺の盛り上がりを含めた中で、そういった構想も当然取り入れて行くべき課題だと認識しております。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 最後の緊急雇用の関係の御質問にお答え申し上げます。

委員からはこういった特別なメニューでなくて、もっと冬にとか、職につきやすいようなメニューのもので緊急雇用の分を実施できないかといったような御質問かと思っておりますけれども、御承知のとおり、国が行います緊急雇用の事業に関しましては、従来行政が行ってない新しい事業に取り組む場合がその事業の対象となっております。

したがって、なかなかメニュー探しと申しますか、そういったものが大変難しゅうございますけれども、今、委員がおっしゃったように少しでも、これもあるのではないかというような部分をもって、道、国の方にそういったメニュー化ができるとすれば、お願いをしていくことは考えていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、歳出、第7款はこれで質疑を終了いたします。

引き続き、歳出、第8款の204ページから、第9款237ページまでの質疑に入ります。

ここで、説明員が交代いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時40分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、審議を再開いたします。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 231ページ、町営住宅管理人のところでございますけれども、町営住宅の管理人さんの仕事でございますが、窓ガラスが割れたとか、その団地の周辺の整備とか、いろいろある

と思うのですけれども、管理人さん一生懸命やっただけだとは思いますが、ある団地では管理人さんがどなたなのかわからないと。それで困りまして、直接お電話をしてガラスを破損したので、入れかえをしていただいたと、こういうことをお聞きしているのですけれども、この町営住宅の管理人さんの会合なんていうのは、どういうふうに行われるのでしょうか。ある9団地ですか、そういう団地の状況の把握なんかはどのようにされているのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 13番村上委員の御質問にお答えします。

町営住宅の管理人の関係でございますが、この設置につきましては、町の管理条例の第64条の方に定められております。仕事内容につきましては、今、御質問にありましたとおり、その担当する団地内におけますいろいろな施設が破損したとか、いろいろな状況についての、これは町に連絡しなければならない事項等について、そういった役割をいただいております。

現在、各団地9団地ございまして、それぞれ1名ずつ、2名の方が任期が2年ということでお仕事をしております。会議の関係でございますけれども、この会議につきましても、年1回、年度末にそれぞれお集まりいただきまして、町の公住の管理の方法、建てかえ等、それから、今行ってます、昨年も一昨年も行っておりますが、水洗化の対応だとか、そういったような町の方針についてのお話をしたり、逆にまた、この辺はどうなのだというふうなことの部分のやりとりも行っている状況でございます。そんな関係で、年1回でございますけれども、そういったやりとりの部分での会議を開催してございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でございますか。なければ、次に移ります。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 237ページの9款の消防費のことでちょっとお伺いしたいのですが、各消防に置いてあります消防車及び各車両が、見たところ、まだ昭和の防衛予算で導入している車が何台か目につきますが、ああいった車の入れかえの時期であったりとか、それから、そういう防災に対する計画ありますね、例えば御承知のとおり上富良野町の消防庁舎というのは、消防車及び救急車を縦列駐車することによりさまざまな弊害があるのですが、そういった部分の計画が全く見えてきていないのです

が、この部分に関してどういうふうになっているか、ちょっとお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 助役。

助役（植田耕一君） 12番金子委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

消防ポンプ車等の整備の御質問かと思いますが、基本的には耐用年数が大体15年ぐらいの耐用年数になってございまして、あと実態的には大体10年ぐらい延びて耐用年数から使える実態にございます。そういう関係でサイクル的には大体25年ぐらいをめどに更新をしていく考え方でございます。そういう中で、なかなか実施計画年数長いものですから、見れないとは思いますが、年度が来ますと今の実施計画の3回目の中に計画枠を入れて、逐次整備をする考え方でございます。

当町の場合におきましては、防衛の予算がつくというようなこともございまして、他と比べて中では防衛の補助をもらった中で整備計画を立てていくというのが通常の姿になっているところでございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 上川南部の消防事務組合の中におきまして、お隣の南署さんあたりは防衛のそういった予算がない中においても、比較的上富良野のより短いサイクルの中で、各そういった緊急車両等の入れかえが行われているように私拝見いたしますが、実際に名前を言いますと、上富良野町の消防庁舎の中に配備してあります広報車などは、走行距離数も相当走っておりますし、昭和のはるか昔のときに購入されたものであるというように拝見いたしますが、それでもあれはまだ耐用年数があるというふうにお考えなのかどうか、お聞かせください。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番金子委員の御質問にお答えしますが、今、車両の更新の考え方については助役が申し上げましたようなことで、結果としましては、法定の耐用年数のある程度の期間超えまして効率よく使っているのが実態でございます。

そう言いつつも、車両についての使用年限について限界迎えますので、その時期がいつかについては非常に見極め方も難しいわけではありますが、いかにせよ車両台数抱えてございまして、それはある意味では内部的に年次的に更新するような位置づけを、内々持ち合わせてございまして、今言われるような広報車につきましても、更新につきましても内部検討した結果にございまして、全体の中で調整交付金等の有効活用という観点も含めまして、更新の時期を若干先に送った経過にもございまして、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 12番金子委員の御質問の後段の部分ですが、中富の場合上富良野町と同じく防衛の予算使ってございまして、ただ、中富の場合過疎債の適用がございまして、そういう面で中富良野町におきましては、耐用年数若干短めの中で整備をされてる経緯にございまして、この点、さきの消防議会のなかでも御質問受けまして、そういう中で今後はどうするのだというようなお話もございました。そういう中で、今の財政状況が逼迫している中においては、上富さんと同じぐらいレベルで今後整備を図っていくという考え方を、副管理者の方が御答弁なさってたということで、参考にさせていただきたいと思っております。

調査・整備の関係につきましては、今の財政状況の中で、新たに設けるということは現段階では極めて難しい状況にございまして、今、特に課題となっておりますのは、消防ポンプ車を更新するときに、今の車庫では入り切れない、高さがどうしても間に合わないというような点ございまして、そういう観点から消防庁舎を建てるのではなくて、現行のところから増築等を考えた中で車庫をおさめたいという計画を持ってございまして、

そういう中で、一応今の現在の実施計画の中で18年ぐらいに実施計画立てて、整備を図っていききたいという考え方を持ってございまして、

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。関連ですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 実施計画では23年が一応ローリングもされると思うのですが、めどとしてなっておりますが、これはおおむね自動車の更新も大体こういう形でいくのだらうとは思いますが、最悪の場合でも大体更新する車両の更新率というのが示されるべきだと思うのですけれども、どういう形の中でそれぞれ庁舎の建てかえ、いわゆる横に出すということで聞いておりますけれども、ポンプ車も含めてどういう形になるのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、ただいま質問の趣旨ちょっとよくわからなかったのですが、今、金子委員にもお答え申し上げた消防ポンプ車については、大体25年めどで耐用年数を整備の基点に考えてございまして、そういう中から、18年にその耐用年数来るのもございまして、そういう中では実施計画に位置づけてございまして、基本的にはそういう使えるところまで、要するに機能低下があって使えないような状態になれば、これはもうかえていかなければ



いけないということでございますので、今までの過去の実態からしますと、そういう中で大体耐用年数から10年を超えた中で更新していけば、今の頻度からいきますと十分もつのではないかなというような考え方でございます。

それと、今、申し上げましたとおり、庁舎等の整備の関係につきましては、規格が変わってきてございまして、収納することがなかなか困難だというようなことから、現消防庁舎の一部車庫の増築をしていきたいという中で、そういう車両の格納についても整備を図っていきたいという考え方でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。関連ですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 計画のとおり、23年で終わるといふふうに判断していいのかどうか、そこだけお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 今、助役の方からお答えをさせていただきましたが、消防庁舎につきましては、今18年をめでにポンプ車が更新されることに伴って、庁舎の増改築も考えたいというふうに考えているところであります。

また、車両の更新につきましては、今持っている車両、広報車、消防タンク車、資材輸送車等、それらを平成23年ごろまで計画的にという計画は持っているところでありますが、いかんせん、この総合計画につきましては、20年度までの計画になりますので、その後、今ある車両はぜひ必要なものでありますので、更新計画も持ちながら取り進めていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 米沢委員、いいですね。

それでは、12番金子益三君。

12番（金子益三君） ちょっと済みません、くどくなりまして、車両のことでこれにのってなくて、おおむね25年を減価償却というか交代させる期間として見られている。今、現状あるポンプ車等々の入れかえもちろんそれは必要であります。やはり住民の生命と財産を守るという立場の消防におきまして、実際上富良野の建造物に対応し切れていない部分があるのではないかなと。申しますのは、駐屯地の自衛隊の官舎が5階建ての庁舎があるにもかかわらず、高所の火災の鎮火及び人命の救助に当たるべく車両が配置されていないというのは、非常にそこに住む住民にとっても不安を感じることでありましょし、そういった部分は早急に予算化させるべきだと考えますが、いかがでしょう

か。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 金子委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には、消防整備の基準というのがございまして。当町の場合におきましては、義務規定になっておらないところでございます。その中で、棟数等の制限、戸数が4階建て以上が何ぼだとかというような具体的な基準がございまして。そういう中におきましては、当町としては義務規定にはなっていないところでございます。消防署としては、やはりそういうものために、いわゆるはしご車だとか、そういうものを整備しておきたいというのは、気持ちを持ってございます。なかなかはしご車となりますと相当な費用もかかるというようなことから、現在、消防ではその下のランクの高所救助作業車、そういうものの計画を一応年次の中に、19年ぐらいだったと思いますが、一応計画を持ってございます。そういう中で自衛隊の官舎だとか、棟数の高いところはそういう中で万が一のものに備えていきたいというのが考え方でございます。

これも何回か財政等の兼ね合い等もございまして、この辺も見きわめながら整備に努めていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 205ページの負担金・補助金等の関係ですけれども、以前にも質問をしたことがあるのですが、北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担金ということで、23万円計上されています。ずっと以前さかのぼっていくと、ずっと30万円なのですね。一般的に1万円だとか5万円だとかという関係の負担金等であればいいのですけれども、大きな金額になっております。富良野を見た場合、富良野の14年、15年、30万円、12年が17万2,000円です。それから中富良野は8万6,000円なのですね。前回お尋ねしたときは、この治水砂防の事業の関係で計算方式あって、それに準じてこの負担金が決定されているのだという答弁でありました。

今回も30万円から23万円になったので、言えなればその事業量が少なくなったという形の計算方式できたのかどうかというのが、まず第1点。

それから、もう一つは、この平成14年のこの同盟の決算書、もしくは市町村別の負担金の一覧表なんていうのは、手に入らないのかどうかと。もし手に入らなければ、また私どこかのルートを通じてこの関係の入手に努力をしたいと思うのですけれども、ただ、同盟ということで考えれば、一般の協議

会とは違って、その役員の幹部は道の天下りか、それから開発部のあれか、土現のあれかというようなことなのかどうかは、私はわかりませんが、いずれにしても、役員構成がわかるのであれば役員の氏名と、それから、もしくは現職であれば元の職名等がわかれば、明らかにしていただきたいと思うのです。

それから、関連でございますので、次のページの207ページ、北海道道路整備促進協会負担金、これも11年は9万6,000円、12年、10万5,900円、13年度9万3,700円、14年度11万4,600円、15年度10万3,000円と、今回は5万円となっております。それで、前に申しました治山砂防と同じような形で、向こうからこれだけ協会の負担金ということで要請があったのかどうか、その点を含めてお願いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中 博君） 11番中村委員の御質問にお答えします。

初めの治山治水の関係でございますけれども、昨年までは30万円でありました。今回22万9,200円でありますけれども23万円ということで。それで、この一般会費につきましては212市町村、一律5,000円でございます。それから、1号会員ということで、これは道関係でございますけれども、治水海岸ということで、委員先ほど申されたように事業費割でありまして、うちの場合でいきますと富良野川広域化、それからベベルイ川で、これは障害防止関係でございます。これの事業費に対しまして、1,000分の0.119ということで算出されております。

それから、2号関係につきましては、開発局、道関係のこれは砂防関係でございます、富良野川の3号かさ上げ、それからヌッカクシフラヌイ川、それから十勝岳の噴火、これらの事業費割で同じく1,000分の0.19ということでの算出をされております。

それから、14年度の道内の決算書、金額ですね、これにつきましては後ほど調査したいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、道路整備の負担金でございますけれども、これにつきましては、全市町村一律で3,000円でございます。それから、各事業ごとに率がありまして、特別会費といたしまして、これは市町村事業、雪寒事業補助、うちの場合でいきますと東5線道路でございます。それから臨時交付金ということで、これも町の仕事でございます、これの率につきましては、補助額の2.930分の1という算出

根拠で積算されております。

それから、特別会費といたしまして、北海道施行事業ということで、この路線につきましては奈井江富良野線、それから三沢上富良野線、それから吹上上富良野線、これらの事業費に対しまして、事業費の32分の1とすることでの事業費割で4万9,500円が5万円という計上でございます。

北海道治水砂防海岸につきましては、会長が深川市長の河野順吉さんという方でございます、あとそれぞれ支庁管内に副会長が市町村長でございます。評議員につきましても上富良野町長も評議員ということで入っております。

それから、道路整備の方につきましても、市町村長がそれぞれ各支庁単位で役員等選出されております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 役員関係はわかりました。それであればこの同盟費、言うなれば会費、それから促進協議会の負担金、これ相当な巨額になるのですね。そうするとこの使用目的は仕事をもらうための促進活動、陳情活動に使うということなのでしょう。というのは、非常に、確かに国から持ってくるということになるとあれですけども、お互い全道の212市町村がこれだけの巨額な金を、単純計算していくと何億円の金になるのですね。そうすると、これが促進のための陳情の費用に使っているということになると、まさにむだなお金を、いかに今要請をするということになると当然必要かもしれないけれども、余りにも大きな金額ということで、私は認識をしているのです。ですから、これらを町長と助役等も含めて、今後いろいろな機会でこれらの削減を何とか要請をする、そのためには使った中身の精査をしていかなければならないのではないかなという気がするのです。トータルでその治山砂防の関係では収入はお幾らになっておりましょ

うか。それと、もう一つは、今後そういう形で町村会なり、いろいろな会合の中で、この負担軽減を図る努力をしていくかどうかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中 博君） 11番中村委員にお答えいたします。

何の目的に使われているかということでございませぬけれども、これにつきましては、私ども向こうからの総会の議案等をいただきまして、中身を見ますと、事業費でという項目がございまして、これは道

だとか、それから開発局要望だとか、それらについてのまた中央陳情、それからあと研修会等に使われております。

それから、会議費といたしましては、役員会と、あと総会等がございます。役員会については年2回ぐらいやられているように、これはもう一つのところでございますけれども、そのようであります。それから、事務費といたしましては、運営の一般的に使用しております賃金だとか旅費だとか、それから消耗品、パンフレットの印刷代だとか、役員費、そのようなものに使われているということでございます。

これ一つの河川環境整備促進協会の方でいきますと、これ今手元に一つだけ持っているのですけれども、640万円ぐらいでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 11番中村委員の後段の部分のいわゆる見直しの関係でございますけれども、私もたまたま管内の効率化委員会で各種団体補助金の、管内の町村から出る分の委員やってございまして、その中でも各委員から、こういう面で今御主旨の点で、こういう時期迎えてこういう負担金・補助金等の見直しすべきだという点、課題でことし出しました。

そういう中で、管内的にどういう状態になっているか一度調べる必要あるなというようなことで、効率化委員会から管内の町村の総務課長さん方に各町村で出るやつを1回調べようではないかということ、事務局の方にそういう機会をつくったらいいのではないだろうか。そういう中で、個々の町村で対応していてもどうにもならないから、全体として意見持ち上げる場をつくっていいかというような、そんな打ち合わせもしているところでございまして、そういう課題認識であるということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、課長の言うように、河川環境が640万円なんていうこと、僕はこの総体で何ほかということを知ったのです。640万円ぐらいなら上川支庁管内だけで集まった金額、上富良野が30万円、それから富良野が30万円、中富良野が8万6,000円と。ですから、私はやっぱりできるだけ我々が出したお金がどう使われて、その透明性があるかどうかというのが問題点。

それから、もう一つは、やはり我々の地元で、財源が苦しいということで1割カットだとか、2割カットだとかしているわけですよ。これはもう向

こうから来たものそのままやっぱり出さざるを得ないと。確かに仕事をもらうという点では、うちが向こうから30万円納めてくれというのを20万円しか納めないといったら、後で何かされると言ったらちょっと語弊がありますけれども、そういう協力性がないとかということも僕はある面で心配すると思います。

ですから、何とか今、助役の言うような方法で何とか地方のこの負担軽減を少なくするというところで、新たな角度でこの改革をやっていただきたいと思えます。

それから、恐らく今資料が全体的にないということであれば、後でよろしいです。わかった段階でお知らせをいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でございませぬ。それでは、次に移ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 236ページの消防費にかかわってお伺いいたしますが、防災発電機の購入という形で……。

委員長（西村昭教君） ちょっと済みません、消防については、先ほど関連で終わっておりますので、まことに申しわけありませんけれども、一括質問の方でお願いしたいと思います。違うのありますか。

それでは、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 公営住宅にかかわってお伺いいたしますが、地方自治法ではいわゆる母子家庭等における入居の特別配慮というのがきちっとたわわれています。これは義務規定なのかまずお伺いしたいのは、あくまでも任意なのか、そういう特殊な家庭という形の中で、特別の配慮をなさいということで条例でうたわれています。それは当然地方自治体にも当てはまることだというふうには思いますが、この点についてはどういうふうな解釈をしたらいいのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 建築係長。

建築係長（狩野寿志君） 今の御質問ですが、母子家庭、それから生活保護世帯、高齢者とか、そういう世帯につきましては、特別な配慮といえますか入居については配慮するということになっております。現在申し込みの中で生活困窮者、そういう方と申し込みを待っている方がみな困っているという状況にありますので、今のところ申し込みされた順番、あとあいている住宅の状況において入居者を選考し、入居をしていただいているということになっております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 当然そうしますと、準用すべき内容であるということだというふうに思います。この間公営住宅の戸数等がなかなか整備されないという状況の中で、そういう家庭の方であってもなかなか入ることは難しいという状況になっている部分があると思うのです。本来でしたら、こういう地方自治法にもうたわれて、当然職業の促進、あるいは保育所における促進、内容等がきちっと条文にうたわれております。

そういう意味で、今後やっぱりこういったところの特段の配慮というのは、していかなければならないというふうに解釈するわけですが、もう一度確認いたしますが、そういうことでよろしいのかどうか、もう一度お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

公営住宅に関しましては、本町が定めております公平、公正に入居がされなければならないということでございます。

今、町の置かれております現状につきましては、委員も御承知のとおりその場での建てかえ、取り壊し建てかえということをやっております、どうしても今まで入っていた人が優先的に、希望があればそこに入れなければならないということで、なかなか今の状態がずっと行っていけばそういった特別枠と申しますか、生活弱者に対する枠がなかなか設けられないというのが実態でございますが、町の公営住宅の計画では、大体町内の戸数の約0.9、1割以下が公営住宅の戸数として適当であるというふうなことでございますので、そういった中で今委員おっしゃられた、そういった方々に対する部分の、入居できる住宅というものについての部分を位置づけていかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、次に移りたいと思います。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 231ページ、町営住宅の関係で、まず1点。

町営住宅の入居者選考委員会の関係で、同僚委員から質問がありました。それでどのような形で選考されているかということで、1階にある情報コーナーを見に行ったのですね。そうしますと、町営住宅入居者選考委員、任期平成12年9月1日から14年8月31日までの選考委員の名簿しかないのですね。そうすると、14年の9月1日からどうい

メンバーなのかというようなことで、これは平成13年10月1日現在という名簿になっています。

それから、もう一つ、選考委員会がどういう形で進められているかということで、当然その中で僕はあると思ったのです。そうすると、あることはあるのです、それが平成13年11月3日開催のものしか載ってないのですね。そういうことで、昨日同僚委員の方からその関係で開催されるといったけれども、開催内容がやはり情報公開の中で明らかにされると思って、僕は期待して見たのですが、そういうことでないということで非常に残念な気がいたしました。したがって、これらは15年度、何回開催をされてたかということで、1点お尋ねします。

それから、関連で、家賃の滞納者の少額訴訟の関係です。

先ほどいただきました資料で、平成7年から平成13年までの住宅使用料の収入未済額371万3,660円と。そうすると、今年度収入予算で見てる金額の6,000万円の約6.2%という、そうすると、いずれにしても、この少額訴訟は毎年30万円ずつ見ておりますけれども、いつかの時期にということで我々期待しておりましたけれども、いつになっても30万円はその年度の決算では消化をしないで、そのままになっております。そういうことで、できればこれらについてもいろいろな事情があるけれども、特に悪質だという関係等を含めてしょうきの部分も含めて、何とか少額訴訟の体制をとっていかなければならないと思っておりますが、その点の2点、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番中村委員の公営住宅に関する御質問にお答え申し上げます。

情報コーナーの方にちょっと情報が提示されていなかったということでございます。非常に申しわけございません。14年度の会議につきましては、15年の3月末に開いております。15年度につきましても、今月の末に予定をいたしております。

委員につきましては、任期が参っております、その新委員としまして、桑田さん、それから民生委員から山岸さんと三熊さん、それから社会福祉協議会の堀内さんということで、民間から4人、あと町の助役ということで、それぞれメンバーが構成されているところでございます。

それと、少額訴訟の実行の部分でございますが、少額訴訟の部分も15年度に法改正がされて、現行30万円から60万円までの部分で訴訟額の範囲が引き上げられたということでございまして、い

ろい会議等で道からの説明等を受けてまいてるわけでございますけれども、なかなか実施の状況を見てますと、町村ではなかなか対応しているところは少ないのかなというふうな状態で聞いておりますし、この委員会の冒頭でも御質問でお答え申し上げましたが、いわゆる今までたまってきた滞納者、約三十七、八名の方々がおられて、メンバーわかりますけれども、大体同じ方々が同じような生活の中からで、なかなか改善がされないで、一部納める金額よりも毎月の家賃の方がたまっていくといった状態があります。それをもって即悪質であるから訴訟を起こして、強制退去に訴えてはどうかというふうなことだと思いますけれども、そういったことでありますので、その線引きの部分、どこまでが今まで我々が言っていた悪質さか、どこまで行ったらこれがいいのだということがあって、納める意思があるのかなというところ部分の線引きについても、もう少し厳しい目で見ようということでございますので、そういったことも考慮しながら、16年度に当たっては収納対策について進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 課長の言うことも、ある面で理解をせざるを得ない面もあるのですけれども、現実にはやっぱりこれだけ実態があるわけですから、そうすると、保証人の問題、これも入居請け書の中に明らかになっているわけだから、これは後ほど総括の中でまたやりたいと思います。一応、課長の言う事情背景はわかりました。

終わります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

次、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、歳出、第8款並びに第9款の質疑を、これで終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間を2時40分といたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時40分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

次に、歳出、第10款、238ページから299ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 253ページ、江幌小学校特認校児童登下校ハイヤーの借り上げですが、1

86万円、このことにつきまして、これは特認校としての存続をするためにこのような措置をとっているかと思うのですが、教育長にお尋ねしたいのですが、再来年、2006年には児童数がかなり落ち込むと、こういうことを聞いておりますけれども、ずっと特認校としてやっていけるのかどうか、将来の見通しについてちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、今現在、何人ことしは、今まで13名でしたか、生徒数、お願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長、答弁。

学校教育係長（北川和宏君） 13番村上委員さんの質問であります。特認校の児童数は、現在9名の児童が通っているところであります。地元の子と合わせますと、今17名の予定であります。そして来年度というか、16年度以降も2名の特認校の子供が入学する予定になっております。16年度におきましては11名の特認の子供ということになっております、その後については、これからの申請等に基づくので推計はできませんが、来年度は2名ほどの卒業を予定しておりますので、10名前後の特認の児童は続くかと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） ずっと特認校としてやっていけるかどうかということをお尋ねしたのでありますが、今のところちょっと予測としてはあれだということでございますけれども、例えば、人数がどんどん減ってきてまして3人か5人になってきたと。そうした場合には西小学校に統合ということも考えられるわけなのではないでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 小学校の統廃合の問題なのですけれども、実はこれは江幌だけでなく清富、それから東中、これいずれにしても今少子化で子供どんどん減ってきておりますので、そういうことで清富も公認化になったら、子供のために地域に核がなくなるということではなくて、子供の教育ということで検討しないとなりませんよねということの話題を投げかけておりますし、地域の方とお話ししております。

それから、江幌についても、今のところずっと行きますと、特認校があることによって教育内容の充実が図られるということについては、前にもお話ししましたように、教頭先生が配置される、事務職が置かれる、養護が置かれると言うことで、メリットが非常に大きいですし、また自然の中で子供が健や

かに育てるといふ部分では、うちの特認校というのは絶対必要だなと。これ地域だけの問題でなくて全町の中での特認校ですからね、そういう面ではその時点で地域と私たちと合意形成を図った、共通理解を図った中でどうするかという課題は出てくると思いますけれども、今のところそういうことはどの学校にも出てないと、今すぐということの緊急な課題ではありませんので、今後の課題ということで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ございますか。なければ、次に移ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 255ページから257ページにかけての、小学校の学習活動費、この中で五つの学校のそれぞれの予算が組まれているわけですが、その中の一般教材について、これそれぞれ五つの学校あるわけですが、学校の規模とかニーズに比例しているわけではないということで、この内容についてお伺いをします。

それから、それぞれの小学校が特色のある学校教育がなされているというふうに向っているわけなのですが、その5校のそれぞれの特殊性といいますが特異性についても伺います。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 3番岩崎委員の御質問であります。一般教材費の配分につきましては、一長一短に学校規模とか人数割ということではないのですが、もとのベースにはとりあえず学校の均等割で計算する、そしてあと児童数割で計算する、それから学級数割で計算するというので、それぞれ学校の実情に応じて積算をさせていただいているところであります。

2点目のそれぞれの特徴ということですが、上富良野小学校においては、上富良野町では一番大きい学校であります。その中で授業を進めているとは思いますが、特にあそこは今特別支援教育等が中心になって進めているところの学校でありますし、それから、上富良野西小学校におきましては、2学期制、東中小学校におきましては、そうですが、全道でも早いうちに2学期制を導入しましてゆとりのある教育活動ということでやっております。

また、東中、江幌小学校、清富小学校におかれましては、小規模校の特性を生かしまして、自然の中で恵まれた環境の中でその位置づけしまして、活動しているところであります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 一般教材の配分についてはわかりましたけれども、中身・内容について再度報

告していただきたいと思っておりますし、特色ある学校ということでは、東中小学校が最後までスケートリンクを、町といたしまして補助をいただきまして、運営したわけですが、15年度においてはそういった予算もつかずに、父兄が子供たちにそういうスケートの体験をさせたいという意気込みから、先生とともにスケートリンクを造成して子供たちにそういう運動の場を提供してきたということでございます。

残念なことに、そういったスケートリンクの補助費といいますが、そういう助成がなくなったわけですが、今後も父兄としてはそういうスケートリンクの体験の場をつくっていききたいという心構えで、またこの冬もやりたいなというような、そういうことでございますので、これには、やはり大量の水は必要とすることで水道費、また若干ですが電気料等、経費がかかるわけで、労力はボランティアでやったとしても、やはりそういったスケートリンクの運営費が今後かかるわけですが、そういった面について、今後についてどうお考えか教育委員会の考えをたします。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 岩崎委員の御質問であります。一般教材の使用用途についてありますが、通常一般学習に供されます画用紙であるとか諸用紙であるとか、授業に使われる消耗品類であります。そのほか画用紙ほかにも色紙であるとか、いろいろな消耗品であると思いますが、それぞれ学校個々によって違いますし、また体験学習等による農作物やなんかをつくっているのですが、その種子代だとか、それに使う道具類であるとか、それぞれの授業にあわせた中で、消耗費の中で購入させていただいているところであります。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 2点目のスケートリンクの関係でございます。

スケートリンクにつきましては、地域の方々から平成14年まで協力を得ながら実施してまいりました。14年度におきましては、町の財政も厳しいということから各学校、地域等の理解を得まして、財政的なことにつきましては中止したところでございますけれども、町といたしましては、各事業等につきましては、旭川に町で連れていきまして、各事業をやっているところでございます。

また、平成15年度につきましては、地域の方のボランティアといいますが、協力を得ましてスケートリンクを造成していただきまして、実施しているところでございますが、また、水道等、電気等につきましては、町の施設を利用していただくというこ

とで、次年度におきましても、それらにつきましては配慮したいというふうにして考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連でございますか。なければ次に移りたいと思ひます。

4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 241 ページの負担金及び交付金、上川教育研修センター運営負担、前にもお聞きして、それから同僚議員がさっき聞いたのと大体同じような流れになるかと思うのですけれども、上川管内、これ何町村が、61万8,000円上富良野は負担していると。これ上川管内さっき言ったように24市町村がここにこうやって負担金を出しているのか、先ほどと同じように総額はこれは幾らになるのか、そして、これの運営に当たっている方はどこから来たのか、どこの方が。それから、ここで講習等をするときに、道の職員等が来て、給料のほかにここで講習費をもらったりして、これはだめですよとこの前出たのですけれども、というようなことはないのかなと、その辺のところをお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 管理課長補佐。

管理課長補佐（岡崎光良君） 4 番梨澤委員御質問にお答えいたします。

上川教育研修センター組合の負担金であります。管内で総数では負担金2,670万円になってございます。その内訳としては、積算の方法としては、教職員数であるとか人口、学校数等によりまして、負担金を積算、算出しているということでございます。

職員の講師となるメンバーにつきましては、その年度、年間の委嘱をいたしまして、講師に当たっているというふうには承知をしております。

以上でございます。（「天下りはどこから。」という者あり）

報酬につきましては、そのときの旅費程度の支給をされているということでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長、答弁。

学校教育係長（北川和宏君） これは一部事務組合で運営しております、それぞれの市町村の首長が構成員になっておりまして、その中で運営しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） この事務局長というのは、どこから来ている人がやっておりますか。これ1点まず聞きます。わかりますか。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 所長、副所長というふうにいるわけですが、小中学校の定年退職された方がついているように思われます。全体ではないのですが、そういうことが多いように思っております。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 先ほども言っていましたけれども、天下り先になっているのではないかと。それはそれで私は余りそれを言いませんけれども、今、こういう財政状況になってきておりますよね、各市町村が。それで昨年もやっぱり61万円ぐらいなのです。何か見直しているのかなと、あの中で道庁の職員を講師に呼んできて、そして先生を集めて講習やって、その職員に払っていて、これ道議会で問題になって、それはだめですよということになりまして、その辺のところでもって、まだこの61万8,000円というのが上富良野町にこうやってきていることについて、やはりこの辺はどうなのかと、我々大変なのですがという、そういう姿勢があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） この学校研修センターの設置目的は、教職員の資質向上を図るということで、各沿線の先生方の研修の場として、各24力町村が出し合って一昨年だと思ひますが新築しました。それで、今、言われておりますように天下りとかということのあれでなくて、ただ報酬やなんかについては公務員法に抵触しない範疇でということで、きちっと守られた形でやっておりますし、この研修の内容についても幅広い中での研修やっておりますので、ほかの施設とはちょっと内容が違ふと思ひますので、純粋にあくまでも教職員の資質向上ということで情熱を傾けてそれこそ頑張っておりますので、そんなことで御理解いただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） よくわかりました。

もうちょっとPRがたりないのですよ、違うのですよ。私一昨年教民のときに質問して、送られてきましたよ、そこからパンフレットが。そうしたら、宿泊研修なのです。今、建て直したと言ひましたね、皆さんもどうぞおいでくださいと。職員のように安くはしませんけれども、宿泊にはどうぞ御利用くださいというぐあいにありましたけれども、その辺のところもあるのではないですか、どうぞどうぞという開いた姿勢というのも必要ではないでしょうか。まだ私も見たことないのでけれども、その辺いかがでしょうか、やっていないのですか。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） おっしゃいましたように、講座が約47、15年度でも行われているところでありまして、その中でも1日日程のみならず、数日日程のものがありまして、当然中川から占冠までということで、朝9時から17時まで研修をやっているということで、当然泊まりながらの施設ということで、その期間も5月から12月までびっちり入っております、なかなかそういう来てくださいという余裕もない、宿泊施設でもありません、いわゆる研修のための宿泊ということでやっておりますので、あいているときには大いに使っていただいているのではないかと思います、その宣伝するということまではなっていないのかなと思います。

うちの町からも、毎年約20名ぐらいの先生方が研修に行っております。当然上富良野の場合は日帰りもできる場合もありますが、できない場合は利用しているという状況でないかということでもあります。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でございませんか。今の研修センターのことです。なければ次に移りたいと思います。

それでは、5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 上富良野西小学校の管理関係、247ページ、これを見ますと、とにかくいろいろな予算は計上されていますけれども、この西小学校のグラウンド整備については、どのようになったか、これをお聞きしたいと思うのですが、そして、これは平成14年、15年にわたって子供さんたちが子供議会においても、切実なる訴えをしていったはずなのです。これに全然のってないという、予算が入ってないと。この400万円が350万円ぐらいできるはずなのですけれども、これができない、どうしてこの状態が予算組めなかったのか、この点ちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 管理課長、答弁。

管理課長（上村 延君） 5番小野委員の質問にお答えします。

西小学校のグラウンドの暗渠につきましては、昨年10月の子供議会での発表と学校からの強い要望がありまして、教育委員会としても暗渠の必要性を十分認識しているところでございます。平成16年度において実施する計画がありましたが、あわせて特別支援教育の対応を考慮したところでありまして、今年度は優先して特別支援教育に指導助手の配置ということになりました。

今後はこの事業を実施計画の中に組み入れて、1年でも早く実施したいと思っておりますので、御理解いた

だきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） そういうことになりますと、この特別支援教育指導というのは、前回、私御質問した経過があるのですけれども、これは放課後の支援という中でこの町費なのでしょうか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 管理課長、答弁。

管理課長（上村 延君） 特別支援で247ページにのっておりますが、平成16年度に西小学校の情緒学級に入学する子どもがおりまして、現在情緒学級に在籍する児童が6年生になるため、この児童等も体力的にも差があり、目を離せない状況が予測されるので、指導助手1名を配置するものであります。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） それで、この西小学校のグラウンドについて特に予算ができなかったから、できないのだということになると、この6月の運動会にまたもや雨が降って、また運動会ができ得ないと、こういう事態が必ず来ると思うのですよ。今までももうずっと私たち見てきたのですけれども、雨でもってでき得なかった。清富さんは雨になったけれども、何とか清富さんは去年やっていただいた。それであるならばこの西小学校のグラウンドをまず何か考えて、大きな金額ではないのですから、即できることなのですから、これらの予算措置を何とか町長にさせていただいて、運動会に支障の来さないような運動会をやらせるようにしていただけないものか、ちょっともう一遍確認して聞きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 小野委員の西小学校のグラウンドの件、本当にうちの課長から申し上げたように、子供議会に言われ、またPTA会に言われ、先生に言われ、そしてまた、私たちもハードの部分では最優先課題ということで案件として教育委員会にもかけ、論議をしております。そんなことで、今、課長申し上げましたように、今、ハードとソフト、どっちを優先してやるかといったときに、現場の意見を尊重してやるということになりました。これは本当に、今、執行方針でも申し上げましたように、今、本当に教育を論議するのではなくて財政論を論議しなければ教育の行政が推進できないぐらい厳しい情勢になってますので、私たちも取捨選択をさせられますので、そういう面ではまず特別支援教育ということに主眼を置かせていただきました。

それで、確かに6月の運動会に子供たち、また不便をかけるのかなということ、その思いをその時



期になると私たちも胸を締めつけられるのですけれども、これは学校の先生たちも父兄、子供たち一丸となってこしは対応するので、来年はぜひやってくれということですので、そんなことの意図も含めて、こし1年何とか学校現場も努力してくれると言ってますので、そんなことで1年を延期したということで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 今、教育長からも御答弁ありましたように、来年度はぜひ予算の中に入れていただきたいと思います。それだけ確認して質問をやめます。

委員長（西村昭教君） 答弁は要りませんね。

関連ですか。4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 来年のことを言うとか鬼が笑うといいですよ。それで、当てにならないです、こういう話は。そして、もっと大事なの、教育というものをどのようにお考えなのかと。この予算書見て、何だというのがあるので、入って。そんなところに金を使うのなら、なぜ教育に使わないのか、大したお金でもないのにと、この辺ね、きちっと教育長言わなければだめですよ、やっぱり。それで、これは私は所管違うからあれですけども、こしの西小学校の運動会、所管の議員もそうだし、所管全部行ったらいいですね。見に行くと、大雨の中でもいいから見てみることでですよ。そして、子供たちが切実な声をこの議場で上げていた、それを酌み取ってあげなかったら、教育になりませんよ。もうあそこでやっている人たちは、まあ本当に適当な人たちがばかりだと言われてしまうのですよ。そんなこと言われたら、こちもたまったものではありませんから。そういうところでもって、教育長のもう一度教育に対する基本的な考え方を述べていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 今、梨澤委員からの厳しい意見いただきました。

私も執行方針でこういう時代背景、財政の厳しさ、十分認識しながらも、教育は人なり、まちづくりは人なり、不変の精神を持って教育については当たるといことで、こしの予算についても本当に私の性格的に町長、助役、また財政当局に声を大にして予算を配分していただいたところであります。

教育というのは本当に、夢とロマンと希望が語れなくなったら、教育というのは本当に子供たちがかわいそうだということは常に思っておりますし、これからも、今いろいろ議会に言われ、それから子供議会に言われ、保護者に先生にということについて

は、今、理事者も私たちも十分その意図は皆さんの熱意については十分伝わっておりますので、来年はやるということについては、これは多額な金額で大きな事案であれば別ですけども、子供たちの夢を壊さないということでは、さらなる努力をしたいということで考えておりますので、そういう決意のほどを御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、次に移ります。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 265ページの心の教室相談員活動費についてお尋ねいたします。

これは何日活動されているか、それと、例えば1週間に月、水、金だとか、月に何日生徒にちゃんと示されてそういうことをされているのか。それとスクールカウンセラーというあれにとってよろしいのでしょうか。それをお尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 14番長谷川委員の質問であります。心の教室相談員につきましては、道の委託を受けましてやっていますところですが、通常、道の委託は1日4時間の週2回程度ということで、35週でやっておりますが、それではうちは足りないということで、単独でさらに週3日程度、42週ということで年間650時間ということで、予算要求をしているところであります。

また、スクールカウンセラー事業につきましても、これも道の事業であります。心の教室相談員から移行していくということで、まだそちらの方の段階までは入っていないところであります。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） この心の教室相談は、やはり今の生徒たちにとっても大変必要なことだと思うのですよね。相談したいときにその先生がいないと、先生だと思のですけれども、そういう人がいないとやっぱり困りますので、なるべくははっきりした、今、程度なくてきちっと月、水、金だとか、日にちを1週間に月曜、水曜、金曜いますよとか、はっきり知らしめてやっているのかどうかちょっと。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 大体午前ないし午後ということで、非常勤勤務なものですから、それぞればらばらなところはあるのですけれども、今言ったように全体42週の中で割ってます、夏休み、冬休みもありますので、おおむね特定の曜日を除いては毎日いるということで、子供たち、それが

ら保護者も含めて年間60件ほどの相談に乗っているところですよ。

また、授業にも家庭科の授業等と一緒に、子供たちと触れ合う時間をふやしまして、いつでも来やすく相談できる体制ということで、学校の方で対応しておりますので、いついる、いついないということは、子供たちにすべてわかるような体制で臨んでいるところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に移ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 275ページの学校週5日制活動推進のところでございますけれども、この週休2日制導入されましてから、もう二、三年たっているかと思いますが、この学校週5日制の活動推進につきましては、導入される前から取り組んでおりまして、これは学校週5日制活動推進事業というのはいつまで考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

学校週5日制事業につきましては、平成14年から実施されまして、ことしは2年目でございますけれども、町におきまして青少年事業ということの計画の中で、各週5日制、あるいは放課後の授業ということで実施してきております。また今後の週5日制につきましては、これからずっと続くと思われまので、それらはまた14年度、15年度の反省をしながら、また新たに組み込んでいきたいというふうにして考えております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） それですね、この取り組みの中でゆとりの時間が、勉強する時間、あるいは遊びの時間とか、この中から何かふえていったものがあるのか、それまた新しいものが生まれてきたのか、そこら辺の状態というのはいかがなのでしょう、ちょっとお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） このゆとりの時間でございますけれども、この事業につきましては、特に平日もありますけれども、特に土日の授業の中で子供たちの、特に夏休みの関係ですけれどもキャンプですとか、それから中級のリーダー研修、それからいろいろな実験、教室等を社教センターで実施しておりますし、津市との交流だとか、それらにつきましても事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、次に移ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 269ページの報償費の科学技術奨励賞、これですけれども、これはこういう規定は設けているのですけれども、しばらく受賞者がなくて何年ぶりだというふうに伺っております。このせっかくの受賞された内容をもっと町民に、これは今回の場合は農業関係の豆の乾燥施設だったと思いますけれども、町民に周知をこれを題材としてまたそういうものをつくって、農家の方が利用できるような、そういう啓蒙も必要でないかと。せっかくこの方が努力してそういうものを発明して、2トンドンプを私も見てきましたけれども、そういう骨組みを利用して豆が乾燥した場合に、今まで実であるとカスコップなんかでかいてたものを、全部自動で上がって昇降機をつたって、タックだとかまたダンプに積んで輸送できるという、そういう画期的な施設なわけですね。そういったものが、ただ11月の文化の日にいただいて、それっきりでなくて、やはり広報とかいろいろなものを通じてそういうものを、また今の場合は農家の発明ですから、農家の人がそれを題材として利用してもらえよう、そういうことをやるべきではないかなというふうに考えるのですけれども、いかがお考えかお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 岩崎委員の御質問にお答え申し上げます。

この科学技術奨励賞につきましては、昨年・平成15年度に1件ございまして、発明・発見等によりまして、生産能率の向上ということで表彰させていただきました。それらにつきましては、今後のことにつきましては、特に農家の方の努力が認められるような形で、今後におきましても十分広報等に周知しながら、図ってまいりたいというふうにして考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 241ページ、負担金・補助及び交付金の関係で、上富良野高校の教育振興会補助の関係でお尋ねを申し上げたいと思います。

これは上富良野高校にできるだけ多くの方々が入学をしていただくというようなことで、平成12年の4月からスタートをしております。平成12年の実績は入学者数48名で、この入学準備金として5万円以内という金額でございました。これが232万4,468円、平均で4万8,426円になります。それから、13年が59名で295万円、14

年が50人で250万円、15年は71名で355万円ということで、特に40名ちょっとの時代から少しずつふえて、15年度は71名という、この入学準備金に浴する生徒さんがおられたということですけれども、この4年間で1,132万4,468円今支出をしております。ただ、上富良野中学校が卒業、もしくは東中中学校を卒業後、富良野なり旭川なり行く生徒さんもいらっしゃると思います。

そういう関係で非常に行政効果がどのぐらいあったかという点は、なかなか判断が難しいところなのですね。実際にこの入学支度金があるから上富良野高校へ入るといふのと、せっかくこの子は勉強ができるから富良野が旭川東かというケースも出てきましょうし、それから、運動能力の関係でまたよその支庁の学校へというような関係等もあるかと思えます。したがって、私は財政的に非常に厳しいという状況の中から、この入学支度金制度について今後存続をしていくのか、もしくは金額を若干落として何年かずつ低減していく形で継続していくのかという点で、お尋ねを申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 管理課長補佐、答弁。

管理課長補佐（岡崎光良君） ただいまの11番中村委員の御質問にお答えいたします。

上富良野高等学校振興対策の一環として入学準備金制度を設けているところでございます。ただいま中村委員からお話ありましたように、過去12年から13年、14年、15年と若干ずつ上昇しているというところでございます。15年度は71名、355万円の支給でございましたけれども、そこで、今後においてこの入学準備金のあり方ということでございますが、平成16年度におきましては、今回の提案いたしました予算の中には入学準備金については5万円から4万5,000円にしようという提案をしております。補助金の交付要綱では準備金は5万円となっておりますけれども、今年度の予算は4万5,000円を計上して、その内容としましては、高等学校の入学時における制服等の購入費に充てていただく、あるいは教科書等の購入に充てていただくという内容でございます。

そういった形で、また交付要綱におきましても5年間を一区切りといたしまして、その時点で事後評価を踏まえまして、見直しを加えていくという考えでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、関連ございませんね。なければ、次に移りたいと思います。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 259ページのことばの教

室にかかわって伺いたしますが、再三再四申し上げておりますが、こういう正職員の配置という形でぜひならないものかと。これ重要な教育の一環としてなっておりますので、確かに定員管理ということもあると思いますが、やはり重要なところにはきちっと定員管理も含めて、正職員を配置するという形のやはり体制をとらなければいけないのではないかとこのように思いますので、この点について改めて見解を求めます。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 米沢委員のことばの指導体制の教員の充実なのですけれども、これ委員から何回か再々質問受けておりますし、私たちが今担当している先生の能力、資質、また実践力を本当に認めてますし、また免許を持っている先生からも慕われ、そして尊敬されということで、非常にすぐれた先生がいてくれるなということで、非常に感謝しております。

ただ、一つだけ私たちが絶対幼児教育のことばの教室で必要だという部分については、今担当する先生にも言っているのですけれども、一つの免許職員でなければそれに従事できないというような、その資格免許職員のまず資格を取って下さいということ、今先生にお願いしているのです。さらに、今、資質がすぐれているといっても、一つの定規に当てはめられておりますので、ですから、例えば小学校の児童であれば、国の方から正職員を配置してくれておりますしね、ただ町職員で採用する条件ということになれば、一つのその条件整備をしなければ、客観的に見てあの先生がということの採用といのは非常に難しいのかなということで、今後の課題として、資質については十分認めておりますので、その先生の対応については今後さらなる内容の対応するかについてのあれについては、また理事者やなんかとよく含めて検討させていただきたいと思っております。今の現時点では、ちょっと困難です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。よろしいですか。

9番（米沢義英君） それにかかわっているいろいろな研修等の必要な援助だとか、そういうの当然されているのだろうというふうに思いますが、そういった部分も含めて十分対応できるような体制をとっていただきたいというふうに思いますが、この点。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 研修その他につきましては、予算の中で研修費として最低限ではありますが、それぞれ出張にかかわる予算を措置しているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

関連でございますか。なければ、次に移ります。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 245ページ、学校管理費の委託費の関係でお尋ねをいたしたいと思いません。

過去の決算書を見ますと、なくて今回新たに予算措置がされたというトイレ便器等の清掃7万8,000円ということが出ております。これは具体的な内容はどうかというのが1点。

それから、2点目は、児童結核健診精密検査というのも、従来の決算書の中では明らかにないのが7万4,000円。

それから、3点目は、用務員業務ということで、303万1,000円。15年度の予算書を見ると、上小ということ出ております。ただ、ほかの各学校の上小以外の施設管理業務員の報酬の関係等を見ていけば、西小が194万4,000円、東中小が199万3,000円、江幌小が185万1,000円、清富小学校が195万円ということになっています。

したがって、この303万1,000円というのは、2人分なのか、それとも1人とあとパートなのかという、ちょっと疑問が残るもので、その点お尋ねいたしたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長。

学校教育係長(北川和宏君) 11番中村委員の御質問であります。まず1点目、学校の管理委託の件ですが、まずトイレの便器清掃業務につきましては、学校へ行かれた方はわかるかと思いますが、あの中央トイレの前を通るとかなりの臭気がするというので、以前から学校で求められたところがあります。それで専門業者に尋ねたら、まず尿石等がたまっているとということで、それを除去することがまず第1段階ではないかということで、そのトイレ便器の清掃でございます。上富良野小学校のトイレ便器でございます。

それから、2点目の児童結核健診精密検査、これにつきましては、昨年度から結核予防法の改正がなされまして、14年度までは、ツ反により陽性反応、陰性反応ということで、陰性反応が出たらBCGを打つという形になっておりましたが、15年度から全児童生徒が対象となっております。それにおきまして学校の内科健診の折りに、問診票を提出いただいて、それをもとに医者を受診を受けまして、この子はどうかのだなということで出た場合、富良野沿線で組織しております結核対策委員会の中で、精密検査を受けるべきか否かということをお判断された上で、必要となれば精密検査を受けるということで、昨年度から始まっているものであります。

ですから、14年度の決算では出てきませんが、15年度で出てくる予定になっております。

それから、最後の用務員業務であります。これについても上富良野小学校の用務員であります。小規模校については、嘱託職員ということで、今言ったように190万円代の職員がそれぞれ張りついておりますが、これについては勤務時間が5時間45分であり、1日。上富良野小学校は大規模ということで、かなり面積、それから業務内容が多いということで、町の職員と同じ勤務時間、7時間45分ということで、2時間長いということで、1名分ということで、嘱託職員より単価が高くなっているところであります。

以上です。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

関連ございませんね。

では次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 241ページ、負担金・補助及び交付金の図書採択委員会協議会負担金、これで今朝のニュースの留辺蘂高校の1年生の女の子が殺されて川の中に投げられているという。それがいつ、どこでそういうことになったかといったら、真夜中に無職少年と会って、19歳の、そしてついて行って、わずか4時間かそこらで殺されて、それで川の中に投げられたという、そういうような状況があるのですよね、御承知だと思うのですけれども。この図書採択というのは非常に大切だと思うのですよ。性教育であるとか、それから歴史教育ということについて。特に性教育なんかでは逆にあおっているようなものもあるのですよね。ここは私見てないからわかりませんが、それから、歴史教科書についてもどうなっているのだ、何でこんなこと、日本人を悪く言うようなことを書いているのだというようなのあるのですよ。そういうところで非常にこれ図書採択委員というのは大事かと思うのですね。それで来年度教科書見直しが始まりますね。そこで、図書教科書採択委員の委員名を後で結構ですから、お知らせいただきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 学校教育係長、答弁。

学校教育係長(北川和宏君) 構成委員は各市町村の教育長が構成員となっております。その回答を出す前に、それぞれ学校の先生たちが、これがいいのではないかと協議した結果というものを、その委員会にかける形になっております。

以上です。

委員長(西村昭教君) 4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) そうすると、教育長1人と

ということになりますよね。そして、教育長が名前を任命するのかなんか知らないけれども、その先生方にこれを判断をしてもらうというふうにとれますけれども、もうちょっとわかりやすく説明してください。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 梨澤委員の教科書採択委員会なのですが、これ委員言われるように、平成16年で教科書かわります。この採択に当たっては各出版会社から多数の教科書が見本として出されます。

それで、まず、一番先に委員の構成なのですが、これは北海道の教育委員会でもありません、24カ町村の市町村の教育長が選抜委員会の委員になっております。それで、私たちもこの教科書の選抜に当たっては、今の各種出版社から出される教科書の中身については、現場の先生たちにある程度諮問をいたします。その教科書によってはどういうところが長所、欠点、またよさがあるかということで、諮問をして、その評価を校長先生やなんかから私たちに委員会に助言していただきます。その中で会議を開いて、私たちが最終的にこの教科書を決定しようということで、決定しているのがこの採択委員会の委員の使命でありますので、そんなことで御理解いただければなと思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 24町村ということは上川管内ということで受けとめていいのでしょうか。そこに来るのは教育長であると。そして、現場教職員にそれを見てもらって、それでその助言のもとに採択をするという流れになっているのですね。

それで、そこに一般人といいますが、そういう者が全然見えてきてないのですよ。前はあそこの社教センターに置きまして、それで御意見をお聞かせくださいというのを置いておりましたけれども、やはり今、またそういうようなことも必要でないのかなと思うのですよ。今、何かいろいろ変なことがありますから、やっぱり教科書も教育も大事だと思いますので、その辺のところのお考えをお聞かせいただければ。

委員長（西村昭教君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 梨澤委員の質問がありますが、教科書の縦覧につきましては、本年度も実施する予定でありますし、意見箱を置いて広く意見を徴収したいと思っております。たくさんの方が来てくれることを望んでおります。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連でございませぬ。なければ、次に移りたい

と思います。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 297ページ、学校給食費徴収事務取扱交付金ということで出ておりますけれども、この間新聞にも大きく取り上げられておりましたが、学校給食費の滞納ですね。根室市ではなんか272世帯、1,070人分が滞納になって、また欠損金では2,300万円あると、こういう記事が出ておりました。私どもの上富良野町では、この学校給食費の滞納につきましては、滞納額のうち在校生分と、それから卒業生分、その状況はどのようになっておりますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 給食センター施設長。

給食センター施設長（松井 勇君） 13番村上委員さんの質問にお答えいたします。

現在、給食費の未収金でございますけれども、平成14年度はありません、平成13年度につきまして2万9,400円、現在残っております。この方は現在西小学校に在籍しております、1名分が残っております。この方は毎月3,000円ないし4,000円定例的に納めていただいております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 281ページ、図書室運営の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

非常に上富良野の図書室は利用者が多いということで、喜ばしい傾向だということで感じております。特にこの10年、11、13、14ずっと見ていくと、ある面で上富良野町の貸し出し数の分類がわかるとして調べて見ましたら、文学の関係で貸し出し数の30.6%、それから児童書が43.7%とあって、この合計で74.3%という、非常に文学と児童書の関係で圧倒的に4分の3占めているということの実態がわかりました。

それで、お尋ねをしたいのですが、まず1点は、購入図書の選定方針並びに購入決定に至る経過等はどうかということでお尋ねいたします。

それから、2点目は図書の除籍ということで、蔵書のあれから廃棄ということで、上富良野の場合文化の日に社教センターで欲しい人どうぞというようなこと、それから、美瑛の図書館では、図書館に入った玄関のところにも御自由にお持ちくださいというような形もとっておられます。

したがって、この図書の除籍の選抜等はどのようにされているかということで、お尋ねしたいと思います。たまたま私が所属している郷土をさぐる

会のある会員が、こんな本が除籍で無料であげるということはどうなのだから、中村さんと聞かれたので、私はそれは十分わからないけれども、何の本と聞いたら、本を言われました。ですから、そういう関係があるので図書の除籍の選択。

それから、例えば、15年の文化の日であれば何冊なのかというようなことで、たまたま図書室利用統計書というのが教育委員会からいただきました。そうすると、蔵書数、それから購入数、それから寄贈の数と除籍数を引いたら翌年度の繰り越しの蔵書数になっていて、それが数字的にはぴたって合っているのですね。

それで、一応その除籍の関係で1点と、もう一つは、最近どこの図書館、図書室とも管理システムを導入されています。そうすると、うちの場合はどこの区切りかでぴちっと図書室を休んで蔵書の確認をしているのですが、例えば、小樽の図書館でシステムを導入したら、えらい本がなくなって、言うなれば盗難、持っていく方がいらっしゃるということですね。それで、うちで去年導入をしたのでその関係で、実数とシステム化した段階での相違があったかどうかということで、お聞きをいたします。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず、図書の選定はどうなっているかということでございます。図書につきましては例年図書流通センターで発行している出版物の一覧表から選定まずします。これにつきましては、各沿線共通ということで認識しております。あるいは新聞による新刊、または図書室利用者からのリクエスト等によりまして選定をしているところでございます。

また、次の図書の除籍でございます。除籍につきましては、年間約790冊、平成14年度でありましたが790冊を除籍しているところでございます。

その主な内容につきましては、寄贈などにより重複になった本、または傷みが激しいもの等につきましては、文化祭のブックランド等で無料で提供しているところでございます。

また、14年度の除籍等の中身でございますけれども、まず、不明の本がございます。それにつきましては過去蔵書点検でなかった本ということで、不明本ということで整理してございます。また、未返却ということもありまして、これらにつきましては年間2回ほどはがきによる督促をしているところでございますけれども、返却になっていないということもございます。

それから、先ほど申しましたように傷み、それから資料が古いもの、それから重複しているもの等につきましては、除籍しているところでございます。

また、昨年実施しました図書室の管理システムでございます。この管理システムによって返却・貸し出しの事務の簡素化が図られたところでございます。これらの不明な持っていかれるというような本につきましては、ことしについてはまだちょっと確認をとっておりませんけれども、システムが新たになったからといって、盗難といいますが、それらは変わりはないというふうにして理解しているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 課長、僕はシステム化した段階で書類上の蔵書数とシステムで分類してぴちっとした段階でその差がよその図書館・図書室ではあるのですね。結局、今課長の言う不明本だとか未返却だとかということではなくて、言うなればはっきり言って、小樽図書館はある面ではいろいろな北海道の昔の古いあれだから、全国からそういうマニアが来て持っていく傾向があるということでは、あそこの課長が言っておりました。

したがって、うちはそんなには貴重な本はないとは思いますが、現実にシステム化したときと、その前の書類上の蔵書数との違いがあったかどうかということを確認したかったのです。

それから、もう一つ、不明本、未返却のことが言われましたけれども、現実には不明本もあるのも承知だと思います。これはもうある面でいたし方ない部分があると思っておりますけれども、その数字が例えば、平成14年度であれば790冊廃棄・除籍はしたけれども、その中に何冊ぐらいあったかなというような、それから平成13年度のこの統計を見ますと、669冊ということになってますので、その中にそういうことがあるかどうかということが1点。

それから、今、図書の選定の関係で流通センターからのリスト、新聞の新刊書、それから、利用者の動向等を踏まえて購入をしているということでございます。ただ、富良野の例をとれば、図書館協議会の運営会というのがありまして、その人たちが運営やそれから図書の選定、それから廃棄の関係の除籍する本の関係等もやっているということでお聞きしました。

ただ、これをやればまた報酬だとか費用弁償だとか、お金のかかることになるのは事実ですが、できればある面でそういうあれも必要なのかなという気がいたしたわけなんです。したがって、選定に

至る経過ということでは、今のお話を聞いて、ある面で流通センターのリストや新聞の新刊案内、それから利用者からの動向等を含めるとということになると、ある程度町民のニーズにこたえられるような図書購入をされているかなという気がするのですが、例えば、富良野のように図書館運営協議会的なものをつくる考えがあるかどうかということと、それから不明本の関係で、そのシステム化と以前との差というのがあったかどうかということをお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 社会教育係長、答弁。

社会教育係長（山川 護君） 中村委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、不明本でございますけれども、よその図書室の場合は電算を入れる前までは蔵書の管理というのはほとんどできてない状態でした。うちの町は図書室を半分に仕切りまして、毎年蔵書の管理をしています。その段階で年に数冊の数字の合わないものはございました。しかし、今回全館の図書のシステムを入れる段階で、バーコードによって蔵書の管理をしました。そこでも数冊の差しか出なかったということで、委託業者の方で驚いていました。それはまず一つどういうことかと言いますと、本と台帳を合わせるという作業を毎年したという結果でございまして、ほかの町村では購入した本だけを蔵書して扱っています。そして、電算をすることによってそこに差が出たということで御理解願いたいと思います。

もう1点でございますけれども、富良野市のような運営委員会等の中で本を選定してはどうかという御質問でございましたけれども、先ほど中村委員の方から御指摘ございましたように、うちの図書室は文学の本が30%、児童書が43%と、これはスペースの関係上どうしてもうちのところで蔵書として専門性のものが置けないところがございます。

よって、利用者の方々のリクエスト、これは小さなメモ用紙に書いていただくのですが、そこでリクエストとか本の評価とかを確認しながら購入していることとございまして、専門性のものが置けないというところがあるものですから、このような購入の仕方になっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 経過が理解できましたし、それから毎年ぴしっと蔵書の確認等をやっているの、言うなれば不明本は数冊かというようなことで、よそのいろいろな実態を聞いたときにはひどい数字が出てきたので、私もびっくりしましたけれ

ども、それぞれ担当者がぴちっとやっていたという、ということで、労を多といたしたいと思いません。ただ、分類別貸し出し数の中で、高額技術というところがあるのですね、これが私ずっと、10年、11、12、13見ると、大体10%台、平成13年は11.3%と、どちらかというと、専門性のある傾向の本ということで理解をしているので、その関係の購入というのはどうなのかというようなことで、お尋ねしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 社会教育係長、答弁。

社会教育係長（山川 護君） 今の御質問でございますけれども、基本的にはうちの方でリクエストがあった場合には購入していくという考え方ではございますけれども、御承知のとおり、専門性の本は需要がまず少ない、それから高価であるという内容で、北海道の図書館、また富良野の専門的に扱っている図書館、大きな市の図書館とのネットワークで借りることができますので、そこでもリクエストの方で対応していただけるかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連ですか。8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 図書の購入・除籍は読者に対しては大変影響の大きいところでありまして、ちょっとこれはお願いになるかもしれませんが、千葉県では図書館の担当者が自分の思想と意に反する図書を全部廃棄処分したというので、大変社会的な問題になったことがありますけれども、上富良野はそういうことはないと思っておりますけれども、そういう担当者の思想によって、本をより分けて購入したり廃棄するというののないようにしていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 今の吉武委員の御質問でございますけれども、今後におきましても、町民からのニーズにこたえながら、図書の購入をしていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

関連はこれで、次に移りたいと思えます。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 281ページのコミュニティ広場についてお聞きしたいと思います。

これは各地域にあるものをいうと思うのですが、何カ所あって、予算133万円ほど取ってあるのですが、管理委託ということで、うちの方にもあるのですが、これはこの間から委託料についてはちょっといろいろな話が出ていたの

ですけれども、うちらの方にも千望峠があるのですけれども、あれの管理委託が300万円ほどあるのですよね。あれは道からも180万円ほど来ているのですけれども、そこら辺が同じ広場の管理というか、あそこも公園みたいになっているのですけれども、そこら辺が余りにも差があるというか、果たしてあの委託料が適正なのかどうなのかという、そこら辺をちょっと聞きたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 16番渡部委員の御質問でございます。

上富良野町のコミュニティ広場につきましては、現在5カ所ございます。場所につきましては、東中コミュニティ広場、それから富原コミュニティ広場、江幌静修コミュニティ広場、草分コミュニティ広場、江花コミュニティ広場でございます。これらに関しての管理でございますが、管理につきましては大半が作業員の賃金ということで、うちの方で委託してるところでございます。その作業員の賃金につきましては、草刈り、除雪、それらに要する経費でございます。各地域によっては委託料は違いますけれども、5カ所を委託しているところでございます。

管理費につきましては、各地域ごとに差がございまして、面積だとか、それらにつきまして管理費が違うのが現状でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

先ほどの千望峠の件については、第7款の方に入りますので、後ほど一括質問のときをお願いしたいと思います。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 283ページに関連することになるかなと思います。

名跡由来看板ということで、平成11年度に4万9,770円、それから平成12年度は埋蔵文化財看板ということで25万2,000円決算があります。その後ずっとゼロの状況でございます。

私も郷土をさぐる会の会員ということで、あちこちそれらの状況を見て回ったのですけれども、その由来の看板の字が消えちゃって見えない、もしくは判読が難しいというところが、場所にもよりますけれども結構あるのですよね。それで、できれば平成16年度はその現状を調査をして具体的な対策をとってはどうかと。例えば、滝本さんのところ、大雄寺さんのところもそういう状況になっております。何カ所か回っても大体総じて11年度、12年度の状況なので、結構不鮮明なところがあるということ

で、私見てまいりましたので、すぐとは言いませんが、とりあえず16年度に実態を調査をして、あと17年度以降の計画と申しますか、そういうものについて考えていただきたいと思いますが、その点お伺いをいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 11番中村委員の史跡等の看板についてということの御質問でございます。

この看板につきましては、上富良野町石碑名所表示ということで、平成16年度に修繕費で5カ所程度年度計画でもって直そうということで、平成16年度につきましては、5カ所の看板を修理しようということで計画をいたしました。

それで、平成15年度に文化財保護委員と施設を回りまして、平成16年度で5カ所を整理しようということの計画でございます。また、それ以降につきましては、各場所かなり傷んでいる部分もありますし、計画的に年次計画でもって修理しようということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、質問ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、歳出第10款については質疑を終了いたします。

それでは、質疑をこれで打ち切ります。

ここで説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

暫時休憩します。

午後 3時58分 休憩

午後 3時58分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、審議を再開いたします。

次に、歳出、第11款、300ページから第15款309ページまでの質疑に入ります。

第11款ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、第11款の質疑をこれにて終了いたします。

次、12款、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、12款の質疑を終了します。

次に、第13款。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



委員長（西村昭教君） なければ、質疑を終わります。

次、第14款。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 14款の質疑も終了いたします。

次に、第15款予備費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） では、第15款、これで質疑を終了します。

委員長（西村昭教君） 次に、あわせて調書の310ページから317ページまでの質疑を行います。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 317ページの地方債の現在高110億3,771万4,000円。これと特別会計の方を合わせたら幾らになるか、お聞きします。

委員長（西村昭教君） 財政係長。

財政係長（服部久和君） 一般会計と特別会計の公共下水道、簡易水道事業、水道事業、病院事業、ラベンダーハイツ事業会計の特別会計との合計は、164億8,234万9,000円になります。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 164億8,000円、概略ですね。これが地方債現在高の総額ですね。これで押さえておいていいですね。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、調書の310ページから317ページまでの質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、自席でしばらくお待ち願います。

それでは、説明員が全員そろいましたので、次に、一般会計全般についての審議を再開いたします。

一般会計全般について、質疑を行います。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 91ページの防災会議、ここで町長にお尋ねしますが、国民保護法案での市町村の主な役割ということで、来ておりますか。そして、消防庁がこれ言っているのですが、国民保護の専任職員を来年度までに配置しないかということを行っているわけですね。それについてどのようになっているのかということをお聞かせください。

それから、今、そんなところではないのだと、人も予算も余裕がないと、合併対応に追われ国民法まで手が回らないというのが現状のようですけども、これ今、来てるか来てないかと。そして、さらに不作為は許されないと。来ているのに知りません、知らん顔して、そういうことは許されないというように、消防庁が絡んでいるのですけれども、この辺のところお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、国民保護法案等が審議されていまして、その内容につきましては、各町村に来ているところであります。

平成17年度にはその市町村において計画を樹立しなければならないというようなことが言われておありまして、その中で専任職員が要するのか要らないのかという件につきましては、今後内部で検討をしていかなければならない問題かなというふうに認識を致しているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございますか。

2番徳島稔君。

2番（徳島 稔君） 私は町長にちょっとお伺いしたいと思うのですが、私はこの一般会計を見せていただいたならば、町長は8年前に上富良野町に住みよい町だ、いてよかった、住んでよかったと訴えて8年前に当選をされたと思っておるわけですが、その間にこの一般会計を見たら、町の住んでよかった、いてよかったということは、この交付金が減らされたということでもかなり予算は落ちてきていると思うのです。

そこで、私の考えとしては、やっぱり一番削って早いのが雇用の場で雇用のあるところが一番減っていているように私は感じているわけですが、そこで、この町長は8回の予算を組んでおられるわけですが、この予算についてやっぱり自信を持って組んだと思いますが、どこに主を置いて内部のいいように組んだものか、町民を大として組んだものか、老人を大として組んだものか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員の御質問にお答えさせていただきます。

私、就任させていただいて、今進めております第4次の総合計画を策定させていただきました。平成11年から平成20年までの10カ年間の総合計画を策定させていただきまして、その総合計画を対応

することによって、今、委員からお話ありましたように、本当に上富良野町に住んでいてよかったなということを実感として味わえるまちづくりを目指してきたところでありますが、なかなかその上期を終了することができ得ましたけれども、下期に入りまして財政的に非常に厳しくなった。予想どおりに対応できなくなったというような状況下での総合計画後期のスタートの16年度の予算編成をさせていただきました。

この中で、何を重点にということではありますが、この中で私は、この総合計画に掲げております四つの柱、この四つの柱を重点的に予算措置をさせていただいたということですので、御理解をいただきたい。

ただ、四つの柱を中心的に対応させていただきましたが、執行方針でも述べさせていただきましたように、財政的に厳しいこの状況から、当年度対応すべきもの、したいなというような部分が先送りせざるを得ない、あるいは第4次総合計画の中で位置づけしてあるものを先送りせざるを得ない財政状況であると、最大限そういう中であってのまちづくりを目指していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島 稔君） 町長の考え方もよくわかりました。私はこの予算を見せていただきまして、15年度予算は100億円近いと、16年は18億円余り減ったと、こういうふうになっておるわけです。14年を見たら、16年と変わっていないわけなのです。そうすると、15年の100億円近いのを大きいところを見たら、白金かん排が一番大きいように私は思っておるのです。その次に大きいかなと思うのは、道路河川課の5億円近い落ちておるのです。その次、私の見ている範囲内では、下水道が昨年まで2億円近いものが4,000万円程度になってしまったと。道路いろいろな問題で減ってきておる、仕事が終わってきたといえは終わってきたわけなのです。だから、減ってきてても何もやっていけないことは、私はないと思うのです。道路ももう、今現在あるのは5線道路のもう少々、16号道路の舗装と、こういうことで新規事業はまだ出てきておりません。

そこで、私は思うのは、今までつくってきた箱物を守るのが一生懸命な時代が来るのではないかと、私思っているのです。日本の国はバブルがはじけて10年と言うけれども、この田舎では10年終わって、これから10年がバブルはじけた10年だと、私はこう考えているのです。まだまだ交付金は落とされてくると私は思っておるのです。そうする

ならば、今までつくってきた箱物を守るのが一生懸命。そうすると、上富良野町民を守るより役場内の今までやってきたことを守るのが一生懸命になってくる時代が来ていると思うのですよ。

そうするならば、私に言わずならば、酒匂町長は体育館をやる、尾岸町長は保健福祉センターをやる、菅野町長は山のふるをやる、海江田町長はカミホ口荘をやる、歴代町長さんは、和田町長さんは屠場を、雇用の場をつくっていた。いろいろやってきたその後の始末が私今ここに来ておるのではなからうかと思うのですよ。

そこで、私の言いたいのは、もう少し努力していただいて、雇用の場をつくっていただきたいというのは、正直言って今一次産業の農家も法人化にしろと、この3年間。法人化は20町、個人は10町と、こういうふうになら上から抑えられてきておる。商店街の皆さんにしても大型店がどんどんどんどん入ってきておる。とめる力もない。そうすると、商店街のみんな努力しておるけれども努力のしようがない、こういう時代が私はどんどん来ると思うのですよ、農家にしても。そうすると、尾岸町長は就任して以来8年の間に、農家は200戸以上減っておるわけです、8年間の間に。それなりに商店街の皆さんも減っておると思うのですよ。これから先見たらとんでもなく減って、上富良野町は合併合併って、今騒いでおりますから。言っているうちはいいのですよ、言葉で言っておるうちはいいのです。言葉でなく今態度で示してくると思うのです、国は。そのうちにするとかしないとかと言っているよりも、黙っていてもしなければいけないような状態が来ると。これは私に言わせたら、1年後か、3年後か、10年後か、私はわかりませんけれども、絶対に来るのではなからうかと思っておりますよ。国はそのねらいでやっておるわけです。それまでに一つでも上富良野町はやっぱり負債を少々背負っても、やっぱり町民に喜ばれることを私は一つでもしていかなければいけないと、こう思っているわけです。

そこで、私が聞きたいのは、ここへ出てきていないのですけれども、図書館の5,000万円か6,000万円やりたいと、これはことししない、来年だと、こういうふうにいわれたけれども、補助金がどういふふうになっているのか、少しでも補助金のもらえる制度にのっとって、私は一つでもやっていただいて、そうするなら上富良野町の仕事もふえていくと、こう思っておるのですよ。

今、業者にしても、破碎派の業者どんどん仕事が減っているから、田舎へどんどん押しかけてきておるのですよ。だから、上富良野業者は本当に直す程度の仕事しかない。農家にしてもどんどん

ふやしてふやさせて、そして土地の値段を10分の1とか8分の1に落として、やる気のある人を全部つぶしておるような格好だと私は思っておるのでよ。

そこで、私の言うのは何とかして、私は聞きたいのはごみ捨て場、これも当時これをきれいに整地したら防衛庁で買っていただけるのだと、こういうふうになっておったわけです。その整地した後はどういうふうになっておるのか、防衛庁の折衝をひとつしっかりと聞かせていただきたいと、こう思っております。

それに、私は今考えておるのは、正直言って、今、考えておるのは爆発の問題です。この問題が清浄して大分おさまってきておりますが、みんな忘れておると思うのです。この対策を仕事をどのぐらい土現の方でやっていただけるのか、もう少し力を入れて、この砂防といいますかどんどんやってもらって、雇用の場をどんどん広げていただきたいと、こう私は思っておりますので、執行者にしては嫌なこともかもしれませんが、交付金が減ったのだ交付金が減ったのだと、そればかり言わないで、交付金が減ったら減ったように努力をしていただいて、国の補助金、道の補助金、上富良野町に喜ばれる仕事を私は少しでも持ってきていただきたいと、このように考えておる次第でございますので、よろしく願います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 2番徳島委員から幅広い行政運営についての御質問をいただきました。

委員おっしゃるとおりだと私も思っております。雇用の場の促進、これらも行政が事業をおこすわけにはいきませんから、やはり地域の活性化を図った中で、雇用の場が促進されるように努めなければいけないし、公共事業もだんだんだん縮小されてまいります。そういった中で、地域振興策をどのように考えるかというようなことも含めながら、地域づくりを考えていかなければなりませんし、御案内のとおり、委員の御意見の中にもありましたように、財政的にも非常に厳しくなってくると、これから20億円近くの歳入構造が減ってくると。

そういう中で、どう財政運営をしていくかということにつきましては、行政執行方針でも述べさせていただきましたように、抜本的な構造改革を進めていかなければならないというような中で、構造改革を進めていくということで取り進めていかなければなりませんし、また、十勝岳の噴火対策、これにつきましても事業の促進については、もう既に北海道との調整も進めて、土木現業所との対応も進めて例年来ております。今回は特別に、今道州制の中で北

海道特区で100億円の4年間のお金が来るといふ、この100億円を4年間の間で何とか十勝岳砂防工事につぎ込んでほしいと言うことで、今、調整も進めているところでありますし、いろいろな部分で北海道、あるいは防衛関係につきましても国の方にも働きかけておりますが、これらにつきましても委員おっしゃるとおり、前向きに取り組んでいかなければならない大きな課題であると。

また、ごみ捨て場の防衛庁買収につきましても、まだ東中地区の廃棄物旧処理場の完全な終了がなされていない、中途半端でありますので、これらにつきましても防衛庁とも話をいたしているところでありますが、今のところはまだ煮詰まった話にはなっていないというような状況でありますけれども、今後の課題として大いに対応を図っていかねばならないというふうに思っております。委員から今お話をありましたようなことを十分肝に銘じながら、今後行政運営を進めていきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 総括ということでございますけれども、前半の中で漏れたものについてもということでございますので、まず、住居表示の関係です。

町民生活課所管ということでございますけれども、この条例の第3条の3項の中で、一応実態調査によって云々で直ちに必要措置を講じなければならないというような項目だとか、それから、紛失汚損等の場合は有償でということ、一応規則の中でなっております。

したがって、私は、やっぱり景観条例等も含めて、そういう点では上富良野町へ来れば住居表示、いろいろな街灯、それから道路ともすばらしい環境になっているなという条件整備をやはり町民の皆さんとともに進めなければならぬと、そういう関係で、今の住居表示の段階では、街区番号板、それから住居番号板とも適切な状態になってないと、そういうことで、有償で配布をするその料金は別に定めるといふことになっておりましたけれども、私はいろいろな形で住居表示板の適切でないところへ聞けば、もう有料でもいいよと。ですから、一応原価は200円ということで答弁を受けただけでも、今の状態であればどうなるか私わかりませんが、そういうことで何とか規則を有料の何ぼということ、明らかにして、やっぱり町民の皆さん方に希望をとってということで、有償配布の形をとっていただいて、整然とした町並みの環境づくりをお願いをしたいと思っております。これも一問一答ですね。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。

委員からの一般質問でもちようだいをいたしてございました。これらについては、ただいまの御発言の中にもございましたように、街灯の表示板も非常に汚損されているような状況もございます。実は、全体的な調査をしていくことの必要性をちょっと考えてございまして、今の緊急雇用創出の特別対策事業というのがございまして、できればこの事業を用いながら、雇用とそれから資材等も対象軽費として今認められるというような状況もございまして、これの可能性を今探らせていただいております。これが事業化の方向に向けて努力をさせていただきたいというふうに思っております。御指摘のとおり、これらについてはもういろいろなサインの新しくなっているというようなことございますので、可能な限り状況として整備をしていきたいというふうに考えてございまして、少し時間をちょうだいしたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

次に移ります。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 教育委員会関係なのですが、学校評議員制度の関係なのです。

これ14年度から実施をされて、一応14年度決算を見ますと、小学校9人で7万2,000円、中学校5人で3万2,000円、15年度も大体似たような数字で、今回予算上の関係が各学校ごとにびちっと分類されてますので、非常に探しやすいのですけれども、上小、西小、上中、5万7,000円と。現実に私、この学校評議員制度が教育委員会の中でどう評価をされて、どうかということで下の情報コーナーへ行って見てみました。したら、確かに任命の関係であるのですね。例えば、町職員がなった場合の報酬はどうだとかというような形があるのですけれども、たまたま見ますと、教育委員会の関係の情報もあそこに適切に保管されてないのですね。現実に体育指導員の関係も14年で切れて、今度は16年度で新たにということなのですけれども、それらも去年、14年、15年度分の委員の名前がもう何もないのですね。それで、一つは、まず評議員の関係でお話をお聞きしたいと思います。

この学校評議員制度による、例えば、15年度に限ってもよろしいと思います。この開催状況学校ごとに違うと思いますけれども、その中でどのような意見が出てきて、学校運営に対してどのような

内容のいろいろな御意見が出てきたかということで、お伺いをいたしたいと思います。

それから、第2点は、評議員制度ということになってるので、この評議員の各学校ごとの協議内容が公表するのかどうかと、この2点をまずお聞きしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 中村委員の学校評議員の件なのですけれども、これ文部科学省から各学校で開かれた学校づくりということで、学校、家庭、地域が丸となって、今まで職域で運営していた学校運営を、地域の人たちにやっていることを情報公開して、また地域の声も聞き入れながら学校にすることが適切だということで、実はうちの方で3校置いてます。年間それぞれ3回ずつやっていただいております。ただ、うちの方も教育委員会で清富だとか江幌だとか、東中の両校置いてないのですけれども、これは来年から置かないとならないということで認識を立てて論議してはありますが、ただ、なぜ置かなかったかと言いますと、あそこは本当に地域一体となって学校運営に支援してくれていることでは、あえてということでは考えていたのですけれども、ただ、やっぱりなれあいで学校運営で地域ということよりは、きちっとした形で評議員ということで、来年度から4校についても設置する考えであります。

それから、内容につきましては、これ私たちが関知することではなくて校長が、私が任命いたしますけれども、そのほか評議会の運営についてはあくまでも学校長ですので、私もいろいろ校長会やなんかで年に12回やりますので、そのときにいろいろ聞いております、ということが協議されて、父兄からどういう不満が持って、なぜということについて学校の運営に出せということについても論議をしているよということは校長会から全部耳で聞いているだけで、文章を具体的にやって情報公開しておりません。

ただ、今言われて、新たに認識をしたのですけれども、そういうことで、評議員で具体的にやっているものについても、PTA便りだとか保護者の皆さんに少しでも知っていただくことの方がいいのかなと。ただ一つ、子供の人権にかかわる問題だとかいろいろありますので、その辺をまず整理ちょっとしたいと思っておりますけれども、今、貴重な意見をいただいたことについては、校長会で十分協議させていただいて実践に向けていきたいと思っております。

それから、教育委員会の資料が非常に少ないということでお聞きいただきました。そういう面では僕

も余りそういうところ目を通したことがないので、学びの場だとか、活動していることの実践についてはどんどん住民にあれしてますけれども、ただ、そういう大切な部分が欠けてたのかということの認識をさせられておりますので、また帰りますうちの職員とも十分協議して、できるだけそういう情報公開できるものにはするということの努力をしてみたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 僕はある面で成果が上がる、言うなれば、開かれた学校、開かれた地域、それで学校、家庭、地域でこの学校づくり・教育づくりをするというのがこの評議員制度の原点だろうかなと思います。

いずれにしても、学校長が中心となっているのはこれは事実でございますから、公表できる面、できない面があるとは思いますが、ある面で町民に公表はできてもいいという範囲の中で、やはりできれば公開をしていただきたいと思っております。

今、いみじくも教育長がおっしゃいました。教育委員会の会議資料は15年3月19日が一番新しい資料で、あとはないです。ないということはやっていないということではないと思っております。それから、体育指導員の会議録は第5回、平成15年3月26日が一番最終であとはないと。それから、ついでもございますけれども、上富良野町の町政執行方針、それから教育委員会の教育行政執行方針、これも16年度はまだあそこにつづられてませんね。これが終わったらとじるのかなという気はしてますけれども、ただ、やっぱり新聞等で公表されているから、僕はもう入れていいのではないかなという気がいたします。

それから、成果があるという判断で、今後町内の清富、江幌、東中等もやっていくということなので、ぜひ地域と連携された形での学校運営をすることで、それらの運営につきましても、学校評議員制度をとって、いろいろな形で開かれた学校づくりをやっていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 学校問題についてお伺いいたしますが、学校整備計画について詳細に整備計画が出されておられません。ローリングという形の中で、これは大枠は出されておりますが、基本的には議会に対してきっちりどの学校を年次計画に基づいてグラウンド整備も行うのかというような具体的

な整備計画をもって、この議会に臨んでほしかったと。なかなかその部分が所管には出されているのかもしれませんが、全体的にはなかなか読み取られない部分がありますので、その点を大至急お願いしたいというふうに思います。

次に、学校先生の指導配置の問題であります。これは東中の問題だと思っておりますが、ほかにもあるかもしれませんが、父母の間で、先生は来たけれども途中で病気になったのか何になったのかわからないと、そういう中で、生徒が非常に困惑していると、保護者も困惑しているという状況があります。本来はこういうのは適当ではないわけで、きちっと対処されなければ一貫した教育の指針というよりも指導もでき得ないわけです。逆に生徒や保護者に不安をあおるばかりで、どういう理由でそういう状況になったのかも知らされないという不安が広がっております。そういう意味では学校整備、その他もいいのですが、やはりそういったところのきちとした先生の配置を受け入れるときに、いろいろな約束事があるのかもしれませんが、私はその裏はわかりませんが、やっぱり現場の子供たちや保護者が一番困るわけですから、また先生との連絡も体系という点では困りますので、その実態は今どようになっているのか、きっちりこの場で示していただいて、早急な対策をとっていただきたいというふうに思います。

次に、総合対策の学習の総合学習の問題ですが、従前から言われていたように、先生やいわゆるそういう人たちの旅費だとか、指導員の配置だとかというのは、今現状どようになっているのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 米沢委員、一問一答式ですので、一つずつ処理していきたいと思っております。

教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 一問一答ということですが、2問まとめてお答えしたいと思いますけれども、1点の学校の整備計画、教育委員会としては課題については全部把握して、修繕するところ、新設するもの。ただ、年度については私たち本当に残念なのですけれども、教育委員会の組織で議論をして意思決定しても、財政の裏づけが明白でないわけですから、そういう面では何年ということではなくて、課題については全部把握しておりますし、私たちも何年にはこれやりたいなということの教育委員会での内議はしております。ただ、その実施については、これは町長の大きな施策事業として位置づけしながらやるわけですから、それは総合

計画であり、実施計画のローリングの中で明確に位置づけしてほしいなと思っております。それは私たちも意を呈して理事者に訴えていきたいと思っております。

それから、先生の問題ですけれども、確かに前回の一般質問で100何人の先生、素晴らしい先生で欠陥の教員は1人もいませんということで、言わせていただきましたけれども、実際に内情を打ち明けますと、病欠で3人の方が今休暇しております。それで、私たちも生身の体ですから、特にその先生の病気に対して休むことについては全く違和感を持っておりませんけれども、中にはやっぱり欠陥教員ということで指導力がないということの指摘も受けているのも事実であります。そういう先生については長期休養して、そのまま放置されて期限付きでやられたら、小さい学校なんかたまったものではないということで、局の方をお願い実にはしているのですけれども、実際にはなかなか一つの定規がありまして、その可能になってないのが現実であります。

いずれにいたしましても、いい先生を連れてこいということで、いい先生については鋭意努力してまわすけれども、いい先生ということでいただいた先生が、実際ふたあけてみたら、そういうことというのはたくさんありますので、人間生身の体ですから、そんなことでは素性調査しながら、例えば、僕はいい先生というのは、ただ知識を教えるのではなくて心を教える先生がすごいと思っておりますので、そういう面ではその先生には町の、上富良野の先生ですから、そういうことを事あるごとに校長先生やなんかと意見の交換をしながら、対応を図っているところありますので、ただ、その対応については今委員からすごく厳しい意見をいただきましたけれども、一つのルールの中では解決はちょっと時間が来なければできない課題だと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 確かに私はその指導力のある問題だとか、いろいろ個人差がありますから、やっぱりそういう状況になった時点で、もしくは先生が入る時点で、確かにわからない部分はあるのだらうと思いますが、やっぱりそこら辺の情報も含めて集めていただいて、やっぱり機敏に対応できるものは対応してもらおうということで望んでいるわけですよ、保護者の方も、生徒も。やっぱり一番そこが教育長もわかるように、ここ問題だと思いますので、その点をぜひ対処していただきたいというふうに思っています。この点についてもう一度お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 今、米沢委員から言われたように、ことしの人事異動も大きな学校で、例えば余裕の先生が何人かいれば補完的なことで児童に接するのですけれども、小さいところでそういう先生がいたら、本当にたまったものでないと思っております。ことしの人事異動もそういうで地域が本当に切れるよと、道に直訴するよというようなことまで言うてお願いしているのですけれども、ただ、ルールの中では教員を配置しないということにはなってませんので、その逆に正職員より期限付きの先生の方がすばしいまた先生が雇用できる部分がありますので、これがベターということにはならないですけれども、今、委員から言われるようなことについては意図を呈して、さらなる声を大にしてその対応を図るように努力したいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に移ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 239ページで教育ですね、総務になりましょうか、教育長にお尋ねしたいと思うのですけれども、国旗・国歌が法制化になって、そしてうちの議場も現議長の決断でこうして国旗揚がったのですけれども、今、この国旗問題は校長が自殺したり、それから生徒に土下座させられたり、大きな問題結構含んでいるのですね。最近マスコミやテレビをにぎわしているのが札幌の市長なのですよ。この方は新年交礼会で国旗は揚げない、それから学校の卒業式に行ったら国歌を歌わなかったということでもって、マスコミではあっと出ているのですよ。これ子供たち見ているのですよ、もろに見てるし、親も見ているのですよ。私はこれはこれでいいと思います、その人、札幌市長という立場ではっきりこれはこうだということをやっているのだから、それはそれで札幌市民がきちっとそれらを選択すればいいことだと思います。きちっと出すから私はかえって何やっているかわからないというよりもいいと思いますよ。

そこで、どういかなばならないかというのを、これこの辺のところは教育になっていくのかなと思うのですよね。そこで聞きたいのは、一番大事なのはやっぱり小学校の入学式なのです。小学校の入学式で、一応幼稚園、保育所はそれぞれ幼稚園旗であるとか、国旗も一緒に出しております。それで国歌は歌っておりませんね。それで上田市長のように、立場の人が国歌を歌わないでいるというようなことでもって、子供たちがこれ強制とかどうかということではないと思うのですけれども、その辺のところ、これから入学式ありますので行くとするのですけれども、やはりこれ大事な要素になっ

ていくと思うのですよ、子供の。この入学式に当たって、今、卒業式も見られたと思うのですけれども、どういう状況にあるのか、この町の学校はどうだろうか、小学校ですね、特に、どうかなということをちょっと懸念するのですけれども、その辺お尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 梨澤委員の国旗・国歌の問題については、今、改めて言われるのではなくて何回か御質問受けて、その私の考え方もお答えしております。

私も7年間この職につかさせていただいて、支会とか校長先生とか協議しておりますけれども、ただ、現場で混乱をしたということは一度もありません。また、教職員が校長と先生たちの立場が違いますけれども、職員室でいざこざがあってということもありません。励行しております。

ただ、これは学習指導要領にでもきちっと、音楽の中で教えなさいということで、掲げなさいということになっているのですけれども、ただこれ僕たちのこういう底辺でなくて国会で指導思想信条イデオロギーの自由だというようなことで、やってもいい、やらなくてもいいなんていうことが出てくるものですから、そういうことで各市町村で混乱している部分もあるので、ただ、今私たち同じ立場で教育長会議やなんか管内でやりますけれども、どこの町村も二、三年前は、歌わない、座らない、立たないというようなことがありましたけれども、今は全部道議会やなんかでも関心持って、その実態調査しておりますけれども100%、ただ歌の声を出して元気よく歌うという部分については、もうちょっと時間がかかるのかなというような感じをしておりますけれども、ただ私たちの先生方については、意識をきちっと持っているということで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に移りたいと思います。他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町の活性化の問題についてなのですが、いわゆるリフォーム対策についての補助制度の問題です。

今後町では商工振興補助という形で、空き店舗対策という形の補助制度がありますが、これがなくなった段階でいわゆる店舗対策の修繕も含めて、一般住宅も含めた少しでもやっぱり業が営めて、そこに雇用の拡大や商品に結びつくというような政策展開というのがどうしても上富良野町には必要です。しかし、町長はこういった点での具体的な活性化のまちづくりという点では、なかなか示していないとい

う点があると思います。

私、今回この問題について、町長、将来的にこういう制度を起爆剤にして、そこで雇用に結びつくような対策を講ずるべきだというふうに考えておりますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） このリフォーム対策、この事業を推進するか推進しないかは別としても、基本的に地域の活性化対策というものは考えていかなければならないと。今、商工振興条例の中で店舗等々の改築等の事業の推進を図っておりますが、これらの事業評価も十分見きわめながら、今後継続するのか、この期限でやめるのか、その後どうするのかということは、これからの対応の中でリフォーム対策等々も含めながら、全般的な視野で地域の活性化、特に市街地構成の中における活性化と、また農業の活性化、そういったものを含めながら考えていかなければならないというふうに認識しております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） それらの具体的に将来どうなるかわからないというところの不透明なところもあるのですけれども、具体的にはそういう事業というのは町の将来の活性化につながると。そういう意味では大いに有意義な、どういう制度になるかわからないけれどもも有意義な制度になると、そういう解釈でよろしいのか、また別な制度の町長自身にこういうまちづくりの中で活性化する中で、こういう制度がいいのではないかとというのがあれば具体的にお示しいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的に活性化事業というのはリフォーム対策しかないということではないと私は思っております。今、現在町として、商業振興条例の中で商店街の店舗対策ということで取り進めております。この事業もそれなりの事業効果を出して、これは時限立法で対処しておりますので、これらの事業評価を十分見きわめながら、その中で今後の継続するのか中止するのか、そこらを見きわめていかなければいけないと。

また、加えて、このリフォーム対策御提言ありましたこの部分につきましても、これが本当に事業評価をして雇用の促進につながるかどうか、こころあたりも十分見極めていかなければならないし、それ以外の対策としてないのかということになると、以前から私も考えておりましたけれども、それらの部分も含めながら、今後の課題としてこの活性化対

策、これは言うならば地域の業者の対応の部分ということが大いに業者の振興策という部分が十二分に含まれるわけでありますから、そういった部分と兼ね合わせた中で十分検討を加えていかなければいけないというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ここには財政のエキスパートがおそろいですので、質問させていただきたいと思いますが、平成16年度の財政指標を見ますときに、町長は5年間で20億円の削減を目標として組んでいるところでございますけれども、この財政指標を見るときに、歳入の方で公債費負担比率ですけれども、通常15%が警戒ラインで、20%は危険ラインだというふうに用語の解説の中でうたっております。この計画でいきますと、今年度が19.8ですからボーダーラインで、17年度になるとそれを通り越してしまうというようなことでございます。

また、起債の制限比率で見ますと、15%以上になると公債費適正団体となり、地方債の借入れを制限されるというような文句があるわけでございますけれども、ぎりぎりの線でこういう年度別の推計、推計ですから今後についてはまだ若干考えるべきところもあろうかと思っておりますけれども、健全財政の中でこういうような厳しい財政運営計画が掲げられているわけですから、これで上富良野町が乗り切っていけるのかどうか、考えをただします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 岩崎委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、この資料2の中での数字、推計値として出しております。すべて先へ行くほど、数値は悪化するというような状況でございます。この中で歳入、一般財源のところをちょっと見ていただきたいわけでございますけれども、平成11年度ピークで59億1,400万円が一番いいときがございました。

御存じのとおり、この歳入、一般財源の状況が17、18と、40億円台に落ちてくるというようなことから、この原因につきましても地方交付税等を中心に、国の財政計画というものが大きく影響をしてくれてございます。そういう中で、今年度も既に地方交付税3億円何がしかが交付されないと、減額されるという状況の中で、どうしてもこの歳入一般財源を中心とした分母の数値が非常に影響力が大きいということを、まず御理解を賜っておきたいというふうに思います。

当然ここに掲げてございますそれぞれ数値におけ

ます評価の仕方として、公債費負担比率に行きましては15%を超えたら危険ですよとか、そういうふうになっているところがございますけれども、どちらかという現状においては、国の方もいわゆる景気を上げるための手法として地方にも借金を勧めてきた経緯もございまして、この辺のところは厳しく指摘するような状況に、どっちかと言うと黙認するような形で、いたし方ない状況かなというふうな押さえ方をしているようでございます。

地方分権になって、その辺の財務の指導等につきましては、なくなりましたけれども、そういう従前の中におきましては、その点につきましても指導もあつたところでもございますけれども、最近はそれがなくなってきているというふうな状況でございます。

また、この中で、起債制限比率というのがございまして、これは間違いなく15%を超えてしまうと、町としての計画を再建するような形で上げていかなければいけないというようなことは強いられるかと思っております。この辺のところは今一番こういう中で心配されるところでございまして、ちょうど18年度がこの起債制限比率が15.5というような推計を立ててございます。この辺のところは心配されるわけでございます。

それと、今将来こういう方法で本当に大丈夫なのかという点があるかと思っておりますけれども、現状の国の方、町長も何回も申し上げておりますけれども、国の方の財源地方分権になりまして税源移譲の問題だとか、その辺のところは先が見えてきてないという状況の中で、財政を担当する者といたしましても、極めて先行きが見えない中で不安を感じているという状況でございます。

大丈夫かということをおっしゃるまでも、同じ位置にあるというふうに思っております。こういう点につきましては、この予算特別委員会を通じまして新たな16年度の財政構造改革の元年と位置づけまして、町民の皆さんとともに、この見通しの中でどう対応するかということ、いろいろな御議論を賜りたいというふうに思っております。そういう中で、この財政の改革に向けた取り組みをしていきたいということで考えておりますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ただいまの助役の答弁で多少安心といたしますが、そういう面を持ちましたけれども、これから町民が不安を持たない財政運営をお願いして、質問を終わります。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本日の会議の議事が午後5時以降に及ぶことが考



えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思  
います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長する  
ことに決しました。

それでは、質問、13番村上和子君。

13番(村上和子君) 267ページ、学校運営  
につきまして、ただいまは東中小学校、それと東中  
中学校、別々に学校運営されておりますけれども、  
これらも一つでということに、小中学校というよう  
な、小中一貫校というのでしょうか、そういうこと  
にはならないのでしょうか。そういう検討はされた  
ことがございますのでしょうか、ちょっとお尋ねし  
たいと思います。

委員長(西村昭教君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 村上委員の御質問です  
けれども、実は先日、岩崎委員から同じ質問を受け  
まして、私も個人的ですけれども、小中一貫性のや  
っぱり長所というのですか、そういう面では校長先  
生やなんかいろいろな助言いただいたりなんかして  
いるのですけれども、今の現状では到底そんなこと  
には考えも及びつきませんけれども、将来は小中が  
やっぱり補完しながら、そして地域の東中なんか特  
に、子供たち幼稚園から同じ過程をずっと義務教育  
9年間やるわけですから、そういう面ではメリット  
多いなということの意識は持っておりますけれど  
も、行く行くは国の方もそういうこと、中高一貫教  
育、小中一貫教育、既に特認でやっている市町村も  
出てきますので、そういうことの検討がなされて  
くるのかなということで、御理解いただきたいと思  
います。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 1点、済みません、41  
ページの使用料及び手数料の件でちょっと質問させ  
ていただきたいのですが、民生使用料の1番の老人  
福祉使用料の部分で、保健福祉総合センター使用料  
388万6,000円とあります。これは受益者及  
び使用者が応分のその施設を使うことに対して使用  
料を払うという部分に関しては、私も大賛成でござ  
います。

この中身についてなのですが、センター使用料の  
中に、恐らくデイサービスを民間の団体にこれから  
委託をして現行特養の方で行われているものと一緒  
にやっていくところが入っていると思いますが、  
ちょっと1点疑問に思ったのですけれども、これ当  
然上富良野町内のそういう外郭団体をお願いする  
ところであると思うのですが、この面積割の使用料に

関してなのですけれども、本来であればどうなの  
でしょう、国庫補助金の部分を差し引いた部分で算出  
していくのが、デイサービス純然たる部分にかかる  
ものであると思うのですよね。いわゆるほかのもの  
に使っているお金もあるでしょうし、結局それがひ  
いては115ページにあります保健福祉総合セン  
ターの管理運営費の中のその他の388万6,00  
0円に直接響いてくるものと思います。もしも外郭  
団体の方で、やはりこのままではやっていけないと  
いうことで抜けられたりしては大きくこの部分の予  
算が狂うものであるとも思いますし、それを町外の  
業者を入れるというのは本筋から外れるのではない  
かと考えます。こういった家賃及びそういったところ  
の固定費を引き下げることにより、民間に委託し  
たきめの細かなサービスが織りなされるものと期待  
いたしますし、また、そのことにより町内の雇用の  
生まれることと思いますが、いかがでございましょ  
うか、町長。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 金子委員の御質問  
にお答えをさせていただきます。

まず、保健福祉総合センターの使用料の関係で  
ございますが、この中には御質問にありましたよう  
に、デイサービスが社会福祉法人等の民間事業者  
に施設を町が貸与して、そこで介護保険のサービス  
の指定事業所として参入して事業運営をしていただ  
くということで、町が直営で行うとか、あるいは委託  
でやるとかという考え方でなくて、そういうような  
民間事業者がそこに入っていたかというようなこと  
で考えてございますが、その使用料の関係でござ  
います。国はデイサービス、あるいはもう一つは  
ヘルパーステーション、これらについてはさきの一  
般質問でもございましたが、介護保険の介護報酬、  
あるいは利用者の方の利用料でもって事業を展開さ  
れる部分でございますので、これらについての施設  
の使用料をいただくというような考え方でこの中に  
計上をさせていただいてございますが、今、御質問  
にありましたその使用料の部分で国庫補助、確かに  
事業計画の中には国庫補助の部分がございます。

この使用料の積算根拠の中で考え方としては、こ  
の本工場の部分の事業費を一つベースにして積算し  
てございますので、この国庫補助の部分というの  
は、今、この事業計画の中では、設備関係を国庫補  
助でもって充てるという考えでございますので、施  
設のそのものの部分については、そんなようなこと  
で御理解を賜りたいと思います。

したがって、国庫補助を差し引いた部分でと  
いう御質問でございましたけれども、そうでなくて  
施設の本体工場の部分での積算で試算をさせていた

だいてございます。

それと、もう1点、施設の運営の関係でございますが、もちろん社会福祉法人と申しますと、町には当然高齢者福祉、介護サービス等の部分での事業展開では唯一社会福祉協議会がございまして、私も当初そういうような考え方で町内の社会福祉法人が、まずやっていただくことが一番いいのかなというようなことで、そういう想定はしてございますが、すべてそれでは他の社会福祉法人も排除することではございませんので、これら社会福祉協議会にも声はかけさせていただきました。使用料についてはこういう多額の公共投資をしておりますので、これらについては施設対応の部分で当然その部分は収入の中で、介護報酬やなんか受ける収入の中に、そういう運営費がカウントされているので、いただきたいというふうなことの考え方で社会福祉協議会にも声をかけさせていただいております。そのような状況でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 227ページです。委託料の公園東側森林部立木伐採業務26万7,000円ということなのですが、これは東側のどの辺かというのと、本数をお聞きしたいと思います。当然同じ26万7,000円が収入の方で、財産売払収入という日の出公園立木売り払い、26万7,000円と、トントンという形になっていると思いますけれども、その点よろしくお願いたします。

委員長（西村昭教君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番中村委員の日の出公園の森林部伐採の部分の御質問にお答えしたいと存じます。

この件に関しては、町の景観条例の絡みもございまして、日の出山の展望台から十勝岳をながめる展望が非常にそういったカラ松の木によって遮られるというようなこともございまして、そういったものの整備をしておこうということの部分で、16年度に行おうとするものでございます。

要するに展望台からオートキャンプ場に向かっての円でございまして、リフトから下ですね、その部分のカラ松でございまして、本数につきましては、これは昨年の11月の現地調査でございますけれども、カラ松が94本、それから広葉樹がちょっと上の方に2本ばかり伐採しなければならない部分があるのですよね。それで、広葉樹はなるべく切らないようにということでございまして、一応2本で、合計96本で計画をいたしたところでござい

す。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 景観条例を制定する皆さん方の御意見ということなのですね。というのは、ぼく景観条例の関係ということで、あそここの木がそういう形で切られるというのは非常に例えば、上富良野小学校のゆとりのある時間学習の中で、あそこにいろいろな虫がいる、鳥が来るというようなことで、そういう調査をし、公開授業にも私見に行き、生徒たちがそれぞれ部門に分かれて一生懸命あそここの公園の木、それから虫、葉、鳥等、いろいろな分野に分かれてやっていますので、何か残念のような気がするのです。そんなのであれば、例の除草剤のときにあっちまでやってくればよかったですかという感じはしないでもないのですけれども、現実の問題として町民の合意と申しますか、あそこに96本を結構太い木がありますから、それらについてはどう判断するのか、これ町長にお聞きしますよ。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくり委員の皆さん方やら、堀教授やら、いろいろな皆さん方の意見を聞きながら、やはりあの施設を大いに利用するといいますが、利用価値を上げるためには、やはりそのすばらしい景観を見るための視点場づくりというのが重要であるというようなことからすると、あの公園の頂上については全くそういった意味をなしていないわけです。そういうようなことから、いろいろな対応をした中で、やはり十勝岳連山を眺められる対応をつくるということは非常にあの施設を有効に、もっともっと生き生きとしたものにつくり変えていけるのだというような御意見等々も承っておりますのでありまして、この落葉の伐採に対応した。

しかし、ここは早急にやはりその視点場づくりの障害にならないような樹木の植樹を即対応していかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野 忠君） 私は、企画課長にちょっとお伺いしておきたいと思いますが、きのうちょっと文句言って、魚の住む会でちょっと大きな声を上げたのですが、この住む会のこの魚についてはお願いがあるのですよ、これ。まず、清富小学校、東中小学校、中学校、ペベルイ川の歴史的魚と、それから清富小学校もその魚の歴史を調べるために研

修されているのですよ。それからベベルイ川は去年私たち小学校、中学校に研修に行ったときに、一日かかって1匹も釣れなかった、二日目にやっと1匹釣れた。ですから、魚をやっぱり責任ある魚の放流をしていただきたいと。

だから、どこへ放流したかって、だからきのうそれ言ったのですね。だから焼いて食ったのかと私言ってしまうと、不適切な言葉出ましたけれども、これは学校、清富、ベベルイ川、これら学校研修されればわかります。研修発表しているのですよ。東中中学校なんてベベルイ川の歴史、それはすごい勉強して最近発表されています。だから魚1匹しか釣れなかった、二日間で。

だから、そういうことのないように、魚を十分に飼い集めてずっと放していただきたい、子供たちのために。これをお願いしたいということです。

それから、これあれですか、全般でないのですか、1款。

委員長（西村昭教君） 小野委員、ちょっと待ってください、一問一答で、今答弁いただけると思います。

企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 5番小野委員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

先日もお答えさせていただきましたけれども、ピリカフラヌイ川、ベベルイ川、またはカミヤ川等に魚がすめるような環境をとということで、稚魚の放流をしています。

ただ、我々も今課題とと思っていますのは、本当にそこに魚がすめる環境なのか、また河川改修のときに魚道工やなんかをつくって、それが遡上して上で育っているのか、そこら辺の確認を今してないのが実態であります。そういうようなことを含めまして、平成16年度につきましては、その魚がすめる環境なのかどうか、またそういう実態はどうかを把握するようなことも進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野 忠君） それはちょっと時期おくれしているわ、企画課長。したって、もうこのすむ会10年目だよ、これ。それまでの間、どうだったかというぐらいのこと、あってしかるべきでなかったか。これから新しいすめる道か生きる道かなんて、考えているときではないのではない気がするのですけれども、そういうことも一応例にして、とにかく魚をきちんと放してください。あと答弁要りませんから、それでいいです。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君、

9番（米沢義英君） 児童対策で保育所の待機児問題についてお伺いしますが、非常に最近労働条件も変わって、乳幼児を預ける方がふえてきてます。そういう意味ではなかなか預けられないという状況で、施設の許容量も定員数もありますから一概に言えませんが、この点でことし改善された部分等がありましたら、ぜひお伺いしたいというふうに思っています。

それと、入所ということですから、これも母子家庭等におけるいわゆる地方自治法にも書かれておりますが、優先的に配慮しなさいという形の中で書かれております。入所枠もあってなかなかそうはいかないということもあるのですが、これはそういうものも含めて公営住宅と同じように極力対処されるといふ方向での検討があるのかどうなのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所の待機児童等の御質問でございますが、本年度・16年度の今入所の申し込みをいただきまして、現状としては待機児童はいないところでございますが、年度途中において、そういうような母親の病気とか、あるいは就労やなんかで急遽そういうような入所の申し込みがあり得る場合もございます。そのようなときには当然、今現在は定数を越えた状態で入所の状況にございますけれども、極力その年度の中でそういう状況が出てきた場合は、施設の収容能力やなんかの関係もございまして、できる限りその希望に、即希望に対応できない部分もございましてしょうけれども、あきが生じた場合とか、そういう部分でできる限り受け入れるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点、入所に当たっての母子家庭の優先の御質問でございますが、これにつきましても、今特に保育に欠ける状態ということの世帯について、その辺の段階的に優先度というものを押さえて入所決定をさせていただいておりますので、そういう母子家庭の方というのは、特に保育に欠ける部分での重点度が高いのではないかとというふうなとらえ方で対処させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 267ページ、私立幼稚園の関係につきまして、今、2歳から幼稚園に入れ

るように拡大されているところがあるのですよね。これらについての対応をどのように考えておられるのかというのと、それと私、何カ月か前に上川管内の女性議員の研修がありまして、東川町に行っていました。

これは保幼一元化ということで、実際に保幼一元化でやっておられるところを見てまいりました。そうすると、これは前山田町長が非常に熱心に並々ならぬ努力をされて保幼一元化をされたわけなのですが、幼稚園児はどうしているかと言いますと、幼稚園の制服を廃止しまして、保育所の人と同じような服装をしているわけなのです。そして、幼稚園児と保育児と一緒におりまして、お姉ちゃんのような立場ですごく下の小さいお子さんをいろいろとかわいがって取り組んでいらっしゃるしまして、この上富良野町でも将来的には、今西保育所が高田幼稚園に委託管理いたしましたけれども、これは全くまた別々の対応になっておりますので、その保幼一元化についてもどのようなお考えされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 村上委員の幼稚園に関する質問ですけれども、私の方からお答えしたいと思いますけれども、これは私立学校法人ということで、高田幼稚園で運営しているわけですけれども、今までは3歳児以上ということですが、今、国の方も2歳児、ゼロ歳児から引き受けなくてもいいよと、仮認可ですけれども、ということで、学校法人の高田幼稚園が受けれる体制で今準備を進めております。

それから、幼保の一元化については、これは中富良野だとか東川が、先駆者的な実施例をつくっていただいているのですけれども、今国の制度は、幼稚園と保育所というのは縦割なのです、まだ、片一方は厚生労働省、片一方は文部科学省で、まだこれは解消されておられません。補助の中身も全然違います。

ただ、子育てという部分については、幼稚園だから保育所という目線を視点を変えるというのはおかしいと思っておりますので、そういう面ではうちの方で今、委員が言っているようなことの実現は不可能ですけれども、ただ、子育ての部分では目線が変えたらだめだということの努力はしないとしないということの理解をしております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 幼稚園もそうでございますけれども、保幼一元化に向けてと、まだ垣根がなかなか文部科学省と厚生労働省の。でもそれぞれの町独自の取り組み方というものもあるのではないかと

思いますので、それで学校なんかもあわせて、学校再編、こういった大きな計画、そういうのをお立てになったらいかがと思っておりますが、いかがでしょうかね。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） さっきちょっと説明不足の例があったのですけれども、実は高田幼稚園と西保育所が今度委託することになって、高田幼稚園が受託することになりました。

それで、今、幼保の関係では、幼稚園の時間も2時か3時まで終わってしまいますと、片一方は保育所の場合は5時、6時まで預かるということで、非常に預かりの条件やなんか違うということ、高田園長先生とよくお話するのですけれども、そういう面では幼保の一元化ということを視野に入れたような受ける体制で頑張る、これは預かり保育の問題やなんかも含めてなのですけれども、そんなことで保護者の目線に立って、子育ての目線に立つということで、何か情熱を傾けていただけるということをお話を聞いております。

それから、幼稚園と今度学校の垣根がまたあるのです。幼稚園で終わったら今度義務教育に入ってきたら、学校まるなげされるということで、保育所にしたときの過程がわからないということでは、まだまだ幼稚園と保育所との連携、そういうもの子育ての支援のあり方というものについては、連携・共有をしながらしていかなければならないということの課題意識は持っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にもう質問ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第1号の質疑を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を、事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 3月16日は、本特別委員会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、上富良野町各会計予算書、上富良野町水道事業会計予算会計並びに上富良野町病院事業会計の予算書を御持参願います。

以上であります。

午後 5時23分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月15日

予算特別委員長           西村昭教

# 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成16年3月16日（火曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイソ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	仲島 康行 君
委員	中村 有秀 君	委員	金子 益三 君
委員	村上 和子 君	委員	長谷川 徳行 君
委員	渡部 洋己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

## 欠席委員（0名）

## 早退委員（0名）

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
総 務 課 長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
税 務 課 長	越智 章夫 君	町民生活課長	米田 末範 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	農業振興課長	小澤 誠一 君
道路河川課長	田中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和幸 君
会 計 課 長	高木 香代子 君	農業委員会事務局長	谷口 昭夫 君
管 理 課 長	上村 延 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君
特別養護老人ホーム所長	林下 和義 君	上下水道課長	早川 俊博 君
町立病院事務長	三好 稔 君	病院事務次長	大場 富蔵 君

関係する課長補佐、係長等

## 議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	菊池 哲雄 君
係 長	北川 徳幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。  
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会、第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長(西村昭教君) これより、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して8ページから10ページ、及び319ページから366ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 国民健康保険税の収納率等の点について、まずお伺いいたしますが、今年度は大体収納率というのは、どのくらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

また同時に、不況業種という形の中で、決算でも資料をいただきましたが、いわゆる農林業や建設、小売、飲食業等々の滞納者がふえるという状況があります。それとあわせて、所得階層別に見ましても、当然この基盤そのものが弱いという状況もありますが、所得の少ない層ほど滞納額がふえるという状況になってはいますが、こういうものも含めて、何回も質問できないわけですから、この国保税の軽減等、所得階層別に見た場合、社会的要因も含めて滞納者がふえるという傾向があると思いますが、その点。

さらには同時に、この医療費の抑制という点で、当然、高齢者福祉計画に基づいた検診の立て方、あるいは受診対策というのを進められておりますが、今年度はこの点についてどのような医療費抑制の対策をとられているのか。各、いわゆる若年層と老年、お年寄りの層、どういう対策をとられようとしているのか、まずこの点について伺っておきたい

と思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 米沢委員の御質問に、お答えを申し上げたいと思います。

まず税の収納率の見込みということでございますが、今年度におきましては、一般でおおむね96%、それから、退職にかかわりましては100%を見込んでいるところでございます。

それから、不況の業種にかかります内容につきましては、現況どうかと、平成14年度の内容につきましてはお示しをしているところでございますが、現在途中ということもございまして、今の状況で、どうかということにつきましては、まだ推測の域でございまして、建設関連、それからサービス業関連というのが、継続してあるかなというふうには思いません。

次に、所得の階層にかかわりまして、その滞納が低所得者層に多いということにつきましては、資料でもお示しいたしましたとおり、そういう状況にあるということでございます。今後の推移の中でも、そういう傾向はあるのかなというふうには思っております。

その軽減対策ということでございますが、御承知のように、その軽減のあり方につきましては、7割、5割、2割という形で、その応益部分につきまして、その対象を進めさせていただいているということでございます。

それから、医療費の抑制にかかわってということでございます。私どもと保健福祉課の方で、それぞれ対応をしている部分もございしますが、私ども国保の立場から、その保険のあり方といいますか、特に循環器系統の医療、疾病の対策ということで、比較的若年のところからの循環器系の検診というものを進めていく必要性が言われておまして、そのような対処が進められているということでございます。

それから、高齢者にかかわりましては、いろいろな各種のそれぞれの教室等を含めながら、対策を講じているというのが現状でございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 対策という点では進められているということではありますが、あわせてお聞きしたいのは、今年度は滞納繰越分という形の中で、この点についても、大体、収納おおよそというのはどういうふうに立てられているのか。

それと、高額医療費の342人にかかわって、1人当たりの医療費の、その年度によっても変わるわけですけども、相当病状が重いという状況の中で、この部分も、それぞれの体の状態がありますか

ら、一概にどうのこうのと言える状況ではありませんが、しかし、かなりな、やはり特定の難病あるいは病状を抱えるという状況の中で、比較的、この高額医療費の病状、どういう方が多いのか。この点、伺っておきたいと思います。

保健福祉等においては、成人病にかかわる、いわゆる高脂血症、あるいはそれにかかわった特定疾患という形の中での医療費の増高が伝えられるという状況を報告されておりますが、そういう傾向にあるのかなというふうに思いますが、この現状と実態についてお伺いいたします。

さらに、軽減対策の問題で言えば、確かに所得の極端に少ない方については減額措置等がありますが、しかし、それを該当しない方については、当然ないという状況にあります。この間、そういう意味では、今求められるのは、やはり国民健康保険税の税率の軽減をするということも、当然必要かと思いますが、今年度は、こういうような予算というのはこの中に計上をされているのかどうか。この点についてお伺いします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、滞納部分にかかります税の収納状況ということでございますが、現在のところ、前年対比をいたしましても10%ぐらい上昇をいたしてございまして、現在の段階では、1月30日現在で18%程度になっているところでございます。

次に、医療費の関連であります。高額になっていっているものは何かということでございますが、これにつきましては、主体的には、やはり循環器系のもが多いということでございます。現状といたしましても、そういう内容で推移しているというのが、町としての特徴的なものでもあろうかというふうに思っております。

次に、税のその該当しない部分に対応しての軽減対策というものがどうかということでございますが、現在の7割、5割、2割という軽減対策を講じさせていただいているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 7割、5割という形で軽減されて、社会的に、これはそういう階層だからということになっておりますが、そういう実態等があっても大変だと思います。私が聞きたいのは、やはり今回この中にも、当然、2号の被保険者の税率改正というの、あわせて国民健康保険税に、いわゆる納税されるという形になります。そういう意味で

は、あわせて軽減対策というものも同時に並行して行わなければ、さらに滞納者もふえるという状況があるのではないかとこのように認識しております。

軽減対策以前に、全体的にこの税の軽減対策をとるといふ対策も含めて検討すべきではないかというふうに思いますが、この点、町長に答弁、最後求めておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

医療にかかわりましての税につきましては、昨年改正をいたしまして、応分の対応をしながら今日に至っております。介護納付金にかかわります2号被保険者分のこの税にかかわりましては、提案の段階でも御説明を申し上げましたとおり、全国の2号被保険者の方々によってその負担割合が定まっているということで、その数値の動きが非常に急激になってきているということは事実でございますが、どうしてもこれについては、同じように他の組合管掌でありますとか政府管掌でありますとかという関係の中で、一律に御負担をちょうだいしているということが基本になってございますので、これらについては、現状、御提案の内容として、よろしく願いをしたいというのが私どもの考え方でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 関連で、ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 歳入の関係で、国民健康保険税3億6,243万6,000円ということでございますけれども、この内訳なのですけれども、16年度の調定額、一つは16年度分のもので、それから過年度の滞納額から何%か収入入れたものがこの中に入っているということで理解をしていいのですね。

というのは、昨年の決算委員会で、15年10月31日では、4,013万6,000円ということが滞納額があるということで報告を受けております。したがって、その中の何%かが、ほかの予算書を見てもそうですね、当年度分と、それから滞納額の過年度分という中での収入の説明の仕方がされているものですから、その点を1点お伺いしたい。

それから、2点目は不納欠損の関係です。決算委員会で出された資料を見ますと、平成14年は39件、352万8,000円、それから平成5年度から平成14年度まで見ると266件、2,437万3,000円という報告を受けております。したがって、15年度の不納欠損はされているか、されていないか。もし、されているとしたら、件数と金



額、それちょっと明らかにしていただきたいと思  
います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問  
にお答えをしたいと思います。

第1点目の保険税にかかわります内容でございま  
すが、平成16年度にかかわりましては、あくまで  
この調定額に対応しての収納パーセントを見込んで  
いるということございまして、まだ16年度の調  
定額自体というものが、まだ定まっていざしません  
ものですから、現在のところでは医療費といいま  
すが、一般分と言えば現年度分で95%、それから退  
職分では98%というのが、収納のベースとして見  
ているということでございます。

御質問の内容と、ちょっと一致しないかどうか、  
ちょっと。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） 中村委員から15年度  
の欠損処分のお伺いありましたが、15年度  
の欠損処分、3月31日付で行いますので、まだ  
額、それから件数とも、決定してございません。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私が聞きたいのは、16  
年度の調定分がどうということであつたら、金額は  
何千何百何ぼで、そのうちの何%で、当該年度こう  
しましたよ。それから、滞納額はこれであつて、例  
年の形で18%ぐらい入るから、その金額が幾らだ  
から、こう計上したということで、この3億6,2  
43万6,000円の内訳を私は知りたいというこ  
とだったので。ただ単に何%何%ということであ  
れば、何となくわかりませんので、その点明確にし  
ていただきたいということでございます。

委員長（西村昭教君） 今、質問の趣旨がこちら  
に十分伝わっていませんので、答弁にちょっとと  
まどつたということ。

少々お待ちください。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問  
にお答えをしたいと思います。大変失礼をいたしま  
した。

滞納繰越分の予算計上にかかわりましては、過去  
の収納の状況を勘案いたしまして、基本的にはおお  
よそ収納可能な状況で、その予算措置をしていると  
いうことで、滞納額をベースにして、その何%と  
いうところではないということ御理解を賜りたい  
と思ひます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） だから、滞納額が四千何  
ぼあるというのは、わかります。ですから、本年度  
は滞納額の何%で、それでは平成14年が滞納額の  
うち、これだけ入りましたよ、15年度入りした  
よ、それであれば、16年度はこういう金額にしま  
したという金額が何も出てこないものだから、この  
内訳では。ですから、ほかの会計のところを見ま  
すと、そういう書き方をしているところがあるから、  
できればそういう書き方が方がいい、そういう説明  
があつていいのではないかとございまして。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問  
にお答えをしたいと思います。実は予算書の32  
7ページに、保険税の歳入として区分をさせていた  
だいてございます。一般、それから退職ということ  
で、その中で、滞納繰越分というものを含めまして  
記載をさせていただいてございます。過去の大体の  
推計で、収納可能な状況として、その数値を予算計  
上をさせていただいているということございま  
す。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、税務課長の方では、  
不納欠損処理は3月31日付でやるということござ  
いまして。それで、町税の関係でも、私申し上げ  
ました。特に町長は、居所不明、それから死亡、こ  
れが大半だということで資料をいただいたところで  
す。その関係では、大分件数と金額が違うケースが  
あるので、これは僕は後で事務方とちょっと調整を  
したいと思ひます。したがつて、今回、14年度の  
国民健康保険税での39件、352万8,000円  
ということで、恐らく今年16年3月31日付でや  
るのも、これが大きな、居所不明、死亡というのが  
大半なのかなと、こう感じがいたします。したがつ  
て、町税の不納欠損処分中の居所不明、死亡にか  
かわる分ということで、同じような形で、居所不明、  
死亡を、11年度から14年度の国民健康保険税の  
不納欠損処分をした内容を、後ほど資料として願  
いをいたしたいと思ひます。

それから、なお、この15年10月31日現在で  
4,013万6,000円という大きな滞納額がある  
ということで、非常に厳しい財源の中で、大きなウ  
エートを示しております。したがつて、不納欠損処  
理については、町税同様、本当に厳格にやっていた  
いただきたいということの要望をして、終わりたいと思  
ひます。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） 国民健康保険税の欠損

処分、11年度から14年度までの居所不明、死亡にかかわる資料につきましては、後ほど提出したいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 後ほど提供するというこ

とで、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第2号の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して11、12ページ、及び367ページから379ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 高齢者医療の現況について、まず伺いたいと思いますが、当町においては、全道平均よりも1人当たりの医療給付の実態、どのようになっているのか。低いのか、高いのか。

ことしから、保健福祉総合センターが建設されるという形の中で、この医療にかかわる部分の健康づくりのまちづくりという形で、うたい文句にしておりますが、それが当然生かさなければ、保健福祉総合センターのつくった意義も目的も達成されないというのは当然だというふうに思います。年間、これから維持費も五千数百万円、今年度予算だけでも二千数百万円になっておりますので、やはりこういう貴重な財源を使って、この老人医療の抑制につながるということが何よりも大切だと思いますので、ことしから、今後どういう医療費抑制のための対策をとられようとしているのか。これは保健衛生とあわせて非常に大切なことですから、この点について、目標等があれば伺いたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問に、お答えを申し上げたいと思いますが、第1点目の高齢者のといいますか、老健での医療のその状況というのは、給付というのはどういうふうになっているかということでございますが、現在、これ平成14年度の速報値でございますが、全道で207の保険者があるわけでございます。そのうちの141番目というのが現状でございます。おおむね80万円ちょっと超すぐらいの、1人当たりの給付状況に

なっているというところでございます。

2点目の関係でございますが、この高齢者の健康と申しますが、そういうものについての方向性ということでございますが、一般会計の保健の部分でもその論議がなされたかと思いますが、そちらの方の対応の中で、少しでも医療給付費を下げたいという考え方が、新たな施設等も含めた利用の高度化によって展開をしていきたいというのが現在のねらいでございます。

目標値としてどうだということについては、ちょっと私の方から特にお答えができない状況でございますので、お許しをいただきたいと思

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この保健福祉計画の中には、各課との連携の中で、そういう実情も把握して、この医療費抑制につなげるのだということが明記されております。非常にそこが弱いのだということも、これからの課題ということで提起されておりますので、担当課長も含めて、この点よく熟知して、予算を組むだけだったらそれでいいのですけれども、ただ、予算の組む背景には、やっぱり町民の税金を使うと。その税金を有効的にどう使われるのかということが基本でありますから、そういう数値も、全部わからなくてもいいです、多少知りながらも、当然この予算組みが、もっとこの予算の生きた組み方というのもできるのだらうと思っておりますので、この点もう一度、やはり特定疾患に対する在宅のあり方の問題だとか、いろいろな問題が載っております、この福祉計画見ましたら。そういうことを多少なりとも担当の方とも連絡し合って、ぜひこういった点の予算の組み方という点で努力していただきたいというふうに思っています。

高額医療費については、前年度よりも何ほかではあります、多少予算も増高という形、ふえているという状況もありますので、これは単年度によって、その置かれている一人一人の状況によって違うと思いますが、これは大体、平均的な予算の組み方という形で、いわゆる3年間のローリングした中で、そういう押さえ方でよろしいか、伺いたいと思

います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問に、お答えをしたいと思います。

まず第1点の連携ということでございます。申し上げたかったのは、直接的な論議としてお話をできないということで申し上げたところであります。連携という面につきましては、毎年毎年、数値が変化していつているということは事実でございます、

情報の提供につきましては、常に保健福祉課と交流しながら、提供をしながら、その対応について、ある意味、その医療費の上下に一喜一憂しているところがございます。

そういう中で、どこに照準を当てながらいくべきということについては、レセプトの内容の精査をしながら、それらについてはお互い連携を進めているということについては、これまでも行ってまいりましたし、今後も進めていきたいという考え方は持っております。そういう中で、給付費を下げていくということは、当然にして健康な方々が多くなることを目指していきたいということでございますので、御理解をいただいております。

2点目の高額医療費にかかわりましては、実は老健としては2年目の制度でございます。前年を対比として見させていただいているのが現状でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第3号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらくお待ち願います。

これより、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、13ページから15ページ、及び381ページから412ページまでの予算全般の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 介護保険制度ができて、それぞれの課題等も、最近をよく見えてきております。基本は、国の指導もそうなのですが、医療費抑制のための施設介護よりも、いわゆる在宅介護を優先せよという形になっております。

そこでお伺いしたいのは、在宅介護を、仮にこれを進めるといふ状況であれば、当然それなりの体制というのが必要かというふうに思います。このいきいきプランの中にも、現状と課題というのが書かれておまして、それにかかわって、訪問介護に当たっては、サービスの質を低下させないためのヘルパーの増員が必要だと。増員するためにはお金が要ると。お金が要るためには、当然、職員を整えるた

めには、一定の給与水準を保たなければならないと。社会福祉協議会等に至っては、これを促進した形の中で、臨時ヘルパーの増員ということがうたわれて、一方で給与水準が下がって、なかなか実態に見合った、それでいいということで入ってきている方もおりますが、そういう矛盾等があると思っております。やはりそういう矛盾等を抱えながら、訪問介護と、ヘルパーの増員と、今後のその給与の改善等というのは、課題があると思っております。まずその点について、現状は、ヘルパーの給与、あるいは現状は、登録されているヘルパーの数等についてはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま訪問介護サービスの部分でのヘルパーの体制の御質問でございますが、御承知のとおり、この訪問介護事業というのは、事業所として指定を受けてサービスの展開をする部分でございますので、社会福祉協議会が事業所としてヘルパーを雇用した中で事業活動を行っているわけでございますが、したがって、その事業所の身分等については、事業所が運営の面で、こういうヘルパーの身分等の部分も含めて事業展開をすることとなっておりますが、私ども聞いている範囲内では、ヘルパーの体制の部分につきましては、正職のヘルパー、嘱託のヘルパーが4人ということで、あと臨時ヘルパーが13人、登録ヘルパーが8人ということで、そのほかにヘルパーの主任でありますこういう者を含めると、1人主任ヘルパーというのがございまして、これらを統括してヘルパー事業をやっておりますが、合わせて26人のヘルパーの体制で訪問介護事業を行っているというようなことで承知してございます。

給与水準につきましては、先ほど申し上げましたが、社会福祉協議会の方で、その事業所としての給与規定で対処してございますので、詳しくは承知してございませんが、先ほど、臨時職員というのは、日額あるいは時間給の雇用をもって対応をすること、町の臨時職員の賃金を比較しますと、社会福祉協議会の介護福祉の従事者より町の従事者より高い水準ということで、賃金の水準についてはそういうふうに設定しているということで承知しているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、いわゆる高齢者、介護保険が、今後どんどん加入者が、高齢者がふえるという形になっております。そ

という意味では、いわゆる若年層からの要望というのが当然必要になってきております。今年度は、それに基づいた目標数値というのでも当然掲げられているというふうに思います。今年度は、それに対応した、健康、あるいは老人に対する、お年寄り方に対する就労対策等、あるいは健康対策等が目標を立てておられると思いますが、この点はどのようになっているのか、お伺いいたします。

それと、今、町立病院には療養型のベッドが現状はありますが、足りないという状況になって、今後こういう部分の療養型の施設の提供が求められているというふうにと思いますが、この点どのような数値が、今後どういふふうになるのか、この点お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問、2点でございますが、1点目はちょっと後ほどお答えさせていただきます。

2点目の町立病院の療養型の関係でございますが、療養型の病床の計画ございましたけれども、今現在、医師確保等の問題で、増床ということには至ってございませんが、ただし、増床になってございませんけれども、医療系の方の療養型のベッドがございます。これの空きベッドをショートステイ、療養の短期養護サービスということで、こちらの方の活用をさせていただいた中でサービスを提供しているということでございますので、これらについての部分での、施設としての介護療養のベッドは不足しておりますけれども、これを医療系のショートでもってカバーしているということで御理解を賜りたいと思います。

次、1点目の御質問でございますが、委員おっしゃるとおり、確かに、この介護認定者をふやさないとというのが一つの町の目標でございます。そのためには、若年層からの健康予防という部分で、これは本当に福祉のみでなくて、保健のその健康づくりという部分での取り組みというのが大事なことだということでございます。これについての脳卒中予防、あるいは転倒予防等のこの取り組みを、介護予防事業の中で、運動した中で、こういう取り組みをさせていただいて、少しでも要介護認定者がふえないようにということなので、鋭意努めさせていただきたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） またお聞きしたいのは、訪問介護や訪問リハビリの点についてお伺いいたします。

目標数値で言えば、訪問看護の方は平成14年では4,680件を対象という形になっておりますが、相手がいなければ、当然この目標数値というのは変動するものでありますが、約半分。訪問リハビリについても395という形の中で、130件が見込みという形になっておりますが、ここに課題という形の中で、24時間のサービスの提供、もしくは土日、祝祭日、あるいは、訪問リハビリに至っては、作業療法士や理学療法士等の確保という点で必要だということが明記されておりますが、そういう在宅介護、あるいは在宅という形の促進するということであれば、こういったところの一定のやはり人員と体制というのが今後とらねなければならないというふうにと思いますが、まだまだこの点の課題等が当然出てきていると思います。これはアンケート調査に、また基づいて計画も立てられていて、これから恐らく、虚弱な高齢者がいても、どちらかが弱い、かといって、施設がそれではあるのかということになれば、施設もないという形の中で、どちらに行ったらいいのかわからないというようなのが今の実態だと思うのです。そういう意味では、在宅介護は進めるけれども、そこに必要な、十分な、やっぱりサービスが提供できない体制があるということであれば、施設にも入れないという形の中で、こういう課題があると思うのですけれども、担当者として、今後、こういう部分を強化すべき点だと。すべてがそうだと思いますが、強いて言えば、これからはこういったところを強化すべき点だということがあれば、これ以外の点があれば、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問でございますが、在宅介護サービスを重視するという視点で、それに実効を伴っている部分かどうかという部分の御質問かと思いますが、訪問介護につきましては、私ども十分な対応が、町内においては社会福祉協議会がその事業所として果たしているのかなというふうに、24時間については、当初試みを社協の方で行ったようございましたが、その当時は該当者がおりましたので、そういうような体制をとってございます。土曜日についても、今現在、土日についてもやっておられるようですが、先ほどの御指摘いただきました訪問リハビリ、これにつきましては町立病院でも、この事業展開はやることにはなっております。町立病院だけ理学療法士がございまして、そのほかに町立病院だけでなく、圏域の中で協会病院等の、そこも事業所指定を受けて富良野圏域の中でやっておりますので、私ども町内だけでなく、圏域の中のそのサービスの事

業所の利用を活用していただくというようなサービス基盤を活用をしていくというようなことで、これらについて圏域内での担当者会議とか、あるいはそういう医療機関等の会議やなんかでは、こういう部分での情報交換も含めて、介護基盤の充実については今後も努めていきたいというようなことで考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 訪問介護はわかっているのですが、訪問看護の方ですね。これは、この資料の中にも、やっぱり体制をとらなければならないと。そのためには、看護師等の体制が不十分だと。その連携としては、町立病院やケア事業団、青い鳥、なごみだとかという形の中で、連携をとるという形にはなっていますが、実際こういう体制をとるとすれば、その介護を受ける、訪問看護を受ける対象者がいなければ当然できない話なのですが、現状は、これに該当するような方、もしくは対象になるという形の中で、相談を受けられているというような方はいらっしゃるのか。この点についてお伺いしたいというふうに思います。

それと、住宅の改修の問題で、償還払い、そのかかった経費の1割負担という形の中で、償還払いという形になっていると思いますが、これ、委任払い制度になっているのか、この点。

それとあと、介護保険料の問題でお伺いいたしますが、介護保険料が高くなると、これからサービスを減らしたいという形が、このアンケートの中でも言われております。そこには、所得の問題だとか、生活環境等の社会的な問題があると思いますが、町の方では一貫して、国の制度で軽減制度があるから、これを適用したいと、町はそのままこれを進めて、町独自の体制はとらないという形のことを言っておられますが、私は、これからの需要等の見込みがふえるという状況の中で、もしくは、国民健康保険税にもありましたけれども、低所得者層が多いという状況の中で、町の独自の対策というのも必要だということ。それと、今まで行ってきた上乘せサービス等の、やはりこれの負担軽減というのは、必要であるにもかかわらず、今回また負担をふやすという状況になりましたので、こういうアンケートに見られるようなことを考えたときに、この二つ同時にやって、この負担軽減とあわせて、介護認定される方の軽減対策や、医療費軽減のための対策をとれるための、同時並行でやるべきだと思いますが、この点について伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の4点ほどの御質問でございます。ちょっと順番が狂う

かもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

2点目の住宅改修の方の、利用者の給付方法ということの御質問ですが、これにつきましては償還払いと受領委任払い、両方の支給方法を実施しております。どちらの方法でも、対応するようなことになってございます。

それから、3点目でございます介護保険料との関連でございますが、上富良野町においては、この第2期の計画が、見直しを昨年、15年度実施しまして、今その2期の計画の中で介護保険料を、第1号被保険者の介護保険料をいただいているわけですが、これにつきましても、介護制度がスタートをしたときと同じような、同額で設定をさせていただいて保険料をいただいているわけでございますが、その中で、今御質問もございました、いろいろサービス、その介護サービスの利用を促進していただけるような、こういうような仕組みやなんかの中で、特に介護保険料の負担の問題で、必要なサービスを受けない、減らすことのないような形で、これら取り組みをさせていただいてきたところでございます。

その中で16年度、この利用促進の補助の負担を、見直しをさせていただいた背景は、さきにも御質問にお答えしたとおり、介護保険の在宅サービスの利用の状況が、毎年毎年伸びている状況でございます。これらも含めて、そんなような在宅についての利用が推進されているというようなとらえ方をさせていただいてございますので、この町の施策については、十分今後、これらの利用の動向やなんかを見きわめていながら検証をしてみたいというふうに考えてございます。

次、最初の、1点目の訪問看護の体制の問題についての御質問、これについて補佐の方からお答えをさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 訪問看護を利用されている方につきましては、介護保険制度で利用している方が47名、それから、特定疾患などを持たれまして医療保険制度で利用されている方が10名弱いらっしゃいます。

それで、介護保険の方の制度で利用されている方につきましては、インシュリン注射などを1週間に5回お願いしている方とか、時間を短くして、訪問看護師さんが頻回に入っただいて病状観察をしていただくとか、かなり多岐にわたった活用方法が行われております。

ケア事業団の方が、今8名訪問看護師います。それから町立病院の方に2名、それから青い鳥なごみにつきましてはケースがいる状況の中で入っていた

だいているということで、何とか今のところ看護師の確保についてはできております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 訪問看護については、現状では何とかという形の中で、今後ふえる可能性があれば、現状では足りないということだというふうに思っていますので、その先のことも当然考えられていると思いますので、十分検討をして、十分な体制がとれるように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

また、保険料の軽減対策の点ですが、やっぱりこれ非常に重要な点で、アンケートにも、やはりそういう軽減対策があれば利用するという声も書かれておりますので、この点、町長、あわせて、上乘せサービス等の負担をふやすのではなくて、こういったところに予算措置をきっちりするということが大切だと思いますので、この点はどうかという点と、それと、今それぞれのケアマネジャーの研修等が、予算の削減で研修が行けないだとか、そういったことがないのだろうとは思いますが、その研修等についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢委員の御質問ですが、先ほど訪問看護の関係、在宅サービスの部分での課題やなんかについては、これは各事業所等とも十分連携をとりながら、課題の部分については少しずつ解消をさせていただくようなことで努めてまいりたいということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、先ほど委員がおっしゃられた上乘せサービスの話ですが、上乘せにつきましては特別給付ということで、これは町の、介護保険の基金の中で運営をさせていただいておりますので、委員のおっしゃられるのは在宅サービスの利用促進の関係だと思います。これらについても、十分、今後の利用の推移、動向を見きわめながら取り組んでまいりたいというようなことで、御理解を賜りたいと思います。

それと、最後のケアマネジャーの研修の関係でございますが、これについては、直接、利用者との一番身近な職員でございますので、立場のある者でございますので、これらについての的確な助言とか、家族や御本人に対する助言とか、いろいろなサービス計画を立てる上で、こういうノウハウを熟練をしていただくためには、やっぱりこういう研修というのは必要だということで認識してございますので、

これらについては、私ども、必要な部分についてはどしどし研修を受けさせるようなことで考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他に。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 介護サービスもかなり定着してきたのか、国では要支援、1級の人が、よくならないで、だんだん重くなるという傾向にあるということなのですが、上富においてはどういうふうな状況なのか、お伺いしたいと思います。

また、これは人から聞く話ですけれども、家にいるときは比較的自分で何でもやっているのですけれども、デイサービスですか、迎えに来ると何だかよたよたして、ヘルパーさんに抱えられていくような傾向があるというふうに話を聞いておりますが、それは事実かどうかはわかりませんが、そのような傾向にあるのではないかと私も感じております。

そこで、このサービスも、要支援、あるいは1級は薄く、高度の人に厚くというような配慮は、今後なされるのかどうか。その点も含めてお伺いします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 吉武委員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の要支援の、介護保険の認定者の中で、今一番、比較的軽度な方でございますが、この方については58名ほどございまして、上富良野町の特徴として、こういう軽度な方がふえてございますが、こういう軽度な方が重度化しないような取り組みは、この介護予防の方で展開をさせていただいております。

デイサービスの効果という部分では、こういう要支援とか、要介護度1、2の比較的軽度な方が行ってもらうことで、利用していただくことで、重くならないようなことで私ども考えてございますので、ケアマネジャー等も、これらについての家族や本人とのケアプランの中で、そういうような組み立てをされているというようなことでございます。

介護保険のサービスの部分では、やはりこういう軽度な方については、早くからこういうサービスを利用していただくことで、御本人もよろしいですし、町としても、この保険給付の中では、財政運営としてはいいのかなということで、大いにこの在宅サービスを利用していただくというようなことで考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 三つくらい、一つずつ聞きますから。

介護保険ができてから、高福祉高負担の時代に入っていくなという感じ持っていました。それまでは、どこでもみんな在宅介護だったですよ。亡くなるまで在宅介護だったのですよ。しかし、核家族の影響で、こういうことを国が見通してつくったのでしょうかけれども、さて、その高福祉高負担ということをやれる時代はよかったです。今はそうはできない時代になってきたということであれば、我が町は、どの程度のところの福祉をしていくのかというようなことについて、きちんと言わなければ、一度禁断の木の实を食べておいしい思いしたら、これを必ず要求するのですよ。そして、お前たち何やっている何やっているということになるのですけれども、ない袖は振れないということになるのですよ、はっきりしてるのですよ、これは。だから、その辺のところについて、どのような傾向になっていくのか、お聞きしたいと思います。わかる範囲でいいですけれどもね。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 4 番梨澤委員の御質問でございますが、高齢者福祉、今後のあり方という部分での御質問かと思いますが、従来から町のスタンスとしては、先ほどの御質問にもございましたが、在宅福祉の充実ということで、上富良野町はそういうような施策で進めてまいりましたけれども、今後も、この在宅福祉の取り組み、あわせて地域福祉という部分での住民会と地域のその連携、こういう部分でのあわせの中で、今後、高齢者福祉、障害者福祉の取り組みについては、そういうような対応を図っていくことが、一番今後のあり方として、そういう進め方が望ましいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） ちょっとわからなかったのですね。高福祉高負担か、中福祉中負担ぐらいか、低福祉低負担ぐらいかという、わかりやすく言ってくれるといいのですけれども。お答えがなかったのですけれども、いいです。

次に入ります。在宅介護というところに行きましたね。在宅介護ですね、子供というのは、だましきくのですよ。おもちゃ与えたりなんかで、だましきくのですよ。年寄りというのは、だましきかないのですよ。わがままなのです。もう絶対、おれこうやってやるのだったら、もう絶対こうやってやり、こうやれと言ったり、腹立ったらどなったり、

怒ったりなのですよ。在宅介護ということで、そうしている方も、最後はお亡くなりになります。最後はお亡くなりになります、在宅で。そうしたら、警察が入ってくるのですよ。警察が入ってくるのです。入らんですかね。入りますよね。ここのところについて、非常にみんなは嫌がっているのですよ。この辺のところをどのようにお考えなのか。ちょっと難しいですけどもね。だけれども、私はこうやって言ったことは、どンドン国にも言っていたきたいから言っているのだからですね。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 在宅で頑張っ、亡くなられたときに検視が入るということをお話しされていると思うのですけれども、実際に、その日のうちに往診がされているとか医療にかかられている場合は医師の診断書が出ますけれども、そうでない場合につきましては、どうしても死亡原因を特定するために、そういう措置がなされるということのお話ですよ。その辺につきましては、やはり仕組みとして理解していただくということで、御了解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） こういうことで、あるということですね。

次は、生活習慣病とか、それから健康診断ということでいろいろ努力されておりましたですね。そのまま介護に入っていく方も、そういう道通っていかれる方だと思うのですよ。ところが、いいですか、酒は飲む、たばこは吸う、お菓子は食う、健康診断大丈夫です、異常ありません、この健康診断が一番悪いのです。これが悪いのです。こういう健康診断はしない方がいいです。それで大事なものは、問診でもって聞いて、あなたは健康診断大丈夫ですけども、これは必ずこういう結果になりますよといって、やっぱりをきちんと言うところでもって本人にその自覚を促すというような健康診断でなかったら、ただ機会に行って、異常ありませんよということでは、かえって本人のためにもならないし、病気を助長しているというように思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 検診につきましては、町としましては早い時期から、検診を受けただけで安心をしていただいていたということでは、早い時期からお願いしていたところでは、自分自身が自分自身の検診データがいい方に向かっているのか悪い方に向かっているのか、日ごろの頑張りが横ばいの状態にとどめているのか、自分がその検診データを読むことで、自分の体に起きていること

がわかって、そして自分の見えない欠陥がどんなふうになっているのかというのをイメージしていただきたい、そして、食や暮らしに生かしていただきたいというところで取り組んでいます。かなり厳しいというふうに感じられる方もいらっしゃるかなと、ちょっと心配するくらい、検診の結果については、いろいろな形で学習会をさせていただいております。やはり、町がこれから進んでいく道としましては、今回、健康増進法でもうたわれましたけれども、住民一人一人のその責務、健康に関する責務というところをやはり保ちながら、そこを支えていく形で進めていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第4号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ちいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

これより、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、16ページから18ページ、及び413ページから431ページまでの予算全般の質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 423ページ、里仁のろ過装置の件でございますけれども、こういうろ過装置は初めて行う事業でございますけれども、これまたちょいちょい取りかえとか、そういったことにはならないのでしょうか。地方債1億1,000万円あれしておりますけれども、その点についてちょっと伺いたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

ろ過装置につきましては、多分、江花浄水場、また江幌の浄水場につきましても、マンガン系統の除去という形で設置してございます。今回、里仁に関

しましては、クリプトスポリジウムの予防対策として設置するものですけれども、これは耐用年数、例えば20年ほどありまして、その期間3年か5年サイクルで、その洗浄の必要はありますけれども、大体20年程度の耐用年数ということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他に、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないようですので、これをもって議案第5号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、19ページから22ページ、及び、433ページから457ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、23、24ページ、及び459ページから487ページまでの予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ラベンダーハイツの利用状況ですけれども、特にデイサービス、ショートステイ、またサテライトの利用状況をお知らせ願います。

委員長（西村昭教君） 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 3番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

平成16年度の1月現在の利用状況ですが、特養につきましては1万5,116人ということで、1日平均49.4人と。それとショートステイについては7.6人ということで、昨年同時期でございますが5.5人ということで、138.3%の増でござ



ざいます。

それと、デイサービスでございますが、3,984人ということで、去年は12.5人と。現在は15.5人ということで、124%の増でございます。

それとサテライトでございますが、今年度は1,232人ということで、去年は9.2人ということでございますが、ことしは10.4人ということで、115.4%の増でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） これらの施設の利用状況の中で、今後、年寄りがこういうサービスを受ける人がふえるのでないかと思うのですが、その施設の収容状況は、まだスペースがあるのかどうか。

委員長（西村昭教君） 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 特養につきましましては、定員50人と。ショートにつきましましては、現在10人ということでございます。デイサービスにつきましましては、おとしから、15人だったのですが、現在20人に定員をふやしまして、現在20人の定員枠をしております。サテライトにつきましましては定員15人ということで、デイサービスにつきましましては、現在、利用状況が平均の15.5人ということで、もう少し枠がございますので、利用状況、ケアマネジャー等、いろいろ掘り起こしをいたしまして、利用者のニーズに即して利用促進を進めていきたいなと。まだちょっと余裕がありますので、その辺を利用促進に努めていきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） サテライトの方なのですが、保健福祉センターができるという形の中で、今後はそちらの方に移行されるのか。需要が多ければ、また従来の施設利用という形になるのか、そこら辺について、お伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

保健福祉センターにつきましましては、一応10月をめどに落成ということで、予算措置もそのようにしております。その辺は、保健福祉課と調整をいたしまして、現在、利用状況はデイサービス、サテライトにつきましましては、それぞれ人数等を勘案いたしま

して、これをプールのいたしまして、それぞれ皆さんの御希望に沿って、どちらに行くか、それは本人の希望に沿って施設を利用していただくということになるかと思えます。

それで、今の状況につきましては、大体现状といたしましては、大体利用できるのではないかと。相当余裕があるのでないかと。これからは、だんだん利用者が多くなりますので、これからは施設の対応も考えていかなければならないのではないかなと思えますが、現在のところ、施設の余裕はあると思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第7号の質疑を終了いたします。

これより、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 水道事業会計予算の関係なのですが、過年度分損益勘定留保資金というのがあります。したがって、この留保資金の状況表を、後ほど資料として提出をしていただきたいと思います。

それからあと、未収金の関係は、ほかの関係等もありますので、同じような形で、何とか未収金の向上のために努力をしていただきたいと思いますという意見と、もう1点は、この給水の停止の関係、従来いろいろ言われております。給水条例の第29条では、明らかになっております。その関係で、今後も向上に努力をされると思いますが、その点、改めて、給水停止をも含めた形でやっていくのかどうかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

資料の点につきましては、後ほど提出させていただきます。

また、給水停止を含めての関係なのですけれども、現在のところ、給水停止されている方、1件ほどありますけれども、あとの方については、それほど悪質ではないという形で、また分納という形で収

納させていただきますので、現在のところ給水停止ということは考えておりませんが、今後またそういった悪質者が出た場合については、そういった対応で臨んでいきたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いします。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 悪質かどうかという判断が難しいところなのですが、この条例を見ますと、指定期限内に納入しないとということ、明らかになっております。それで、現実の問題として、どこまでが悪質なのかどうかという判断は我々の段階ではできませんので、それは担当者の方で的確に処理をしていただきたいという要望をして、この関係については終わります。

それから、もう1点よろしいでしょうか。

水道の給水条例の第17条ですね。水道使用料等の管理上の責任という関係が1点ございます。この中で、水道利用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、または漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは直ちに町長に届けなければならないというのが、我々利用者の方のあれなのですけれども、その次に、管理業務を行ったため生じた損害は水道使用者等の責任とするということなのですが、当然、我々使用者の責任もあると思いますけれども、もう一つは、町が管理をしている、漏水の状況で水道利用者等に利用できなかったとか、汚染がしたとか、そういう関係のケースで、トラブル等があったかどうかということ。現実に、漏水があったという関係は、毎年どこかであります。それから、その段階で給水が停止になったケース等もあると思いますので、言うなれば、利用する側だけの責任の関係があるけれども、町として、管理者として、その点での関係がどうかという点で、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 個人の負担部分とありますが、それにつきましては、メーター器までが個人の負担、メーター器の取水栓につきましては町負担という形で管理してございます。それにつきましては、8年のサイクルという形でメーター器の更新、こちらは町の責任においてやっている状況ですけれども、あとの、それ以降の漏水に関しましては、個人負担という形でお願いしているのですけれども、明らかに漏水という形であれば、そのメーター器の関係で、通常何カ月か前にさかのぼった形で、利用実態に合った形で料金を徴収しているというのが実態でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） この条文では、今、課長の言うとおりなのです。問題は、町が本管等も含めて、メーターの前の段階で漏水等があって、給水が停止する、もしくは使えないというケースが出てくると思うのです。ありませんか、あると思うですよ。

そうすると、その段階で、私言うのは、利用者の責はそうやってあれするけれども、町として、給水する責任ある立場で、その関係での問題は、どう対処、将来は漏水して本管修理するから、もしくは破損したからあれだとかという、ほかの都市でもあることはあるのですけれども、その関係で、町として、別にタンク車を持って給水措置をすとか何とかということがあるけれども、私言うのは、利用者の責をこの条文ではしているけれども、町として基本的に、安全で恒久的な給水をするということの責務の中にその関係がどうかということと、そういうトラブルがなかったかどうかということでお尋ねしているのです。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 過去には、大々的な漏水によります給水というか断水の経緯はありますけれども、そういった場合は、それぞれ先ほど中村委員言っていましたように、タンク車ですとか、ポリタンクですとかという形で対応をしているところなのですけれども、最近におきましては大々的な断水という事例はございませんで、断片的に漏水修理という形で、1時間が2時間の断水の経緯はありますけれども、最近ではそういった大々的な断水という形はございません。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 22ページの工事請負の関係で、水道管の埋設、また道路横断などで再工事がなされて、最後に舗装仕上げをするわけなのですけれども、舗装をやって1年もたたないうちに、その舗装の下地が悪いのか、工事の関係でどうかのわかりませんが、せつかく立派に仕上げている舗装が、がたがたの道路になってしまうといったようなことで、これらについてはきちんとしたやっぱり工事請負業者にその辺をチェックしてもらって、次の年、また補修としては舗装をかけて直しているのですけれども、やはりきちんとしたものになっていないのですよ。その場だけ盛り上がったような状況をつくったりなんかして。これを、やっぱりきちんとなくなるところは、やりかえるぐらいのあれでないと、その道路がだんだん、せつかくの町道が

走りにくい道路になってきているということです。  
その点はどうかお考えですか。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま3番岩崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

給水工事といいますが、本管から引き込む工事ですとか、例えば道路工事に伴いましての水道管施設工事の関係で舗装復旧が絡んでくるわけですがけれども、そういった形で施工時期ですね、例えば、冬期間またぐですとか、そういった時期における工事においてはそういったことが見受けられまして、春先に対処している形なのですからけれども、そういったことのないよう、今後も十分、工事施工者に対して周知徹底したいというふうに思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） その件については、承知しましたけれども、それからもう1点、水道管の耐用年数とか、東中の倍本地区でやったような石綿管の入れかえ、ああいう石綿管のような、昔のそういう配管をしたところはほかにないのかどうか。

それから、水道管の耐用年数ですけれども、老化で漏水した場所もあるわけで、その間、去年もありましたね、おとしもあったように感じておりますけれども、断水されるわけで、それぞれの所管の方は適応された措置をとって、短い時間にまた水が流れるようにしてはいただいているのですけれども、やはり生活水ですので、そういうことも問題あるのかと思うので、この水道管の耐用年数はどのように判断しておられるのか。また、漏水した場合の対策についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 3番岩崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

石綿管関係につきましては、上水道関係につきましては、すべて更新済みという形で、布設替は終了してございます。

また、管の耐用年数の関係ですけれども、これにつきましては40年ということ言われてございます。

あと、そういった形で、事前に断水が起きないという形で、毎年漏水調査という形で調査しまして、早期発見という形で、大きくならないうちに、15年度におきましても9カ所の漏水箇所を発見しまして、事前に修理している状況でございます。ですから、なるべくこういった形で断水が起きないように、事前に対応をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 漏水についてお尋ねします。

この漏水のわかるのは有収率といったですかね、言葉ちょっと出てこないのですけれども、これのこの二、三年の状況はどういう状況にありますか、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐（佐川和正君） 4番梨澤委員さんの御質問にお答えしたいと思います。

平成12年度で82.2%、それから平成13年度におきましては82.5%、それから平成14年度におきましても82.5%。というのは、見えない部分というか、漏水ですね、管がもうかなり古くなってきておりますので、地下に潜っている部分というのは、大体1カ月3万トンで、大体36万トン年間出ているということで、大体80%前後が有収率ということだと思います。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 大体横ばいで、努力しているということで、わかりました。いずれにしても、しかし、この有収率を上げていくということだけは、それ念頭に置いてやっていっていかねばならないのかなというように思います。意見調整の関係で、ちょっとお聞きしたわけです。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 歳入の件について、ちょっとお伺いをいたします。

これはちょっといつも未収金の問題で、ちょっと忍びがたいのですが、平成15年の7月15日の監査委員意見書に出ているとおり、滞納者が249件、481万4,000円が残っておったのですけれども、その後どのような回収率になったのか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 5番小野委員の御質問にお答えいたします。

当初、15年度分の滞納繰越分につきましては、856万8,000円という形で調定させていただいております。その後、徴収に努めた結果、2月末現在で収入が385万1,357円ございまして、その徴収率につきましては44.5%ほどというこ

とになってございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 徴収率はそんなによくはなっていない状態で、御苦労なさっていると私は思いますが、これは以前から言われているのですけれども、とかく監査委員からも、悪質な者には給水停止をせよという意見書が出ているわけなのですよね。でも、御苦労なさって、集金にかなりお出でになっていることは聞いています。でも、これは集金しに行く問題ではなくて、自分の使ったものは納めなければならないことになっているのです。それで、いろいろと聞くと、支払いがこういうわけだからこうだったとか、ローンが残っているからこうだったとか、いろいろな御意見があったのだと。それはもう問題にならないと思うですよ。

それからまず、以前から指摘している営業者、早く言えば私たちのような営業者が、前回十七、八件あったのです。これらの回収率がどうなっているのか。こういう点は、もう給水をとめなさいということも言ったはずだし、そうしたら、課長は、やりますという、決算委員会にも言われた例があるのですよ。それで収納率というのは、それほど上がっていない。今そうしたら現在、営業趣旨を持っている方々が何件ぐらい滞納をしているのか、ちょっとその点をお知らせいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐（佐川和正君） 5番小野委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

現在、未収ですか、滞納をしている営業の方なのですが20名ほどおられます。そして、この方なのですが、一応分納という形で、一部分を納めていただいている関係で、停水まではできかねるということで、停水はしていないという状況でございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） ですから、17名が今度はまたふえているわけだ、これね。このふえているという状態を、いかにあるかと。私たち自分ながら、ちょっと恥をかいているのではないかなと。水を売っている商売なのです。私たちも行けば、水1杯が1,000円になるのです。その水の代金が払えないというのは、余りにもちょっと甘過ぎると思うのですよ。

だから、集金されている課長さんたちは大変だと思えますよ。おどかさされたとか、びっくりされたとかという御意見も、たまたま聞きます。こんなものに屈しないで、もし払わなかったら、何ぼ何でも払うだからということではなくて、もうぱったり切りま

すよと。これはこの条例の中にも、水道条例の中に29条があるのですから、これに徹底的にやる。少しなめくられているのではないかなという気がするのですよ。そして、飲み屋さんの前で何時間もお待ちになっているというの、私たちがいろいろ見かけます。こういうのはだめですから、もう徹底的にこれは回収率を上げなければ、一生懸命に払っている人が、何のためにお金をまじめな人は払っているかと。全部振り込みし、またやっている。

中には契約しても、実行をしていない人がいると思います。この人たちは徹底的にやってくださいよ。一たんこういうふうにして払うのだというお約束をしたのだよ、町長に対して。それすらも払っていない人もいると思います。これらはプライバシーの問題ですから、名前言いませんけれども、こういう方がいるのですから、そういうのはやっぱり徹底的に、おどかさず、おっかながらなくて、堂々として行って集金することを私は望んでやみません。そういうことですから、ひとつ今後やりますか、やらないか、もう一遍聞かせてください。

委員長（西村昭教君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） そういった滞納者については、一遍にという形で給水停止に至ることはできないのですけれども、そういった段階、催告ですとか、そういった段階踏んだ形で、それでなおかつだめな状態であれば、給水停止という形で対応させていただきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第8号の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、しばらくお待ちください。

これより、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より、補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

ございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これは事務長に聞いてもあれかなと思うのですけれども、事務長は大変苦労されていると思うのですよ。組織図を見ると、事務長あって看護師、それから医師、薬剤師というのが、切れているのですよね。ただ伝えるだけで、なかな

か指導ということには、議会でいろいろ言われていることを持って行って、こう指導的なことで言うのはなかなか難しいのではないかと思うのですよね。

それで、これ町長かと思うのですけれども、年に一度、決算委員会でもいいですから、院長が年に一度は議会に報告をするというようなことにはならないでしょうか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、病院の運営管理の責任者は院長でございますから、梨澤委員の御意見というのも理解できるわけでありますが、その反面また医療業務に携わっているという部分もございますので、そういった状況等々を見きわめながら、定例の議会ということではありませんけれども、特別委員会等々においては、時間的な部分があるとするならば、そういった部分も考慮しながら対応をしていきたいというように思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 気持ち、お話よくわかりました。

それで、私、教民のころはいろいろ研修して歩きまして、それで院長先生のお話なんかもお伺いしまして、院長おっしゃるには、やっぱり議会対策が一番大変だと。議会の方は、何言われるかわからんと。だけれども、勉強になりますということで、そこはやはりきちんと議会とコンタクトをとっているのですよね。過去、私たちのこの町では、ずっとありませんでしたから、本当に1年に1回でいいですから、お顔をお見せになって、そして報告というのはもう事務長がされてもいいのですけれども、議員の質問に対してお答えできるというような方向で、よろしくお願いをしたいというように思います。

委員長（西村昭教君） 答弁は要らないですか。他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 療養型の設置、増床という問題なのですが、前年度というか、予算等の組み方が行われようとしたのですが、結局、医師の体制が整わないという形の中で、断念したという経過があります。この療養型という点では、一定の収入も上げられて、病院経営にも多少なりとも介護の観点からもいいのだということなのですが、今後、この療養型の増床というのは、なかなかその医師の派遣との関係で、現時点では見通しが立たないという現状なのか。その点、医師の派遣等とあわせてお伺いしたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 9番米沢委員の介

護病床のいわゆる増床の関係でございます。

昨年、増床を予定しながら実施できなかったことにつきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。今後において、これらの病床の増床といったことではございますが、増床には届け出に当たって施設基準というのがございます。医師の100%の設置がなければならないと。このことについては、標準医師数については若干減少となってきておりますが、今現在において、近い将来、これらの医師が100%充足できるかと。非常に難しい実態にあるかと思えます。そんなことから、この増床については、その時点の医師の状況を見きわめながらといったことになるかと思えます。実施時期といたしましては、大分先になるのかなというようにことで、私自身は考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 先の話ということで伺っておきたいと思いますが、それで次に移らせていただきたいと思いますが、いわゆる女性の専用外来といかないまでも、対応できるような診療日を設定してはどうかということになります。専門ということになれば、それに対応した部屋だとかということも当然必要になるかというふうに思いますので、この点は、現状ではなかなか医師の当然対応等もどちらにしてもとられると思いますが、この点はどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 9番米沢委員の女性専用外来の設置でございます。これらにつきましても、過般、設置について意見をいただいたところでございます。このことにつきましては、私も院長にその旨、状況をお話をいたしております。その時点におきましては、女性の医師が直接かかわるといったような状況になることから、今現行においては、女性医師が1名おります。ただ、医大の医局の人事において、いつそういった状況になるかわからないというの、これ現実の問題でございます。そんなことから、即、御意見のある、女性の医師が女性の患者を診る女性外来については、現行においては即できないという状況にございまして、今後のその状況をさらに見なければならぬのかなと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 医師の問題でなのですが、現行で旭川医大から来ておられるあの医師が戻れるというような話も聞いておられるのですが、それは現実的にはないのか、その点伺っておきたいと思っております。

医師等の派遣等の関係では、旭川医大のいろいろな派遣、出張の問題で、大きな社会問題になりましたけれども、万が一なくなった場合、あるいは、すぐ対応できるような関係が日ごろからもつづられてはいると思うのですが、現状としては、なかなか今、新たに派遣医師という形になると難しい状況なのか、その点、すぐ対応できるのか。言って、すぐ向こうでもその枠を抱えているのかという、ちょっと現実的な話をお聞かせ願いたいと思います。

もう1点なのですが、医療機器の導入で、いわゆるベッドだとか、今回の浴槽の購入等がうたわれておりますが、ベッド等においても、いわゆる台は買ったけれども、いわゆるベッドと一緒に買うのはいいのですけれども、その一式を買わないものだから、結局ベッドの台は買うけれども、ベッドそのものはマットは別な、予算がないからという形の中で、やはり後から買うという形の中で、やっぱり統一したものが買われていないという中で、医療現場においては、なかなかやはり患者さんの状況が、診断だとか寝るだとかという点で大した不安な部分があるということを知っておりますので、予算との関係でもあるのかもしれませんが、なるべく統一したもの、あるいは、ばらばら買うというのではなくて、品質のある程度やっぱりきちんとしたものを購入して、やはり医療患者さんに対応できるような予算措置というのが必要だと思います。そういう意味で、予算がないというだけではなくて、あらかじめ計画も持っておられると思いますので、そういう現状というか、今どのような対応になっているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の常勤医の異動等の関係でございますが、平成16年度年度当初に向かったの医局等における医師の異動等はありません。ただ、あくまでも医局の人事によるところというようなことで、以後のことについては医局の状況というのがはかり知れないということから、ちょっと見通しは全く立たないところでございます。

そして、もし万が一、医局のいわゆる人事によって常勤医がかわるといったことにつきましては、病院としては基本的にその補充をしていただきたいと思いますようなことで考えておりました、もしそんなときには補充を強く要請をしていかなければならないし、していきたいと思っております。

そして2番目のベッド、いわゆるマット、一括の整備でございますが、御意見のとおりマットにつきましては、その傷みぐあいを見計らって更新をして

おるといのが実態でございます。そんなことから、御意見にありましたように、ベッドを新規に入れるときに、そのベッドにかかわるマットの更新についてどうなのかといったこと、このことについて、また検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 今の出張医の部分に関して、関連で質問をさせていただきますが、女性の専門、診てくれる日をつくると同様に、この財政の中で、小児科を設立するのは難しいとしても、旭川医大の方から出張医の方に小児科の専門の診てくれる医師を、月に2日程度でも結構なのですけれども、その辺を要請できることができないかどうか、ちょっと質問をいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 12番金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

旭川医大から、小児科の先生をと言ったようなことでございます。現行においては、当病院第3内科、そしてまた外科においては第1外科を中心に今すべてをゆだねておるとい実態でございます。そんなことから、新たなどころへの要請ということになるということから、もし要請をいたして、そしてまたそれが実現すると、非常に時間のかかる状況なのかなと思っております。

ただ、そのほかにも、週のうちに1度2度というのが、循環器系の医者の配置についてといったような現実、そんなようなお話、意見等もいただいております中において、そういったものも含めて、こういったことについてどうなのかと。その実現性はどうかといったようなことを検討をしていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 小児科の方は、なるべく一日も早い実現をお願いいたしまして、もう1点、今おっしゃっていただいた第1外科の方のことで、ちょっと病院内で耳にしたことでお聞きしたいのですが、今現状、来られている金子先生、外科の先生の退任に、その次の後任に当たりまして、今現在の病院内で行われている手術等々の問題で、やっぱりある程度大きな開腹手術等々が行われないと、なかなか次の外科の先生が来ていただけないという現状がありまして、しかし、外科の先生が来られなくなると救急指定が外れてしまって、非常に地域医療にとっては大きな問題となるということが懸念されますが、

そのことに関して継続的に、これから外科の先生が来られるような何らかの対処法を、具体的なものを何か持ってらっしゃるかどうかが、ちょっとお聞きいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 12番金子委員の御質問にお答えいたします。

外科医師による手術等の関係、ご存じのように、金子先生については、静脈瘤抜去術の権威といったような先生でございます。これまで多くの手術を、実績を上げてきております。こういった状況にある中で、旭川医大の第1外科においても、町における外科医師を派遣する意味合いというようなことについても十分理解をしていただいているところでございまして、そして病院におきましても、第1外科からの外科医師の派遣については、今後も引き続き強力をお願いをしていかなければならない状況になってございます。そんなことから、まず医師の常勤1人は確保といったことで、精力を注いでいかなければならないのかなと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 手当のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、この夜間勤務手当と夜間看護手当の違いをお知らせ願います。

委員長（西村昭教君） 病院事務次長。

町立病院事務次長（大場富蔵君） 夜間勤務手当と夜間看護手当の違いでございますが、夜間勤務につく看護師の午後10時以降午前5時までの間の勤務時間、仮眠等も深夜勤務につきまちはございますので、それを引いた部分を3時間と見込んで、そして看護手当を払っているものでございます。これは定額で払っております3,200円。もう一つは、個々の職員の給料の25%、これを夜間勤務手当ということで払っている、2本立てでございます。片一方は定額で、本当の深夜の勤務時間で、仮眠を引いた時間に対して定額で1時間3,200円でお支払いをしていると。もう一つは、夜間勤務に従事することに対して、給料の25%を手当として支給していると、この二つで深夜勤務に当たっている職員に支給しているものでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 何点かありますけれども、まず平成16年度の病院事業会計の予算説明書の中で、収入ということで、院内の投薬管理指導の

関係なのですが、とりあえず平成16年度の予算の見込み額はどのくらい計上されているかということでお知らせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

病棟における薬剤管理指導業務における収益といったことでございますが、1カ月30件、そして単価が3,500円、その12カ月分ということで、126万円予算計上をいたしてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） わかりました。それはまた来年の決算の段階で、事務長はおられないだろうと思っておりますけれども、またその段階でお尋ねをしたいと思います。

それから、次に2点目ですけれども、図書費ということで、一応15ページに80万円、参考図書ということで計上をされています。それで、ずっと経過を見ますと11年、12年、13年は大体45万円から49万円ぐらい。それから14年度は60万円、15年から16年が80万円ということで、確かにこれからお医者さん等も含めて、新たないろいろな形での時代の先取りということで、参考図書等が必要だということと、図書自体が特殊なあれですから、高額なということでは理解ができるのです。

それで、一応担当の先生方がこの図書をということでございましてけれども、その買った図書の後ですね、例えば三好先生が、これが欲しいということで購入していただいたと。しかし、今度は、先生がどちらへ行かれるときに、それはその本はそのまま置かれていくのか、先生が持っていかれるのかということで、ずっとあれしていけば、相当の書籍数になるのが実態ですけれども、それぞれ先生方の専門分野等もあるかと思いますので、三好先生が買った本が、大場先生が、おれはこれはというケースもあるとは思いますが、とりあえず、その保管状況がどうなって、それから先生がかかったときに、どういう形で処理をされているかということでお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

図書費80万円の予算措置につきましては、これまでの実績等、状況がそれぞれある中において、最大限予算措置をさせていただいているところでございます。

御質問の図書の購入におきましては、基本的に医師の要求により購入をいたしてございます。基本的

には、常勤医が活用する図書が主でございます。その図書においても、年月がたつことによって、またその先生の専門的な分野によって、その図書を必要とする度合いが変わってきます。そのときの医師の判断で、これはもう使わないよというものについては、器材庫の方にまとめて収納しておるという状況でございます。例えば旭川医大の出張医が来て、その本を持ち帰るといったもの、実態にはございません。あくまでも、うちの常勤医が活用する図書というようなことを基本に考えてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） そうしたら、基本的にお尋ねしますけれども、一応図書を購入したら、図書の台帳みたいなものはつくられておられているのかどうか。

それから私は、きのう図書室の関係でもあれしましたけれども、やはり蔵書数で、いつ購入、どうなっているという台帳があって、その先生が、例えば三好先生が旭川医大に帰られるなら、これはもう三好先生の専門分野の本だから、そのまま持っていかれても、ある面ではいたし方ない面が、僕はあるような気がするのですけれども、そのような管理状態が、どうきちんとされているかということで。

というのは、年間80万円、80万円、60万円、47万円、49万円、45万円ということで、医師のいろいろな形で時代の先取りをする関係で勉強をされるということでのとられることもあろうと思いますが、それらの維持管理の状況をちょっとお尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

図書の管理でございますが、基本的に院長室の書棚、また医局における書棚には考えてございまして、図書台帳といったものについては整備をいたしておりません。それが実態でございます。

仮に、中村委員の御質問にあるように、医局の先生が一時医局へ持ち帰ってそれを勉強するといったようなことも現実にあるのかもしれません。ただ、ちょっとその実態、状況はちょっと把握していないものですから、そんなときには台帳のその整理、管理といったようなものもしていかなければならないことも出てくるのかなというようなことで、御意見といったことで承らさせていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） そういうことで、できれ

ば台帳的なもので維持管理をするということに、ある面で町費であれしているということなので、お願いしたいと思います。

それから次に、15ページの18節委託料の関係です。たまたま12年、13年、14年の予算書を見ますと、この委託料の内訳が書かれていますね。ところが、15年度はなし、16年度はなしということで、ただ今回、町の予算書、一般会計の予算書を見ると、それらが全部委託料は、金額は書かれていて、従来は入札をするから出さないのだということだったのだけれども、今回はそういうふうに転換をしていて、あくまでもその範囲の中で、どう入札をするかということであれば、この病院の関係についても、言うならば役場の方針と逆な形で、15年度、16年度ないということなので、何かそ意図的なものがあるのかどうかというようなことで、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） ただいまの御意見、病院独自の意図的なもの、全くありません。これまで御意見ありましたように、入札執行等、随意契約も含めてするに当たって、その金額を伏せておったということがございます。その延長上にあるといったことでございます。

また、町の予算計上等の関係等もちょっと確認させていただきまして、今後の予算、資料の作成について反映をさせていきたいと思っています。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ここに日の丸上がっているのですよね。旗幟を鮮明にするという、普通の人には非常にわかりやすいことなのですよ。ただ、これから春闘の時期に入ってきて、赤旗、赤腕章というのは、自衛隊の奥さんなんか、何だろうなということで、嫌ですねと言うのですよ。それで、病院で赤腕章をつけたりしているのですよ。血の色ですからね、赤というのは。白衣に赤というのは、これはやっぱり余り気持ち、まして病院であると、気持ちよくないから。

それともう一つは、やっぱり余り旗幟を鮮明にしない方がいいですね。医療に携わる方々は旗幟を鮮明にしないで、もう天下万民皆さんにいい顔をして当たるということでもって、これからなのですよね、あれぶらさげるのが。その辺のところをどのように対処するのか、お考えを。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

このことにつきましては、職員組合の労働活動の



中において、これまで実施というか、行為があったところでございます。このことにつきましては、病院の職員について特にというようなことで御意見もあったところでございますが、この労働組合との関係もありますので、この辺総務課、町ともまた意見交換をさせていただきたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この辺が、事務長いろいろ苦勞するところの一つかと思えます。今、公務員改革というのをやっておりまして、この辺がまた入ってきているのですよ。ただやっぱり、医療に携わる方がそれを前面に出してくるというのは、いかがかなと。これ普通常識的に考えて、とれるのですよ。ですから、この辺のところは看護師、看護師長、総婦長とか、総師長というのですかね、そういう方々とか、やはりお話し合いになって、現場でああいうのを見て、赤いのをばっと見たとたん血圧が上がって、血圧計られて、あなたぐあい悪いですよという事は、これまたおかしな話ですから、その辺のところを話し合いでされて、何も労働者の権利を言うということは当たりいいのですからね。それはいいのですよ。たまたまやっていたことが反自衛隊的なことでもっての、あの赤旗、赤腕章というのをどっと見せられたものだから、わっということなのですよね。よその町では何でもないかもしれないのですね。だけれども、この町は自衛隊の家族が多いわけですよ。そういうこともありますから、その辺もお話しになって、この町はこういう町ですよ。教育長が、よく言うのですよ。この町は自衛隊の町だから、国旗国歌にしてもこうですよというようなことを言っているのだというのですけれども、その辺ははっきりと出してお話し合いをしていただきたいなというように思うのですけれども、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 4番梨澤委員の御意見、貴重な御意見ということで承らせていただきたいと思っております。院内における管理者会議等において、このことについても話題にしたいと思っております。

私、管理者といたしましても、そういう姿というのは現場にない方がいいといったことについては、そのとおりだと思っております。そんなことで、今後何らかの形で、院内において話題ということで取り上げて、対処できるものであればというようなことで考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今のにかかわってお伺い

いたしますが、労働者の権利としてそういうものがある、別に営業上支障がないということであれば、それは何でもないわけですから、別にそういう総務課だとか運営委員会にかけてというような趣旨のものでは私はないと思います。たまたま自衛隊が住んでいるということであって、自衛隊だってスト権認められていないというだけです。フランスやヨーロッパへ行けば、消防職員だって労働権を認められて、ILOだって、日本がこういうことで認められていないのはおかしいということ言われているわけですから、そういう部分のやっぱりきちりとした対応というのも、別に事務長さん責めるわけではありませんが、こういうものだということ、私訴えておきたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 答弁はいいですね。

わかりました。

他に、質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の議事日程につきましては、議案第2号から議案第9号までの各予算を一括して、2分科会に分かれて意見の取りまとめをいただき、その後、全体での意見調整と各会計の討論、並びに、表決の順で進めてまいりたいと存じます。

本日は意見調整ということで2分科会に分かれ、それぞれ分科長を選出していただき進めていただきたいと思えますが、これについて御異議ございませんか。（発言する者あり）

これから、日程を進むということになりますが、そのことで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

あと、事務局長に説明をいたさせます。

事務局長（北川雅一君） これからの日程でございますけれども、時間が早く終了をしたということで、これより各会計予算審議、意見の素案を、2分科会において意見の取りまとめをお願い申し上げたいと思えます。集約が終わり次第、予算特別委員長まで提出をお願い申し上げ、各分科会の取りまとめを行ってまいります。それで、会場につきましては、第1分科会は第2、第3会議室、それから、第2分科会は議員控室で行いたいというふうに思えます。その後、各分科会から意見素案が予算特別委員長に提出された段階で、正副予算特別委員長並びに分科長で意見のまとめをしたいというふうに考えてございます。

それで、明日は9時から開会をいたします。定刻までにお集まりいただきたいと思います。

明日は、意見の質疑、意見案の質疑を9時から開会をするという日程を進めたいと思いますので、そのことでお諮りをいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 今、事務局長の説明がございましたが、このとおり進めてよろしいでしょうか。よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないと認めます。

以上で、きょうの審議を終了をいたします。

これにて、散会いたします。

午前11時38分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月16日

予算特別委員長          西 村 昭 教

# 平成16年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成16年3月17日（水曜日） 午前9時00分開会

## 委員会付託案件

- 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成16年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成16年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成16年度上富良野町病院事業会計予算

## 出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	仲島 康行 君
委員	中村 有秀 君	委員	金子 益三 君
委員	村上 和子 君	委員	長谷川 徳行 君
委員	渡部 洋己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

## 欠席委員（0名）

## 早退委員（0名）

## 地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
総 務 課 長	田浦 孝道 君	企画調整課長	中澤 良隆 君
税 務 課 長	越智 章夫 君	町民生活課長	米田 末範 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	農業振興課長	小澤 誠一 君
道路河川課長	田中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣脇 和幸 君
会 計 課 長	高木 香代子 君	農業委員会事務局長	谷口 昭夫 君
管 理 課 長	上村 延 君	社会教育課長	尾崎 茂雄 君
特別養護老人ホーム所長	林下 和義 君	上下水道課長	早川 俊博 君
町立病院事務長	三好 稔 君		

関係する課長補佐、係長等

## 議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	菊池 哲雄 君
係 長	北川 徳幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。  
御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、予算特別委員会日程4日目の3項目目の審査意見報告より進めていただきたいと思っております。その後、全体での意見調整と各会計の討論並びに表決の順で進めてまいりたいと存じます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) これより、平成16年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) では、私の方から、予算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

まず一般会計でございます。一項目めといたしまして、行財政運営について。

番、町税及び使用料等は町の主要な一般財源であり、さらに収納率の向上を図り、不納欠損処理に当たっては慎重に対応されたい。

番、歳入財源の確保が厳しい中、国の動向を注視して、財源実態に見合った実施計画を示し、財政の健全化を図られたい。

番、職員については、行政運営に弊害の出ないよう計画的に採用されたい。

番、情報公開コーナーの充実を図られたい。

番、公用車両の効率的な運用を図られたい。

番、施設使用に伴う利用者負担の適正化を図られたい。

2項目め、行財政改革について。新計画策定に当たっては、新たな組織体制のもと、町民の意見を十分把握して、実効性が上がるよう配慮されたい。

3項目め、補助金等について。補助金負担金の交付に当たっては事業実績等を判断して、適正に助成されたい。

4項目め、委託業務について。公共施設等の委託方法と積算については、その内容等を十分精査されたい。

5項目め、福祉行政について。

番、保健福祉総合センターの運営については、その事業効果が確実に上がるように配慮されたい。

番、西保育所の運営に当たっては、町民の要望にこたえるように適切に指導をされたい。

6項目め、産業振興について。地産地消及び空き店舗対策等の振興を図り、産業の活性化に向けて積極的に取り組まれたい。

7項目め、教育環境の整備について。学校教育施設等については、次代を担う子供たちに対し、教育環境の充実を図るために、緊急性を認識した上で年次的に整備されたい。

続きまして、介護保険特別会計。1項目め、介護保険事業について。介護保険制度の一層の充実を図り、特に施設入所希望者が増高傾向にあることから、介護予防、在宅介護の推進を図られたい。

水道事業会計、1項目め、水道事業について。有収率の向上に、さらに努力されたい。

病院事業会計、一項目め、病院運営について。病院の健全運営にさらに努力し、今後の診療に対して医師の確保に万全を期されたい。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見素案について、御意見があれば伺いたいと思っております。

項目が多数ございますので、会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思っております。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

1点目、行財政運営について、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次に2点目、行財政改革について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次3番目、補助金等について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 4番目、委託業務について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 5番目、福祉行政について。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) これの西保育所の運営ということについて、これは3カ月の申し送り期間で、運営そのものはもう民間委託になりますから、運営について口出しするということにはならないのではないかと思いますので、これ町民の方々

はどうでしょうかね。

委員長（西村昭教君） 第2分科長、経緯ちょっと御説明をいただきたいと思います。

14番（長谷川徳行君） この西保育所の運営に当たったのことでございますが、運営は委託はしているのですけれども、それに対して、町民の要望に十分にこたえられるような指導をしていただきたいということで、こういうことになりました。

委員長（西村昭教君） 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 気持ちは十分わかるのですよね。事務局長、どんなものですかね。3カ月の申し送り期間中ということで、役場職員が入ってやるわけなのですかね。あとは、あちらがやるのですけれども、その辺についてどんなものですか。官僚としての考え方は。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 関連ですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 委託の趣旨というのは、保育に欠けるといふ子供たちを見てもらうと。確かに、指定管理者制度のもとで委託されました。しかし、そこには、この間の保護者との懇談会等における、やはり子供たちの安心、安全で保育ができるという趣旨の、給食から始まって先生の引き継ぎの問題、延長保育の問題含めて、そういった大きな問題抱えながら、今回委託という形で出発しました。そういう意味では、町においても、その旨を十分理解して指導し、内容もお互いに点検し合って、保育の質の向上を図るといふことを目的としておりますので、そういった点では十分な指導監督もできるということは変わっておりませんので、そういう意味から、今回こういう表現になりましたので、何ら問題ないというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 参考意見ということで、事務局長から。

事務局長（北川雅一君） 事務局段階では、一番最初にも民間委託というお話で今動いていますけれども、4月以降については、もう委託という業務は、もうその時点で締結されると。それ以降について、この西保育所については、あくまでも運営について、ある程度そういう形、助言なりを、運営に対してのその指導内容をきちんと図るべきでないかということで、とりあえず3月までであれば民間委託という、委託というだけのこの部分で展開はできるかと思うのですけれども、4月以降については、あくまでも運営に入りますので、その体制のことに対して、やっぱり指導体制を整えた方がいいのではないかというふうに判断いたします。

委員長（西村昭教君） 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 十分言っていることわかるのですよね。気がかりなことなのですよ。要するに、3カ月でもって申し送りをやってしまって、あと職員引き上げと思うのですよね。終わった後、そう言っていましたから。引き上げた後、その運営について云々ということは、あとはもう教育委員会通すのですかね、議会は。直接ということにならないのですね。

委員長（西村昭教君） ちょっと誤解されていると思うのですけれども、運営を委託するということで、教育的な側面の、いわゆる子供に対するいろいろ運営の中のあると思うのですけれども、それに任せてしまって、全く行政としては口を出せないということにはならないわけですし、それと先ほど米沢委員も言われておりましたとおり、父兄といろいろ懇談をした中で、いろいろな要望意見もありますので、それは当然、今の委託の段階で十分委託先側にも伝えているだろうし、当然、委託する側も十分それは配慮をして進めていくとは思っているのですけれども、やはりそういう中、行政として責任はやっぱりあるということで、運営の中にも、やはりそういうものをきちんと、父兄の意思を反映できるように、やはり指導的な立場というのは、町として必要だといふことの表現なので、そこら辺のところを御理解をいただきたいと思うのですけれども。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） その指導とか、そういうことでいいのかな。そういうこと、官が入るのは、何でも第三セクターね。第三セクターも、あんなのもうみんな手を引きなさいと、こう言っているのですよ。それで、そういう今、時代なのですかね。そういう時代で委託をしていて、3カ月たったら申し送り終わって、全部引き揚げますよと。

さらに、これは議会として議員個々とか、こうやって見ていくということは、これは大切なことなのですかね、町のことだから。それはわかるのですけれども、あといいのですかね。もうよろしければ、よろしいですよ。運営についても、こうやって表現していいということならば。私はちょっと疑問に感じたから、言っただけですね。

委員長（西村昭教君） わかりました。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 運営という、かなり幅が広がりますけれども、私の考え方としては、中央保育所と西保育所が、委託先が余りにも差ができるということになると、ちょっと問題があるかと思うのですね。だから同程度の、西保育所が中央保育所よりも程度が低くなったと、委託して。そういう傾向になれば、これは問題がありますけれども、そ

うでなければ問題ないのではないかというように思っています。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） この件につきましては、委託につきましてもいろいろとありました。それで委託したからといって、あとは行政では知らないよということにはならないと思います。

そこで、いろいろ保育のサービス等が低下しないかとか、いろいろ保護者の方からもいろいろ御心配がありまして、このたびこういうふうには高田幼稚園の方に委託することになったのですけれども、そういう保育の運営についてのということでありまして、私はこういう項目もあっていいのではないかと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、5番のは、このままでよろしいということで、御異議ございませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、6番の産業振興について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次、7番の教育環境の整備について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これで、一般会計の意見調整を終わります。

次に、一般会計全般でございませんね。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないと認めます。

次に、特別会計に移ります。

介護保険特別会計の1、介護保険事業について。これについて御意見ございますか。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、水道事業会計、水道事業について、有収率の向上にさらに努力をされたいと。これについても、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、病院事業会計、病院の運営について。これについても、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これで意見調整を終わります。

お諮りをいたします。

意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見

は、これで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいま調整のとおり決定いたしました。

これにて、平成16年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前 9時15分 休憩

午前 9時35分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者より、所信表明の申し出がございまして、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 大変御苦勞さまでございます。予算特別委員会委員の皆さん方には、大変重なる御審議を賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、予算特別委員長並びに副委員長さんから、皆様方が慎重審議されたこの予算に対する意見書をちょうだいいたしました。拝読させていただきましたが、皆様方がきょうまで御苦勞をいただいて審査いただいた、その総括的な御意見につきましては、私どもが執行者として考えていかなければならない課題を列記していただいて、意見書としてまとめていただいているところでございまして、私どもといたしましては、この意見書は当然にして、今後、行政執行の中で対応していかなければならない課題であるという認識をさせていただいているところでございます。

特に財政運営につきましては、審議の中でもお答えさせていただきましたように、非常に厳しい状況の中であって、継続した予算編成ができる、財政運営ができる、そういったシステムづくりをしていかなければならない。そのことによって、皆様方の御意見にありますように、行財政改革についての一層の対応を図っていく。そういうようなことも含めながら、皆様方が御提議いただきました意見書につきましては、ごもつともであると。私どもも、それを呈して行政執行をしていこうという認識をいたしております。

また加えて、予算特別委員会におきまして皆様方から承りました御意見につきましては、十分にそれらのことも斟酌しながら、今後の行政運営を図っていくということをお約束申し上げたいというように思うところであります。そういったことで、どうか

ひとつ皆様方には特段の御配慮を賜りまして、御提案させていただいております各予算につきましての御認定を賜りますことをお願いを申し上げまして、所信表明にかえさせていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

委員長（西村昭教君） これより、討論を行い、議案ごとに採決をいたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を行い、各議案ごとに起立により採決いたします。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、平成16年度の一般会計予算案に、反対の立場から討論するものであります。

今、国は国民に対する痛みを、財政難という形の中で押しつけてきております。この痛みの中身というのは、公平というよりも、国の一方的な財政の窮屈に陥った原因をただすことなく、今でもむだな公共事業等の予算を計上し、その財源のツケを国民に負担を強いるという形で今出てきております。

そういう中で、この間だけでも、老人医療費の改善、サラリーマン等における窓口保険料等の引き上げ、また年金給付等の削減、雇用保険等の削減など、税負担が軒並み国民に押しつけられるという形になって、国民の消費、支出が低下するというのも当然であります。今、国に求められているのは、この間の上富良野町の予算審議の中でも明らかになったように、税財源の移譲という形の中でも見られるように、交付税の削減分が、その間、税財源移譲という形で来ているのかということを見れば、必ずしも来ていないという状況が明らかになり、この点をとっても、地方財政を維持するという地方財政法にも違反するものであり、私はこの点においても、国や関係機関に速やかに地方行政が維持できるだけの交付税の削減をやめて、そして維持できるだけの財源の確保を要請すべきだと考えています。

また当町の予算においても、国にならった形の中で、住民に痛みを伴ってもらうという町長の執行方針に見られるように、国の方針に従ったものであるということが明らかであります。この間、質問でも明らかのように、この間、行政改革という形の中で、行政内部での一定の節約部分というのは評価できますが、しかし、まだ委託料の見直し等を初め、自前でできるものは自前でやる、あるいは町長車等

の、公用車等の廃止を即やるという点では、まだまだ不十分な点があります。

そして、同時に問われなければならないのは、この間、介護保険の利用促進という形の中で、利用者の負担軽減を図っていた、この制度の意義をないがしろにして、さらに介護利用者の負担を引き上げるということは明らかに問題があり、許されるものではありません。

さらに、保育行政の問題では、延長保育を民間にする西保育所だけに位置づけ、他の保育所には行わないという問題点も含んでおります。

また、人員管理の問題でも、必要な人員定数という点では、これから行政が維持できる分だけの必要な定数も維持しなければならないにもかかわらず、ただ行政改革という形の中で、定数だけを削減するというだけで、これからまちづくりをどういうふうに進めるのかという点でも、町長は、この点での方針を明らかにしていません。

また、今回から配置されるとする行政改革町民会議についても、今後、十分監視する必要があると、私は考えております。これは、町民に参加してもらって、町民とともに行政の内容を知ってもらって、これからまちづくりの方向をどう進めたらいいのか、どこを削減して、どういう財政づくりをしたらいいのかという点では、この趣旨には賛同できますが、しかし、この間の行政改革の中身を見れば、結局、町の姿勢をあいまいにしながら、また町長自身の議会に対する態度をはっきり示さないまま、ただ行政改革町民会議に、その内容を全面的に移行させるという点でも、大きな問題点があります。

本来、町長の責任というのは、この1万2,000人の町民の台所、そして企業、住民の福祉と暮らし、産業の発展を考えるのであれば、その方向性をきっちり示さなければならないにもかかわらず、この方向性がなかなか示されないという点でも、多くの問題点があります。

また、議会については、議会は町民の模範を示さなければならないにもかかわらず、今回の予算の中には海外視察の旅費が盛り込まれているという点では、大きな問題点があります。私は、この点でも再三再四、議会における海外視察の廃止、見直しを行って、その財源を住民に有効的に活用すべきだということを提案、主張してきました。そういう意味では、私は、今回の予算案というのは、まさに町民に痛みを伴ってもらう、それがもろに出た予算であり、同時に、町民に対する暮らしや福祉をどうするのかという立場からの、この方向性を持たない予算という立場から、私は、今回のこの一般会計の予算案に反対をするものであります。



委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、平成16年度上富良野町一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

国と地方の財政状況は、年を追うごとに、その厳しさを増すとともに、国と地方のあり方を見直すことを基本に、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の三位一体の改革が推進されるなど、地方自治体の将来に大きくかわる改革が進められる中において、真の地方分権型社会の実現を目指し、自己決定、自己責任のもと、スピーディな政策展開を進め、個性ある地域づくりに向けて創意工夫することが強く求められております。

しかし、現状はどうでしょう。三位一体改革は、地方交付税が大幅に削減される一方、税源移譲は小枠にとどまり、各自治体は財源不足から基金の取り崩しや利用料金、負担金での歳入増を図ったり、歳出削減を余儀なくされているのが実態であります。地方自治体が厳しい予算編成を迫られていることについて、全国知事会長の梶原岐阜県知事は、国は財政赤字を地方に押しつけているだけ、これでは三位一体どころか、三位ばらばらの改革だと強く批判し、今後同じことをやったら、地方から一揆が起ると話し、引き続き基幹税が地方への移譲を強く求めることを示しております。

この問題につきましては、全国町村会、また町村議会議長会等でも、この問題を積極的に取り組んでいく姿勢を持っていただきたいと思います。本町においても、国の三位一体の改革で地方交付税、国庫補助負担金による歳入額が大幅に削減されるなど、極めて深刻な事態を迎えたことを承知するものであります。

このような中で、当町の平成16年度一般会計予算案が提案されたところでありますが、一般会計においては、さきに示された健全財政維持方針、行財政実施計画に基づき、前年対比19.1%減の予算となっているところであります。行政課題等、町民の多様な要望を実現するための財源確保と歳出削減など、予算編成の苦勞のあとが感じられます。

平成16年度は、厳しい財政状況の中で、保健福祉総合センターの施設整備費と管理運営費、老人身障者センター改修費など、多額の財源投資が見込まれている状況にあり、一方では図書室の改修を中心とした公民館改修が平成17年度に先送りや、町民生活環境整備の削減・縮小等の町民の痛みが目につくところであります。

平成16年度の予算の内容を全般的に見たとき、

昨日までの特別委員会の審議でも数多くの意見が出されたように、農業振興、商業振興や生活環境整備等の予算が十分とは言えず、決して町民の皆さん方の期待を充足するものではありません。しかし、農業、商工業、観光、自衛隊を中心とする経済産業基盤の形成と、子育て支援センターなど少子高齢化社会の諸政策、生活環境整備など、限られた予算を効果的に生かす、可能な範囲での予算措置をされているものと判断するものであり、現在、本町の財政状況から見ると、やむを得ないものと理解するものであります。

また、行政組織機構の改革による体制を整え、現状と将来の展望を十分認識し、単なる予算額の執行でなく、職員の意識改革による郷土のまちづくりに、心を付加する気概を持って執行することを期待するところでございますが、財政運営においても極めて深刻な影響を受けることは必然であり、そのことを町民の皆様方に十分な情報提供と責任説明を果たすとともに、町民の声を聞く努力をされるとともに、健全財政維持方針の確立と、行財政改革に基づき、財政構造改革への財政に対する認識がなされていると判断するわけであります。

今後の行政及び予算執行に当たっては、財政構造そのものを抜本的に改革していくことを重視し、従来、予算特別委員会や決算特別委員会での意見審査が予算の編成及び執行に十分反映されていない点もありました。

今回提出されております4会計16項目の審査意見を十分踏まえた中で執行していただけるものと判断し、平成16年度上富良野町一般会計予算の私の賛成討論といたします。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号平成16年度上富良野町一般会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了

します。

これより、議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成16年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成16年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成16年度上富良野町水道事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（西村昭教君） これもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成16年度上富良野町病院事業会計予算の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立者多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

終了に当たりまして、一言私の方からお礼を申し上げたいと思います。4日間にわたる予算特別委員会ということで、議員各位には非常に協力的に、運営に協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、ことしは初の試みとして一問一答方式で進めるということで、その点につきましても御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

貴重な経験をさせていただきまして、これからの予算委員会の運営の参考になりましたことを非常に厚くお礼を申し上げます。また、あわせまして、理事者各位にも、親切丁寧に答弁と説明をいただきましたことも、あわせて厚くお礼を申し上げます。

16年度予算、各会計予算、すべて原案どおり可決したところでありますけれども、審議の経過の中で出されましたもろもろの意見、あるいは疑問点、あるいはまた積極的に進められるというような意見も出ました。そういう中、ひとつその一つ一つの言葉を大切に16年度予算の執行を進めていただければ、非常にありがたいと思うわけであります。

4日間、非常に長丁場になりましたが、皆様方の温かい御協力のもとに、大過なく進めさせて、終了をさせていただきましたことを厚くお礼申し上げます。一言委員長よりお礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御連絡申し上げます。

明3月18日は、今定例会の5日目でございます。開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前 9時59分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年3月17日

予算特別委員長            西村昭教